100	整理番号 ※事務処理用		201201	
	提案される医療技術名	抗MDA5抗体陽性皮膚	育筋炎に伴う急速進行性間質性肺炎に対する血漿交換療法	
申請団体名		日本アフェレシス学会		
主たる診療科(1つ)		10リウマチ内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	02呼吸器内科		
	MAE 7 GID MATTER ( E 2 OF C )	00なし		
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 2 年度	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	抗MDA5抗体陽性皮膚筋炎に伴う急速進行性間質性肺炎I	に対する血漿交換療法	
	追加のエビデンスの有無		有	
	診療報酬区分		J	
	診療報酬番号	J039		
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 — B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 — C 算定要件の拡大 (施設基準) 2 — A 点数の見直し (増点) 2 — B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択	
提案される医療技術の概要(200字以内) 文字数: 199		既存医療技術である血漿交換療法は神経疾患、消化器疾患、皮膚疾患、血液疾患、膠原病、腎臓疾患、移植領域といった各診療科にまたがる幅広 い難治性疾患に対しこれまでに保険算定が認められている治療であるが、近年、非常に予後が悪い治療抵抗性の抗MA5抗体陽性の皮膚筋炎に伴う 急速進行性間質性肺炎に対しても血漿交換療法の有用性が相次いで報告されている。このため、同疾患に対する保険適応算定要件の拡大を提案す る。		
ス子数: 199 再評価が必要な理由		あり、ひとたび急速進行性間質性肺炎を発症すると6ヶホート研究が策定しにくいという事情があるが、本症 のケースシリーズ報告とともに、歴史的対照群と比較しれている。このため日本アフェレシス学会作成の治療	炎は、ステロイド剤、免疫抑制剤の併用療法の有効性が報告されたがなおその予後は不良で 月以内に約25%の患者が死亡する。希少疾患であるためランダム化比較試験などの大規模コ 云対して免疫抑制療法に加えて血漿交換療法を併用することで良好な結果を得たという複数 したケースコントロール研究により血漿交換療法追加による同疾患の予後の改善効果が示さ ガイドラインにも本疾患に対する血漿交換療法の施行について弱い推奨との記載がなされ 疾患の予後をさらに改善することになると見込まれるため、本症に対する血漿交換療法の算	

## 【評価項目】

現行では血漿交換療法は、多発性骨髄腫、マクログロブリン血症、劇症肝炎、薬物中毒、重症筋無力症、悪性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、血栓性血小板減少性紫斑病、重度血液型不適合妊娠、術後肝不全、急性肝不全、多発性硬化症、慢性炎症性脱髄性多発根神経炎、ギラン・バレー症候群、天疱瘡、類天疱瘡、梨木珍味体育炎、溶血性尿毒症症候群、家族性高コレステロール血症、閉塞性動脈硬化症、中毒性表皮壊死症、川崎病、スティーヴンス・ジョンソン症候群者しくはインヒビターを有する血友病の患者、ABの血液型不適合間者しくは抗リンパ球抗体陽性の同種腎移植、ABの血液型不適合間者しくは抗リンパ球抗体陽性の同種腎移植、ABの血液型不適合間者しくは抗リンパ球抗体陽性の同種腎移植、ABの血液型不適合間者しくは抗リンパ球抗体陽性の同種腎移植、ABの血液型不適合間者しくは抗リンパ球抗体陽性の同種腎移植、MBの流水性慢性の型ウイルス肝炎といった各疾患に対し有用性が認められており、これまでに診療範囲区分・処置として保険適応算定に加えて頂くことを提案する。抗MDA5抗体陽性の無症候性皮膚筋炎との無筋症性皮膚筋炎の患者血清中に認められる疾患特異抗体の一つであり、特に急速進行性間質性肺炎に合併した急速進行性間質性肺炎に対する血漿交換療法も保険適応算定に加えて頂くことを提案する。抗MDA5抗体陽性皮膚筋炎と呼う急速性行性間質性肺炎は特に本邦をはじめとしたアジアにおいて合併率が高く、既存の集学的治療によっても予後が非常に悪かったことか非常に大きな問題となっていた。従前2年年年率が28、61ほどとされていたが、013年に大差ステロイドとともにシクロスポリン、シクロオスファミド静注を用いた治療法の有用性が報告され、2年生存率が75%へと改善したとされている (Nakashima R. Mimori T. Nihon Rinsho Meneki Gakkai Kaishi 2013:36:71-76)。しかしなお依然として、抗MDA5抗体陽性間質性肺炎は発症から6カ月で25%の患者が治療抵抗性を示し早期に死亡する予後不良な疾患である。多利併用免疫抑制療法に反応しない重策な抗励み抗体陽性間質性肺炎症のよう追加治療に関してこれでは表とするであったが、2013年以降や、東部大学、順天堂大学、完飾大学交換療法の保険療に関してこれでしたところであったが、2013年以降で、京都大学、京都大学、東衛大学、東京大学大学など本邦の様々な研究グルーブからそれぞれ単純血漿交換療法の有効性と予後の改善効果を示唆する報告がなされていた。近年も治療抵抗性の難治性症例における単純血漿交換療法の保険療法の保険適応追加を要望する。

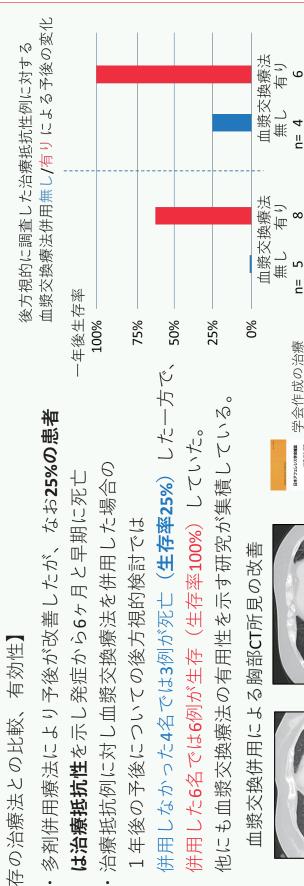
「抗MDA5抗体陽性の無症候性皮膚筋炎に合併した急速進行性間質性肺炎に対する血漿交換療法の保険適応追加を要望する。

「抗MDA5抗体陽性の無症候性皮膚筋炎に合併した急速進行性間質性肺炎に対する血漿交換療法の保険適応追加を要望する。

②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項  診療報酬区分(再掲)		血漿交換療法は適心分離法や膜分離法等により血漿と血漿以外とを分離し、二重濾過法、血漿吸着法等により分離した血漿から有害物質等を除去する療法(血液浄化法)であり、診療報酬点数の処置料J039、血漿交換療法の項目には「血漿交換療法は、多発性骨髄腫、マクログロブリン血症、劇症肝炎、薬物中毒、重症筋無力症、悪性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、血栓性血小板減少性紫斑病、重度血液型不適合妊娠、術後肝子全、急性肝不全、多発性受化症、慢性炎症性脱髄性多発根神経炎、ギラン・バレー症候群、天疱瘡、類天疱瘡、果状糸球体硬化症、抗糸球体基底膜抗体(抗风 BM 抗体)型急速進行性糸球体腎炎、抗白血球細胞質抗体(AN CA 型急速進行性糸球体腎炎、抗白血球細胞質抗体(AN CA 型急速進行性糸球体腎炎、抗白血球細胞質抗体(AN CA 型急速进行性糸球体腎炎、溶血性尿毒症症候群、家族性高コレステロール血症、閉塞性動脈硬化症、中毒性表皮壊死症、川崎病、スティーヴンス・ジョンゾン症候群若しくはインヒビターを有する血友病の患者、A B O 血液型不適合間若しくは抗リンパ球抗体陽性の同種腎移植、A B O 血液型不適合間若しくは抗リンパ球抗体陽性の同種腎移植、A B O 血液型不適合間若しくは抗リンパ球抗体陽性の同種腎移植、A B O 血液型不適合間若した。		
診療報酬番号(再		J039		
医療技術名	147	血漿交換療法		
应7水1×171 石		<b>―― 水 入 次 派 仏</b>		
治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム		抗脚A5抗体陽性の皮膚筋炎に伴う急速進行性間質性肺炎は従前は2年生存率が28.6%と非常に予後不良な疾患として知られていたが、大量ステロイド、シクロスポリン、シクロホスファミド静注の有用性報告により2年生存率が75%に改善した。それでもなお25%の患者においては治療抵抗性を示し、その場合は多くの例において発症から6ヶ月以内に死亡する。 しかし、強力な免疫抑制療法によっても低酸素血症への進行が抑制できない難治性疾患に対し血漿交換療法を追加した場合、従来療法を継続した歴史的対照群では、生存率0%(生存0名/5名)であったのに対し血漿交換追加群では生存率62.5%(生存5名/8名)であったという報告や(Shirakashi M, et al: Rheumatology(0xford)2020:59:3284-92)、従来群の生存率25%(生存1名/4名)であった一方で血漿交換追加群では生存率10%(生存6名/6名)であったという報告があり(Abe Y, et al: Rheumatology(0xford)2020:59:767-71)、本疾患において治療抵抗性の難治例に対する血漿交換療法の予後改善効果が示されている。		
	ガイドライン等での位置づけ	日本アフェレシスガイドライン(2021年発行、発行団体:日本アフェレシス学会)にはカテゴリーII (弱い推奨、弱いエピデンスの質) として「病態の重篤性を鑑みアフェレシスは可及的速やかに併用すべきである」と記載されている。この診療ガイドラインは診療ガイドラインはかにサールAGREE II を用いた自己点検により評価がなされており、このガイドラインの使用が推奨されている。なお本診療ガイドラインはMindsには掲載されていない。		
・ ④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		本邦において皮膚筋炎/多発筋炎患者のうち抗MDA5抗体が陽性である患者数は19~35%程とされ(Lupus.25(8):925-33,2016.)、その中で急速進行性間質性肺炎をきたす患者の割合は71%程とされる(Rheumatology (Oxford).56(9):1492-1497,2017)。平成29~今和元年度の医療受給者証保持者数の推移から皮膚筋炎/多発性筋炎の総患者数は491,400-23、200人、皮膚筋炎/多発性筋炎は1ほ同数であり、5年生存率が皮膚筋炎で50%、多発性筋炎で90%程であるとされていることから、皮膚筋炎の年間新規発症者数は約1,460-1,650人/年と推計される。このため、同疾患の中で抗MDA5抗体が陽性で(19~35%)急速進行性間質性肺炎を新規に発症し(71%)、かつ多剤免疫抑制療法によっても改善が認められずに(25%)血漿交換療法の追加施行が対象となる患者数は全国で約50-100名/年と推測される。		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	0A		
変化	見直し後の症例数 (人)	50~100人		
332020000000000000000000000000000000000		0 <u>0</u>		
年間実施回数の 見直し前の回数(回) 変化等 見まし後の思想(日)		450~1,500回		
	見直し後の回数(回)	4-00°1', 300@		
(5) 医療技術の成熟度 学会等における位置づけ 難易度 (専門性等)		血漿交換療法は本学会の認定制度が定める専門医、認定技士、認定施設によって全国的に施行されている。血漿交換療法は肝臓疾患、神経疾患、皮膚疾患、膠原病・リウマチ性疾患、血液疾患、循環器疾患、腎臓疾患など様々な難治性病態や急性期病態が適応となることから基本領域のみならず各専門領域(いわゆるサブスペシャリティ領域)の専門医を中心に本学会認定の専門医は構成され技術のみならず、疾患領域の専門的な知識を習得している。		
施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)		アフェレシス専用装置を有し、本学会が定める認定専門医ならびに認定技士が処置に携わることが望ましい		
要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	各科専門医を取得後、特にトレーニングを受けた指導医クラスの医師(医師免許取得後15年程度)1名、看護師1名、臨床工学技士1名		
に記載すること) その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)		アフェレシスマニュアル(日本アフェレシス学会編集) 日本アフェレシスガイドライン		
i ⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度				
	スクの内容と頻度	血漿交換療法の際に挿入するブラッドアクセス用ダブルルーメンカテーテル挿入の際の血腫や動脈穿刺などの合併症(0.3~1.6%)、同ブラッドアクセス用カテーテルの感染症(0.1%)、抗凝固剤による出血傾向(0.1%以下)、薬剤アレルギー(0.1~1%未満)、体外循環中の血圧等の血行動態悪化(頻度不明)が想定される。		
	妥当性	▼クセス用カテーテルの感染症(0.1%)、抗凝固剤による出血傾向(0.1%以下)、薬剤アレルギー(0.1~1%未満)、体外循環中の血圧等の血		
・副作用等のリンプ (問題点があれば)	妥当性	アクセス用カテーテルの感染症 (0.1%) 、抗凝固剤による出血傾向 (0.1%以下)、薬剤アレルギー (0.1~1%未満)、体外循環中の血圧等の血行動態悪化 (頻度不明)が想定される。		
・副作用等のリンプ (で)倫理性・社会的 (問題点があれば。 (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の)	妥当性 必ず記載)	アクセス用カテーテルの感染症 (0.1%) 、抗凝固剤による出血傾向 (0.1%以下)、薬剤アレルギー (0.1~1%未満)、体外循環中の血圧等の血行動態悪化 (頻度不明)が想定される。		
・副作用等のリンプ (では、対象の) (では、対象の)	妥当性 必ず記載) 見直し前	アクセス用カテーテルの感染症 (0.1%) 、抗凝固剤による出血傾向 (0.1%以下)、薬剤アレルギー (0.1~1%未満)、体外循環中の血圧等の血行動態悪化 (頻度不明) が想定される。 問題なし		
・副作用等のリンプ (で) 倫理性・社会的 (で)	妥当性 必ず記載) 見直し前 見直し後 その根拠	アクセス用カテーテルの感染症 (0.1%) 、抗凝固剤による出血傾向 (0.1%以下) 、薬剤アレルギー (0.1~1%未満) 、体外循環中の血圧等の血行動態悪化 (頻度不明) が想定される。 問題なし  0  4,200  他疾患の血漿交換療法の診療報酬点数に準拠		
・副作用等のリグ ⑦倫理性・社会的i (問題点があればが ⑧点数等見直しの場合	妥当性 必ず記載) 見直し前 見直し後 その根拠 区分	アクセス用カテーテルの感染症 (0.1%) 、抗凝固剤による出血傾向 (0.1%以下) 、薬剤アレルギー (0.1~1%未満) 、体外循環中の血圧等の血行動態悪化 (頻度不明) が想定される。  問題なし  0 4,200		
・副作用等のリンプ (計画 を) (記画	妥当性 必ず記載) 見直し前 見直し後 その根拠 区分 番号	アクセス用カテーテルの感染症 (0.1%) 、抗凝固剤による出血傾向 (0.1%以下) 、薬剤アレルギー (0.1~1%未満) 、体外循環中の血圧等の血行動態悪化 (頻度不明) が想定される。 問題なし  0  4,200  他疾患の血漿交換療法の診療報酬点数に準拠		
・副作用等のリンプ (問題点があれば) (問題点があれば) (問題点があれば) (別点数等見直しの場合 (別値) (別値) (別値) (別値) (別値) (別値) (別値) (別値)	妥当性 必ず記載) 見直し前 見直し後 その根拠 区分	アクセス用カテーテルの感染症 (0.1%) 、抗凝固剤による出血傾向 (0.1%以下) 、薬剤アレルギー (0.1~1%未満) 、体外循環中の血圧等の血行動態悪化 (頻度不明) が想定される。  問題なし  0 4,200  他疾患の血漿交換療法の診療報酬点数に準拠  区分をリストから選択 該当なし		

	プラスマイナス	增 (+)			
	予想影響額(円)	183.750.000~367.500.000 (円)			
⑩予想影響額	その根拠	血漿交換療法の本症 1 例当たりの施行件数は15回ほどと考えられる。診療報酬点数4200点のほか新鮮凍結血漿といった血液製剤、血漿交換用血漿 分離器などを用いた 1 回の治療あたりの医療費は合計245,000円程であるため、保険適応した場合の予想年間医療費: 245,000(円) ×年間50~100 名×15回≒1.84億~3.68億円となる。一方で、血漿交換療法を併用することで病態が改善し、結果として集中治療室に在室する日数が減少することが予想されるが、これについては減少すると予想される医療費の計算の基礎となるデータが報告されていないため、明確な金額を示すことができない。このため予想影響額を技術に係る予想年間医療費の水で表記した。			
	/#- <del></del>				
・		なしなし			
⑩その他		既に血漿交換療法(J-039)においては、血液中から血漿を分離することを目的として膜型血漿分離器(販売名:ブラズマフローOP 薬事承認 番号:16300BZZ00991000)が主に用いられている。本提案が認められた場合には血漿交換療法の際に同様の機器を用いることが想定される。			
① 当該申請団体以 団体名)、代表的	リ 外の関係学会(共同提案学会名、関連 1研究者等	日本呼吸器学会、日本リウマチ学会			
	1) 名称	膠原病・リウマチ性疾患におけるアフェレシスガイドラインの解説			
	2) 著者	草生 真規雄、田村 直人、山路 健			
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本アフェレシス学会雑誌、2019年、10月、38巻3号、196-219ページ			
①参考文献 1	4)概要	本邦初のアフェレシスガイドラインである日本アフェレシスガイドラインについての、ガイドライン作成委員による解説文である。抗MDA5抗体陽性皮膚筋炎に伴う急速進行性間質性肺炎に対する血漿交換療法について、その疾患の希少性ゆえにガイドライン作成に参照可能なランダムコントロール研究は存在していないものの、多くのケースシリーズ報告により有用性が明らかとなっていることから、同疾患に対する血漿交換療法の使用について「弱い推奨」として施行することを推奨している。			
	1) 名称	Efficacy of plasma exchange in anti-MDA5-positive dermatomyositis with interstitial lung disease under combined immunosuppressive treatment			
	2) 著者	Shirakashi M, Nakashima R, Tsuji H, Tanizawa K, Handa T, Hosono Y, Akizuki S, Murakami K, Hashimoto M, Yoshifuji H, Ohmura K, Mimori T.			
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Rheumatology (Oxford)、 2020年、 11月、59巻11号、3284-92ページ			
	4)概要	免疫抑制剤の併用療法をうけた抗MDA5抗体陽性皮膚筋炎に伴う急速進行性間質性肺炎症例をレトロスペクティブに検討。治療中に低酸素血症をきたした群(n=13)について、このうち8名に血漿交換療法を施行していた。血漿交換療法を施行した8名のうち5名については生存していたが、未実施であった5名は死亡しており、両グループの予後に有意に差を認めていた。難治性症例を予測し早期に血漿交換療法を併用することが肝要であるとしている。			
	1) 名称	Successful treatment of anti-MDA5 antibody-positive refractory interstitial lung disease with plasma exchange therapy			
	2) 著者	Abe Y, Kusaoi M, Tada K, Yamaji K, Tamura N.			
④参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Rheumatology (Oxford)、2020年、4月、59巻4号、767-771ページ			
( ) JAIM	4) 概要	2008年から2019年に新たに診断された抗MDA5抗体陽性皮膚筋炎に伴う急速進行性間質性肺炎患者28名のうち集中的な知免疫抑制療法に抵抗を示りた10名について、血漿交換療法をうけていた6名と血漿交換療法が施行されていなかった4名 (歴史的対照群として)の予後を比較。血漿交換を受けていた評の1年生存率は100%であったのに比較し、血漿交換を受けていた許の1年生存率は25%であった。両群には有意差をよとめており、治療抵抗性の同疾患患者に対しての血漿交換療法の有効性が示唆された。			
	1) 名称	Multicenter Prospective Study of the Efficacy and Safety of Combined Immunosuppressive Therapy With High-Dose Glucocorticoid, Tacrolimus, and Cyclophosphamide in Interstitial Lung Diseases Accompanied by Anti-Melanoma Differentiation-Associated Gene 5-Positive Dermatomyositis			
	2) 著者	Tsuji H. Nakashima R. Hosono Y. Imura Y. Yagita M. Yoshifuji H. Hirata S. Nojima T. Sugiyama E. Hatta K. Taguchi Y. Katayama M. Tanizawa K. Handa T. Uozumi R. Akizuki S. Murakami K. Hashimoto M. Tanaka M. Ohmura K. Mimori T.			
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Arthritis Rheumatol、2020年、3月、72巻3号、488-498ページ			
①参考文献 4	4)概要	抗MDA5抗体陽性皮膚筋炎に伴う急速進行性間質性肺炎の予後を調査した多施設共同研究である。2014年から2017年にかけて新たに発症し、前なプロトコールを用いて強力な免疫抑制療法を積極的に行った群 (n=29) と、免疫抑制剤を徐々にステップアップして投与していた以前の群 (n=15) を比較した。 強力に免疫抑制治療をおこなっていた群はステップアップ群と比較しより免疫抑制剤投与のタイミングがより早く、より血漿交換療法を受け合が高いとされたが、6か月生存率は積極治療群89%に対しステップアップ群33%と有意に積極治療群のほうが良好であった。また、血漿交換療法の能行が許可されていた積極的治療群29%、方面を受免疫の使用は92 と、同様の過かな免疫抑制剤がなされていたもの血漿交換療法に施行されないで治療がなされていた歴史的対照群15名との予後を比較すると、その生存率は6か月時点で積極的治療群で89%、群で71%、12か月時点では積極的治療群50%、対照群11%と有意差はついていないものの血漿交換療法を含めた積極治療群のほうが良好な成績をしていた。同疾患の間質性肺炎難治例においては血漿交換療法を併用することが有効であると考察されている。			
	1) 名称	Recommendations for the treatment of anti-melanoma differentiation-associated gene 5-positive dermatomyositis-associated rapidly progressive interstitial lung disease			
	2) 著者	Romero-Bueno F, Del Campo PD, Trallero-Araguás E, Ruiz-Rodríguez JC, Castellvi I, Rodríguez-Nieto MJ, Martínez-Becerra MJ, Sanchez-Pernaute O, Pinal-Fernandez I, Solanich X, Gono T, Gonzalez-Gay MA, Plana MN, Selva-O'Callaghan A, MEDRA5 (Spanish MDA Register) group.			
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Semin Arthritis Rheum、 2020年、8月、50巻4号、776-790ページ			
1999号 太郎 5	4) 概要	スペインの専門家パネルで構成された研究チームによる、レビューに基いて作成された抗MA5抗体陽性皮膚筋炎に伴う急速進行性間質性肺炎に関する治療についての提言。 2018年4月までに公開された英語、スペイン語、フランス語の論文について調査がなされている。 高用量ステロイド投与と免疫抑制剤の併用で加療を開始し治療導入に失敗した場合にはほかの免疫抑制剤への切り替えや追加を行うこと、救済措置として行う治療のひとつとして血漿交換療法うい追加することができると提言している。			

	日本アフェレシス学会		当性病態や				% 七 祖 伤 一 国 本 】 木 込 徳 丘 荘 村 屈 I 一 荘 + 7
申請学会名			引であり、現在29の難治性病態や				% 十 四 好 一 理 来 一 子 ?
中請技術名	抗MDA5抗体陽性の皮膚筋炎に伴う急速進行性間質性肺炎に対する血漿交換療法の有用性	五	分離した血漿から有害物質等を除去する療法(血液浄化法)であり、	急性期病態を呈する患者に適応		抗MDA5抗体陽性皮膚筋炎に伴う急速進行性間質性肺炎	【既存の治療法との比較、有効性】
提案番号(6桁)	201201	【技術の概要】	分離した	急性期病	【対象疾患】	抗MDA5	【既存の治療



【診療報酬上の取り扱い】4,200点

Abe Y, et al. 2020年

Shirakashi M, et al. 2020年

参考文献2

(2021) にも掲載

ガイドライン

n= 4

参考文献3

:他疾患の血漿交換療法の診療報酬点数に準拠

後

血漿交換併用

湿

血漿交換併用

	产派人们们画龙木目(内外外"个种人们们					
70.0	<b>圣理番号</b> ※事務処理用	201202				
提案される医療技術名		血漿交換療法(増点について)				
申請団体名		日本アフェレシス学会				
主たる診療科(1つ)		01内科				
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	13外科				
	MAE / SID MAIN ( 2 5 0 C )	00なし				
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			有			
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和2年度			
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	血漿交換療法(増点について)				
	追加のエビデンスの有無		無			
	診療報酬区分		J			
	診療報酬番号	J039				
再評価区分(複数選択可)		1 - A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 - B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 - C 算定要件の拡大 (施設基準) 2 - A 点数の見直し (増点) 2 - B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 (区)			
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 130		保険既収載処置である血漿交換療法は、難治性病態において病因因子を直接血中から除去することで病態の改善を図るという点で特異な治療であり、本邦が世界をリードする医療技術の一つでもある。現行の血漿交換療法の技術料は4,200点であるが、5,000点への増点を提案する				
文字数: 130 再評価が必要な理由		保険適応となる治療であり、施行に当たっては専門的	こつき)が5,000点から4,200点へ800点の減点となった。本療法は難病や難治性病態に対してな知識や経験を有する医師、看護師、臨床工学技士が関わり、高額な血漿交換装置を必要と果、現行の診療報酬点数は適正とは言い難く経済的損失を与える治療となっていることから			

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	社会医療診療行為別調査による血漿交換療法の回数は平成20年の診療報酬改定前の平成19年においては60,264回であったが、減点になって以降、平成20年で36,540回、平成21年で6,732回、平成22年で12,432回と激減している。平成28年は39,792回、平成29年は42,000回、平成30年は42,120回、令和元年は35,916回、と概ね40,000回程を維持しているものの、長期的なトレンドでは施行回数が減少しており、平成20年以降、医療機関にとって明らかに経済的損失となる本療法を全上控えたことによる結果と考えられる。そこで本学会においてタイムスタディを含む実態調査を行い医師、看護師、臨床工学技士などの人件費、血漿交換装置の償却費・修理費を基に技術料を算定した結果、1回の治療に63,197円の費用がかかるという結果となった。このほかに補助員や事務員の人件費や光熱費、家賃、医療材料消耗品費、廃棄費用などがかかることから費用計はたれを上との全額となる。外保建試案2020回流業第7,2版によれば人件費、処置室使用料、基本消耗品費、億運できない医療材料費用の費用計が65,188円であり、我々が実施したタイムステディを含む実態調査と大きな相違はない結果となっている。これらの結果を根拠に技術料を4,200点から5,000点への増点を提案する。		
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	血漿交換療法は遠心分離法や膜分離法等により血漿と血漿以外とを分離し、二重濾過法、血漿吸着法等により分離した血漿から有害物質等を除去する療法(血液浄化法)であり、劇症肝炎、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、血栓性血小板減少性紫斑病、抗糸球体基底膜抗体(抗GBM抗体)型急速進行性糸球体腎炎、天疱瘡、スティーヴンス・ジョンソン症候群などおおよそ30の難治性病態や急性期病態を呈する患者に適応がある医療技術である。算定要件は疾患ごとに定められている。		
診療報酬区分 (再掲)	J		
診療報酬番号 (再掲)	J039		
医療技術名	血漿交換療法		

③再評価の根	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	実態調査に基づいた血漿交換療法の経費は現行点数の4,200点より高く、現状では本療法を行う医療機関にとって経済的損失となっている。		
拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載なし(右欄にガイドライン等 の改訂の見込み等を記載する。)		
		本学会で行ったアンケート調査 (日本アフェレシス学会誌 24(1): 110-116, 2005)の結果、調査対象1702症例に12779回実施されており1症例当たりの実施回数を7.5回と推定して前述の年間施行件数より年間対象患者数を算出した		
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	5, 600 5, 600		
年間実施回数の 変化等	<u>見直し後の症例数(人)</u> 見直し前の回数(回)	42,000		
	見直し後の回数(回)	42, 000		
見直し後の回数(回) (5)医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		本学会の認定制度が定める専門医、認定技士、認定施設によって技術や知識の普及に努めている。血漿交換療法には単純血漿交換、二重濾過血漿交換、血漿吸着などの技術があり、肝臓疾患、神経疾患、皮膚疾患、膨原病・リウマチ性疾患、血液疾患、循環器疾患、腎臓疾患など様々な難治性病態や急性期病態が適応となることから基本領域のみならず各専門領域(いわゆるサブスペシャリティ領域)の専門医を中心に本学会認定の専門医は構成され技術のみならず、疾患領域の専門的な知識を習得している。		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	アフェレシス専用装置を有し、本学会が定める認定専門医ならびに認定技士が処置に携わることが望ましい		
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	各科専門医を取得後、特にトレーニングを受けた指導医クラスの医師(医師免許取得後15年程度)1名、看護師1名、臨床工学技士1名		
に記載すること)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	アフェレシスマニュアル(日本アフェレシス学会編集) 日本アフェレシスガイドライン(日本アフェレシス学会編集)		
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		安全性に影響は及ぼさない		
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		問題なし		
	見直し前	4, 200		
⑧点数等見直し	見直し後	5, 000		
の場合	その根拠	実態調査に基づいた血漿交換療法の経費は現行点数の4,200点より高く、現状では本療法を行う医療機関にとって経済的損失となっている。		
9関連して減点	区分	区分をリストから選択 該当なし		
や削除が可能と	番号 技術名			
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	<u>-</u>		
	プラスマイナス	增 (+)		
⑩予想影響額	予想影響額(円)	312, 144, 000		
その根拠 		医療診療行為別調査によると該当技術は過去2年間の年平均で39,018回施行されている。増点した場合の年間医療費: 50,000-42,000 (円) × 39,018 = 3.12億円となり、概ね3億円の増額となる。 特になし		
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		特になし		
⑩その他		特になし		
⑬当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等		特になし		

	1) 名称	アフェレシス技術の現状と大要			
	2) 著者	渋谷 統寿、日本アフェレシス学会学会編集			
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	クリニカルエンジニアリング別冊アフェレシスマニュアル改定第3版、2010年、11月、別冊号、19-28ページ			
①参考文献 1	4) 概要	血漿交換療法は難治性病態や急性病態などの重症病態に行われる治療であり保険適応としてはおおよそ30疾患におよぶ。熟練した医師、看護師 臨床工学技士によって行えば比較的安全な治療ではあるが体外循環療法(血液浄化療法)であり治療前の血漿分離器・血漿成分分面器の選択、診 置への装着、ブライミング、治療条件や操作条件の設定、抗凝固剤の選択、投与量設定、治療中の患者の状態はもちろんのこと、その他、数多 の項目(血流ポンプ速度、血漿分離ポンプ速度、各種圧力センサーのモニタリング、抗凝固剤注入量、血漿処理量、パスキュラーアクセスなど) を確認しながら治療を行い、治療中のトラブル対応ができることも必要であり熟練したチームで治療にあたる。			
	1) 名称	外保連試案2020 第2編 処置試案 [第7.2版]			
	2) 著者	一般社団法人 外科系学会社会保険委員会連合 編			
①参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	外保連試案2020 手術・処置・生体検査・麻酔・内視鏡試案、2020年、1月、医学通信社、267-341ページ			
W P 17 A MIN E	4) 概要	第2編処置試案 第2節 原資と試算 「1. 処置直接経費について」に記載されている図表3「処置試案 第1.2版 適応人件費」を参照。また、処置 の行為別診療報酬額の 【28 輸血・他】では、血漿交換療法は技術度区分Cに分類され基本領域の各科専門医程度が行う処置行為(医師免許取得後10年程度)とされている。これによる適応人件費は図表3「処置試案 第7.2版 適応人件費」によると時間当たり医師 42,150円、協力看護師 2,930円、協力技士 2,710円である。処置に必要な人員は医師・名×40分、看護師・名×90分、技士1名×140分であり人件費は38,818円、処置室使 用料25,410円、医療材料・消耗品960円、基本機器以外の特殊機器使用料14,505円で費用計は65,188円である。			
	1) 名称	アフェレシスの現状 (2002年分調査結果より)			
	2) 著者	谷 徹、面川 進、高 昌星、澤田康史、高森建二、峰島三千男、村林 俊、横山 仁			
①金老立村 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本アフェレシス学会誌、2005年、1月、24巻1号、110-116ページ			
⑪参考文献3	4)概要	全国134施設を対象に行った大規模なアンケート調査を集計した結果である。調査項目は対象疾患、症例数、施行件数、施行方法、使用機器、血 漿分離膜、血漿成分分離器、血漿成分吸着器、置換液・補充液、抗凝固剤、併用薬剤、治療効果、副作用(種類、回数、時期、原因)などであっ た。調査対象1702症例に12779回実施されており1症例当たりの実施回数を7.5回と推定された。			
	1) 名称	特になし			
	2) 著者	特になし			
14参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし			
	4) 概要	特になし			
	1) 名称	特になし			
	2) 著者	特になし			
①参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし			
	4) 概要	特になし			

		概要図書式
提案番号(6桁)	申請技術名	申請学会名
201202	血漿交換療法(増点について)	日本アフェレシス学会

## 【技術の概要】血漿交換療法とは

ر الد ドする医療技術の 難治性病態において 病因因子を**直接血中から除去**することで病態の改善を図る 点で特異な治療であり、本邦が世界をリー 保険既収載処置である血漿交換療法は、 10

しでもある。



**山漿交換療法** 

【対象疾患】 現在29の難治性病態や急性期病態が対象

4,200点

診療報酬上の取り扱い】

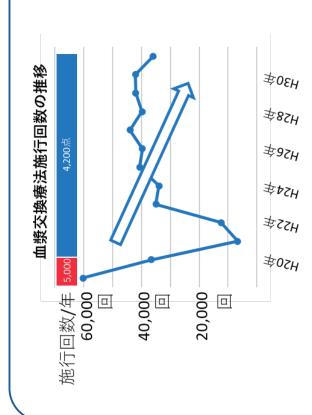
## • 人件費 医医10 医中下兴+

- 医師1名、看護師1名、臨床工学技師1名
- 血漿交換装置償却費、修理費以對無過

,光熱費、消耗品費、廃棄費用等.

 $= 63,197 \square + \alpha$ 

【ご参考:外保連試案2020 第2編 処置試案 [第2.7版]】 血漿交換療法:技術度区分C(基本人件費 医師 42,150円、 協力看護士 2,930円、協力技師 2,710円) 必要人員は医師1名×40分、看護士1名×90分、技師1名×140分= 人件費38,818円。処置室使用料25,410円、医療材料・消耗費960円、 特殊機器使用料14,505円で費用計は 65,188円 である



・H20年の診療報酬改定減点を機に施行回数 がダウントレンドに

整理番号 ※事務処理用		201203	
提案される医療技術名	ABO血液型不適合間の同種腎	移植又はリンパ球抗体陽性の同種腎移植に対する単純血漿交換	
申請団体名		日本アフェレシス学会	
主たる診療科(1つ)	24泌尿器科		
提案される医療 技術が関係する 診療科 関連する診療科 (2つまで)	05腎臓内科		
大陸 するログルコイ(と ) かし)	00なし		
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		無	
過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する 提案当時の医療技術名	-		
追加のエビデンスの有無		有無をリストから選択	
診療報酬区分		J	
診療報酬番号	J039		
	1-A 算定要件の拡大(適応疾患等の拡大)	0	
	1-B 算定要件の拡大(施設基準)	該当する場合、リストから○を選択	
	1-C 算定要件の拡大(回数制限)	該当する場合、リストから○を選択	
	2 - A 点数の見直し(増点)	該当する場合、リストから○を選択	
	2-B 点数の見直し(減点)	該当する場合、リストから○を選択	
再評価区分 (複数選択可)	3 項目設定の見直し	該当する場合、リストから○を選択	
	4 保険収載の廃止	該当する場合、リストから○を選択	
	5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから○を選択	
	6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから○を選択	
	「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	DIE 7 0 MIN 7 7 MIN 9 0 CZZ	
提案される医療技術の概要 (200字以内)		らるいはリンパ球抗体陽性の移植を行う場合に、適用となっている二重濾過法以外にも、 血漿を補充液として使用する単純血漿交換も適用されるよう提案します.	
文字数: 122	同時的例が出血は日が重められています。		
再評価が必要な理由	はリンパ球抗体陽性の移植を行う場合に,原因抗体のめ,血液製剤使用の観点からは好ましい治療法です. ミン溶液しか使用できないため,凝固因子の高度な低	お移植が広く行われています。同種腎移植。同種肝移植におけるABO血液型不適合。あるい除去のため行われる二重濾過法では、補充するアルブミン量を減量することができるたしかし、この治療では、凝固因子が広範に除去されます。一方、補充液としては、アルブ下をきたします。このため、二重濾過法のみで行った場合には、周術期に出血性合併症を充液として使用する単純血漿交換では、凝固因子が補充可能であるため、ほぼ正常まで凝の結果、出血リスクの低減につながります。	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	現状で唯一の適応となっている二重濾過法では、従来、数多くの検討で、凝固因子の除去・低下の報告がなされてきています、慢性疾患に対する血漿交換療法では、凝固因子が除去されたとしても、次回の治療までには回復すること、また凝固因子製剤の補充が有効であることが報告されています。しかし、同種腎移植・同種肝移植においては、周術期の出血を増加させるリスクが存在する、新鮮凍結血漿を補充液として使用する単純血漿交換では、二重濾過法により減少した凝固因子の補充が可能となる。一方で、二重濾過法を行うことは、アルブミン使用量を約半分に減量することが可能であり、血液行政の観点からは望ましい治療法である。		
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	- 同種腎移植、同種肝移植(ABO血液型不適合あるいはリンパ球抗体陽性) - 血漿交換療法 - 4,200点、二重濾過法に限る.		
診療報酬区分 (再掲)	J		
診療報酬番号(再掲)	J039		
医療技術名	血漿交換療法		

<ul><li>③当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等</li></ul>		日本臨床腎移植学会			
⑫その他		なし			
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		なし			
⑩予想影響額	プラスマイナス 増 (+)  予想影響額 (円) 68,500,000円  その根拠 上記二重濾過法と単純血漿交換との差額に年間施行件数400件を乗じた数  備者 出血性合併症による手術時間の延長、再手術等の費用は加味されていない。				
技術(当該医療技術を含む)	具体的な内容	治療件数自体は変化がないが、二重濾過法から単純血漿交換に治療法が変更となる患者が存在する.			
<ul><li>⑨関連して減点</li><li>や削除が可能と</li><li>考えられる医療</li></ul>	番号 技術名	-			
⑧点数等見直しの場合	見直し前見直し後その根拠	血漿交換療法(4200点), 血漿交換用血漿分離器(30,20 血漿交換療法(4200点), 血漿交換用血漿分離器(30,20 この場合想定される血漿交換療法ではアルブミンを使 区分をリストから選択			
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば	ば必ず記載)	特になし			
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		血漿交換療法のリスクについての正確な頻度は明らか 鮮凍結血漿に対するアレルギーの発生はみられる.	nではないが、アルブミン溶液ではなく、新鮮凍結血漿を補充液として使用することで、新		
٤)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	日本アフェレシス学会では、全国約100施設の認定施	設が存在する. また、臀移植を行っている施設は2018年には140施設が存在した.		
要と考えられる	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	血漿交換を熟知した医師(日本アフェレシス学会認定	専門医が望ましい),看護師,臨床工学技士の3職種で治療が行われる.		
・施設基準	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	※尿器科、移植科など生体腎移植を行う診療科に入院 う。	こした患者を、血液浄化療法部、腎臓内科など血液浄化療法を行う科で実際の血漿交換を行		
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	る位置づけ		をも広く中心的に行われている治療であり、医療技術は成熟しており、移植施行施設でア は易度は高くはない、一方、実際の施行にあたっては、臨床工学技士の存在は必須であり、		
変化等	見直し後の回数(回)	500			
	見直し前の回数(回)	100			
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数 (人) 見直し後の症例数 (人)	100			
④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		2018年の臨床腎移植学会の集計では、ABO不適合生体 施設が存在する。さらに、腎移植後の抗体関連拒絶の	腎移植は396件の施行件数がみられた.現状でも,一部施設では単純血漿交換を行っている 件数を含め500件と見積もった.		
③再評価の根 拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり (右欄に詳細を記載する。)	二重濾過法は、我が国独自の方法であり、米国アフェレシス学会のガイドラインにおい は、単純血漿交換に相当する治療的血漿交換が、ABO不適合生体肝移植、ABO不適合生体 移植とも第一選択の治療(カテゴリーI)として挙げられている。また、現在策定中の日本 アフェレシス学会のガイドラインでは、二重濾過法と単純血漿交換が同列に第一選択の治療として挙げられている。		
	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期 予後等のアウトカム	長期 データなし			

	1) 名称	Guidelines on the Use of Therapeutic Apheresis in Clinical Practice - Evidence-Based Approach from the Writing Committee of the American Society for Apheresis: The Eighth Special Issue		
	2) 著者	Padmanabhan A, Connelly-Smith L, Aqui N, et al.		
④参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Journal of Clinical Apheresis, 2019 Jun; 34(3): 171 - 345.		
	4) 概要	・ 米国アフェレシス学会が定期的に刊行しているガイドライン. ABO不適合肝移植, ABO不適合腎移植における血漿交換は第一選択の治療法(カテ  ゴリ1)に分類されている.		
	1) 名称	日本アフェレシス学会ガイドライン		
	2)著者	日本アフェレシス学会編		
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本アフェレシス学会雑誌, 2021, in press.		
	4)概要	日本アフェレシス学会が策定した,治療アフェレシスに関するガイドライン.移植前の血漿交換については,二重濾過法と同様に推奨されて る.		
	1) 名称	The effect of different apheresis modalities on coagulation factor XIII level during antibody removal in ABO-blood type incompatible living related renal transplantation		
	2)著者	Hanafusa N, Hamasaki Y, Kawarasaki H, et al.		
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Transfus Apher Sci 2013 Oct; 49(2): 254 - 8.		
	4)概要	ABO不適合生体腎移植前の二重濾過法での血漿交換で,高度の凝固因子の低下を認め,出血性合併症を認めた症例と,新鮮凍結血漿を補充液 して使用した単純血漿交換で凝固因子の回復を認め,合併症もみられなかったとするケースシリーズ報告.		
	1) 名称	Double filtration plasmapheresis can decrease factor XIII Activity.		
	2) 著者	Hanafusa N, Kondo Y, Suzuki M, et al.		
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Ther Apher Dial 2007 Jun; 11(3): 165 - 170.		
	4)概要	二重濾過法での血漿交換では、高度の凝固因子の低下が見られるとするケースシリーズ報告.		
	1) 名称	How can we minimize bleeding complications in ABO - incompatible kidney transplant recipients?		
⑭参考文献 5	2)著者	Ohdan H		
	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	Transplant Int 2015 Jan: 28(1): 22 - 24.		
	4) 概要	参考文献3の結果を支持する移植医からのコメント.		

申請学会名	日本アフェレシス学会
申請技術名	ABO血液型不適合間の同種腎移植又はリンパ球抗体陽性の同種腎移植に対する単純血漿交換
提案番号(6桁)	201203

図書式

画

新鮮凍結血漿を補充液として使用することで凝 凝固因子の低下に 抗体除去(脱感作)のため血漿 交換療法が第一選択の治療の一つとして行われる.現在は二重濾過法のみが保険適用であるが, ドナーに対する抗体が存在する生体肝移植・生体腎移植においては、 一方, 単純 曲 漿 交換 では, 伴う出血性合併症のリスクが存在する. 固因子が補充可能である. 【技術の概要】

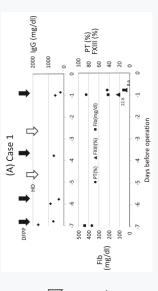
【対象疾患】ABO不適合あるいは抗リンパ球抗体陽性の生体肝移植および生体腎移植

既存の治療法との比較、有効性】

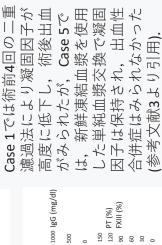
- ・ドナー数の制約から, ABO不適合移植は増加している
- 生体腎移植・生体肝移植における脱感作は,海外(米国 中)のガイドラインとも,血漿交換が第一選択の治療とし 新河 アフェレシス学会),国内(日本アフェレシス学会, て挙げられている
  - 凝田 合併症がみられなかったことが 重濾過法において, 高度な凝固因子の低下 重濾過法と単純血漿交換法を比較したケースシリ 出血性合併症が生じたが,単純血漿交換では, 因子の低下はみられず, されている . 計 づ #1







(E) Case 5



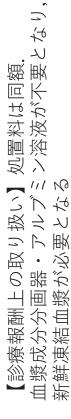
150 120 PT (%) 90 FXIII (%)

5 -4 -3 -2 Days before operation

100

200

Fib (mg/dl)



整理番号 ※事務処理用		202201		
提案される医療技術名		依存症集団療法1・2における専従者要件の拡大(公認心理師の追加)		
	申請団体名	1	日本アルコール・アディクション医学会	
	主たる診療科(1つ)	21精神科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	00なし		
		00なし		
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	-		
	追加のエビデンスの有無	有無をリストから選択		
	診療報酬区分	ı		
	診療報酬番号	006-2		
再	評価区分(複数選択可)	1 — A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 — B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 — C 算定要件の拡大 (回数制限) 2 — A 点数の見直し (増点) 2 — B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択	
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 73		薬物の使用、もしくは、ギャンブルの実施を患者自らコントロールする手法等の習得を図るための指導を、認知行動療法の手法を活用した集団療 法を用いて行う。		
再評価が必要な理由		依存症集団療法の専従者として、公認心理師を追加することを要望する。具体的には、依存症集団療法「1」および「2」の算定要件「ア」における専従者を、現在の「このうち1人以上は、当該療法の実施時間において専従する精神科医、看護師又は作業療法士」から、「このうち1人以上は、当該療法の実施時間において専従する精神科医、看護師又は作業療法士」から、「このうち1人以上は、当該療法の実施時間において専従する精神科医、程護師のよれた第2人の主義が自己を要望する。今日、精神科医機関の人員配置では、精神科医は外来診療などに忙殺されており、看護師の大半は病様配置されている。外来担当看護師の数は少なく、精神科医の診療補助業務で手一杯となっており、依存症集団療法に関与する人的余裕がない。作業療法士については、医療機関での採用人員は少なく、心理士のように、認知行動療法の手法を活用した集団療法の経験者も少ない。 こうした事情から、病様配属となっていない心理士は、現在、依存症集団療法の実質的な担い手としている精神科医療機関が多いが、現状の専従者に関する要件では、診療報酬算定できない状況となっている。心理士という職種が持つ技術を正当に評価し、現在の実施実態に適合した専従要件の変更は、依存症治療・回復支援を推進するうえでも必要である。		

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	依存症集団療法1の根拠となっている研究班「平成22~24年度厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業「薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究」、ならびに、依存症集団療法2の根拠となっている研究班「平成28~30年度日本医療研究開発機構障害者対策総合研究開発事業「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究」にいずれにおいても、多くの心理士が研究活動に参加し、治療プログラムの開発および効果検証に多大な貢献をしてきた。さらには、依存症集団療法算定要件取得のための研修会においても、講師としても多くの心理士が登壇している現実がある(これは、依存症集団療法が認知行動療法の手法を活用しているという性質上、当然であろう)。以上のように、専従者の要件を公認心理師に拡大する根拠は十分にあり、逆に、看護師と作業療法士を含めながら、公認心理師を排除する理由が見つからない。	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	対象患者: 1 薬物(覚せい剤、麻薬、大麻、危険ドラッグ)依存症に罹患する通院患者 2 ギャンブル依存症通院患者 医療内容: 1 薬物の使用を患者自らコントロールする手法等の習得を図るための指導を行う。 2 ギャンブルの実施を患者自らコントロールする手法等の習得を図るための指導を行う。 2 ギャンブルの実施を患者自らコントロールする手法等の習得を図るための指導を行う。 (点数)1340点、2300点 (実施者) 1340点、2300点 (実施者) 精神科医又は精神科医の指示を受けた看護師、作業療法士、精神保健福祉士若しくは公認心理師で構成される2人以上の者。なお、このうち 1人以上は、当該療法の実施時間において専従する精神科医、看護師又は作業療法士(いずれも適切な研修を修了した者に限る)であること。 (実施条件)  : 1回に20人に限り、90分以上実施する。治療開始日から起算して2年を限度として、週1回かつ計24回に限り算定できる。2: 1回に10人に限り、60分以上実施すること。 治療日から起算して3月を限度として、2週間に1回に限り算定する。	
診療報酬区分 (再掲)	I	
診療報酬番号 (再掲)	006-2	
医療技術名	依存症集団療法	

	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	根拠となっている厚労科研およびAMEDの効果検証研究において、プログラム実施者の多くは心理士であった。したがって、依存症集団療法という 診療報酬項目の根拠自体が、そのまま専従者として心理士を追加する、という再評価を支持する根拠である。
③再評価の根 拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	「平成22~24年度厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業「薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究」、ならびに、依存症集団療法2の根拠となっている研究班「平成28~30年度日本医療研究開発機構障害者対策総合研究開発事業「ギャンプル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究」では、明確なガイドラインは作っていないが、依存症集団療法資産要件取得のための研修会においても、講師としても多くの心理士が登壇しているという現実が、ガイドライン以上に再評価の必要性を根拠づけるものと考えられる。
④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		現在、依存症集回療法の実質的な担い手として心理士が担当している精神科医療機関が少なくないが、そのような医療機関では、現状の専従者に関する要件では診療報酬算定できないために、「外来集団療法」や「ショートケア」など、他の項目で診療報酬の覚定をしたり、あるいは、同日に実施した精神科医による通院精神療法の算定のみとするなどの対応を行っている。しかし、いずれも診療の実態を正確に反映しているとはいえないことから、「依存症集団療法」として算定すべきである。もしもこれらを依存症集団療法として算定した場合、同療法で実施する施設数は2倍程度、実施の延べ回数も2倍程度増えると予想されるが、これまで他の項目で診療報酬を請求してきたものを移し替えることなるので、医療養全体への影響はそれほど大きくないと考えられる。 一方、専従者要件を公認心理士に拡大することで、これまで依存症集団療法を実施していなかった精神科医療施設が、新たに同療法を開始することが期待される。この新規開始分を含めると、最終的に依存症集団療法を実施していなかった精神科医療施設が、新たに同療法を開始することが期待される。この新規開始分を含めると、最終的に依存症集団療法を実施する施設数は3倍程度、実施の延べ回数も3倍程度増えると予想される。 現在、約100施設で依存症集団療法1を実施しており(依存在集団療法2は現状では0施設)、1施設で年間平均50回実施し、1施設における患者延べ数は1000危段(患者実数20名程度)と見込まれている。よって、現状における依存症集団療法の医療費総額は3億4千万円(3400円×1000名×100施設)であるところが、専従者として公認心理師を追加することで、実施施設が300施設に増加し、本療法の医療費総額は10億2千万円(3400円×1000名×300施設)になることが見込まれる。
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	2,000人
	見直し後の症例数(人)	6,000人
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回)	100,000回
	見直し後の回数(回)	300,000回
<ul><li>⑤医療技術の成熟度</li><li>・学会等における位置づけ</li><li>・難易度(専門性等)</li></ul>		依存症集団療法IIでついては、国立精神・神経医療研究センターでは、2009年より年1回のベースで依存症集団療法の実施者研修を行っており、現在までに約1,100人の研修終了者を出している。2016年からは、日本アルコール・アディクション医学会として肥前精神医療センターが依存症集団療法の実施者研修を開始し、学会においても薬物依存症に対する主力的な治療法として位置づけられている。また、依存症集団療法2は、令和2年度の診療報酬改定より新設されたが、コウオーの対象とといないが、学会における位置づけは依存症集団療法1とまったく同様であり、ギャンブル依存症に対する主力的治療法と見なされている。公認の理師の技術的な問題としては、国立精神・神経医療研究センターが実施する依存症集団療法度を持つな中、約2割が臨床心理士/公認心理師であり、令和元年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の養成や資質向上に向けた実習に関する調査」(事業責任者:今村扶美)が実施した、心理職を雇用する全国の医療施設800 施設および826 部門を対象としたアンケート調査によれば、医療機関に勤務する心理士の59,9%が、物質使用障害、ギャンブル障害、インターネット・ゲーム障害の支援にかかわっていることが明らかにされている。以上を踏まえれば、専従者要件として(しかるべき研修を受けた)公認心理師を追加することには、何らの支障もないと考えられる。
・施設基準 (技術の専門性	制等)	精神科
等を踏まえ、必要と考えられる要件を、項目毎に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	精神科医又は精神科医の指示を受けた看護師、 作業療法士、精神保健福祉士若しくは公認心理師で構成される2人以上の者。なお、このうち 1 人以上は、当該療法の実施時間において専従する精神科医、看護師又は作業療法士(いずれも適切な研修を修了した者に限る)であること。
٤)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	平成22~24年度厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業「薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究」、平成28~30年度日本医療研究開発機構障害者対策総合研究開発事業「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究」
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	心理社会的介入であり、副作用に関する懸念はない。
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		再犯防止推進法、ならびに、ギャンブル等依存症対策基本法の理念に合致する施策である。
⑧点数等見直し	見直し前	依存症集団療法1: 340点、依存症集団療法2: 300点
の場合	見直し後その根拠	依存症集団療法1: 340点、依存症集団療法2: 300点 点数を変更を求めるものではない
	区分	その他(右欄に記載。)
9関連して減点 や削除が可能と	番号	特になし 特になし
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	技術名 具体的な内容	<b>持になし</b>
	プラスマイナス 予想影響額 (円)	增(+)
⑩予想影響額	ア必形音級(P) その根拠	現在、約100施設で依存症集団療法1を実施しており(依存症集団療法2は現状では0施設)、1施設で年間平均50回実施し、1施設における患者延べ 数は1000名程度(患者実数20名程度)と見込まれている。よって、現在までコロナ禍のため実施者研修の行われず、算定実績のない依存症集団療法2を除くと、現状における依存症集団療法の医療費総額は3億4千万円(3400円×1000名×100施設)であるところが、専従者として公認心理師を 追加することで、実施施設が300施設に増加し、本療法の医療費総額は10億2千万円(3400円×1000名×300施設)になることが見込まれる。
	備考	特になし
⑪算定要件の見直 品、医療機器又は	i し等によって、新たに使用される医薬 体外診断薬	なし

<b>⑫その他</b>		特記事項なし			
⑬当該申請団体 団体名)、代表	以外の関係学会(共同提案学会名、関連 的研究者等	日本精神神経学会、日本アルコール関連問題学会			
	1) 名称	専門家のいらない薬物依存治療-ワークブックを用いた治療プログラム「SMARPP」-			
	2) 著者	松本俊彦			
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	精神神経学雑誌 117: 655-662, 2015.			
	4) 概要	依存症集団療法「SMARPP」の治療理念、様々な効果検証の成果をまとめ、SMARPPの効果と意義を論じた。			
	1) 名称	薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究.			
	2) 著者	松本俊彦			
④参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	平成22年度~平成24年度厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業(精神障害分野)「薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究(研究代表者 松本 俊彦)」総合報告書、pp1-10, 2013.			
	4) 概要	依存症集団療法「SMARPP」の効果検証の成果を報告している。			
	1) 名称	薬物使用障害患者に対するSMARPPの効果:終了1年後の転帰に影響する要因の検討			
	2) 著者	谷渕由布子,松本俊彦,今村扶美,若林朝子,川地拓,引土絵未,高野歩,米澤雅子,加藤隆,山田美紗子,和知彩,網干舞,和田清			
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本アルコール・薬物医学会雑誌 51(1):38-54, 2016.			
④参考文献3	4) 概要	本研究では、当院で実施されているSMARPPに1回以上参加した薬物使用障害患者を対象として、SMARPP初回クール終了から1年経過時点の転帰に影響を与える要因について検討した。その結果、SMARPP終了後1年経過時点の断薬率は67.6%(完全断薬率40.5%)であった。さらに、対象において多利乱用者も含む覚せい剤使用障害患者を抽出して同様の検討をすると、終了後1年経過時点での断薬率は65.2%(完全断薬率39.1%)であった。また、覚せい剤使用障害症例に限っては、SMARPP初回クール終了後1年経過時点における断薬や薬物使用状況の改善に与える要因として、SMARPP初回クールの参加回数が多いことが抽出されるとともに、SMARPPによる薬物使用頻度の改善を阻害する要因として、危険ドラッグや睡眠薬・抗不安薬の乱用歴が同定された。以上より、覚せい剤使用障害に対するSMARPPの治療成績が確認された。			
	1) 名称	厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業 公認心理師の養成や資質向上に向けた実習に関する調査			
	2) 著者	今村扶美			
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	国立精神・神経医療研究センターホームページ: https://www.ncnp.go.jp/hospital/news/docs/ec328acccf3db1be68e791f3c9d8c562e710d37e.pdf			
	4) 概要	心理職を雇用している全国の医療施設800 施設および 826 部門の心理職 2894 人を対象としたアンケート調査によれば、その59.9%が、物質使用 障害、ギャンブル障害、インターネット・ゲーム障害の支援にかかわっており、52.1%が依存症者への専門的心理療法を行っていることが明らか にされた。			
	1) 名称	特になし			
①参考文献 5	2) 著者	特になし			
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし			
	4) 概要	特になし			

概要図書式 申請技術名 提案番号(6桁)

1006-2 依存症集団療法 1 (薬物依存症)・2 (ギャンブル依存症)

202201

日本アルコール・アディクション医学会

## 専従者として「公認心理師」の追加

看護 依存症集団療法1・2の専従者としても、公認心理師を追加し、「1人以上は、当該療法の実施時間において専従する精神科医、 師又は作業療法士又は公認心理師」とすることを要望する。

## 要望の背景

看護師の大半は病棟配属されている。外来担当看護師 は、依存症患者の対応経験も乏しい者が多い現状であり、また、心理士のように、認知行動療法の手法を活用した集団療法の経験者 も少ない。一方、外来において心理社会的支援を担うことの多い公認心理士は、依存症集団療法の実質的な担い手となりやすく、実 の数は少なく、精神科医の診療補助で手一杯となっており、依存症集団療法に関与する人的余裕がない。また、作業療法士について 診療報酬算定できない状況となっている。 現状の専従者に関する要件では、 精神科医は外来診療などに忙殺されており、 それにもかかわらず、 精神科医療機関の人員配置では、 に実施に関与している。

## 望の背景と準備状況

- 認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究」、ならびに「平成28~30年度日本医療研究開発機構障害者対策総合研究開 プログラムの 依存症集団療法の根拠となる研究班「平成22~24年度厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業「薬物依存症に対する 発事業「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究」では、 開発と効果検証、研修会講師として、心理士による多大な貢献があり、専従者となっていないのは不自然である。
  - 施した、4000か所の医療機関を対象とした調査によれば、心理職の雇用のある医療機関においては、<mark>心理部門の59.9%が物質使</mark> 令和元年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の養成や資質向上に向けた実習に関する調査」(事業責任者:今村扶美) インターネット・ゲーム障害の心理支援にかかわっていることが明らかにされている。

## 年間患者数の変化と予想影響額

- 見直し前の患者数 2,000人⇒見直し後 6,000人
- 見直し前の実施施設数 100施設⇒見直し後 300施設
  - 見直し前の延べ実施回数 100,000回⇒300,000回
- 専従者として公認心理師を追加することで、実施施設が100施設から300施設に200施設増加し、本療法の医療費総額は10億2千万円
  - (3400円×1000名×300施設) になることが見込まれる。

## 「公認心理師」追加の意義

- 刑の一部執行猶予制度、再犯防止推進法(2016
  - 第五次薬物乱用防止五か年戦略(2018)
- ギャンブル等依存症対策基本法(2016)

整理番号 ※事務処理用		202202		
提案される医療技術名		依存症集団療法		
申請団体名		E	日本アルコール・アディクション医学会	
	主たる診療科(1つ)	21精神科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	00なし		
	大陸 7 切り   水中(とうなく)	00なし		
提案される医療技 医	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和2年度	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	ギャンブル障害の標準的治療プログラム	ギャンブル障害の標準的治療プログラム	
	追加のエビデンスの有無	無		
	診療報酬区分		I	
	診療報酬番号	I 006-2		
再評価区分(複数選択可)		1 - A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 - B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 - C 算定要件の拡大 (施設基準) 2 - A 点数の見直し (増点) 2 - B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択	
提案される医療技術の概要(200字以内) 文字数: 132		現行の依存症集団療法の算定要件として、同一日に行う他の精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとするとあるが、集団療法に加えて個人の精神療法は依存症の回復にとって必須であることから、この要件を変更し、同一日に行った通院・在宅精神療法を算定可能とすることを提案する。		
再評価が必要な理由		うものである。しかし、依存症の治療は、集団で行う」 生活におけるさまざまな困難や生育暦に基づく生きづ 神科専門療法が必須であり、集団療法によって得られ 定要件では、集団と個人のいずれかの分異されるこ のが現状である。全国で薬物依存やギャンブル依存の	の使用やギャンブルの実施を患者自らコントロールする手法等の習得を図るための指導を行窓知行動療法のみでは不十分と言わざるを得ない。薬物、ギャンブル依存症患者は、実際のらさ、併存する精神疾患が多いことなど、その治療には個人を対象とした精神療法を実配精る効果に加えて個人療法などによって得られる効果の双方が必要である。しかし、現在の算ととなっていることから、この要件が集団療法を全国に均霑化することの妨げとなっている事門的治療を受けられることができるように、集団療法と個人精神療法の双方の算定を可能きる体制を整えることができるため、再評価が必要と考えられるので提案する。	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	海外のガイドラインによると、ギャンブル依存の場合は、認知行動療法が有効であることが示されている一方で、医療者による心理的介入が有効であることも示されている(ギャンブル依存治療に関するオーストラリアのガイドライン)。また、薬物依存の治療に関するアメリカのガイドラインによると、薬物依存の治療に関するアメリカのガイドラインによると、薬物依存の治療には、薬物療法、認知行動療法、随伴性マネージメント、コミュニティ強化アブローチとパウチャー、動機付け強化療法、マトリックスモデル、12ステップ促進療法、家族行動療法などが効果の実証された治療法として用いられている。誰にでも効果のある単一の治療法はなく、複数の治療法を組み合わせることによって治療継続やその効果に良い影響があることが示されている。また、治療に当たっては、患者が希望するときになるべく早く治療を提供すること、患者の多様なニーズに対応できることも必要であり、治療は適切な期間継続することが重要である。患者に対する治療とサービスは継続的に評価し、必要に応じて修正して患者のニーズの変化に対応する必要がある。また、多の場合、薬物依存症患者は他の精神障害を併しているため、その併存疾患に対する治め必要となる、イギリスの薬物依存の治療ガイドラインにおいても、患者が抱える様々な問題に対して個別にケアブランを作り、定期的に見直すことの重要性や心理社会的治療を提供することの重要性を強調しており、これらのガイドラインに共通した点として、集団療法のみで治療が完結するわけではないことは明らかであり、個別に治療や支援のブランを提供して長く治療に留まらせることが重要である。現行の算定要件では、集団治療のみしか算定できず、薬物やギャンブル依存の治療には不十分と言わざるを得ず、一人の患者に複数の治療を実施できるように算定要件を変更する必要がある。	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	対象とする患者: 1. 薬物(覚せい剤、麻薬、大麻、危険ドラッグ)依存症通院患者 2. ギャンブル依存症通院患者 医療技術の内容: 1. 薬物の使用を患者自らコントロールする手法等の習得を図るための指導を行う。 2. ギャンブルの実施を患者自らコントロールする手法等の習得を図るための指導を行う。 点数や算定の留意事項: (点数) 1. 340点、2. 300点 (実施者) 精神科医又は精神科医の指示を受けた看護師、作業療法士、精神保健福祉士若しくは公認心理師で構成される2人以上の者。なお、このうち、1人以上は、当該療法の実施時間において専従する精神科医、看護師又は作業療法士(いずれも適切な研修を修了した者に限る)であること。 (第定条件) 依存症集団療法と同一日に行う他の精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。	
診療報酬区分(再掲)	1	
診療報酬番号 (再掲)	I 006-2	
医療技術名	依存症集団療法	

	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	依存症集団療法は、平成22〜24年度厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業「薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究」、ならびに平成28〜30年度日本医療研究開発機構障害者対策総合研究開発事業「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究」においてその有効性が示されている。一方、厚生労働者が即わープンデータとして公表としている資料(平成29年)によると、全国の薬物依存症外来患者数は10,746名であるのに対して、依存症集団療法を受けた外来患者数はおかが142名と、依存症集団療法が全く実施されておらず、普及していないと言わざるを得ない。その理由として、依存症集団療法と同一日に行う他の精神科専門療法の場合まないことれるため、より点数の高い通院精神療法が算定されていると考えられる。通院精神療法では、初診日において60分以上行った場合には540点、初診日以外では30分以上で400点、30分未満の場合330点を算定することができる。なお、ギャンブル依存症の集団療法は算定要件である研修が開始されていないため、まだ算定されていない。		
③再評価の根 拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	「平成22~24年度厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業「薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究」、ならびに、依存症集団療法の根拠となっている研究班「平成28~30年度日本医療研究開発機構障害者対策総合研究開発事業「ギャンブル障害の疫等調査、生物学的評価、医療・福祉 社会的支援のありかたにつじての研究」は、いずれも明確なガイドラインは作っていないが、海外のガイドラインにつが究。」は、いずれも明確なガイドラインは作っていないが、海外のガイドラインにある。とキャンブル依存の場合は、認知行動療法が有効であることが示されている一方で、医療者による心理的介入が有効であることも示されている(ギャンブル依存治療に関するオーストラリアのガイドライン)。素物依存の治療に関するイギリスのガイドラインでは、患者が抱える様々な問題に対して個別にケアブランを作り、定期的に見直すことの重要性や心理社会的治療を提供することの重要性を強調しており、集団療法のみで治療が完結するわけではないことは明らかである。		
④普及性の変化 ※下配のように推定した根拠		! 依存症集団療法の算定に当たっては、同日に実施した精神科医による通院精神療法の算定のみとするなどの対応を行っている医療機関が多い。 通院精神療法と依存症集団療法の同日算定が可能となれば、同療法を実施する施設数や回数は増加することが予想される。		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	薬物依存:10746人、ギャンブル依存:3499人		
変化	見直し後の症例数(人)	薬物依存: 10746人、ギャンブル依存: 3499人		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	薬物依存:142回、ギャンブル依存:0回		
変化等	見直し後の回数(回)			
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	依存症集団療法1については、国立精神・神経医療研究センターでは、2009年より年1回のベースで依存症集団療法の実施者研修を行っており、現在までに約1,100人が研修を修了している。2016年からは、日本アルコール・アディクション医学会が主催して研修を開始しており、学会においても薬物依存症に対する主力的な治療法として位置づけている。また、依存症集団療法2は、令和2年度の診療報酬改定より新設されたが、コロナ禍の影響で実施者研修は実施できていないが、学会における位置づけは依存症集団療法1とまったく同様であり、ギャンブル依存症に対する主力的治療法と見なされている。		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	精神科を標榜する保険医療機関		
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	精神科医又は精神科医の指示を受けた看護師、 作業療法士、精神保健福祉士若しくは公認心理師で構成される2人以上の者。なお、このうち 1 人以上は、当該療法の実施時間において専従する精神科医、看護師又は作業療法士 (いずれも適切な研修を修了した者に限る) であること。		
に記載すること)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	平成22~24年度厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業「薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究」、 平成28~30年度日本医療研究開発機構障害者対策総合研究開発事業「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のあり かたについての研究」		
⑥安全性 ・副作用等のリ	・ リスクの内容と頻度	心理社会的治療であり、副作用のリスクは最小限と考えられる。		
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		再犯の防止等の推進に関する法律ならびに、ギャンブル等依存症対策基本法の理念に合致する施策である。		
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後	依存症集団療法1:340点、依存症集団療法2:300点 依存症集団療法1:340点、依存症集団療法2:300点		
の <b>7</b> 物日	その根拠	点数の変更に関する提案ではない。 その他(右欄に記載。) 減点や削除が可能と考えらえる医療技術はない		
9関連して減点 や削除が可能と	区分  番号	その他(右欄に記載。)   減点や削除が可能と考えらえる医療技術はない 特になし		
考えられる医療 技術(当該医療	技術名	特になし		
技術を含む)	具体的な内容	特になし		
	プラスマイナス	增(+)		
⑩予想影響額	予想影響額(円)	2億1千9百万円		
	その根拠 備考	薬物依存患者数 (10,746人) x3,400円×24回 (6か月間毎週) ×1/4 (薬物依存患者で依存症集団療法を受ける割合) 特になし		
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		該当しない		
⑫その他		特にない		

<ul><li>③当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連団体名)、代表的研究者等</li></ul>		日本精神神経学会、日本アルコール関連問題学会		
1) 名称		Current developments in psychosocial treatments of alcohol and substance abuse.		
	2) 著者	Siqueland L and Crits-Christoph P		
①参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Curr Psychiatry Rep. 1999 Dec:1(2):179-84.		
	4)概要	アルコールや物質乱用の治療においては、複数の治療法を組み合わせることによって治療継続率や治療効果が向上する。		
	1) 名称	Group therapies.		
	2) 著者	Daley DC, Douaihy A, Weiss RD, Mercer DE		
④参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	In The ASAM principles of Addiction Medicine sixth edition (Miller SC, Fiellin DA Rosenthal RN, Saitz R ed) American Socieity of Addiction Medicine, Wolters Kluwer, pp. 902-913, 2019		
	4) 概要	依存症集団療法について、当事者から挙げられる欠点として、集団の中で話し合えない個人的な内容や秘密にしたい内容について治療を受ける機 会がなかったことが良く話られる。		
	1) 名称	Guideline for screening, assessment and treatment in problem gambling.		
	2) 著者	Thomas S, Merkouris S, Dowling NA, Radermacher H, Jackson A, Misso M, Anderson C		
④参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Monash University, 2011		
	4)概要	ギャンブル依存症に治療について、認知行動療法が有効であることが示されている一方で、医療者による心理的介入が有効であることも示されている。		
	1) 名称	Principles of Drug Addiction Treatment, third edition		
	2)著者	National Institute on Drug Abuse (NIDA)		
04***	3)雑誌名、年、月、号、ページ	第3版、2012年		
⑭参考文献 4	4) 概要	薬物依存の治療には、薬物療法、認知行動療法、随伴性マネージメント、コミュニティ強化アプローチとバウチャー、動機付け強化療法、マトリックスモデル、12ステップ促進療法、家族行動療法などが効果の実証された治療法として用いられている。誰にでも効果のある単一の治療法はなく、患者が治療を希望するときになるべく早く開始できることが重要である。また、患者の多様なニーズに対応できることも必要であり、治療は適切な開削継続することが重要である。患者に対する治療とサービスは継続的に評価し、必要に応じて修正して患者のニーズの変化に対応する必要がある。多くの場合、薬物依存症患者は他の精神障害を合併している。		
	1) 名称	Drug misuse and dependence: UK guidelines on clinical management		
①参考文献5	2) 著者	Clinical Guidelines on Drug Misuse and Dependence Update 2017 Independent Expert Working Group		
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Alcohol, Drugs & Tobacco Division, Public Health England, Department of Health https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/673978/clinical_guidelines_2017.p if		
	4) 概要	すべての薬物依存症者は、4つの領域、すなわち薬物の使用、アルコールの使用、健康、社会的機能、犯罪への関与について評価される必要があり、構造化された治療を受ける薬物依存症者は、治療や回復ケアプランについての本人の同意を得るべきである、治療やケアプランは定期的に見直されるべきである。薬物依存の治療は、単に処方するだけでなく、さまざまな心理社会的治療や支援介入を提案することを含む。		

概要図書式 申請学会名 申請技術名 提案番号(6桁)

1006-2 依存症集団療法 1 (薬物依存症)・2 (ギャンブル依存症)

202202

日本アルコール・アディクション医学会

# **な存症集団療法と通院・在宅精神療法の同一日算定を可能に**

依存症集団療法1・2について、同一日に行う他の精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとされているが 通院・在宅精神療法については、依存症集団療法と同一日に行った場合でも算定可能とすることを要望する。

## 要望の背景

- る遍 院・精神療法とは異なる治療的意義があり、**依存症集団療法と通院・在宅精神療法とは相互補完** 認知行動療法の手法を用いて行う集団療法で、個人精神療法を主にす 的な関係にある療法と考える。 , ♦依存症の集団療法は
- 困難な ど集団療法の中では扱い難い問題や課題を抱える患者も多く、<mark>集団療法だけでは治療が</mark> 言わざるを得ず、個人精神療法の併実施は必須と言ってよい。 依存症患者には、依存症以外の併存精神疾患を抱える患者も数多い。また、被虐待体験、 育歴など 不十分と
  - 依存症治療を効果的に行うため、依存症集団療法と通院・在宅精神療法を 両方を算定できるようにするため、あえて<mark>患者に別日に</mark> 団 同日に行えば片方の治療が無報酬で行われることになるため、依存症集| 患者に大きな負担を強いるものである。 併用しようとする時、同日に行えば片方 療法普及の足枷にもなっている。他方、 向けることは、 う任 現在の診療報酬では、 られ 診って

## 年間患者数の見込みと予想影響額

全国の薬物依存症外来患者数は10,746人でその1/4が依存症集団療法に参加したとして、依存症集団療法と通院・在宅精神療法とが同日併算定可能になった場合には、

10,746人(薬物依存症外来患者数)×3,400円×24回(週1回6か月間)×1/4=2億1千9百万円の増額見込みとなる。

## 依存症集団療法と精神療法同日併算定の意義

- 刑の一部執行猶予制度、再犯防止推進法(3( ■ 第エ治華帖引田昨亡工芸ケ獣隊(2016)
  - ■第五次薬物乱用防止五か年戦略(2018)
- ■ギャンブル等依存症対策基本法(2016) 等の国の依存症施策推進に有用であるばかりか、
- ■効果的な依存症集団療法の普及と患者の回復に繋がり、 一時的な増額の後、長期的には医療費削減に繋がる。

整理番号 ※事務処理用		203201	
提案される医療技術名		スパイログラフィー等検査 呼気ガス分析	
	申請団体名		日本アレルギー学会
	主たる診療科(1つ)	09アレルギー内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	02呼吸器内科	
		22小児科	
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和2年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	呼気ガス分析	
	追加のエビデンスの有無		有
	診療報酬区分	D	
	診療報酬番号	200 4	
再評価区分(複数選択可)		1 - A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 - B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 - C 算定要件の拡大 (施設基準) 2 - A 点数の見直し (増点) 2 - B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 の 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 199		呼気ガス分析における呼気中一酸化窒素濃度の測定(以下呼気NO測定)は、気道炎症の評価を容易にし、喘息の診断及び抗炎症薬の適正使用や喘息 増悪の予防を可能にする医療技術である。具体的には侵襲性のない患者の呼気を用いて、流量を一定に保ちつつ、鼻腔の一酸化窒素を混入させず に呼出させるという標準測定法を実現した専用機器により十億分の—(ppb)単位で呼気中のNOガス分画を簡便かつ迅速に計測する技術である。	
再評価が必要な理由		ことで医療費を削減するだけではなく、英国MISのモデー方で、本検査は、標準測定条件に準拠した呼気NO測)保険点数では検査費用の原価割れが生じている。この 結果としてアレルギー疾患対策基本法が目指す適切な 日本アレルギー学会及で日本呼吸器学会では、喘息予 を用いた気道炎症の評価を推奨している。また、喘息、 位置付け、技術の成熟に向けて「呼気一酸化窒素(NO)	、 呼気NO測定による気道炎症評価を加えた喘息治療は増悪による救急受診や入院を抑制する ・ ル分析において費用対効果にも優れていることが報告されている。 定を可能とした技術イノベーションによる専用機器を用いるため検査コストが高く、現在の 非採算性は気道炎症評価を喘息の診断や治療に実用化する標準的手順の普及を妨げており、 アレルギー疾患医療の均てん化の促進を阻害している。 防管理ガイドラインにおいて気道炎症の制御を喘息の重要な管理目標に掲げて、呼気NO測定 及び喘息とCOPのオーバーラップの診断と管理において、呼気NO測定を極めて有用な検査と 測定ハンドブック」を発刊し、正しい知識と解釈による適正使用の環境を整備してきた。 どを総合的に考慮し、現行の100点ー180点への増点について再評価を提案するものである。

### 【評価項目】

## 

②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		【対象とする患者】 呼気に含まれる炎症由来の一酸化窒素 (NO) 濃度を測定することで、喘息患者及び喘息とCOPDのオーバーラップ患者の診断及び管理に使用する。主には、1) 臨床症状や呼吸機能検査から喘息が疑われるがその確定診断が困難な患者、2) 喘息発作の予防や管理のため医療機関での定期的な治療を必要とする患者、3) 生物学的製剤の適応評価や選択を必要とする重症喘息患者、などである。 【技術内容】 侵襲性のない呼気の一酸化窒素 (NO) 濃度を測定するために、流量を一定に保ちつつ、かつ鼻腔の一酸化窒素を混入させずに呼気NO濃度を短時間で計測する技術イノベーションにより、従来の呼吸機能検査や喀痰細胞検査では評価が困難であった気道炎症の評価を容易に行うことができる。喘息の補助診断のみならず、モニタリングおよび抗炎症治療の調節に用いることで、発作の予防に役立つ医療技術である。Matsunaga et al. 2011は、日本人の成人喘息患者の補助診断における基準値として22ppb (感度91%、特異度84%) と報告しておりガイドラインに引用されている。 【点数や算定の留意事項】 呼気ガス分析には、呼気CO検査や酸素摂取量測定および二酸化炭素排出量測定等も対象に含まれるため、呼気NO測定の場合と、その他の場合に分け、その他の場合は100点に据え置くことで、増点による他検査への影響はないと考えられる。		
シ病却型反八 (市	1日)		D.	
診療報酬区分(再診療報酬番号(再		200 4	D	
医療技術名	PE)/	スパイログラフィー等検査 呼気ガス分析		
		【診断の向上による増悪の減少および00Lの改善】 参考文献1の英国NB( (Harnan et al. 2015) による費用対効果のモデリングにおいては、従来の指標である症状や呼吸機能検査で端息の診断を確定できなかったケースにおいては、1人当たり年間1.02回の増悪が追加的に発生し (Jarayam et al. 2006の結果を援用)、その期間における効用値の損失(EQ-50の尺度によるdisutility)を0.05と見積もり (Sullivan et al. 2011の結果を援用)、呼気NO測定を併用し正しい診断が下されることによりこれらが回避されることを織り込んでいる。 【管理効率の向上による増悪の減少】 1)参考文献2の Petsky et al. 2016aによるシステマティックレビューにおいては、成人喘息患者について、5つのRCTを基にしたメタアナリシスの結果として、コントロール群に比べ、呼気NO測定を用いた管理において増悪発生のオッズ比は0.60 (95%信頼区間:0.43-0.84)としている。 2)参考文献2のPetsky et al. 2016bによるシステマティックレビューにおいては、、小児喘息患者について、8つのRCTを基にしたメタアナリシスの結果として、コントロール群に比べ、呼気NO測定を用いた管理において増悪発生のオッズ比は0.58 (95%信頼区間:0.43-0.84)としている。3)参考文献1の Harnan et al. 2015による費用対効果のモデリングにおいては、従来の喘息管理における増悪の発生率が成人0.42回/人・年、小児0.47回/人・年である一方、呼気NO測定を用いた管理における増悪の発生率を成人0.30人・年、小の.36回/人・年としており、それぞれ約2割の発生率減少を織り込んでいる(成人のエビデンスはShaw et al. 2007、小児はSzefler et al. 2008の結果を援用し、入院例において0.56、入院に至らなかった例において、32としており、増悪が回避される場合での効用値の損失について、Lloyd et al. 2007の結果を援用し、入院例において0.56、入院に至らなかった例において32としており、増悪が回避される場合での効用値の損失の減少(-(O0L改善)を織り込んでいる。		
③再評価の根 拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。)	【最新の日本アレルギー学会監修「喘息予防・管理ガイドライン2018」】(添付文書1/3) 「濃息の管理目標として気道炎症を制御することが第一目標に掲げられ、可能な限り呼気NO 測定や喀痰好酸球検査で気道炎症を評価すると改訂された(2015版比較) 【日本呼吸器学会:2018年「呼気一酸化窒素(NO)測定ハンドブック」(参考文献5)】 専門医から非専門医までが喘息の気道炎症評価に利用できるよう、日本での基準値、測定 値の解釈、測定原理などを解説し普及に努めている。(Minds診療ガイドライン作成の手引 き2007準拠) 【英国NICE喘息診断ガイドライン:2017年「Asthma: diagnosis, monitoring and chronic asthma management / NICE guideline」(添付文書3/3)】 ・	
④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		【年間実施回数】 現在呼気Nの検査は採算がとれない状況にも関わらず、令和元年6月審査分の社会医療診療行為別統計によると呼気ガス分析121、593件で、これに12を乗じた1、459、116件を年間検査数と推測する。増点により採算が取れるようになると普及が進むと考えられるが、どの程度の施設が新規購入に踏み切るかは不明である。本提業書では令和元年の1.5倍程度まで伸びると仮定し2、188、674件(1、459、116件×1.5)と推測した。 【対象患者数】 測定頻度については患者の状態(コントロール良/不良、重症度、治療薬の変更など)によりさまざまであるため一概には言えないが、重症喘息やコントロール不良患者の月1回程度から、安定期の患者の年2-4回程度と見込まれる。安定期の患者でも、治療薬の変更に件う来院頻度が高まることを考慮すると、平均して年4回程度と考えられる。したがって、令和元年の段階で患者数は1、459、116回÷4回/人=364、779人と推計する。そのため見直し後の検査患者数が現状の1.5倍になると仮定し、547、169人(364、779人×1.5)と推計する。		
変化	見直し前の症例数(人) 見直し後の症例数(人) 見直し前の回数(回)	547, 169 1, 459, 116		
平间美施回数の 変化等	見直し前の回数(回) 見直し後の回数(回)	2, 188, 674		
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		【学会等における位置づけ】 日本アレルギー学会及び日本呼吸器学会では呼気MO測定の有用性が確認されたことから、ガイドラインや手引書において喘息及び喘息とOPPのオーバーラップの診断と管理における気道炎症の臨床指標として位置付けるとともに、適正使用に関する注意事項を周知してきた。日本アレルギー学会監修「喘息予防・管理がイドライン2018」では喘息の管理目標が改訂され、気道炎症を制御することが喘息の症状コントロールにおける第一の目標に指げられた。可能な限り呼気一般性窒素濃度(FeNO) 測定や熔敷好酸球検査で気道炎症を影響することが強息の症状コントロールにおける第一の目標に指導が必要を発生している場合である。日本呼吸器学会では「COPP診断と治療のためのガイドライン2018」、「喘息とCOPPのオーバーラップ診断と治療の手引き2018」、また呼気NO測定に特化した参考文献5の「呼気一般性窒素(NO) 測定ハンドブック」を発出し、本検査の適正使用に向けて環境の整備を推進してきた。2020年9月には呼気NO測定に関するアジア太平洋地域で初めての学会ステートメントとなる「An official JRS statement: The principles of fractional exhaled nitric oxide (FeNO) measurement and interpretation of the results in clinical practice」(添付文書 2 / 3)を発信した。 【難易度(専門性等)】 検査の対象は喘息の診断が困難な患者や定期治療を必要とする喘息患者であり、検査の適応決定についての難易度は高くない。また日本アレルギー学会の喘息予防・管理ガイドラインには、「簡便かつ非侵襲的であり、迅速性と再現性に優れている」ことが記載されており、検査手技の説明や対象にあれている。(日本人の正常上限値、端息の補助診断におけるカットオフ値はそれぞれ36.8ppbおよび22ppb 的な測定が有用である」と記載されている。(日本人の正常上限値、端息の補助診断におけるカットオフ値はそれぞれ36.8ppbおよび22ppb (Matsunaga et al. 2010、Matsunaga et al. 2010、Matsunaga et al. 2010、Matsunaga et al. 2010)、Matsunaga et al. 2010)、Matsunaga et al. 2010)、Matsunaga et al. 2010)、Matsunaga et al. 2010)。例如の対象に使用の普及に努めるため、呼気NOの測定意義や結果の解釈をわかりやすく解説した、参考文能5の「呼気一般化窒素(NO)測定ハンドブック」を発刊した。		
・施設基準(技術の専門性等を踏まえ、必	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体制等) 人的配置の要件	喘息は、かかりつけ医においても一般的に診療する疾患であり、現行通り標榜科などに関わらず実施してよいと考えられる。		
要と考えられる 要件を、項目毎 に記載するこ	(医師、看護師等の職種や人数、専門性や経験年数等) その他	外保連試案での技術度区分Bの検査であり、学会からの手引き書が整備されているため特別な専門性を有する人的配置は不要と考えられる。 		
と)	(遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	日本呼吸器学会:「呼気一酸化窒素(NO)測定ハンド		

⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	呼気を検体とする非侵襲的な検査であり、これまで安全性における問題は報告されていない。					
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		特記事項なし					
0.1	見直し前	100 180					
⑧点数等見直し の場合	見直し後 その根拠	100  接査当たりの機器・検査キットのコスト(「①再評価すべき具体的な内容」に記載の通り、年間300回使用の前提で単価1,760円をベースとし て、人件費、001の向上、費用対効果を総合的に加味した。)					
⑨関連して減点	区分	区分をリストから選択					
や削除が可能と	番号	特になし					
<b>考んりれる医療</b>	技術名	特になし					
技術を含む)	具体的な内容	特になし					
	プラスマイナス	增 (+)					
①予想影響額 その根拠 (備考 ①算定要件の見直し等によって、新たに使用され 品、医療機器又は体外診断薬		本試算では、直接の医療費増減のみを算定し、00L改善や生産性損失の回避などは織り込んでいない。  【医療費の増分】 既に検査を受けている患者に起因する増分 : 1, 459, 116件× 80点増 = 11. 67億円 新規に検査を受けている患者に起因する増分 : 729, 558件×180点増 = 13. 13億円 (小計) 24. 80億円  新規に検査を受けている患者に起因する増分 : 729, 558件×180点増 = 13. 13億円 (小計) 24. 80億円  【医療費の削減額】  «喘息患者の年齢構成: 呼気ガス分析実施患者の約8割は成人 (厚生労働省「NDBオープンデータ」外来) 増悪の発生率 (入院) : 年間に成人患者の296、小児患者の496が入院に至る (足立他 2012) 増悪の発生率 (入院) : 年間に成人患者の3996、小児患者の596が予定外受診に至る (足立他 2012) 呼気ガス分析による増生の削減率 (入院・外来共通) : 成人28. 996、小児24. 296 (※1) 喘息の医療費 (小末) 目当たり) : 6, 714円 (厚生労働省「平成30年度 医療給付実態調査」) 喘息の医療費 (外末19当たり) : 6, 714円 (厚生労働省「平成30年度 医療給付実態調査」) (※2) 上記前提より年間の医療費削減額は次の通り。 成人の入院: 547, 169人×8割×296×24. 296×467, 316円=11. 82億円 小児の入院: 547, 169人×2割×496×24. 296×467, 316円=14. 95億円 成人の外来: 547, 169人×2割×496×24. 296×6, 714円= 3. 31億円 小児の外末: 547, 169人×2割×5696×24. 296×6, 714円= 1. 00億円 (小計) 21. 08億円  【合計】 24. 80億円 −21. 08億円 = 3. 72億円の増 以上、直接的な医療費の増減を比較的保守的に (医療費削減額を少なめに) 算定しているが、Harnan et al. 2015では成人の喘息管理への活用で 62. 146/04LYという費用対効果に非常に優れた結果が出ており、00L改善や生産性損失の回避等を勘案すると社会資源の損失を軽減する効果も期 待され積極的に普及させるべき技術と考える。 ※1 日本に他の12の増悪を発生するべき技術と考える。 ※2 安定期の患者の医療費とさいに再気NO測定を用いない増悪発生オッズ比 (Petsky et al. 2016a, 2016b) からリスク比を算出 (1-リスク比)。削減率は「入外間わず増悪を経験した」症例数の削減率を提用。 ※2 安定期の患者の医療費とさいに再動である。					
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬		特になし					
②その他		【米国での償還価格】 米国Medicareで収載されており、米国の技術料として約\$21 (平均) となっている。 【英国NICEにのガイドライン】 英国NICEにおいて、喘息の診断管理において、呼気NO測定を追加すべき必須の臨床検査断として推奨している。 【企業との情報共有】 製造販売業者へのヒアリングも交え、製造販売承認取得済であること、及び普及状況(導入施設数)、使用回数などを確認した。					
(③当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等		日本呼吸器学会、日本小児アレルギー学会、日本小児科医会					
	1) 名称	Measurement of exhaled nitric oxide concentration in asthma: a systematic review and economic evaluation of NIOX MINO, NIOX VERO					
	i	and NObreath. Harnan et al.					
2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ベージ ()参考文献 1 4) 概要		漢国NS* THEALTH TECHNOLOGY ASSESSMENT VOLUME 19					
1) 名称		Exhaled nitric oxide levels to guide treatment for adults with asthma.					
	2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ページ	Petsky et al. Cochrane Database of Systematic Reviews 2016, Issue 9. Art. No.: CD011440.、フルベージ					
①参考文献 2 3) 雑誌名、年、月、号、ページ 4) 概要		コウランライブラリに収載されている成人喘息患者の喘息管理に対する呼気心測定の有効性のシステマティックレビュー(5つのRCTのレビュー)。調査期間中の増悪の発生をアウトカムとした場合においては、呼気NO測定を用いた介入群では増悪の発生が有意に低いとしている(p=0.003, Pooled OR-0.60, 95%CI:0.43-0.84, 患者数=1005, RCTの数=5, p.39)。					
	1) 名称	Exhaled nitric oxide levels to guide treatment for children with asthma.					
0.6.4.1.	2) 著者  3) 雑誌名、年、月、号、ページ	Petsky et al. Cochrane Database of Systematic Reviews 2016, Issue 11. Art. No.: CD011439、フルベージ					
<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>		Cochrane Database of Systematic Reviews 2016, Issue 11. Art. No.: CD011439、フルベージ   コクランライブラリに収載されている小児喘息患者の喘息管理に対する呼気NO測定の有効性のシステマティックレビュー (8つのRCTのレビュー)。調査期間中の増悪の発生をアウトカムとした場合においては、呼気NO測定を用いた介入群では増悪の発生が有意に低いとしている (p=0.0002, Pooled OR-0.58, 95%Cl:0.45-0.75, 患者数=1279, RCTの数=8, p.40)。					
	1) 名称	Symptom- and fraction of exhaled nitric oxide-driven strategies for asthma control: A cluster-randomized trial in primary care.					
	2) 著者	Honkoop et al., J Allergy Clin Immunol. 2015 Mar:135(3):682-8.e11.					
<b>⑭参考文献 4</b>	3)雑誌名、年、月、号、ページ 4) 概要	J. Allergy Clin Immunol. 2015 Mar: 135(3)、682-688ページ 呼吸ND測定で気道炎症を評価しながら治療調節した場合と、症状から判定したコントロールレベルに基づいて喘息管理を行う場合を比べたブロッ クランダム化比較試験。OALYのみならず生産性損失等も加味しており、呼吸NO測定で気道炎症を評価しながら治療調節した場合が費用対効果に優 れるとしている(支払意思額80-\$125,000/OALYという幅広いレンジにおいて、コントロール群に比べて費用対効果が高い、p.685)。					
0.6.4.4.11	1) 名称 2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ページ	   呼気一酸化窒素 (NO) 測定ハンドブック   日本呼吸器学会肺生理専門委員会   呼気一酸化窒素 (NO) 測定ハンドブック、2018年3月発刊、フルベージ					
①参考文献 5	[	日本呼吸器学会として専門医から非専門医までが正しい知識と解釈による普及を目指し、喘息の気道炎症評価に活用できるようにするため、日本					
	4) 概要	での基準値、測定値の解釈、測定原理などを解説している。代表として日本人の成人健常者と喘息患者のFeNO濃度の散布図 p.39、他全体					

提案番号	申請技術名	申請学会名
203201	スパイログラフィー等検査 呼気ガス分析	日本アレルギー学会

## 再評価の提案理由

医療技術の概要

呼気一酸化窒素 (NO) 測定は喘息の本態である気道炎症を 非侵襲的かつ簡便、迅速に計測する医療技術である

## 対象疾患

喘息とCOPDのオーバーラップ

①従来からの症状や呼吸機能検査に基づく治療に比べて、呼気NO測定を加えた喘息治療は増悪による救急受診や入院を 抑制することで医療費を削減するとともに、費用対効果にも優れている(既存の検査方法との比較・有効性)

## 検査コストの原価割れが標準的手順の普及を妨げており、アレルギー疾患医療の均てん化を阻害している(現状の課題) 関連学会では、安全かつ正しい知識と解釈による適正使用に向けた環境整備を推進してきた(医療技術の成熟度) (7) $\odot$

## 医療費を増悪の対応から予防へ

(参考文献: 2/5, 3/5) 医療費の削減効果\*

呼気NO測定を用いた喘息治療の増悪抑制効果 **増悪発現のオッズ比: 成人 0.60, 小児 0.58** 

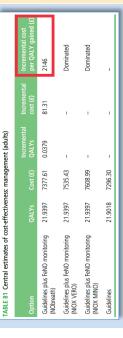
計21.1億円 増悪抑制による医療費削減額(試算) 外来 4.3億円, 入院 16.8億円,

既存 11.7億円, 新規 13.1億円, **計24.8億円** 点数見直しによる医療費増分(試算)

【合計】24.8億円-21.1億円=**3.7億円の増** 

\*本試算にはQOL改善や生産性損失の回避が織り込まれていない

英国NHSモデル分析: £2,146/QALY (成人) (参考文献: 1/5, 4/5) 費用対効果(ICER)



## 再評価提案の根拠

Asthma Prevention

喘息死ゼロから喘息増悪ゼロへ

標準的手順による医療の均てん化

検査1回あたりの測定コスト(機器+材料費)は 人件費を含まずに**1,760円**(年間300回測定) 現在の呼気ガス分析保険点数100点に対して

**気道炎症の制御が喘息の管理目標** 呼気NO測定による炎症評価を推奨

喘息予防管理ガイドライン

日本アレルギー学会 2018年



検査費の原価割れが**標準的手順の普及を妨げ** アレルギー疾患医療の均てん化を阻害している



測定方法、日本での基準値、結果の解釈を解説

(参考文献: 5/5)

中他 NO 単 所 バンドブック

日本呼吸器学会 2018年

正しい知識と解釈による**適正使用の環境**を整備

診断・管理における臨床的意義】

喘息の診断補助、薬剤選択

服薬アドヒアランスの評価

## 呼気NO測定の増点要望: 100点→180点

中央社会保険医療協議会(令和2年)

検査料が低く原価割れのため標準的手順が省かれ 医療費を高騰させている検査(二号側意見)





日本呼吸器学会 2018年

## 喘息とCOPDのオーバーラップ。手引き

喘息FCOPDの鑑別や両者の合併診断に有用 呼気NOは喘息病態の特徴を示す重要な指標

## 診療報酬上の取扱い

呼気ガス分析料を呼気NO測定の場合とその他の場合に分け、他の検査の点数を据え置くことで増点の影響が抑えられる 外保連技術度区分Bの検査であり、手引き書も整備されているため特別な施設や人的配置の要件は不要と考えられる 現在の実施回数は年146万件 (36.5万人)。見直し後は年219万件 (54.7万人) が対象になると推計される [対象] [算定] 要件】

	<sup>後</sup> 理番号 ※事務処理用	204201					
	提案される医療技術名	画	像診断管理加算2の見直し(2.5の創設)				
	申請団体名		公益社団法人 日本医学放射線学会				
	主たる診療科(1つ)	28放射線科	画像診断管理加算2の見直し (2.5の創設)  公益社団法人 日本医学放射線学会  無  リストから選択  無  E  英趣等の拡大)  蔵当する場合、リストから〇を選択  装当する場合、リストから〇を選択  競当する場合、リストから〇を選択  該当する場合、リストから〇を選択  該当する場合、リストから〇を選択  な当する場合、リストから〇を選択  は当する場合、リストから〇を選択  大型・大のより、カストから〇を選択  は当する場合、リストから〇を選択  は当する場合、リストから〇を選択  大型・大のより、カストから〇を選択  は当する場合、リストから〇を選択  大型・大のより、カストから〇を選択  「大のより、カストから〇を選択  「大のより、一般病院が高地域場合の中核病院まで様々な病院に同様に適用されている。地  「大のとなり、カストから〇を別別である。また。専門医師のより、カストから常動  「大のとなり、カストから一般病院から地域場合の中核病院までは、一般ないのは、大のに対しているが、一方で医師の不足から常動  「大のとなり、カストからのより、カストがものより、カスト				
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	01内科					
100 775 11		13外科					
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		画像診断管理加算2の見直し (2.5の創設)  公益社団法人 日本医学放射線学会  無  リストから選択  無  (2.5の創設)  無  (3.5の場合、リストから〇を選択 (4.5の場合、リストから〇を選択 (5.5の場合、リストから〇を選択 (5.5の場合、リストがら〇を選択 (5.5の場合、リストから〇を選択 (5.5の場合、リストか				
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択				
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	無					
	追加のエビデンスの有無		無				
	診療報酬区分	E					
診療報酬番号		通則5					
再	評価区分(複数選択可)	1-A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1-B 算定要件の拡大 (施設基準) 1-C 算定要件の拡大 (回数制限) 2-A 点数の見直し (増点) 2-B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない)	O 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 O 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択				
提案され 文字数:	る医療技術の概要 (200字以内) 170	画像診断管理加算は、専門医等による医療安全や適正管理を評価するものであるが、地方の基幹病院等では、画像診断件数は増加する一方で医師確保が難しい現状である。本要望は、画像診断管理加算の制度設計を一部改変し、働き方改革や情報通信技術(ICT)を用いた支援を導入しつつ、より適切で迅速な画像診断管理を実施するための体制を強化するためのものである。					
	再評価が必要な理由	画像診断管理加算は平成8年度診療報酬改定で創設されて以来、25年を経過した。現在、加算1、加算2、加算3の3段階評価となり、加算3 は特定機能病院に対して評価されてきたが、加算2は常勤医1名の一般病院から地域拠点の中核病院まで様々な病院に同様に適用されている。地域の中核病院は画像診断における医療安全や適正管理を含め、専門医等による画像診断管理の重要性は増加しているが、一方で医師不足から常勤医が少人数のために一人あたりの読影数や画像管理が増加し、労働条件が苛酷になっている活設も多いことが問題である。また、専門医制度が導入され、特定機能病院と連携した研修医の教育を担う地域拠点の中核病院も多く、中核病院の画像診断専門医等への負担は益々増えているものと考えられる。昨今、国政として働き方改革や情報通信技術(ICI)が推し進められており、労働条件が苛酷な地域拠点の中核病院においても働き方改革や1CTを用いた支援が急務と考えられる。これらの問題点を改善するために画像診断管理加算2.5の新設を要望する。					

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	画像診断管理加算は、画像診断の専門の医師による適正管理や質の担保を目的とした診療点数である。平成8年度診療報酬改定で創設され、平成20年度には加算1が70点、加算2が180点と設定されている。そして、平成30年度には加算3が300点で新設された。日本医学放射線学会は従前よりさらなる画像診断管理加算の増点や、検体検査管理加算のような多段階化を求めている。 個家診断で重要な位置を占めており、専門医は画像診断の中の的役割を担っている。 臨床上、特殊な領域を除きほとんどの症例で画像診断が必須となっている状況であり、管理が不適切な画像診断は、不必要な追加検査や過剰な放射線被ばくをもたらすこととなり、国民の不利益となる。また、無駄な検査を減らし、最短で適切な診断に結び付けるためにも専門医等の関与が重要である。日本医学放射線学会は画像診断の 通い管理、駅(の安全管理や被ばく管理等、安全に適切な画像診断を受けることができるよう、各種ガイドラインを策定している。 現在、加算2を算定できる施設は常勤画像診断医が1840との病院で、加算3で06名以上とは大きなキャップがある。加算3は特定機能病院に限定され、質2を算定できる施設は常勤画像診断医が1840との病院で、加算3で06名以上とは大きなキャップがある。加算3は特定機能病院に限定され、質1850との機能が可数を確実に担保し、医療被ばく管理では患者被ばくの低減が達成できたの。地方の中核病院であるが心診療連携患病院等で加算2を算定している施設においても、加第3相応の体制や管理を行うことで患者様により安全で適切な画像診断を実現できる可能性がある。具体的には、対象となる施設は特定機能病院を除外した地方の中核病院(がん診療連携拠点病院等)であることとし、常勤画像診断医を開いる3名以上とするが、そのうち2名までは厚生労働省の働き方改革の推進の方針に則り、週3日以上かつ週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師、さらに遠隔読影による非常動医師も認めることで、医師の働き方改革の推進の方針に則り、週3日以上かつ週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師、とらは遠隔読影による事動医師も認めることで、医師の働き方改革の推進の方針に則り、週3日以上かつ週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師、ことのは海路形とは、対象となる施設は特定の非常動医師も認めることで、医師の働きの改革やデジタル庁が推進する情報通信技術(ICT)を強力に推進する。コロナ感染が拡大するなが15年間による通常能学は、対象とを補助する。特定機能病院を除れたの非常動医師ととの変別係者と107を開放が拡大する情報が表の非常動医師も認めることで、医師の働き方改革の推進する情報通信技術(ICT)を強力に推進する。コロナ感染が拡大する情報が医の非常動医師も認めることで、医師の働き方改革の作品を開放する、そのほかが開始である。またが最近ないまでは関係を持ている。これが関係を持ている。これが表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	画像診断管理加算 2 ・加算 1 は70点、加算 2 は180点、加算 3 は300点
診療報酬区分 (再掲)	E
診療報酬番号 (再掲)	通則5
医療技術名	画像診断管理加算

③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	平成30年度厚生労働行政推進調査事業費(地域医療基盤開発推進研究事業)MRI装置の安全な運用に関する調査研究にて、本邦におけるMRI検査の 安全管理体制は全体的に不十分である実態が明らかとなった。その中で重大なインシデントと最も関連する因子は、MRI検査総数であり、検査数 の多い施設では管理体制の更なる強化が必要と考えられる。また、地方の中核病院での専門医不足等の問題は、厚生労働科学研究等でも検討さ れ、国の検討会等でも議論されている。					
	ガイドライン等での位置づけ	平成30年度厚生労働行政推進調査事業費(地域医療基盤開発推進研究事業)MRI装置の安全 ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。) 「遠隔画像診断に関する列子でディン」、「エックス線CT被ばく線量管理指針」、 日本医学放射線学会と日本磁気共鳴医学会が定める「臨床服」安全運用のための指針」					
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	特定機能病院を除くがん診療拠点病院のなかで、救命救急センターの機能を有し、MRI安全管理や被ばく管理体制が高いと考えられる都道府県、 高度型、特例型の病院であり、高度な施設基準をクリアできると考えられる42施設を選択した。 出典:地方厚生局 施設基準届出状況報告書、がん診療連携拠点病院等現況報告書(令和元年9月1日現在データ)					
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	0A					
た明史 本 同 教 の	見直し後の症例数(人)	1, 201, 665 On					
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回) 見直し後の回数(回)	17. 201. 665					
	i見直し伎の回致(回)	1, 201, 000					
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	成熟している。専門医等による安全管理・質の担保を評価するもの。					
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	放射線科を標榜している病院 画像診断管理加算2.5:特定機能病院以外の病院において、がん診療連携拠点病院で、救命救急入院料を算定していること。画像診断管理加 算2の要件に加え、①攻耐及び休日の読影対応体制を整備すること。②画像診断を専ら担当する常動の医師による検査前の画像診断管理(プロト コル管理)を全例において実施していること。③被ばく管理をガイドラインに沿って実施していること。④三次救急受け入れの施設を含めた、画 像診断あるいはインターペンショナルラジオロジー関連の 多施設の放射線科医が参加する緊急対応ネットワークを構築し、それに参加している こと。 画像診断管理加管2.5: 画像診断を専ら担当する常動の医師3名以上が、検査適応の事前チェック、所定の認証に基づく放射線検ばく及びMRI					
(英間のまた) 必要と踏まえ、必要と踏まえられる要件を、項目毎に記載すること)	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	画像診断管理加算 2.5: 画像診断を専ら担当する常勤の医師3名以上が、検査適応の事前チェック、所定の認証に基づく放射線被ばく及びMRI の安全管理を行い、夜間や救急の誘影体制があり、翌診療日までに8割の誘影を行なう施設であること。 ただし、その常動医師の2名までは週3日以上かつ週22時間以上の動務を行っている非常動医師(働き方改革動医師)でも可とする。常動医師と働 き方改革医師で翌診療日までに8割誘影は必須であるが、残りの誘影を画像診断管理加算 3 を算定している施設で専ら勤務している医師にリモー トにて誘影依頼することを可能とする。					
その他 (連守すべきガイドライン等その他の 要件) 日本医学放射線学会と日本磁気共鳴医学会が定める「臨床MRI安全運用のための指針」							
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	問題なし					
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		特になし <u>0</u> 6					
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後	<u>0点</u> 240点					
-7791 [	その根拠	加算2と加算3の中間の管理体制のため					
9関連して減点	区分 番号	E 特定できず					
	技術名	特定できず					
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容						
	プラスマイナス 予想影響額(円)	增 (+) 720. 999. 000					
⑩予想影響額	ア忠彰督領(円)	/20, 999, 000 加算2から加算2.5への変化で60点増え、年間1,201,665回見込めるため、1,201,665回×60点(720,999,000円)の増加が予想される。					
		出典: 地方厚生局 施設基準届出状況報告書、がん診療連携拠点病院等現況報告書(令和元年9月1日現在データ)					
i備考 ①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		山典: 地方厚生局 施設基準届出状沈報告書、かん修豫連携拠点病院等現沈報告書(守和元年9月1日現在データ)なし (別紙、添付文書ともに不要)					
⑫その他		特になし					
⑬当該申請団体以 団体名)、代表的	外の関係学会(共同提案学会名、関連 研究者等	特になし					

	1) 名称	A National Survey on Safety Management at MR Imaging Facilities in Japan
	2) 著者	Minako Azuma, Kanako K Kumamaru, Toshinori Hirai, et al.
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Magn Reson Med Sci. 2020 Nov 26. doi: 10.2463/mrms.mp.2020-0084. Online ahead of print
①参考文献 1	4) 概要	平成30年度厚生労働行政推進調査事業費(地域医療基盤開発推進研究事業)MRI装置の安全な運用に関する調査研究をまとめたものである。5914 施設のうち、2015施設(34%)がアンケートに回答した。参加施設間でMRI安全管理項目の遵守率に大きなばらつきがみられた。このアンケート 調査に回答した施設のうち、5%の施設がMRI検査に関連する重大なインシデントを報告し、27%の施設が軽微なインシデントを報告した。重大イ ンシデントで最も影響力のある要因は、施設で実施されたMRI検査の総数であった。この数は、重大なインシデントのリスクと有意に相関してい た(P〈0.0001)。
	1) 名称	Current radiologist workload and the shortages in Japan: how many full-time radiologists are required?
⑭参考文献 2	2) 著者	Akihiro Nishie, Daisuke Kakihara, Takeshi Nojo, et al.
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Jpn J Radiol. 2015 May:33(5):266-72.
	4) 概要	CTとMRIの読影レポートについて、フルタイムの放射線科医が 1 日に可能な推計数はそれぞれ、19.9件であった。我が国のすべてのCTとMRIのレポートを読影するためには、少なくとも現在の2.09倍のフルタイムの放射線科医が必要である。
	1) 名称	臨床駅I安全運用のための指針
	2) 著者	一般社団法人日本磁気共鳴医学会、公益財団法人日本医学放射線学会
①参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	一般社団法人日本磁気共鳴医学会のホームページで公開(http://www.jsmrm.jp/modules/other/index.php?content_id=5)
	4) 概要	磁気共鳴イメージング (magnetic resonance imaging MRI)は、現代の医療において無くてはならない装置で多くの施設で使用されている。MRI 検査を実施するにあたっては、磁場、ラジオ波や造影剤の影響を十分に考慮する必要があり、日本磁気共鳴医学会の安全性評価委員会は適切な安 全管理のためにMRI安全性の考え方 (第二版) を発行し、安全管理を推奨している。 今回、日本磁気共鳴医学会は、MRI 検査の安全管理の指針を以下のように設定した。本指針では、MRI 検査において適切な安全管理が行えるよ う、具体的な管理方法を提示する。これらに準じて管理することで、MRI 検査がより安全に、精度高く実施されると期待される。
	1) 名称	エックス線CT被ばく線量管理指針
	2) 著者	公益財団法人日本医学放射線学会
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	公益財団法人日本医学放射線学会のホームページで公開(http://www.radiology.jp/content/files/20150418_x-ray_ct_guideline.pdf)
	4) 概要	エックス線 CT は、医療の中心を担うものとなっており、我が国において年間約3 干万件程度実施されている。CT 撮影を実施するにあたっては、放射線被ばくの影響を十分に考慮する必要があり、国際放射線防護委員会(ICRP)は適切な放射線量の管理のために診断参考レベル(Diagnostic Reference Level; DRL)を使用することを推奨している。今回、日本医学放射線学会は、CT 撮影の診断参考レベルを設定した。本指針では、この診断参考レベルを利用して、適切な被ばく線量管理が行えるよう、具体的な管理方法を提示する。これらに準じて管理することで、CT 撮影がより安全に、精度高く実施されると期待される。
	1) 名称	-
	2) 著者	
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4)概要	_

						概要図書式
提案番号(6桁)	申請技術名			申請学会名	<b>~</b> T	
204201	画像診断管理加算2.5の創設			日本医学加	日本医学放射線学会	
		管理加算	-	2	2.5	က
		点数	70	180	240	300
で病院の[	DPC病院の画像診断管理加算取得の実態	対象点数分	E001写真診断 E004基本的エックス線 診断料 E102核医学診断 E203エペュータ断層診断	E102 核医学診断 E203 CT/MRI	E102 核医学診断 E203 CT/MRI	E102 核医学診断 E203 CT/MRI
	加算 1 263施設	常勤 画像診断医	1名以上	1名以上	3名以上 (働き方改革医師: みなし常勤医師)	6名以上
/加算取得な し 632施設(37 <sup>9</sup>	加算取得な (15%) し 632施設(37%)	医療機関 の種類	保険医療機関	病院	病院 がん診療連携拠点病院 救急救命センター	特定機能病院
	加算 2 808施設	翌診療日読影	×	干竼⊫8	8割以上 (常勤医師+みなし常勤 医師が読影)	∃ 汽⊯8
K	(4/70)	リモート読影支援			特定機能病院常勤医師 によるリモート読影	
加算3		画像情報管理			0	0
24施設(1%)	がん診療連携拠点病院 (都道府県、高度型、特 例型) + 救命救急センター 42施設(2%)	夜間及び休日の 読影体制			○ 当直・休日日勤・ オンコール等(遠隔可)	〇 当直・休日日勤・オンコール等(遠隔可)
加沙 施設基準子 施設数	タ:平成30年10月1日地方厚生局届出デタ : 日本アルトマーク社 平成30年8月16日調べ	検査前の 画像診断管理			夜間休日を除く全て	夜間休日を除く全て
		<u>医療</u> 板 が管理学会認証	×	×	0	0
		MRI安全管理学会認 証		0	0	0
		みなし常勤医	×	×	0	×
- 世	特定機能病院常勤医師によるリモート読影:	先進画像加算	×	0	0	0
	8割を超えた未読影の支援	タスクシフト			看護師、技師による 血管確保	

1	を理番号 ※事務処理用	204202					
	提案される医療技術名	画像診断管理加算3の見直し (4の新設)					
	申請団体名		日本医学放射線学会				
	主たる診療科(1つ)	28放射線科					
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	01内科					
112 771 1-1		13外科					
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無				
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)	平成30年度					
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	画像診断管理加算4の創設					
	追加のエビデンスの有無		無				
	診療報酬区分		Е				
	診療報酬番号	通則5					
		1-A 算定要件の拡大(適応疾患等の拡大) 該当する場合、リストから〇を選択					
		1 − B 算定要件の拡大 (施設基準) O					
		1-C 算定要件の拡大(回数制限)	該当する場合、リストから○を選択				
		2 一 A 点数の見直し(増点)	0				
		2 一 B 点数の見直し (減点)	該当する場合、リストから○を選択				
面	評価区分(複数選択可)	3 項目設定の見直し	0				
	们画色为(该效应外引)	4 保険収載の廃止	該当する場合、リストから○を選択				
		5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから○を選択				
		6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから○を選択				
		「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載					
提案され 文字数:	る医療技術の概要 (200字以内) 102	画像診断管理加算の算定要件の見直し。大学病院等の特定機能病院のうち、学会が実施するネットワーク型画像診断管理を導入し、画像診断安全 管理や精度管理、標準化等を担っている医療機関をより評価する等の変更を行う。					
~ J-3X .	.02						
	再評価が必要な理由	画像診断の診療報酬は、撮影料に対して診断の質を担保するためのコストが十分でなく、専門医等の配置をせず撮影数だけを増やすインセンティ ブとなっている。このため、画像診断管理加算をより充実した評価とし、専門医による画像診断の質を担保する等の取り組みを評価する。 日本医学放射線学会では、画像診断管理を含えため、ネットワーク型の画像診断管理認証制度の構築を行っている。全国のデータを収集し、 ビッグデータを用いた被ばく管理やプロトコル管理が行えるほか、全国の画像診断の標準化等にも貢献する。大学病院等の特定機能病院のうち、 学会が実施するネットワーク型画像診断管理を導入し、画像診断安全管理や精度管理、標準化等を担っている医療機関を、更に高く評価するため 新たな画像診断管理加算4の創設を要望する。					

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	画像診断管理加算は、画像診断の専門の医師による適正管理や質の担保を目的とした診療点数である。平成30年度には加算3が300点で新設され、日本医学放射線学会は従前よりさらなる画像診断管理加算の増点や、検体検査管理加算のような多段階化を求めている。画像診断は医療において重要な位置を占めており、専門医は画像診断の中心的役割を担っている。路床上、特殊な領域を除きほとんどの症例で画像診断が刻えとなっている状況であり、管理が不適切な画像診断は、不必要な追加検査や過剰な放射線域(そもたらすこととなり、国民の不利益となる。また、無駄な検査を減らし、最短で適切な診断に結び付けるためにも専門医等の関与が重要である。日本医学放射線学会は画像診断の適正管理、脈(の安全管理や被ばく管理等、安全に適切な画像診断を受けることができるよう、各種ガイドラインを策定している。現在、加算3は特定機能病院に限定され、夜間及び休日の読影体制、検査前の画像診断管理、医療被ばく管理など高度の運用体制が必要である。仅可以び休日の読影については、遺隔読影が認められ救急対応や急変時の対応において臨床医の負担を著しく軽減し、適切・最短の診断に貢献している。後着前の画像診断管理においても画像診断の質を確実に担保し、医療被ばく管理など高度の運用体制が必要である。夜間及び休日の読影については、遺隔読影が認められ救急対応や急変時の対応において臨床医の負担を著しく軽減し、適切・最短の診断に貢献している。差額のの動きが自動を対している、遺隔流影が認められ救急対応や急変時の対応において臨床医の負担を著しく経減し、適切・最短の診断に貢献している、この画像診断管理認証制度の構築を行っている。全国のデータを収集し、ビッグデータを用いた被は、管理やプロトコル管理が行えるほか、全国の画像診断の標準化等にも貢献する。常勤的放射線科医10名以上の大学病院等の特定機能病院のうち、学会が実施するネットワーク型画像診断管理を導入し、画像診断を全管理や精度管理、標準化等を担っている医療機関を、更に高く評価するため新たな画像診断管理加算4の創設を要望する。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	画像診断管理加算 3 ・加算 1 は70点、加算 2 は180点、加算 3 は300点
診療報酬区分 (再掲)	E
診療報酬番号 (再掲)	通則5
医療技術名	画像診断管理加算

②・予防・受力性 対象を対して	におけるMRI検査の 数であり、検査数 きも検討され、国の						
でいて、実施女性を診断専門医が特別の名は上いる主致は19主致の67.MRIにかかわる困痛診断管理加貫の資産目 を開列業者数の 実化 23.61人 全間製態回服の 実施 23.61人 を開発性面の成功 25.62 ・ 通知度 (場内性等)	ドライン 2016年 線量管理指針」、						
変化   現直し後の原物数 (人)   322.531人   4年別東田園数の 変化等   現底し味の回数 (図)   323.531回   323.5310回   323.	7理加算3を取得し 7合計は823,631回						
東京大学							
「							
- 学者影響 (本付も位置づけ - ・難易度 (専門性等)							
- 施設基準 (技術の専門性 学を譲る人 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 4 を 4 を 4 を							
要と考えられる 東件を、項目等 に記載すること。  「優勝年教育。  「後の権 「企業の主義の 要件) 「の他 「選挙すべきガイドライン等その他の 「問題なし  「の倫理性・社会的妥当性 「問題があれば必ず記載)  「の場合 「記載がする」 「の場合 「記載があれば必ず記載)  「日間をいます。 「の場合 「記載があれば必ず記載)  「日間をいます。 「の場合 「記載があれば必ず記載)  「日間をいます。 「の場合 「記載が変われば必ず記載)  「日間をいます。 「の場合 「記載が変われば必ず記載」 「日間をいます。 「ののは 「記載します。 「おまず、 「記載します。 「のうり、「常動な特徴が新事・関連を表現します。 「のうり、「常動な特徴が新事・関連を表現します。 「のうり、「常動な特徴が新事・関連を表現します。 「のうり、「常動な特徴が新事・関連を表現します。 「のうり、「常動な特徴が新事・関連を表現します。 「のうり、「常動な特徴が新事・関連を表現します。 「のうり、「ないましまします。 「のうり、「ないまします。 「のうり、「ないましまします。 「のうり、「ないまします。 「ないまします。 「ないましまする。 「な	診断を専ら担当す いに沿って実施して						
と) その他 (選守すべきガイドライン等その他の 上記参照							
・副作用等のリスクの内容と頻度	上記参照						
(問題点があれば必ず記載) 特になし 300点 300点 400点 400点 400点 400点 400点 400点							
その根拠   国像診断管理加算3に対して更なる高度な画像診断管理体制を有するため   日							
図分							
や削除が可能と 考えられる医療 技術名   技術名   技術名   特定できず   技術名   大きできず   大きできが   大							
技術 当該医療 技術を含む) 具体的な内容 - 増 (+)							
予想影響額 (円) 82,363,100円 82,363,363,100円 82,363,363,363,363,363,363,363,363,363,36							
予想影響額 (円) 82.363,100円 令和元年9月1日時点の「がん診療連携拠点病院等 新規指定推薦書・指定更新推薦書・現況報告書」によると、現在画像診断でおり、常動放射線診断専門医が随時10名以上いる施設は19施設ある。19施設のCT/MRIにかかわる画像診断管理加算の算定回ある。当該回数が画像診断管理加算3から見直し後の点数を400点の100点の増点とするなら82.363,100円の増額となる。 特になし 特になし (別算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 な」 (別紙 添付文書ともに不悪)							
でおり、常勤放射線診断専門医が随時10名以上いる施設は19施設ある。19施設のCI/MRIにかかわる画像診断管理加算の算定回 ある。当該回数が画像診断管理加算3から見直し後の点数を400点の100点の増点とするなら82,363,100円の増額となる。 備考 特になし  (取算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 なし (を回紙 否付文書ともに不要)							
⑪算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 た」 (別紙 汚付立まとまに不薬)	理加算3を取得し (合計は823,631回						
品、医療機器又は体外診断薬 なし (別組、 添り又音ともに小安)							
⑫その他 特になし	特になし						
⑬当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等 特になし							

	1) 名称	The Value of Imaging Part II: Value beyond Image Interpretation
	2) 著者	Phuong-Anh T. Duong, David A. Pastel, Gelareh Sadigh, David Ballard, Joseph C. Sullivan, Brian Bresnahan, Karen Buch, Richard Duszak Jr,
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Academic Radiology, Vol 23, No , January 2016:23-29
	4)概要	画像読影は放射線読影医の本質的な価値だが、放射線読影医は画像読影以外に患者ケアに貢献できる方法がある。この論文では画像読影を超えた画像の価値を証明する取り組みを説明する。画像情報を活用することにより、検査でのX線線量の低減、標準プロトコールの確認、読影レポートの明確化や患者や医療従事者との連携の強化が図る事ができ、より一貫性がある高品質な患者ケアを提供できる。
	1) 名称	Big Data and the Future of Radiology Informatics
	2) 著者	Akash P. Kansagra, John-Paul J. Yu, Arindam R. Chatterjee, Leon Lenchik, Daniel S. Chow, Adam B. Prater, Jean Yeh, Ankur M. Doshi,
④参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Academic Radiology, Vol 23, No , January 2016 30-42
	4)概要	通常の診療業務で発生し、電子的に蓄積される膨大なデータは、臨床研究を行うためのビックデータとして非常に関心が集められている。ビックデータ解析は、連続した医療から発生する膨大なデータ量、種類、データの組み合わせから洞察(Insights)を明示することができるので、仮説的研究に費やす時間、コスト、労力を低減できる。放射線部門で使用されている強固なITインフラや、長年の画像データの蓄積により、放射線部門は新たに生まれてきているビックデータ解析の恩恵を享受できる立場にある。このレポートでは、放射線部門の業務や研究にインパクトを与えるビックデータの活用を述べる。更に、ビックデータの適応やどのように大学病院の放射線部門がビックデータの活用を推進するか述べる。
	1) 名称	Big data in oncologic imaging
⑥参考文献3	2) 著者	Daniele Regge, Simone Mazzetti, Valentina Giannini, Christian Bracco, Michele Stasi
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Italian Society of Medical Radiology 2016 13 September 458-463
	4) 概要	癌は複雑な疾患で、どのように癌が進行していくか十分な解明がされていない。最新のIT技術により、臨床データ、検査画像、病理やゲノム情報を含むがん患者の情報を保管できるようになった。実際、全世界のデータ保存容量の三分の一が医療関連のデータである。癌患者でのビックデータ解析は始まったばかりだが、バイオマーカーの開発、X線線量のリスクの評価、造影剤による腎臓へのダメージや患者の検査の流れの最適化を含む方用なピックデータ解析が出てきている。このレポートの目的は、検査画像のピックデータ解析が、どのようにがん患者の診断にインパクトを与えるかの現在のエビデンスを述べる。
	1) 名称	A Comprehensive CT Dose Reduction Program Using the ACR Dose Index Registry
	2) 著者	Little BP1, Duong PA2, Knighton J2, Baugnon K2, Campbell-Brown E2, Kitajima HD2, St Louis S2, Tannir H3, Applegate KE2.
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Journal of the American College of Radiology 2015 December Number12PA Volume12 1257-1265
⑥参考文献4	4) 概要	大規模アカデミック病院施設において線量低減を実施するに当たり、ACR Dose Index Registryを活用した。 ACR DIRを活用し、4つの特定撮影部位における線量データを収集し、プロトコール変更、インタラクティブリコン、 撮影方法の最適化、技師への教育、フィードバックツールを活用した継続したモニタリングをすることにより、以下の効果を上げることができた。 *胸部CT (造影なし) においてDLPの中央値が平均で30%、頭部CT (造影なし) において29%, 腹部骨盤CT (造影あり) において26%、胸部CT (造影有)で 10%の低減効果があった。 *ACR DIRのDLP中央値と施設のデータを比較した際にも施設線量が低いことが確認することができた。
	1) 名称	CT装置及びMRI装置の地域での設置状況と稼働をめぐる問題等に関する研究
	2)著者	本田 浩
④参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	厚生労働科学特別研究事業 医療計画の評価と実効性の向上に関する研究 平成28年(2016)3月 146-157
	4) 概要	我が国のCT 装置やMRI 装置は他の先進国と比較して普及率が高いとされている。今回、これら装置と専門医配置との関係を明らかにすることを目的に平成26 年に初めて実施された病床機能報告制度で得られた各医療機関の各装置の保有状況と、日本医学放射線学会が保有する専門医配置状況のデータを突合した。また、厚生局施設基準データや平成23 年医療施設調査等も補完的に使用した。病床機能報告制度では、CT 装置は8992台、MRI 装置は4765台であった。診療報酬施設基準届出ではCT 装置は10621台、MRI 装置は4350台であった。診療報酬施設基準届出ではCT 装置は10621台、MRI 装置は4350台であった。呼成23 年医療施設調査ではCT 装置は1945台、MRI 装置は5990台であった。病床機能報告制度では無床診療所の装置台数が報告されないことを考慮すると、装置数は概ね39当な数と考えられた。CT装置、MRI 装置「台当たりの患者数は、「0-99人/月」の階級が最も多かった。今回の調査によって、現在のCT 装置、MRI 装置の多くが、診断専門医等の管理下にないことが推察され、適切な安全管理や精度管理、被ばく情報管理等が行えていない可能性が示唆された。また、低稼働率のCT 装置、MRI 装置が多く存在することが示唆された。関係学会等が協力し、これらの安全性や技術水準を保つ取り組み、撮影状況や管理状況を把握する取り組みが必要と考えられる。

申請学会名日本医学协計線学会	の概念を提唱している。これは、Japan Medical ジデータベースを構築し、それをもとに、装置、オー資安全の向上を目的とする。現在、7大学病院がネットを用い、画像診断管理認証を行うことで、適切な )運用の適正化、また我が国全体の画像診断の標準化め診療報酬での評価を要望する。	Japan Safe Radiology Safe Radiology Safe Radiology Safe Radiology 法置 「フィーダー 」 撮影 「 診断		接置・専門医 メンテナンス 機器の適正使用 Dose Index Registry 定量化・標準化 レポートの管理 人工知能 立全管理 Clinical Decision Support DRL・被ばく管理 QIBA Report Registry A.I. Infra-トルビー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロ	国家が到フンゴンルテータペー人 Japan Medical Image Database: J-MID 各種ガイドライン、専門医制度、学術集会 等	一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一		適正使用 医療リアルワールド 活用 データ活用基盤	三施ナ	<u> </u>
提案番号(6桁) 申請技術名 204902 画像診断管理加管3の目直し(4の創設)	医学放射線学会は、Japa Database (J-MID) といる 撮影、診断のそれぞれに応 クを用いた画像管理を実施 コル管理、被ばく管理が行 できる。この取り組みをより	診療報酬点数設計案	CT/MRI撮影料 電子画像管理加算	診断料 画像診断管理加算	将来 大学病院等 DXでのコストを評価	CT/MRI撮影料 ネットワーク型管理加算	診断料 新 画像診断管理加算	その他の医療機関 DXでの管理を評価	CT/MRI撮影料 ネットワーク型管理加算	三 <u>今</u>

- 2	を理番号 ※事務処理用		20	4203
	提案される医療技術名	画像影	断加算(小児)	(小児被ばく低減加算)
	申請団体名		日本医学	放射線学会
	主たる診療科(1つ)	28放射線科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	即本ナス公庫料 (0つナエ)	22小児科		
דין אנו ענו	関連する診療科(2つまで)	38その他(診療科名を右の空欄に記載する。)		小児外科、小児整形外科、小児血液腫瘍科、 小児脳神経外科、小児感染免疫科、小児泌尿器科
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無			無
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リスト	から選択
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	無		
	追加のエビデンスの有無			無
	診療報酬区分			E
	診療報酬番号	通則5		
		1-A 算定要件の拡大(適応疾患等の拡大)		該当する場合、リストから○を選択
		1-B 算定要件の拡大(施設基準)		該当する場合、リストから○を選択
		1 - C 算定要件の拡大(回数制限)		該当する場合、リストから○を選択
		2-A 点数の見直し(増点)		該当する場合、リストから○を選択
		2-B 点数の見直し(減点)		該当する場合、リストから○を選択
再	評価区分 (複数選択可)	3 項目設定の見直し		0
		4 保険収載の廃止		該当する場合、リストから○を選択
		5 新規特定保険医療材料等に係る点数		該当する場合、リストから○を選択
		6 その他(1~5のいずれも該当しない)		該当する場合、リストから○を選択
		「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載		
提案され 文字数:	る医療技術の概要(200字以内) 13	小児画像診断管理加算の新設		
	再評価が必要な理由	ら16歳未満の被ばく感受性が高い群でも被ばくが大きい がるという問題がある。また、核医学検査において利 間は延長する。小児に対して、安全に検査を行うために CTから解Iに検査内容を変更し、核医学検査において投 資源が必要である。 現状の保険制度では、被ばくのないMRIと被ばくのあ するインセンティブが働かず、小児のCT被ばくを増加さ	NCTの検査件数に い児において には、トレーニン・ 与量を減らし、か るCTは保険点数は でせる一因となっ にいる施設に加算	の後の発がんリスクをできるだけ低くするために重要である。しかしなが は保険制度上は制限がない。一方で、被ばくがないMRIでは検査時間がか 重を制限するガイドラインが制定されているが、投与量を減らすと検査時 グを受けた医師や看護師が検査の間でも常にモニターを行う場合が多い。 つ安全に検査を行うためには医療機関においてその時間に見合った人的 それほど変わらないために、被ばくの問題が大きいび「からMRIへと移行 ている。そこで、CT検査の件数に一定の制限を加え、積極的にMRIに振り という形で診療報酬での評価を要望する。余命の長い小児において、発が

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	小児は余命が長く、被ばく感受性が高いとされている。医用画像の技術的進歩を背景として、医療からの被ばくは経時的に増加しており、医療被ばくによる発がんリスクの管理は、重要である(文献 1)。被ばくの多いCTの検査の代替え手段としてはX線被ばくのないMITが有用であるが、MITはCTと比較すると撮影時間が長くかかるという欠点がある。小児においては成人と異なり、一人で検査の準備から退出までを行う事は困難であるため、トレーニングを受けた医師や著題師などMITは複元の間付き添うことが必要であり、検査時間がかかることは特に人的資源の限られている医療機関にとって大きな負担である。この問題は夜間、休日など人的資源が減少する際にはさらに大きくなる。とは特に人的資源の限られている医療機関にとって大きな負担である。この問題は夜間、休日など人的資源が減少する際にはさらに大きくなる。と、医療者は患者から離れざるを得が、PMの風情をでは30%の施設で鎮静の必要がある。多くの場合、装置がトンネル構造となっているので、医療者は患者から離れざるを得ず、PMの風情をではないなくない場合で鎮静の必要がある。2010年に日本小児科学会が行った調査では30%の施設で鎮静の合併症を経験している(文献 2)。そこで、MITI時の鎮静に関わる指針が作成され、患者の評価や検査終了時のケア、覚醒の確認などで十分な人的資源を検査に置することが求められている。一方で付検査を被ばくはあるものの技術的進歩に伴い、検査時間は大幅に短縮しており、画質も大きく向上している。件数に制限がないこと、短時間で安全に検査を行うことが可能な点と合わせ、CTからMIT へと移行するインセンティブが働かず、小児のCT被ばくを増加させる一因となっている。 大限のCT被ばくを増加させる一因となっている。 大限のCT被ばくを増加させる一因となっている。 大限のCT被ばくを増加させる一因となっている。 大限のCT被逐では投与量に反比例に大能査時間は延長するという特性がある。小児は検査の間、静止していることが難しい場合があり、安全に検査を行うため、検査装置の更新や検査時間の延長に見合った人的負担が必要となっている。 以上から、医療からの発がんリスクの管理のために、CT検査を減らし、MITI検査に置き換え、かつ核医学検査に関して十分に投与量を減らし、 で間休日に際して小児画像診断に対応できる体制を整えている施設に対して、医療機関での評価を要望する。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	画像診断管理加算 3 300点 画像診断管理加算 2 180点
診療報酬区分(再掲)	E
診療報酬番号 (再掲)	通則5
医療技術名	画像診断管理加算

		日本医学放射線学会が定める「画像診断ガイドライン」2016年版」、「診療用放射線に係る安全管理体制に関するガイドライン」、日本小児放射
③再評価の根 拠・有効性	後等のアウトカム ガイドライン等での位置づけ	線学会「MRI撮影時の鎮静に関する指針」、日本核医学会「小児核医学検査適正施行のコンセンサスガイドライン」  画像診断ガイドライン: 小児の項目が作成され、小児画像診断の選択に際して被ばく低減の重要性が強調されている。  加工撮影形の鎮静に関する指針: 小児のMRI撮影及び画像診断に関して十分な知識と経験を有する常動の医師及び小児の麻酔・鎮静に十分な知識と経験を有する常動の医師及び小児の麻酔・鎮静に十分な知識と経験を有する常動の医師が、それぞれ 1 名以上配置することを求めている。 ・パ児核医学検査適正施行のコンセンサスガイドライン: 被ばく低減のために小児核医学検査における適正な投与量の遵守を求めている。
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	令和元年度社会医療診療行為調査からは0-14歳までの画像診断管理加算2の回数および点数は1カ月当たり20,414回であり、画像診断管理加算2を取得している施設の内、時間外緊急撮影要件を満たす施設は加算2対象施設の20%、算定回数にして25%と推定される(25年度日本放射線科専門医会調査)。これらにより、小児画像診断管理加算の算定回数は多くとも5,103件、5,103日(年間当たり、61,236円、61,236回)と推定した。施設基準においてCT検査数の上限を設けたため、CT検査数の減少が予想される。しかしながら、正確な予想が困難であり、また、年間影響額の上限を算出するために、今回は症例数や実施回数に変更はないと仮定した。
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	61, 236
	見直し後の症例数(人)	61, 236
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回)	61, 236
@E *## 0 **	見直し後の回数(回)	61, 236 T
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	成熟している。専門医等による安全管理・質の担保を評価するもの。
		画像診断管理加算 2 の要件に加え以下の施設要件を満たす必要がある。 A) 小児の画像検査を安全に行うことが可能である。 ① 小児入院医療管理料算定施設である。 ② 関係学会から示されているMRI撮影時の鎮静に関する指針に基づき、鎮静下のMRI撮影を適切に実施している
・施設基準 (技術語まられ 等変と考え、する 要要件記載する にと)	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	③ 関係学会の定める指針を遵守し、MRI装置の適切な安全管理を行っている B) 小児の画像検査において夜間、休日を含め、被ばく低減を実施しつつ、検査の読影を行うことが可能である ① 15才未満のび実施件数が同時期の15才未満のMRI実施件数の2倍を超えない ② 15才未満の形書の核医学診断よびコンピュータ断層診断の内、少なくとも8割以上の誘影結果が撮影日の翌診療日までに当該患者の診療を担当する医師に報告されている ③ 放射線料診断専門医が2人以上勤務している。 ④ 実施される全ての核医学診断、CT撮影およびMRI撮影について専門医が画像情報を管理する ⑤ 夜間、休日に膨影を行う体制が整備されている ⑥ 当該機関以外の施設に誘影または診断を委託していない ⑦ 関係学会の定める指針に基づいて、適切な被ばく管理を行っている ⑧ 小児患者での核医学検査の投与量に関して関係学会のガイドラインを遵守する
	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	MRI撮影時の鎮静に関する指針
	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	日本医学放射線学会:「診療用放射線に係る安全管理体制に関するガイドライン」 日本小児放射線学会他:「MRI撮影時の鎮静に関する指針」 日本核医学会:「小児核医学検査適正施行のコンセンサスガイドライン」
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	問題なし
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		問題なし
	見直し前	180 (15歳未満および15歳以上)
⑧点数等見直し の場合	<b>君慮し途</b> その根拠	240 (15歳未満)、180 (15歳以上)  画像診断管理加算 2 は180点、画像診断管理加算 3 は300点である。常勤放射線専門医の数が6人未満の病院であっても、小児画像検査において被ばくを低減し、十分な安全管理を行いかつ画像診断管理加算3と同様の体制を整えている施設に対して、15才未満のCT/MRI、核医学検査に限って、画像診断管理加算3に準じた加算を行う。具体的には、全ての画像情報の管理に専門医が関与し、医療被ばく管理を行い、夜間、休日の読影体制を整備し、15歳未満のCT/MRI、核医学検査の8割以上の読影結果を検査日の翌診療日までに依頼医に報告する。それに加え、小児領域における安全管理として、MRI鎮静に関する安全管理を行い、小児領域における安全管理として、MRI鎮静に関する安全管理を行い、小児核医学における投与量に関してガイドラインを遵守する。さらにCTの検査件数に上限を定め、15歳以下のCT検査件数は同時期の15歳のMRI件数の2倍以下とする。
	区分	E
9関連して減点 の削除が可能と	番号 生体タ	特定できず 終ウベネボ
や削除が可能と 考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	技術名	特定できず -
	プラスマイナス	增 (+)
	フラスマイテス 予想影響額(円)	- 塩(ヤ) 146, 980, 800円
⑩予想影響額	その根拠	令和元年度社会医療診療行為調査からは0-14歳までの画像診断管理加算2の回数および点数は1カ月当たり20,414回、3,674,520点である。 画像診断管理加算2を取得している施設の内、時間外緊急撮影要件を満たす施設は加算2対象施設の20%、算定回数にして25%と推定される(25年度日本放射線科専門医会調査)。これらにより、小児画像診断管理加算の算定回数は多くとも5,103回、1,224,720点と推定した。 さらに年間影響額を、12倍して、算出した。
	備考	今回の施設要件の一つとしてMRI検査数の2倍までに同時期のCT検査数の上限を定めている。実際にはMRI検査数の増加は限界があり、結果的に小 児のCT検査数を抑制する効果があると予想される。0-14歳までの同時期のCT検査件数は36,339回、32,098,332点である。仮にその5%が減少すると 仮定すると1,817回、1,604,916点、16,049,160円のマイナスの影響額がある。ただし、正確な予想をすることは困難と考え、今回の検討には含め ていない。
品、医療機器又は	し等によって、新たに使用される医薬 体外診断薬	2. なし(別紙、添付文書ともに不要)
<ul><li>①その他</li><li>③当該由請団休以</li></ul>	外の関係学会(共同提案学会名、関連	特になし L
団体名)、代表的		特になし 

	1) 名称	WHO『小児画像診断における放射線被ばくの伝え方』日本語版
	2) 著者	日本語翻訳者/宮嵜 治
(A)参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/205033/9784907894085-jpn.pdf?sequence=5&isAllowed=y
	4) 概要	画像診断検査の実施総数は、1997 年から 2007 年の期間に急激に増加し、15 歳未満の小児でも増加している。胸部 X 線撮影よりも相対頻度が低い CT が、集団総量の主な要因 (43.2%) である。超音波検査及びMRIは放射線の被ばくを伴わないため、小児において好ましいモダリティであるが、CTはその普及率が高く、画像取得が迅速であるため、依然として利用増加率が高い。
	1) 名称	MRI 検査時の鎮静に関する共同提言
	2) 著者	日本小児科学会・日本小児麻酔学会・日本小児放射線学会
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/20200416_MRI.pdf
⑭参考文献 2	4) 概要	MRI 検査では激しい騒音が長時間継続し、その間安静を保つことができない小児患者に検査を行うためには深い鎮静により患者を不動状態に維持 する必要がある。このような背景のもと、小児患者のMRI 検査のための鎮静をより安全に行うために、緊急時のバックアップ体制、MRI 検査中の監 視、記録、小児の麻酔・鎮静に十分な知識と経験を有する医師が担当することなどが盛り込まれている。
	1) 名称	小児核医学検査適正施行のコンセンサスガイドライン2020
	2) 著者	日本核医学会
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	http://jsnm.org/wp_jsnm/wp- content/uploads/2019/03/%E5%B0%B7%E5%B5%90%E6%A0%B8%E5%BC%BB%E5%AD%A6%E6%A4%9C%E6%9F%BB%E9%81%A9%E6%AD%A3%E6%9G%BD%E8%A1%8C%E3%81% AFKE5%828#B3%B3%B3%B3%B3%E3%B3%B3%B3%B3%E3%B2%B5%E3%B2%B9%E3%B2%AD%E3%B2%A4%E3%B3%B9%E3%B3%A9%E3%B2%AD%E3%B3%B3%B3%B3%B3%B3%B3%B3%B3%B3%B3%B3%B3
	4) 概要	放射線感受性の高い小児を対象とした核医学検査ではより適性な投与量の設定とその遵守が求められる。小児核医学検査の適正投与量は欧州核医 学会の指針や米国核医学会の設定した量に準じ、ガイドライン公表前に広く行われていた投与量よりも全体に少ない量になっている。この抵投与 量に対応できる装置の管理、更新や撮影技術の工夫が望ましい。
	1) 名称	診療用放射線に係る安全管理体制に関するガイドライン
	2) 著者	日本医学放射線学会
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	http://www.radiology.jp/content/files/20150418_x-ray_ct_guideline.pdf
⑭参考文献 4	4) 概要	CTなど被ばくを有する検査を実施するにあたっては、放射線被ばくの影響を十分に考慮する必要があり、適切な放射線量の管理のために診断参考 レベル(Diagnostic Reference Level; DRL)を使用することが推奨している。本指針では、この診断参考レベルを利用して、適切な被ばく線量管理が行えるよう、具体的な管理方法を提示する。これらに準じて管理することで、CTなど被ばくを有する検査がより安全に、精度高く実施されると期待される。
	1) 名称	-
	2) 著者	_
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	_
	4) 概要	-

申請学会名	口太医学艺艺练》令
<b>2</b> 0	小児面像診断管理加管
申請技術名	小児面像診
提案番号(6桁)	204203

概要図書式

医療からの発がんリスクの管理のために、15歳未満の患児に対して、CT検査を減らし、MRI検査に置き換え、かつ核医学検査に際して投与量を配慮し、夜間休日に小児画像診断に対応できる体制を整えている施設に対して、医療報酬での評価 【技術の概要】

を要望する。

施設基準を満たし、15歳未満の患者に対して核医学診断およびコンピュータ断層診断を行った場合小児の医療被ばく低減を目的とし、CTの検査件数に上限を定める。 |対象疾患|

【有効性】

【他の画像診断管理加算との比較】 [診療報酬上の取り扱い] 区分E

70 F001 写真診断 E004 基本的エックス線診 E203 断料 E102 核医学診断 E203 コンピューター断層 診断 1名以上 保険医療機関	180     180       180     240       核医学診断     E102 核医学診断       コンピューター断層診     E203       1名以上     3名以上       病院     病院*	300 300 300 300 300 200 核医学診断 33 コンピューター断層診
1名以上   保険医療機関   1名以上   保険医療機関   1名以上   保険医療機関   1名以上   保険医療機関   1名以上   1名以上   1名以上	240       E102 核医学診断       ター断層診       E203 コンピューター断層診断       L       3名以上       病院*	300 核医学診断 コンピューター
E001 写真診断       E004 基本的エックス線診 E102 核医学診断       E203 コンピューター断層 32断       1名以上       保険医療機関	A 一断層診     E203     コンピューター断層診断       E203     コンピューター断層診断       E203     コンピューター断層診断       E203     コンピューター断層診断       E203     コンピューター断層診断       E203     コンピューター断層診断       ARP     3名以上       成除*       病除*	核医学診断コンピューター
1名以上 保険医療機関		
保險医療機関		6名以上
		特定機能病院
画像情報の管理         夜間及び休日の読影体制         検査前の画像診断管理         医療被ばく管理         MRI安全管理         CTの検査数制限**	CT/MRI、核医学の8割以上 かつ 15歳未満のCT/MRI、核医学の8割以上	CT/MRI、核医学の8割以上
夜間及び休日の読影体制         検査前の画像診断管理         医療被ばく管理         MRI安全管理         CTの検査数制限**	全ての画像情報の管理に専門医が関与	全ての画像情報の管理に専門 医が関与
検査前の画像診断管理       医療被ばく管理         MRI安全管理       ○         CTの検査数制限**	0	0
医療被ばく管理       ○         MRI安全管理       ○         CTの検査数制限**       ○	夜間休日を除く全て	夜間休日を除く全て
MRI安全管理       ○         CTの検査数制限**       ○         c#t-日中プログロエッチ       ○	0	0
CTの検査数制限************************************	0	0
	0	
<b>렗静に関する女宝官埋****</b>	0	
小児核医学検査における投与量制限 *****	0	
読影または診断の委託 X X X	×	×

\*小児入院医療管理料算定施設であること

\*\*15歳未満のCT検査数は同時期のMRI検査数の2倍未満

鎮静下のMRI撮影を適切に実施している \*\*\*関係学会から示されているMRI撮影時の鎮静に関する指針に基づき、

\*\*\*\*小児患者での核医学の投与量に関して関係学会のガイドラインを遵守する

整理番号 ※事務処理用		204204			
提案される医療技術名		コンピューター断層診断の増点			
申請団体名			日本医学放射線学会		
40.1.75	主たる診療科(1つ)	28放射線科			
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	00なし			
	MAE 7 GID MATTER ( E 2 OF C )	00なし			
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無		
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 2 年度		
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	コンピューター断層診断の増点			
	追加のエビデンスの有無	有			
	診療報酬区分		E		
	診療報酬番号	203			
再	評価区分(複数選択可)	1-A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1-B 算定要件の拡大 (施設基準) 1-C 算定要件の拡大 (回数制限) 2-A 点数の見直し (増点) 2-B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択		
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 137		コンピューター断層撮影(CTおよびMRI)について、日本医学放射線学会が認定する放射線診断専門医が、読影(画像診断と報告書作成)を行い、 依頼医に報告した場合、コンピューター断層診断を増点する。施設基準として画像診断管理加算1以上を算定しているコンピューター断層撮影に 限る。			
再評価が必要な理由		であり、日本の健康寿命の延長に寄与している」「GT、 GT、MRIOの配置を考えるに際しては、病院、診療所 成30年度に問題となった「画像診断におけるがん情報 行されていなかったことがあげられた。現在、本邦の 定される(社会医療診療行為別調査で、画像診断管理」 には検査数と比較して放射線診断専門医数が充足されて られる。また、コンピューター断層観影(E200, GT)	or 「CT、MRIが諸外国と比較して多いことは、安全な検査が簡便に受けられるということ MRIについては、医療現場にとってなくてはならない診断機器である」としている一方で、 それぞれの医療機関が持つ医療機能を考慮に入れるべきである」とされている。とくに平 吸の共有ミス問題(干業大学など)」の原因のひとつに、放射線診断専門医による読影が施 バ、MK検査において、放射線診断専門医による読影がなされているのはその50%程度と推 向算/コンピューター断層撮影=48.6%(平成30年)—50.1%(令和元年))。その背景 でいないこと、放射線診断専門医による読影がなくても断層診断料が算定できることがあげ と磁気共鳴コンピューター断層撮影。(E202、MR) がコンピューター断層撮影診 二異なる目的でCTとMRを施行しても、月1回しか算定できない。放射線診断専門医による読 専門医が読影した場合に評価が必要である。		

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	「画像診断管理加算(第4部通則5)」は画像診断の適正化、最適化、医療被曝管理など画像診断の診療体制を評価したものであるが、「コンピューター断層診断(E203、450点)」はCI、MI検査の医学的診断に対して「ドクターフィ的」な評価をするものである。現行制度では放射線診断専門医ではない依頼医(主治医)の単独診断でも算定可能であるが、CI、MRの高性能化および広範囲撮像が可能となった現在、各診療分野に横断的知見および技術的知識を有する、放射線診断専門医による読影は必須である。依頼医の単独読がのみでは診断情報が有効に反映されず、限定的な画像評価にとどまるため、患者に不利益をもたらす。「コンピューター断層診断」の項目は外保運試案にないが、外保運試案2020の中の放射線画像検査試案の各検査における「企画像診断にかかる医師の人件費」が「コンピューター断層態影」に「画像診断管理加算」の合算に相当する。最も普及し頻度が高い、頭部および腹部CI、MR(画像診断に対析度 C 誘影時間10分)の場合、以下のようになる。 ①外保運試案点数 13.965円 (画像診断技術度 C 誘影時間10分)の場合、以下のようになる。 ②外保運試案点数 13.965円 (画像診断技術度 C 誘影時間10分)の場合、以下のようになる。 ②外保運試案点数 13.965円 (画像診断技術度 C 誘影時間10分の場合)「④画像診断にかかる医師の人件費」+E59 ②別途請求が認められていない必要材料と価格 0円 外保運試案2020、掲載ページ: 頭部CI造影ルーチン 408、腹部CI単純ルーチン 410、頭部MR高精細ルーチン(3T) 412、肝胆膵MF単純ルーチン(3T) 416 など 外保運試案1D (連番): R11 41-7151、R11 41-7701、R11 42-7121 技術度: C 医師 (術者含む): 1 看護師: 1 技師: 1 所要時間(分): 10 (画像診断の時間)
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	コンピューター断層撮影の種類または回数にかかわらず、月一回算定できる。 放射線診断専門医による読影(診断と画像診断報告書作成)がなくても(依頼医のみの診断でも)算定できる。
診療報酬区分 (再掲)	E
診療報酬番号 (再掲)	203
医療技術名	コンピューター断層診断

③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	CTの多列化、MR の高速化により、1回の検査で患者の病態に関わる広範囲の撮像が可能になり、平成20年と比較して、1検査あたりの読影に供する撮像 スライス数の大幅な増加を来たし、読影医の負担が大きくなっている。また診断情報の増加により、主病変の診断のみならず関連病変(転移や傍腫瘍症候群など)や偶発病態(冠動脈疾患に悪性腫瘍を合併)の診断が可能となった。またMRの高性能化により従来のT1、T2強調のほかに、拡散画像や灌流画像、ケミカルシフト画像のような機能画像が施行されるようになり、その解釈にはより専門性が求められるようななった。依頼の多くはその疾患、その領域の専門で主病変の領域の評価、診断はある程度可能であるが、上記のような関連病態や偶発病態の診断は専門外で困難なことが多く、依頼医単独の診断では患者の不利益につながることがある。		
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。) 画像診断ガイドライン2016(日本医学放射線学会編)では、脳神経領域や胸部腹部領域、 さらに小児領域に至るあらゆる疾患、プロトコールに対して、evidence に基づくCT および MR の診断のポイントおよび鑑別診などについて詳記されている。		
(4)普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		CTやMRの導入台数、検査数に比較して、放射線診断専門医が十分に充足されておらず、読影されている件数はすべてのコンピューター断層撮影の50%程度を推測されている。増点された場合、読影率の増加は初年度において5%と推定される。 社会医療診療行為別統計から年間2%ずつ増加している		
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	35, 310, 000		
	見直し後の症例数(人)	35, 310, 000		
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回)	17, 655, 000		
2.0 1	見直し後の回数(回)	18, 537, 750		
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	放射線診断専門医は 専門医機構が定める放射線科専門医 (診断および治療。初期研修終了後3年の専門研修、臨床実績が必要) 取得後、さらに2 年の専門研修、臨床実績および試験合格を経て取得できる専門医資格で、画像診断学、核医学およびインターペンショナル治療における専門性を 評価したものである。疾患別、臓器別に偏ることなく、あらゆる領域のすべての疾患について研修と実績を積んでおり、主病変のみならず関連病 変(転移など) や偶発所見の検出および診断など、画像診断に関しては他科の医師より診断能が高い。		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	画像診断管理加算1以上を算定している場合 コンピューター断層診断は月1回の算定である。社会医療行為診療別調査では月2回目のCT, MR検査はそれぞれ8.7%、 10.6%施行されており、そのほとんどは病院で複数回おこなわれていると推測される。		
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	日本医学放射線学会が認定した放射線診断専門医(届け出および画像診断報告書に専門医番号を記載)		
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	日本医学放射線学会 画像診断ガイドライン2016		
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	読影による安全性に問題はない。副作用やリスクはない。		
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		放射線診断専門医が画像診断を行うことで、病院としては領域ごとの依頼医とのダブルチェック体制になり、診断能の向上ならびに医療安全がより担保される。倫理性に問題はない。		
	見直し前	450点		
	見直し後	600点		
⑧点数等見直し の場合	その根拠	外保連試案2018生体検査試案では放射線診断専門医による読影(技術度C)で読影時間10分の場合、画像診断に関わる医師の 外件費は13、965円(1396点)と試算されている。現行のコンピューター診断料(450点)と画像診断管理加算2(180点)の 合計630点との差額は、7665円(766点)である。現行の医科点数体系を考慮し、プラス150点の600点への増点を要望する。		
②明本! イオト	区分	E		
⑨関連して減点 や削除が可能と	番号 技術名	203   コンピューター断層撮影診断		
考えられる医療 技術(当該医療	JAN G			
技術を含む)	具体的な内容	診療所におけるコンピューター断層撮影検査 (CT、MRI)で、放射線診断専門医による読影がない場合に減点		
	プラスマイナス	增 (+)		
⑩予想影響額	予想影響額(円) その根拠	55, 080, 000, 000 18537750× (600点-450点) =5, 508, 000, 000点		
	備考	_		
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		特になし		
<b>®その他</b>		特になし		
③当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等		日本磁気共鳴医学会、日本放射線科専門医会・医会		

	1) 名称	Radiologist Quality Assurance by Nonradiologists at Tumor Board.
	2) 著者	Masch WR, Parikh ND, Licari TL, Mendiratta-Lala M, Davenport MS
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	American College of Radiology 2018:15:1259-1265
	4)概要	肝胆道系腫瘍のCT、MR診断において、放射線診断専門医の診断は肝胆膵専門医の診断よりも優れていた(1261ページ) 。
	1) 名称	Added value of double reading in diagnostic radiology, a systematic review
	2)著者	Geijer H, Geijer M.
④参考文献2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Insights into Imaging (2018) 9:287-301
	4) 概要	注腸やCT, MRの読影において、放射線診断専門医による読影は非専門医による読影や専門医による単独読影よりも優れていた(289ページ)。
	1) 名称	Extra cardiac findings in cardiovascular MR: why cardiologists and radiologists should read together
	2)著者	Greulich S, Backes M, Schumm J, Grün S, Steubing H, Sechtem U, Geissler A, Mahrholdt H.
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Int J Cardiovasc Imaging (2014) 30:609-617
	4) 概要	心臓MRにおける重要な心臓外病変の検出率は、循環器内科医単独の読影よりも循環器内科医+放射線科医の共同読影の方が高かった(612ページ)
	1) 名称	Comparison of non-cardiac findings by a cardiologist with those by a radiologist team in 320 slice CT heart images.
	2) 著者	Funabashi N, Takaoka H, Shimofusa R, Higashide T, Kazama T, Motoori K, Uehara M, Kobayashi Y.
④参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	International Journal of Cardiology 172 (2014) e326-e328
	4)概要	心臓CTの読影では心外病変の検出は循環器内科医よりも放射線科医が優れていた (327ページ)
	1) 名称	-
	2) 著者	_
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	_
	4) 概要	_

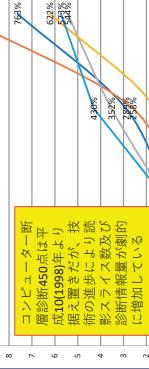
# 日本医学放射線学会 **コソパューター 附層 診断の 増**点 申請技術名 提案番号(6桁) 204204

見洮 : 放射線診断専門医が読影しないと関連病変や偶発病変を 淵

- 症例) <u>X</u> <u>升</u> 病態診断に必要な広範囲撮像 CTの高速化→画像の高精細化、
- 撮像方法の多様化→形態学+病態生理学的情報 MR撮像技術の向上、 •
- 症例) (五 (五 図 偶発病変も検出される 主病変および関連病変のほかに、 A
- 関連病変や偶発病変の診断 可能であるが、<u>関連病変や偶発病変の診断</u> 、最新のCT・MR撮像法を熟知していない **依頼医**(領域専門)は主病変の診断はある程度<sup>·</sup> はおよびその重要性の認識は困難なことが多く、  $\Delta$
- 関連病変・おり、形 ており、主病変のみならず、 また最新の撮影法も習得して 。 で ・ 0 1 3 3 予を 対域 対域 <u>とての領域の画像診断を</u> 11能である(右図、文画 11能である(下図)。 **放射線診断専門医**は<u>全ての領域</u> や偶発病変の診断も可能である 態+機能的な診断も可能である >
- ▼新院 (文献2) 10 to ÀЧ ₽ | | 日影棒は ら被出極、 依頼医のみならず放射線診断専門医の読影<sup>·</sup> 機能の強化と患者利益に繋がる。 >
- る読影体制の強化 4 ていない

  本語点に、 ただし診断専門医による読影が全例にでき. 1. Funababil N Int Cardid, 2014 Mar 15,172(2): 2. Geiger Hinsights Imaging, 2018 Jun,9(3):287-301. >

## H20年比 数変遷 K 読影スライ 1検査あた 10 した場が



**放射線診断専門医**(日本医学 放射線学会認定)が、**読影** (診断と画像診断報告書を作 成)した場合に**増点** 

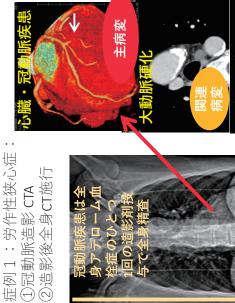
放射線診断専門医が読影 600点(150点増占)

要望内容

翢 个 現行450点/月1回(平成10(1998)年より据え置き)・望**600点**/月1回(+150点)

画像診断管理加算1 隔診断の適応は別 | | | | | 算定基準 以上 (ジ 除定める)

1032% 622% 244 844 848 R3 162% H28 H20 H10 25% 6 11



②造影後全身CT施行



変や胸部大動脈病変は診 断可能だが、腹部大動脈 循環器科医でも冠動脈病 病変や悪性腫瘍の診断は ない #U 1/2

■ 外像全身CT

頭部MRI 脳梗塞

肝臓MRI 肝臓がん

·頭部MRI脳転移

胸部CT 肺がん

整理番号 ※事務処理用		204205			
提案される医療技術名		遠隔画像診断管理加算3の廃止			
申請団体名			日本医学放射線学会		
	主たる診療科(1つ)	28放射線科			
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	01内科			
		13外科			
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無		
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		その他(平成22年度以前)		
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	なし			
	追加のエビデンスの有無		無		
	診療報酬区分	E			
	診療報酬番号	通則 第7号			
再	評価区分(複数選択可)	1 - A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 - B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 - C 算定要件の拡大 (施設基準) 2 - A 点数の見直し (増点) 2 - B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択		
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 96		遠隔画像診断による画像診断の算定においては、受信側が画像診断管理加算3の医療機関である場合に画像診断管理加算3が算定できることとなったが、これを廃止し、画像診断管理加算2を算定するものとする。			
再評価が必要な理由		実施する地域の中核的な医療機関を評価するものである 特定機能病院の場合は評価の高い加算3が算定できるが 定するインセンティブが大きく働く。遠隔画像診断管理	象診断専門医が配置されている医療機関を評価することで、画像診断を高いレベルで適切に る。一方で、遠隔画像診断管理加算の算定においては、送信側医療機関は受信側医療機関が が、送信側の画像診断管理等には加算2算定する場合と大きな差がない一方で、加算3を算 理加算の趣旨を考慮すると、遠隔画像診断で画面後診断管理加算3の までは、現時点では遠隔画像診断管理加算3の算定は進んでおらず、今改定で廃止するこ		

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		画像診断管理加算3は、画像診断管理加算2に加え、①放射線科標榜の特定機能病院、②夜間・休日に誘影を体制、③核医学診断・CT・MRIの検査前の画像診断管理(夜間・休日を除く)、④適切な被ばく総量管理の4つが施設基準にある。これらの施設基準は、当該医療機関内の施設要件あり、遠隔画像診断管理加算における送信側医療機関に影響を及ぼすことではないため、送信側医療機関に来訪した患者に特定機能病院と同等の点数を請求するとインセンティブが大きく働いてしまう。遠隔画像診断管理加算の趣旨を考慮すると、遠隔画像診断で理加算の算定は、加算1もしくは2に限定すべきと考える。			
②現住の診療報酬上の収扱い ・対象とする患者 - 医毒性性の内容		龍隔画像診断による画像診断を規定する保険医療機関間で行った場合であって、受信側の医療機関が画像診断管理加算3の届出を行った医療機関 たあり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報 そした場合は、核医学診断及びコンピュータ断層診断のそれぞれについて月1回に限り、画像診断管理加算3を算定することができる。 国隔画像診断を行った場合は、送信側の保険医療機関において撮影料、診断料及び画像診断管理加算(当該加算の算定要件を満たす阿合に限る) 算定できる。受信側の保険医療機関における診断等に係る費用については受信側、送信側の医療機関間における相互の合意に委ねる。			
診療報酬区分(再	掲)	E			
診療報酬番号(再	揭)	通則 第7号			
医療技術名		遠隔画像診断による画像診断			
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	特になし			
	ガイドライン等での位置づけ	リストから選択	特になし		

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		遠隔画像診断管理加算3の施設基準を標榜している受信側特定機能病院は14施設存在する。 第5回ナショナルデータベース(以下第5回NDB)において、遠隔画像診断管理加算3の算定回数は、364回で、一施設のみの算定である。 第5回NDBから遠隔画像診断管理加算3は全く進んでいない				
	見直し前の症例数(人)	364人				
変化	見直し後の症例数(人)	<u>                                     </u>				
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	364回				
変化等	į					
	見直し後の回数(回)	00				
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	成熟している。専門医等による安全管理・質の担保を評価するもの。				
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	画像診断管理加算3:放射線科を標榜している特定機能病院において、①夜間及び休日の読影対応体制を整備すること。②画像診断を専ら担当する常勤の医師による検査前の画像診断管理(プロトコル管理)を全例において実施していること。③被ばく管理をガイドラインに沿って実施していること。				
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	画像診断管理加算3: 画像診断を専ら担当する常勤の医師が6名以上在籍すること。				
と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	上記参照				
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	問題なし				
⑦倫理性・社会的(問題点があれば		特になし				
⑧点数等見直し 見直し前 見直し後		300点 180点				
の場合	その根拠	・ 遠隔画像診断管理加算3の算定を取りやめ、画像診断管理加算3の施設でも遠隔画像診断管理加算2で算定となるため				
	区分	E				
⑨関連して減点 や削除が可能と	番号	通則 第7号				
考えられる医療 技術(当該医療	技術名	遠隔画像診断による画像診断				
技術を含む)	具体的な内容	特になし				
	プラスマイナス	滅 (一)				
	予想影響額(円)	4, 368, 00円				
⑩予想影響額	その根拠	遠隔画像診断管理加算3の施設基準を標榜している受信側特定機能病院は14施設存在する。 第5回ナショナルデータベース(以下第5回NDB)において、遠隔画像診断管理加算3の算定回数は、364回で、一施設のみの算定である。300点から 180点の120点減点として考慮すると、436,800円の医療費削減となる。				
: ①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		特になし				
⑩その他		特になし				
⑬当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等		特になし				

	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
19参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし

申請学会名	日本医学协制總学会
申請技術名	请隔面像診断管理加質3の廢止
提案番号(6桁)	204205

断管理加 测 涨 H E 画像 # 6  $\infty$ 遠屬| 加算 4 N を評価すれた際、 に属すると to 関も 批 誤 凾 16 診断の適切な 迴 7)[[ 1/2 禵  $\infty$ 6 管理加算 輝 加 쬻 ⑩ か 阃 承 診断 测 到 イ は ど 遠像 鐝 画 定において画 |算は. 滅 廻 17 77 77 診断管理加 された。 以 to 置 設定 診療報 磢 **剑** 圄 告卷 30  $\infty$ 遠年算

医療機 画像影 合 断畑 ベムこ きるが、送信側の 算定する場合と大 画像診断での \ \ おい. |療機| 遠隔画像診断會 遠隔画像診断7 欧 定機能病院の場 N 算定する 湖 河 送信側 1 4 硘 医 されてい 国令 物形を記 中核的な 到 能 新 萍 </r> は減 一方で、 小 M 2. においては、 34 配置: 画像譚 当で 定機] ろらな - 定は、 6 が算定で 算 2 加 算: **—**[ 0 関が特別 は帯、 医が 地域<sub>(</sub> は加算 (動) (な) (な) 6 0 M 対 え #8 ۴ 4 來 to N 瞅 6 画像診断管理等にに きな差がない一方で センティブが大きく 加算の趣旨を考慮す 医療機 輝 40 r # **田**  $\odot$ 管理加算 定 汐 理加, M 6 輝 75 輝 HU 輝 1/ to い加い # 6 ⑩ 画 評価. 切 に 陣 ₩ \$ m N NJ to 孟 IJ 輝 定 NO 評価-関るで 世 限 恒 関は調料 啷 画 8 2 に ルを 断 な管

3	300	E102 核医学診断 E203 コンピュータ断層診断	6名以上	特定機能病院	8割以上	0	○ 当直·休日日勤·遠隔·オン コール等	夜間休日を除く全て	〇(学会認証)	〇(学会認証)
2	180	E102 核医学診断 E203 コンピュータ断層診断	1名以上	病院	8割以上				×	〇(学会認証)
画像診断 管理加算	点数	対象点数分	常勤 画像診断医	医療機関 の種類	翌診療日読影	画像情報管理	夜間及び休日の 読影体制	検査前の 画像診断管理	医療被式管理	MRI安全管理

整理番号 ※事務処理用		206201			
	提案される医療技術名	抗州A抗体検査(スクリーニング・同定)			
	申請団体名	日本移植学会			
	主たる診療科(1つ)	13外科			
提案される医療 技術が関係する 診療科		24泌尿器科			
砂原件	関連する診療科(2つまで)	15心臓血管外科			
	・ 技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有		
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和2年度		
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	抗HLA抗体検査(スクリーニング・同定)			
	追加のエビデンスの有無		有		
	診療報酬区分		D		
	診療報酬番号	014–45			
	評価区分(複数選択可) る医療技術の概要(200字以内)	査は臓器移植が成立した場合のみ算定可能となってい	○ 該当する場合、リストから○を選択 を当する場合、リストから○を選択 を当する場合、リストから○を選択 を当する場合、リストから○を選択 を当まる場合、リストから○を選択		
文字数:	182	の適切なリスク分類と脱感作療法を要するハイリスク。	患者の選定のために移植前抗HLA抗体検査が必要である。		
再評価が必要な理由		るが、臓器移植の特機期間が長くなると感作の機会が 行移植臓器廃絶後の免疫抑制減量・中止なども抗出仏が り、その期間に出札抗原に感作される機会が多くなって antigen) 検査とも言われ、出札抗原を網路的に発現さ を評価できるだけでなく網羅的出人抗原に対して何%の した際にドナー特異的出人抗体を保有しているリスクカ 生態な経動的変において臓器移植が成立すればという。 に臓器移植停機患者の適切なリスク把握ができていな 臓器移植ドナー出現時にドナー特異的出机体を有して 取業特異的反応もあるためさらに同定検査を行うことで する機能を指して脱感作療法(大量ガンマグロブリン療 り多くの臓器移植特機患者のリスクを下げることが可 少多考文献1p20)、待機期間中の抗旧人抗体スクリー	る機会が多い。輸血製剤は供血者からのHLA抗原を含むため抗HLA抗体獲得のリスクとなりう 増え移植前に抗HLA抗体を獲得するリスクが高くなる。その他に全身性の重篤な感染症や先 体接得のリスクとされている。特に散腎移植の平均特機年数は約16年と長期になってお いることも問題である。抗HLA抗体検査(スクリーニング)は、PRA(Panel reactive せたビーズと患者血清を反応させることで、患者がHLA抗原に対して抗体を獲得しているか 反応があるかを把握することが可能である。一般的に25%を超えると臓器移植ドナーが出現 (高くなるとされている。抗HLA抗体検査(スクリーニング・抗体特異性同定検査)は、2020 条件付きで移植前にも算定可能となったが、臓器移植待機中の検査が実施できていないため いことが問題である。臓器移植神機期間中に本検査を定期的に行う(年中程度)ことで、 いる可能性の高いハイリスク患者をあらかじめ待機期間中に選定することが可能となり、 どのHLA抗原に対する抗体を獲得しているかを把握することが可能となる。実際こそのよう 法、リツキシマブ、血漿交換など)を実施することが可能となる。実際こそのよう 法、リンキシマブ、血漿交換など)を実施することでPRAの数値を下げる大きな要因であり こンが検査法よび陽性者に対する同定検査を実施してハイリスク患者を選定し脱感作療法を 器移植生着率の向上、臓器移植患者生命予後の改善につなげることが可能となり、その波及 器移植生着率の向上、臓器移植患者生命予後の改善につなげることが可能となり、その波及		

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	抗出A抗体検査を職器移植待機中に年一度程度定期的に算定できるように検査適応の拡大をする。臓器移植患者は待機期間中に輸血療法を受ける機会が多く、そこに含まれる供血者の出A抗原に感作され出A抗体を獲得する機会が高くなる。その他に全身性の感染症や先行移植臓器廃絶による免疫抑制の減量・中止も抗出A抗体接得のリスクとされ、それ故に臓器移植待機期間が長くなると出A抗体スクリーニング検査値 《PRA)が高くなるリスクがある。\$PRAが高くなると臓器移植ドナー出現の際にドナー特異的出Aを保有しる確率が高くなる。ドナー特異的出A抗体は臓器移植直後の抗体関連拒絶反応発症の大きな原因となり移植の成績を下げることにつながることは、ガイドラインにおいても明記されている(参考文献 1p20)。肝移植においても荷前ドナー特異的出A抗体が態者予後のリスクとなる根拠が最近報告された(参考文献 2)。移植直後の抗体関連拒絶反応発症と、移植臓器解能不全へと繋がる可能性が高く、直ちに次の臓器移植の機会がなければ腎臓以外の臓器移植患者では生命の危機に直結する大きな問題となる。腎臓移植においても患者は透析療法を受けなければならず、移植に比べて医療経済的な損失も大きい。待機期間中に抗出A抗体スクリーニング検査を定期的に(年一度程度)実施することにより、患者の出A抗体獲得状況によりリスク分類を行うことが可能となる。スリーニングで陽性となった患者に対しては同定検査を実施し、抗性A抗体機得が確定し、エイノリスクを下げて移植の機会を増やすことが可能である(参考文献3)。これにより多くの臓器移植待機患者の移植後拒絶反応発症のリスクを下げることが可能となる。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	申請技術である抗HA抗体検査は、2020年度診療報酬改定において、移植が成立した場合という条件付きで、新たに職器移植前の患者に対してスクリーニング検査(1算定1,000点)と抗体特異性同定検査(1算定5,000点)が一度のみ算定可能となった。適応患者は肺移植、心移植、肝移植、膵移植、膵島移植、小腸移植、腎臓移植の全臓器移植患者が対象となっている。ただし、臓器移植待機中の検査実施の算定はできないこととなっている。
診療報酬区分 (再掲)	D
診療報酬番号 (再掲)	014-45
医療技術名	抗HLA抗体検査(スクリーニング・同定)

	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	腎移植前に抗札A抗体パネル検査 (PRA) が高値であったハイリスク待機患者20症例に対して脱感作療法 (リツキシマブ+高容量ガンマグロブリン療法)を行い、PRA値を下げることができ (施行前平均77% → 施行後平均44%に低下) 80% (16/20) の症例で腎移植を実施することができた (参考文献3 p245-246 黄色ハイライトより) 。1年目の移植臓器生着率は94%であった。
③再評価の根 拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	2020年KDIGO の腎移植待機患者ガイドライン (参考文献 4) のs80-s81 (参考文献内の黄色ガイドライン等での記載あり (右欄に詳細を記載する。) 2020年KDIGO の腎移植待機患者が感作歴のある患者に対して定期的なHLA 抗体検査の実施が推奨されている。欧米では古くから一般化されているために比較試験がないため推奨gradeは付かないが、すでに一般化されていて有用な検査であるとの記載がある。
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	日本臓器移植ネットワークに現時点で登録されている臓器移植待機患者15,064人に年一度抗HLA抗体スクリーニング検査(1検査1,000点)を実施し、さらにその内10%は陽性となると見込みそれらに同定検査を実施するとして算出した。
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	15, 064人 15, 064人
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回)	00
	見直し後の回数(回)	15,064回
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度 (専門性	6位置づけ	抗川A抗体検査(スクリーニング/抗体特異性同定検査)は平成30年度診療報酬改定で新規算定可能項目となり臓器移植後の測定が可能となったため、現在はほとんど全ての移植施設において実施されており、さらに令和2年度改定で移植が成立した場合の術前検査としても適応拡大されたことによりより多くの移植実施施設で普及しており、技術の成熟度としては問題ない。また、日本移植学会編集の「臓器移植抗体陽性診療ガイドライン2018年版」でもその重要性が明記されている。専門性の高い検査であるので外注検査を実施している施設が多い。
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	B001 25移植後患者指導管理料を算定できる、厚生労働大臣が定める移植施設基準を満たす施設に限定される。
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎 に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	B001 25移植後患者指導管理料査定が定めるところの、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師等が共同して計画的な医学管理を行う施設で 算定される。
と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	「臓器移植抗体陽性診療ガイドライン2018年版」
⑥安全性 ・副作用等のリ	Jスクの内容と頻度	検査そのものには特別の危険性はない。
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		倫理性に関しては問題ない。本検査を実施することで早期の移植臓器機能不全を防ぐことが可能となれば臓器移植を受ける臓器不全患者の生命予 後の向上や他の代替治療(血液透析等)へ移行する場合の医療費の削減につながるので社会的妥当性は極めて高いと考えられる。
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後 その根拠	該当なし 該当なし 該当なし
⑨関連して減点	区分	区分をリストから選択 該当なし
や削除が可能と 考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	技術名	該当なし
	具体的な内容 プラスマイナス	該当なし   増 (+)
⑩予想影響額	予想影響額 (円) その根拠 備考	225.940,000円 日本臓器移植ネットワークに現時点で登録されている臓器移植待機患者15,064人に年一度抗HLA抗体スクリーニング検査(1検査1,000点)を実施し、さらにその内10%は陽性となると見込みそれらに同定検査を実施するとして算出した。
①算定要件の見値 品、医療機器又に	『し等によって、新たに使用される医薬	該当なし
⑫その他		該当なし
③当該申請団体以 団体名)、代表的	以外の関係学会(共同提案学会名、関連 り研究者等	日本臨床腎移植学会

	1) 名称	臓器移植抗体陽性診療ガイドライン 2018年版
	2) 著者	日本移植学会 臓器移植抗体陽性診療ガイドライン策定委員会
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	メディカルビュー社、p20
	4) 概要	既存抗体、特にDSAは移植成績に影響する。 (推奨グレードA)
	1) 名称	Preformed donor-specific antibodies are associated with 90-day mortality in living-donor liver transplantation
	2) 著者	Kei Tamura et al
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Hepatology Research, 2019: 49:929-941
	4) 概要	既存DSAを有する生体肝移植患者は対照群に比べて有意に移植後90日以内の死亡率が高かった。
	1) 名称	Rituximab and Intravenous Immune Globulin for Desensitization during Renal Transplantation
	2) 著者	Ashley A. Vo et al
①参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	The New England Journal of Medicine 2008: 359: 242-51
	4) 概要	腎移植前に抗HA抗体パネル検査 (PRA) が高値であったハイリスク特機患者20症例に対して脱感作療法 (リツキシマブ+高容量ガンマグロブリン療法)を行い、PRA値を下げることができ (施行前平均77% → 施行後平均44%に低下) 80% (16/20) の症例で腎移植を実施することができた。1年目の移植臓器生着率は94%であった。
	1) 名称	KDIGO Clinical Practice Guideline on the Evaluation and Management of Candidates for Kidney Transplantation
	2) 著者	KDIGO Executive Committee
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Transplantation, 2020, 4月、104、Number 4S
	4) 概要	80-881 (参考文献内の黄色ハイライト)のSection 19の19.2に移植待機患者や感作歴のある患者に対して定期的なILA抗体検査の実施が推奨されて いる。欧米では古くから一般化されているために比較試験がないため推奨gradeは付かないが、すでに一般化されていて有用な検査であるとの記載がある。
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
19参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし

### 概要図書式 ①高用量ガンマグロブリン療法(IVIG)。②リツキシマブ:抗ドナー抗体陽性腎移植 スクリーニング検査(1,000点) る。臓器不全患者の生命予後の改善や特に腎不全に対しては移植 <mark>クを下げて臓器移植を行う</mark>ことができ、<mark>臓器生着率の向上</mark>につなが 待機期間中にHLA抗体スクリーニングを行うと<mark>適切なリスク分</mark>類が できるようになり、ハイリスクの患者には脱感作療法を行いより<mark>リス</mark> の成功は、透析療法継続に比べて医療経済的にもメリットがある。 待機期間が長期になったり、待機中の状態が悪いとリスクが高くなる。 職器移植待機期間が長期化するとHLA抗体を獲得するリスクが上がる 臓器移植待機中に<mark>輸血</mark>などを受けると複数のHLA抗原に感作され 【診療報酬上の取り扱い】 同定検査(5,000点) 1LA抗体を獲得していくとハイリスク患者になる可能性がある。 ハイリスク臓器移植待機患者 また2回目以降の臓器移植や妊娠なども感作の原因となる における治験が終了 現行の運用ではHLA抗体スクリーニング検査は移植が成立すればという条件 血漿交換:リシキシマブ治験で同時に評価 日本移植学会 申請学会名 つきのため、待機期間中のHLA抗体獲得のリスク判定ができない。 臓器移植可能 肺移植、心移植、肝移植、膵移植、膵島移植、小腸移植、腎移植を待機している臓器不全患者 臓器移植待機中患者に対する抗HLA抗体(スクリーニング検査・抗体特異性同定検査)検査。 2019年12月より使用可能。 臓器移植長期待機患者には年1度程度抗HLA抗体スクリーニング検査によるモニタリングが必要である 脱感作療法 2回目 Ť ドナー特異抗体なし ドナー特異抗体あり 脱感作療法 職器移植ドナー出現 職器移植ハイリスクとなった患者には脱感作療法を行って移植を行う 析前脱感作療法により一部は移植可能 (約5%) 拒絶反応発症リスク高いが、術前強化免疫 抑制療法で移植可能(全体の約10%) ı 早期に移植臓器機能喪失のリスクが高い **脱感作療法** 抗HLA抗体検査(スクリーニング・同定) 移植前抗HLA抗体 同定検査 拒絶反応リスク低い、安全 陽性値の低下 【現行検査との比較・現行検査における問題点】 臓器移植レシピエントの拒絶反応リスク分類 移植前抗HLA抗体 同定検査 \* 脱感作療法 申請技術名 現在の問題点について HLA抗体なし 高個陽姓 HLA抗体あ (弱陽性) 強陽性 ーニング検を 移植前抗HLA抗体 1 【技術の概要】 同定検査 提案番号(6桁) [対象疾患] 高值陽性 206201

Ž	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		209201
	提案される医療技術名	体細胞遺伝子変異解析シ	ステム「オンコマイン Dx Target Test マルチ CDxシステム」
	申請団体名		日本遺伝子診療学会
	主たる診療科(1つ)	02呼吸器内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	BB 味上 7 5人 中で / 0 - ナー )	35臨床検査科	
ロシフス・イイ	関連する診療科(2つまで)	34病理診断科	
	・ 技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	-	
	追加のエビデンスの有無		有無をリストから選択
	診療報酬区分		D
	診療報酬番号	D004-2	
再	評価区分(複数選択可)	1 - A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 - B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 - C 算定要件の拡大 (施設基準) 2 - A 点数の見直し (増点) 2 - B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択
提案され 文字数:	る医療技術の概要(200字以内) 193		は非小細胞肺癌に対するコンパニオン診断システムで、次世代シーケンシング(NGS)技 解析できる。しかし個々の遺伝子を解析するRT-PCR法よりも検査成功確率が低く、個々の B待された程は普及していない。
	再評価が必要な理由	【る傾向がある。またオンコマインを積極的に使用した絹	とEGFR遺伝子検査の同時算定が不可のため、現状では臨床医がオンコマインの利用を避け i果、検査不成功で終わった場合は、治療に関連する遺伝子の検索を終了せざるえない状況 医療を更に推進するためにも、NGSを使うオンコマイン(11,700点)が検査不成功の場合 i) も許されることを希望する。

①再評価すべき具 (根拠や有効性等	.体的な内容 について記載)	「オンコマイン Dx Target Test マルチ CDxシステム」は、肺がん患者の治療方針を迅速かつ網羅的に決定することを可能とする優れた検査法であり、本邦におけるNGSを用いたがんゲノム医療が推進されるためにも広く普及されるべき検査である。これが広く普及すれば、肺癌患者の治療開始が早くなり、医療効率があがり、肺癌診療におけるコスト削減につながる可能性もある。
②現在の診療報酬 ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留		対象は肺原発腺癌患者、医療技術は癌組織に対する次世代シーケンシング(NGS)。
診療報酬区分(再	揭)	D
診療報酬番号(再	揭)	D004-2
医療技術名		次世代シーケンシング
③再評価の根	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	同時算定されなければ、臨床医が単独遺伝子検査から離れず、NGSの普及が進まない恐れがある。
拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり (右欄に詳細を記載す 肺癌診療ガイドライン2020年度版35pageには「各施設でNGS検査が簡便に依頼できる環境を る。) と記載されている」と記載されている。

④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	国立がん研究センターがん対策情報センターの統計(2017年)によれば、本邦で肺癌に罹患する患者数は1年間で124,510人、そのうち非小脂肪癌の 多くを占める腺癌の割合は50%で、その罹患人数は62,255人。現在おそらくその10%程度(6,225人)がオンコマインで遺伝子検索を実施されている と考えるが、再評価後は腺癌罹患者の殆ど(62,255人)がオンコマインで遺伝子検索を実施されるものと考える。
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	6, 225人
	見直し後の症例数(人)	62, 255人
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	6, 225回
変化等	見直し後の回数(回)	62, 255回
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	十分に成熟したものと考える。肺癌診療ガイドライン2020年度版35ページ中段付近には「今後、治療標的対象となる遺伝子異常は増加してくること、さらには再生検を減らすこと、あるいは、臨床研究への登録数を含めて考えると、各施設でMGX検査が簡便に依頼できる環境を整備することが推奨されている」と記載されている。検査自体の技術的難易度は高いが、その検査の殆どが民間の大手検査センターに依頼されることと推測され、検査自体の技術的難易度は問題とならないと考える。
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	がん診療連携拠点病院もしくは地域がん診療病院
等を踏まえ、必要と考えられる要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	常動病理専門医
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	肺癌診療ガイドライン2020年度版
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	次世代シーケンシングは侵襲性を伴う医療行為ではないため安全性に問題はない。
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		倫理性に問題はなく、社会的妥当性をみたすものである。
○上粉笠目古」	見直し前	11,700点
⑧点数等見直し の場合	見直し後 その根拠	11,700点 現在の点数は妥当なものと考える。
	区分	D
⑨関連して減点	番号	D004-2
や削除が可能と 考えられる医療	技術名	悪性腫瘍遺伝子検査
技術(当該医療技術を含む)	具体的な内容	コパスEGFR遺伝子変異検出キットを用いたEGFR遺伝子検査。患者から採取した組織等を用いて、医薬品の適応判定の補助に用いる検査。
	プラスマイナス	增 (+)
	予想影響額(円)	1,811,620,500(約18億1162万円)
⑩予想影響額	その根拠	現在は非小細胞癌患者の90%がRT-PCR主体で、10%がオンコマインで遺伝子検索されている。見直し後は非小細胞癌患者のほぼ100%がオンコマイン で遺伝子検索され、そのうち30%が検査不成功となり、RT-PCR主体の方法で遺伝子検索されるもの考えられるから。
	備考	オンコマインの検査不成功率は、がんゲノム医療の普及とともに、次第に減少していくものと考えられる。
⑪算定要件の見直 品、医療機器又は	[し等によって、新たに使用される医薬 体外診断薬	特になし。
⑫その他		特になし。
⑬当該申請団体以 団体名)、代表的	外の関係学会(共同提案学会名、関連 )研究者等 -	特になし。
	1) 名称	肺癌診療ガイドライン2020年度版
⑭参考文献 1	2) 著者	日本肺癌学会
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	肺癌診療ガイドライン2020年度版
	4) 概要	本邦の肺癌診療の標準を示すもの。
	1) 名称	2017年国立がん研究センターがん統計 国立がん研究センターがん対策情報センター
⑭参考文献 2	2) 著者	国立かん効気でフターかん対策情報でフター 2017年国立がん研究センターホームページ
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	
	4) 概要	本邦の癌の死亡率、罹患率を詳細に検討したもの。Webで公開されている。

	1) 名称	肺癌患者におけるEGFR遺伝子変異検査の手引き 第4.3版
	2) 著者	日本肺癌学会
①参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本肺癌学会ホームページ、2020. 4. 1
	4) 概要	日本肺癌学会が、肺癌のドライバー遺伝子のうち最も頻度の高いEGFRの検索方法に関して調査・報告したもの。
	1) 名称	特になし
①参考文献 4	2) 著者	特になし
19岁有人184	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし

概要図書式		
	申請学会名	日本遺伝子診療学会
		ハステム(抗悪性腫瘍薬適応判定用)
	申請技術名	体細胞遺伝子変異解析システム(抗悪
	提案番号(6桁)	209201

## 【技術の概要】

子及び*ROS 1* 融合遺 伝子検査 悪性腫瘍剤による治 療法の選 択を目的としてBRAF遺伝子、 ム(NGS)を用い、非小細胞肺 **次世代シークエンサーシステ** 癌の腫瘍細胞を検体とし、抗 EGFR遺伝子、ALK融合遺伝 を同時に実施するもの。

### 非小細胞肺癌 [対象疾患]

## [有効性]

できる。がんゲノム医療を推進 する。 療方針決定が可能となり、予後 の改善および医療費削減に貢献 非小細胞肺癌に対する迅速な治

患者と減点になる患者の両者が になる。従来よりも増点になる *EGFR*検査(2,500点)とオンコマイ 【診療報酬上の取り扱い】 ン(11,700点)の同時算定が可能 現れることになる。

# 現状との比較

る。同時算定が可能になればオンコマインの普及が進み、それがNGS法を用いたがんゲノム医療を推進し、更に医療経済的にも良い効果をもたらすものと考える。 え EGFR遺伝子単独検査が選択される傾向があり、オンコマインの普及が遅れてい それな 現状*EGFR*遺伝子単独検査とオンコマインの同時算定は不可となっている。

# 本評価提案

なると下記のような流れに沿って検査体制が組める。 EGFR遺伝子単独検査とオンコマインの同時算定可に

オンコマインTM Dx Target Test マルチ CDxシステム (11,700点)

検査不<mark>成功</mark>の場合

EGFR (2,500点

*BRAF* V600E (5,000点)

危険性がある。

### 現状

EGFR遺伝子単独検査とオンコマインの同時算定<mark>不可</mark>。 Dx Target Test マ **インコレインTM** 2,500点

EGFR

*ROS1* (2,700点) 44K (2,500点)

*BRAF* V600E (5000点)

合計12,700点

)、治療方針の決定・治 れば、オンコマインを選 択した場合より検査不成 しかし、最終的な結果を 得るまでの時間が長くな EGFR単独検査を選択す 功になる可能性は低い。 療の開始が遅くなる。

ルチ CDxシステム が、検査不成功になる可能性がEGFR単独 オンコマインを選択 すれば、多項目の遺 伝子を迅速かつ効率 的に検索可能である 検査よりも高く、そ の場合は以後の検索 が実施されなくなる (11,700点)

*ROS1* (2,700点) 42K (2,500点)

治療方針決定に必要な検査が中断される可能 オンコマインが検査不成功に終わった場合も、 遺伝子単独検査に移行することが可能になり、 性がなくなり、患者の不利益が減少する。

		<b>巴尔汉州山區及</b> 朱昌 (	
3	<b>整理番号</b> ※事務処理用		209202
	提案される医療技術名		難聴の遺伝学的検査
	申請団体名		日本遺伝子診療学会
4001.750	主たる診療科(1つ)	27耳鼻咽喉科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	22小児科	
	MAE 7 SID MATERIAL CO.	35臨床検査科	
提案される医療技 医	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和2年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	難聴の遺伝学的検査	
	追加のエビデンスの有無		無
	診療報酬区分		D
	診療報酬番号	D06-4	
再	評価区分(複数選択可)	1 - A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 - B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 - C 算定要件の拡大 (回数制限) 2 - A 点数の見直し (増点) 2 - B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択
提案され 文字数:	る医療技術の概要(200字以内) 119	現在先天難聴、若年発症型両側性感音難聴が保険収載 子を含むとなると148遺伝子となる。これを1つの遺伝	されているが、遺伝性難聴には未だ保険収載されていないものがあり、すべての既知の遺伝 子バネルとして作成し、その労力に見合う点数を股定したい。
	再評価が必要な理由	ていないアッシャー症候群9遺伝子、スティックラー症遺伝子を含むとなると148遺伝子となる。これを1つの	別性感音難聴として7遺伝子8,000点が保険収載されているが、遺伝性難聴には保険収載され 使候群遺伝子、ワーデンブルグ症候群7遺伝子、ミトコンドリア病があり、すべての既知の 遺伝子パネルとして作成し、その労力に見合う点数としてがん遺伝子プロファイリング検査 めて複雑なもの」を4回分(8000点×4回=)32,000点が妥当と考える。

①再評価すべき具 (根拠や有効性等		「先天性難聴」3,880点「若年発症型両側性感音難聴」8,000点を合併し、「難聴の遺伝学的検査」8,000点として欲しい。
②現在の診療報酬 ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留		D006-4遺伝学的検査「先天性難聴」3,880点、「若年発症型両側性感音難聴」8,000点と並び立ち、点数の乖離がある。両方とも次世代シーケンス 法あるいはインベーダー法を用いている。
診療報酬区分(再	揭)	D
診療報酬番号(再	揭)	D06-4
医療技術名		難聴の遺伝学的検査
③再評価の根	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	難聴すべてに適用できる遺伝学的検査となり、診断率が向上する。その結果、医療に与える影響として治療法の選択や適切なフォローアップに有 用である。人工内耳適応基準に遺伝子診断が組み入れられたことにより、治療の早期化で、経過観察のための医療費を圧縮できる(遺伝子診断が つけられた患者の人工内耳年齢が早い)。
拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。) 遺伝性難聴の診療の手引き 2016年版

推定した根拠	2008年先進医療になり、2012年から保険収載された。本遺伝学的検査を開発した信州大学と登録衛生検査所は年間症例数を把握している。	
見直し前の症例数(人)	1,400	
見直し前の回数(回)	1, 400	
速度 位置づけ 等)	本遺伝学的検査は2008年に先進医療となり、2012年から保険収載された。方法論も確立されている。	
施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	臨床遺伝専門医研修指定施設や登録衛生検査所であることが望ましい。	
人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	独立した遺伝医療部門・室に1名以上の臨床遺伝専門医が所属し、遺伝医療に係る診療科医師、看護師、認定遺伝カウンセラーとの連携がとれて いること。	
その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	日本医学会の「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」	
スクの内容と頻度	遺伝学的検査として実際患者さんが受けることは静脈採血のみであり、副作用のリスクはない。	
妥当性必ず記載)	難聴を患う方にとって、遺伝学的検査による確定診断と適切な治療は重要な医療であり、社会的ニーズが高い。	
見直し前 見直し後 その規拠	3.880点および8.000点 8.000点 現分の「若年発症型両側性感音難聴」は8.000点であり、現在の方法にて実施可能であるため。	
区分	区分をリストから選択	
番号 技術名	なし なし	
具体的な内容	なし	
プラスマイナス 予想影響額 (円)	減 (一) 388, 000, 000	
その根拠	医療費に与える影響:予想症例数1000例/年 (現在1400例だが点数が上がることにより個人負担が増えるため症例数は減少) =80000円x1000例=8000万円 (現在の医療費との差額=8000万円-3880万円=4120万円)、4120万円の医療費が必要となるが、正確な診断がつくことにより、そのほかの不要な検査が省かれることになり、医療費を圧縮できる	
備考	特になし	
し等によって、新たに使用される医薬 体外診断薬	なし	
	なし	
外の関係学会(共同提案学会名、関連 研究者等	日本遺伝子診療学会、日本人類遺伝学会、全国遺伝子医療部門連絡会議、日本耳鼻咽喉科学会、厚生労働科学研究・難治性疾患等政策研究事業・ 難治性聴覚障害に関する調査研究班(代表:宇佐美真一)	
1) 名称	遺伝カウンセリングハンドブック 行命学业(結集)	
2)者者 3)雑誌名、年、月、号、ページ	福嶋義光(編集) 遺伝子医学MOOK別冊	
4) 概要	遺伝学的検査の必要性が記載されている。	
1) 名称	遺伝性難聴の診療の手引き	
2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ページ	一般社団法人 日本聴覚医学会 (編) 金原出版・2016年	
4) 概要	先天性難聴、若年発症型両側性感音難聴、アッシャー (User) 症候群に対する遺伝学的検査の必要性・有用性が記載されている。	
	見直し前の症例数 (人) 見直し後の症例数 (人) 見直し後の症例数 (人) 見直し前の回数 (回) 皮 (世等)  施設の要件 (標榜料、手術件数、検査や手術の体制等) 人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門性や経験年数等) その他 (遵守すべきガイドライン等その他の要件) スクの内容と頻度  異直し散えるの根拠 区分 養売 技術名 具体的な内容 ブラスマイナス 予想影響額 (円) その根拠 備考  し等によって、新たに使用される医薬体外診断薬  かの関係学会(共同提案学会名、関連研究者等  1) 名称 2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ページ 4) 概要 1) 名称 2) 著者	

	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
①参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
④参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし

								概要図書式
提案番号(6桁)	申請技術名				申請学会名			
209202	難聴の遺伝学的検査				日本遺伝子診療学会	-診療学会		
【技術の概要】 遺伝性難聴の原因と	マママ	HA	見状およ	び現状ま	現状および現状までの変遷			
なる148週1なナや灼 象とした遺伝子パネ :: ナケボー・ナルギ	パネ 疾患名	点数    方法	遺伝子数	サ	疾患名	点数	力法	遺伝子数
ルや作成し、「1 用いて検索する。	1.全 先天性難聴	先進医 インベーダー法療自費	13遺伝子	2008年				
【対象疾患】 難聴		4000点		2012年				
【有効性】 従来遺伝性難聴とし	٦	3880点 次世代シーケンス法 +インベーダー法	法 19遺伝子	2015年		į	, u	
ては保険収載されていないアッツャー語に対して	おんぱん	3880点		2018年	若年発症型両 側性感音難聴	8000点	父百たソーケンス 法、バイオイン フォーマテイクス	7遺伝子
、イアイック ラー症候群、ワーデ ンブルグ症候群、ミ	ik ut			現在				
トコンドリア病の診断も診断可能になる。早期の診断が可能になる。	のででいる。	登録衛生検査院	共同研 所と信州大学で 定型両側性感	共同研究体制 生検査所と信州大学での共同研究で63遺伝子( 若年発症型両側性感音難聴の7遺伝子を含む)	共同研究体制 登録衛生検査所と信州大学での共同研究で63遺伝子解析中 (若年発症型両側性感音難聴の7遺伝子を含む)			
なり、影図年のも期待でき、影響をあるを表に多様に多大な貢	三を記録 はいまい はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん		点数の乖離	乖離				

4回分32,000点が妥当と考える。 子パネルを用いた検索であり、 めて複雑なもの(8000点」の 「遺伝学的検査の3処理が極 148遺伝子を対象とした遺伝 【診療報酬上の取り扱い】

もたらすことが期待 できる。

## 改定案

先天性難聴と若年発症型両側性感音難聴を合併して難聴とする

- 診断率が向上
- 治療法選択に役立つ
- アッシャー症候群も含むことが出来る

	产水风前川岡水木目(内外州、西州八河			
整理番号 ※事務処理用		209203		
提案される医療技術名		微生物核酸同定		
	申請団体名	日本遺伝子診療学会		
担索されて医療	主たる診療科(1つ)	35臨床検査科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	22小児科		
	MAE / SID MAIN ( = 5 OC)	08感染症内科		
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			無	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	-		
	追加のエビデンスの有無		有無をリストから選択	
	診療報酬区分		D	
	診療報酬番号	D0-017		
再	評価区分(複数選択可)	1-A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1-B 算定要件の拡大 (施設基準) 1-C 算定要件の拡大 (厄数制限) 2-A 点数の見直し (増点) 2-B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない)	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択	
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 31		髄膜炎・脳炎の診断を目的としたウィルス・細菌核酸:	多項目同時検出	
再評価が必要な理由		菌検索には適応できない。髄膜炎・脳炎は、迅速で適切の有用性は高い。 今般のSARS-CoV-2検査の拡充によって、ウィルス・細膜	保険点数は、重症呼吸器感染症患者にのみ認められており、髄膜炎・脳炎疑い患者での起因 切な治療が重篤性と予後に大きくかかわるため、起因菌を迅速に同定可能な微生物多項目検 菌核酸多項目同時検出系が整備された施設も多く、治療実施病院においてその迅速性を生か 、本検査の髄膜炎・脳炎への適応拡大が必要と考えられる。	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		髄膜炎・脳炎疑い患者から採取された髄液に対して、マクロアレイ法や多項目PCR法を用いて、ウイルス、細菌、真菌などの多項目を迅速かつ効率的に検出することにより、治療開始が早くなり、医療効率も上がると考えられる。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		重症呼吸器感染症と診断された又は疑われる場合に、病原微生物の検索を目的として、マイクロアレイ法により、鼻腔咽頭拭い液中の複数のウイルスおよび細菌の核酸検出を同時に行うものである。 ・
診療報酬区分(再掲)		D
診療報酬番号(再掲)		D0-017
医療技術名		ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
		FilmArray検査群において、診断までの期間、抗菌薬治療期間、入院期間がそれぞれ有意に短縮された1)。 FilmArray検査の実施により、抗菌薬と抗ウィルス薬の使用頻度・期間が優位に減少した2)。
拠·有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載なし(右欄にガイドライン等 の改訂の見込み等を記載する。) 特になし。

④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	重症の呼吸器感染症が、年間90,000人と推定される。一方、脳炎・脳症・髄膜炎患者発生を年間1,000人 、鑑別診断症例を約10倍と見積もり 10,000人とする。これらを合算すると100,000人となる。	
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	90, 000人	
変化	見直し後の症例数(人)	100,000人	
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	90, 000⊡	
変化等	見直し後の回数(回)	100,000回	
:発置と後の回数(回) (5)医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		D023-17ウィルス・細菌核酸多項目同時検出は、臨床検査領域において広く用いられ、診療への貢献が大きい。核酸抽出から同定までを1 stepで行うため、コンタミネーションが起こりにくく安定した結果が得られるため、検査手技は簡便である。ただし、結果を診断に供するためには感染症・神経学的な高度な専門知識が必須である。	
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	教命教急、集中治療 (小児・新生児含む) に関連する入院料もしくは管理料算定の届け出を行った機関が望ましい。	
等を踏まえ、必要と考えられる要件を、項目毎に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	感染症に係る診療を専ら担当する常勤の医師1名以上配置されていることが望ましい。	
٤)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	特になし。	
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出は侵襲性を伴う医療行為ではないため安全性に問題はない。	
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		問題点はない。	
8点数等見直し	見直し前 見直し後	963点 963点	
の場合	その根拠	既に保険収載済みのDO23-17 963点を懸案し、対象疾患の頻度と重要度から算出した。	
Office of the last	区分	区分をリストから選択	
⑨関連して減点 や削除が可能と	番号 技術名	特になし 経にか!	
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	特になし	
	プラスマイナス	增 (+)	
0 = 1==	予想影響額(円)	49億370万円	
⑩予想影響額	その根拠	急性脳炎発生数1,000人に対し、鑑別診断を要する症例を約10倍と見積り、対象10,000人に実施したものとして算出した。現状ではD023-11インフルエンザ核酸検出、抗酸菌核酸同定、結核菌群核酸検出410点を請求しているものと考え、その差553点(963点-410点)に10,000をかけた。 特になし。	
備考 ①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		行になり。 FilmArray 髄膜炎・脳炎パネル	
②その他		10,000人×9,630円=96,300,000円が検査費 髄膜炎・脳炎疑いの重症の患者さんが入院した場合診療費平均500,000円とすると 10,000×50万円=50億円 50億円-96,300,000円=49億370万円が、医療費に対して増収見込みとなる。	
⑬当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等		なし	
	1) 名称	Impact of Cerebrospinal Fluid Multiplex Assay on Diagnosis and Outcomes of Gentral Nervous System Infections in Children: A Before and After Cohort Study.	
⑭参考文献 1	2)著者	M P O'Brien et al.	
	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	Pediatr Infect Dis J, 2018 Sep:37(9):868-871.	
	4) 概要	脳脊髄液でのマルチプレックスアレイによる起因菌検索法の導入により、診断までの期間,抗菌薬治療期間,入院期間がそれぞれ有意に短縮されることを示した。  Comparison of antibiotic and acyclovir usage before and after the implementation of an on-site FilmArray meningitis/encephalitis	
	1) 名称	comparison of antibiotic and acyclovir usage before and after the implementation of an on-site filmarray meningitis/encephanitis panel in an academic tertiary pediatric hospital: a retrospective observational study.	
	2) 著者	A Hagen et al.	
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	BMC Pediatr. 2020 Feb 5;20(1):56.	
	4)概要	髄膜炎・脳症Filmarryの導入は、抗菌薬と抗ウィルス薬の使用頻度・機関を優位に減少させた。	

	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし

提案番号(6桁)	申請技術名	申請学会名
209203	微生物核酸同定	日本遺伝子診療学会

概要図書式

ロアレイ法や多項目PCR検査により、髄液中の病原微生物を迅速かつ効率的に検索する。 としたウィルス・細菌の核 酸多項目同時検出。マイク 髄膜炎・脳炎の診断を目的 【技術の概要】

### 髄膜炎・脳炎 [対象疾患]

因菌を迅速に同定可能な微 生物多項目検出の有用性は 高い。 に大きくかかわるため、起 迅速で 適切な治療が重篤性と予後 髄膜炎・脳炎は、 [有効性]

ることは当然であるが,自 然治癒傾向の強いウイルス 感染症例での不必要な治療 の回避や入 院期間の短縮は 医学的のみならず、医療経 済学的 にも重要である。 また早期治療が重要であ

髄膜炎・脳炎の診断を目的と したウィルス・細菌の核酸多 項目同時検出を実施した際に 【診療報酬上の取り扱い】 963点を算定されたい。

# 関状との比較

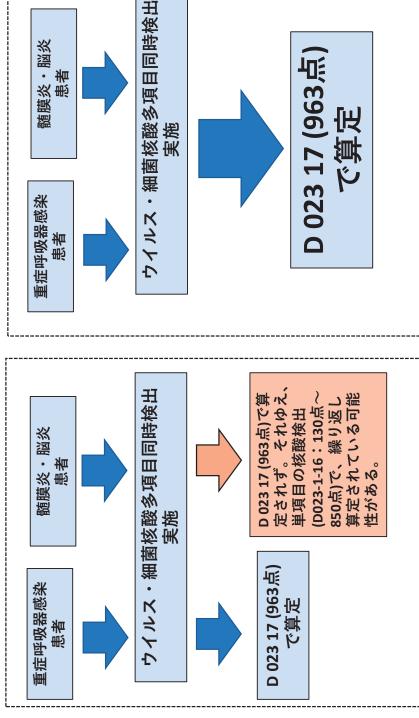
髄膜炎・脳炎もウイルス・細菌核 現状重症呼吸器感染症に対してウイルス・細菌核酸多項目同時検出を実施した際には963 点(D023 17)が算定されている。重症呼吸器感染症同様、 同時検出が必要な疾患である。 **酸多項目** 

# 本評価提案

現状

髄膜炎・脳炎

患者



	整理番号 ※事務処理用		210201
提案される医療技術名		運動器リハビリテーション起算日の変更	
申請団体名		日本運動器科学会	
48 ch 1, 7 Fe ch	主たる診療科(1つ)	30整形外科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	t :	36リハビリテーション科	
112 70% 1-1	<b>対理9 </b> 句診原件(2 フまで)	00なし	
	技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		有
「実績あり」の			令和2年度
場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	運動器リハビリテーション起算日の変更	
	追加のエビデンスの有無		有
診療報酬区分			Н
診療報酬番号		H002-1. 2. 3.	
Ŗ	再評価区分(複数選択可)	1 — A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 — B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 — C 算定要件の拡大 (回数制限) 2 — A 点数の見直し (増点) 2 — B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない)	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内)		運動器リハビリテーションは、適切な時期から始める 悪、また最初に診断された日からという起算日からり,	ことで必要な期間実施することができ、治療の効果も期待できる。現状の術後や急性僧 ハビリテーション開始日と改めていただきたい。
<b>東部無が必要が細点</b>		が、必ずしも発症日からリハビリテーションを行うわ	くは急性憎悪か最初に診断された日となっており、起算日から150日が限度となっている けではなく、症状により適切な治療を行い、リハビリテーションが可能となった状態から 明間を決められると、有効な運動器リハビリテーションを適切な期間行うことができなく

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		上腕骨骨幹部骨折の保存治療の場合、ギブス固定やハンギングキャストでの治療となるが、固定期間は7週から8週となり、固定除去後に関節可動域訓練や筋力訓練、日常動作訓練などを行い、正常範囲となるまで3か月以上かかる。固定期間中から骨折部位から離れた関節等のリハビリテーションはできるが、主たる部位である肩関節、肘関節に対する訓練はギブス除去後となる。発症日、あるいは最初に診断された日から150日となると、関節可動域の改善や筋力回復はまだ十分ではなく、機能回復がまだ見込める時期に終了することとなってしまう。
		現在では、厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法を行った場合に、発症、手術もしくは急性憎悪または最初に診断された日から150日を 限度として所定点数を算定するとなっている。
診療報酬区分(科	再掲)	н
診療報酬番号 (再掲)		H002-1. 2. 3.
医療技術名		運動器リハビリテーション (I), (Ⅱ), (Ⅲ)
③再評価の根	治癒率、死亡率や00Lの改善等の長期 予後等のアウトカム	対象となる患者においてはリハビリテーションを施行できる日数が増えるため、十分・適切に行え、治癒率および00Lが上昇する可能性が高い。保存的治療が充実することにより、人工関節などの手術に移行する患者が減少する可能性がある。死亡率には特に変化はないが、00L改善が期待できる。学会ガイドラインに沿って行い問題はない。
拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載なし(右欄にガイドライン 等の改訂の見込み等を記載する。)
④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		対象となる運動器リハビリテーションを行っている患者は、主に入院外での通院中と考えられる。理学療法士等がリハビリテーションを担当していると思われる運動器リハビリテーション料を算定している患者は社会医療診療行為別調査(令和元年)から年間約1,300万件となり、そのうち0.196程度が対象になるものと考えた。平均4週程度延長、週2回のリハビリテーションを行い、8回のリハビリテーション回数増と想定した。
変化	見直し前の症例数 (人) 見直し後の症例数 (人)	13, 000 13, 000
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回) 見直し後の回数(回)	104, 000 104, 000

⑤医療技術の成		
・学会等におけ ・難易度(専門	る位置づけ 性等)	実施するリハビリテーションの内容等に変化はなく、難易度や専門性に変更はない。
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体制等)	これまでの運動器リハビリテーション料の施設基準と同じ。
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	(医師、看護師等の職種や人数、専門	
に記載すること)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	特になし
⑥安全性 ・副作用等の	リスクの内容と頻度	安全性に問題はない。
⑦倫理性・社会! (問題点があれ)		倫理性、社会性に問題はない。
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後 その根拠	185、170、85 185、170、85 1単位当たりの点数に変更はない。運動器リハビリテーション料 (I) 185点、 (Π) 170点、 (Π) 85点で変更なし
9関連して減点	区分	その他(右欄に記載。) 特になし
や削除が可能と考えられる医療	番号 技術名	特になし 特になし
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	特になし
	プラスマイナス	增 (+)
⑩予想影響額	予想影響額(円) その根拠	174,000,000 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)(Ⅱ) (Ⅲ) の実施比率に基づき、算定した。
	備考	特になし
⑪算定要件の見 品、医療機器又	直し等によって、新たに使用される医薬 は体外診断薬	特になし
<b>②その他</b>		特になし
<ul><li>③当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連団体名)、代表的研究者等</li></ul>		日本臨床整形外科学会
四种石/、10数	的研究者等	en i emericano e i i i i ida
III ( ) ( ) ( )	的研究者等	日本画体生D2777子女 肩関節拘縮に対する保存的治療の検討 君塚 康一郎他
④参考文献 1	<ol> <li>1)名称</li> <li>2)著者</li> <li>3)雑誌名、年、月、号、ベージ</li> </ol>	肩関節拘縮に対する保存的治療の検討 君塚 康一郎他 
	1) 名称 2) 著者	肩関節拘縮に対する保存的治療の検討 君塚 康一郎他
	1) 名称 2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ベージ	肩関節拘縮に対する保存的治療の検討 君塚 康一郎他 
	1) 名称 2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ページ 4) 概要 1) 名称	肩関節拘縮に対する保存的治療の検討 君塚 康一郎他 肩関節 2006年 30巻 第3号 P515-518 P.518 (まとめ) 肩関節の可動域制限がある症例は6か月間の保存的治療で改善した。 P.517 (結果) 可動域の改善群は外傷歴のない症例が有意に多かった。 大腿骨類部骨折のリハビリテーション 理学療法学 第20巻3号 2005
①参考文献 1	<ol> <li>1) 名称</li> <li>2) 著者</li> <li>3) 雑誌名、年、月、号、ページ</li> <li>4) 概要</li> <li>1) 名称</li> <li>2) 著者</li> </ol>	肩関節拘縮に対する保存的治療の検討 君塚 康一郎他 肩関節 2006年 30巻 第3号 P515-518 P.518 (まとめ) 肩関節の可動域制限がある症例は6か月間の保存的治療で改善した。 P.517 (結果) 可動域の改善群は外傷歴のない症例が有意に多かった。 大腿骨頚部骨折のリハビリテーション 理学療法学 第20巻3号 2005 石橋英明
①参考文献 1	1) 名称       2) 著者       3) 雑誌名、年、月、号、ページ       4) 概要       1) 名称       2) 著者       3) 雑誌名、年、月、号、ページ       4) 概要       1) 名称	周関節拘縮に対する保存的治療の検討 君塚 康一郎他 月関節 2006年 30巻 第3号 P515-518 P.518 (まとめ) 肩関節の可動域制限がある症例は6か月間の保存的治療で改善した。 P.517 (結果) 可動域の改善群は外傷歴のない症例が有意に多かった。 大腿骨頚部骨折のリハビリテーション 理学療法学 第20巻3号 2005 石橋英明 理学療法学 2005年 第20巻3号 P227-233 P.232 大腿骨頚部骨折後は骨折時の軟部損傷や手術時の侵襲による組織の瘢痕形成によって関節拘縮が起こることがある。関節包の伸張には 時間がかかるためこれによる拘縮は長引くことが多く、改善に半年から1年かかることもある。 老人における下腿切断のリハビリテーション
①参考文献 1	1) 名称       2) 著者       3) 雑誌名、年、月、号、ページ       4) 概要       1) 名称       2) 著者       3) 雑誌名、年、月、号、ページ       4) 概要	肩関節拘縮に対する保存的治療の検討 君塚 康一郎他   肩関節 2006年 30巻 第3号 P515-518   P.518 (まとめ) 肩関節の可動域制限がある症例は6か月間の保存的治療で改善した。   P.518 (まとめ) 肩関節の可動域制限がある症例は6か月間の保存的治療で改善した。   P.517 (結果) 可動域の改善群はが傷歴のない症例が有意に多かった。   大腿骨頚部骨折のリハビリテーション 理学療法学 第20巻3号 2005   石橋英明   理学療法学 2005年 第20巻3号 P227-233   P.232 大腿骨頚部骨折後は骨折時の軟部損傷や手術時の侵襲による組織の瘢痕形成によって関節拘縮が起こることがある。関節包の伸張には   時間がかかるためこれによる拘縮は長引くことが多く、改善に半年から1年かかることもある。
(3)参考文献 1 (3)参考文献 2	1) 名称 2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ページ 4) 概要 1) 名称 2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ページ 4) 概要 1) 名称 2) 著者	肩関節拘縮に対する保存的治療の検討 君塚 康一郎他 肩関節 2006年 30巻 第3号 P515-518 P.518 (まとめ) 肩関節の可動域制限がある症例は6か月間の保存的治療で改善した。 P.517 (結果) 可動域の改善群はが傷歴のない症例が有意に多かった。 大腿骨頚部骨折のリハビリテーション 理学療法学 第20巻3号 2005 石橋英明 理学療法学 2005年 第20巻3号 P227-233 P.232 大腿骨頚部骨折後は骨折時の軟部損傷や手術時の侵襲による組織の瘢痕形成によって関節拘縮が起こることがある。関節包の伸張には 時間がかかるためこれによる拘縮は長引くことが多く、改善に半年から1年かかることもある。 老人における下腿切断のリハビリテーション 中野裕之 ほか
(3)参考文献 1 (3)参考文献 2	1) 名称       2) 著者       3) 雑誌名、年、月、号、ページ       4) 概要       1) 名称	周関節物館に対する保存的治療の検討 君塚 康一郎他 周関節 2006年 30巻 第3号 P515-518 P.518 (まとめ) 周関節の可動域制限がある症例は6か月間の保存的治療で改善した。 P.517 (結果) 可動域の改善群は外傷歴のない症例が有意に多かった。 大腿骨頚部骨折のリハビリテーション 理学療法学 第20巻3号 2005 石橋英明 理学療法学 2005年 第20巻3号 P227-233 P.232 大腿骨頚部骨折後は骨折時の軟部損傷や手術時の侵襲による組織の瘢痕形成によって関節拘縮が起こることがある。関節包の伸張には時間がかかるためこれによる拘縮は長引くことが多く、改善に半年から1年かかることもある。 老人における下腿切断のリハビリテーション 中野裕之 ほか P.153-158 P.157 合併症を持つ高齢者の下腿切断のリハビリテーションは困難であり、6-7か月と期間を要する。 特になし
图参考文献 1 图参考文献 2	1) 名称       2) 著者       3) 雑誌名、年、月、号、ページ       4) 概要       1) 名称       2) 著者       3) 雑誌名、年、月、号、ページ       4) 概要       1) 名称       2) 著者       3) 雑誌名、年、月、号、ページ       4) 概要       1) 名称       2) 著者	周関節 物館に対する保存的治療の検討 君塚 康一郎他 月関節 2006年 30巻 第3号 P515-518 P.518 (まとめ) 周関節の可動域制限がある症例は6か月間の保存的治療で改善した。 P.517 (結果) 可動域の改善群は外傷歴のない症例が有意に多かった。 大腿骨頚部骨折のリハビリテーション 理学療法学 第20巻3号 2005 石橋英明 理学療法学 2005年 第20巻3号 P227-233 P.232 大腿骨頚部骨折後は骨折時の軟部損傷や手術時の侵襲による組織の瘢痕形成によって関節拘縮が起こることがある。関節包の伸張には 時間がかかるためこれによる拘縮は長引くことが多く、改善に半年から1年かかることもある。 老人における下腿切断のリハビリテーション 中野谷之 ほか P.157 合併症を持つ高齢者の下腿切断のリハビリテーションは困難であり、6-7か月と期間を要する。 特になし 特になし
(3)参考文献 1 (3)参考文献 2	1) 名称       2) 著者       3) 雑誌名、年、月、号、ページ       4) 概要       1) 名称	周関節物館に対する保存的治療の検討 君塚 康一郎他 周関節 2006年 30巻 第3号 P515-518 P.518 (まとめ) 周関節の可動域制限がある症例は6か月間の保存的治療で改善した。 P.517 (結果) 可動域の改善群は外傷歴のない症例が有意に多かった。 大腿骨頚部骨折のリハビリテーション 理学療法学 第20巻3号 2005 石橋英明 理学療法学 2005年 第20巻3号 P227-233 P.232 大腿骨頚部骨折後は骨折時の軟部損傷や手術時の侵襲による組織の瘢痕形成によって関節拘縮が起こることがある。関節包の伸張には時間がかかるためこれによる拘縮は長引くことが多く、改善に半年から1年かかることもある。 老人における下腿切断のリハビリテーション 中野裕之 ほか P.153-158 P.157 合併症を持つ高齢者の下腿切断のリハビリテーションは困難であり、6-7か月と期間を要する。 特になし
图参考文献 1 图参考文献 2	1) 名称       2) 著者       3) 雑誌名、年、月、号、ページ       4) 概要       1) 名称       2) 著者       3) 雑誌名、年、月、号、ページ       4) 概要       1) 名称       2) 著者       3) 雑誌名、年、月、号、ページ       4) 概要       1) 名称       2) 著者	周関節 物館に対する保存的治療の検討 君塚 康一郎他 月関節 2006年 30巻 第3号 P515-518 P.518 (まとめ) 周関節の可動域制限がある症例は6か月間の保存的治療で改善した。 P.517 (結果) 可動域の改善群は外傷歴のない症例が有意に多かった。 大腿骨頚部骨折のリハビリテーション 理学療法学 第20巻3号 2005 石橋英明 理学療法学 2005年 第20巻3号 P227-233 P.232 大腿骨頚部骨折後は骨折時の軟部損傷や手術時の侵襲による組織の瘢痕形成によって関節拘縮が起こることがある。関節包の伸張には 時間がかかるためこれによる拘縮は長引くことが多く、改善に半年から1年かかることもある。 老人における下腿切断のリハビリテーション 中野谷之 ほか P.157 合併症を持つ高齢者の下腿切断のリハビリテーションは困難であり、6-7か月と期間を要する。 特になし 特になし
图参考文献 1 图参考文献 2	1) 名称       2) 著者       3) 雑誌名、年、月、号、ページ       4) 概要       1) 名称	周関節拘縮に対する保存的治療の検討 君塚 康一郎他 月関節 2006年 30巻 第3号 P515-518 P.518 (まとめ)
<ul><li>(B)参考文献 1</li><li>(B)参考文献 2</li><li>(B)参考文献 3</li><li>(B)参考文献 4</li></ul>	1) 名称       2) 著者       3) 雑誌名、年、月、号、ページ       4) 概要       1) 名称       2) 著者	周関節拘縮に対する保存的治療の検討 悪塚 康一郎他 月関節 2006年 30巻 第3号 P515-518 P.518 (まとめ) 周関節の可動域制限がある症例は6か月間の保存的治療で改善した。 P.517 (結果) 可動域の改善群は外傷歴のない症例が有意に多かった。 大腿骨頚部骨折のリハビリテーション 理学療法学 第20巻3号 2005 石橋英明 理学療法学 2005年 第20巻3号 P227-233 P.232 大腿骨頚部骨折後は骨折時の軟部損傷や手術時の侵襲による組織の瘢痕形成によって関節拘縮が起こることがある。関節包の伸張には時間がかかるためにれによる拘縮は長引くことが多く、改善に半年から1年かかることもある。 老人における下腿切断のリハビリテーション 中野裕之 ほか P.157 合併症を持つ高齢者の下腿切断のリハビリテーションは困難であり、6-7か月と期間を要する。 特になし 特になし 特になし 特になし
图参考文献 1 图参考文献 2	1) 名称       2) 著者       3) 雑誌名、年、月、号、ページ       4) 概要       1) 名称	周関節拘縮に対する保存的治療の検討 君塚 康一郎他 月関節 2006年 30巻 第3号 P515-518 P.518 (まとめ) 肩関節の可動域制限がある症例は6か月間の保存的治療で改善した。 P.517 (結果) 可動域の改善群は外傷歴のない症例が有意に多かった。 大腿骨頚部骨折のリハビリテーション 理学療法学 第20巻3号 2005 石橋英明 理学療法学 2005年 第20巻3号 P227-233 P.232 大腿骨頚部骨折後は骨折時の軟部損傷や手術時の侵襲による組織の瘢痕形成によって関節拘縮が起こることがある。関節包の伸張には時間がかかるためこれによる拘縮は長引くことが多く、改善に半年から1年かかることもある。 老人における下腿切断のリハビリテーション 中野裕之 ほか P153-158 P.157 合併症を持つ高齢者の下腿切断のリハビリテーションは困難であり、6-7か月と期間を要する。 特になし 特になし 特になし

提案番号(6析) 申請技術名	日本運動器科学会	運動器リハビリテーション起算日の変更	210201
	申請学会名	申請技術名	提案番号(6桁)

# 【技術の概要】

・運動器リハビリテーションを必要な期間実施するために起算日をリハビリテーション開始日とすることを要望する。

# [対象疾患]

・厚生労働大臣が定める運動器疾患

リヘビリテー 【現在当該疾患に行われている治療との比較】 ・必要な固定期間後からのリハビリテーション開始となると、 ション実施できる期間が短くなってしまう。

# [有効性]

**10**0 有効らあ ・リハビリテーションの効果が発揮できる期間実施できるので、

# 【診療報酬上の取り扱い】

85点 (I) 185点(I) 170点 運動器リヘビリテーション料

整理番号 ※事務処理用			214201
提案される医療技術名		「E101-2 ポジトロン断層撮影」及び「E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影」 不明熱の診断	
申請団体名		日本核医学会	
40 m t t 7 m m	主たる診療科(1つ)	28放射線科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	08感染症内科	
		10リウマチ内科	
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			無
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	<b>無</b>	
	追加のエビデンスの有無		無
	診療報酬区分		Е
	診療報酬番号	E101-2、E101-3	
再	評価区分(複数選択可)	1 - A     算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大)       1 - B     算定要件の拡大 (施設基準)       1 - C     算定要件の拡大 (施設基準)       2 - A     点数の見直し (増点)       2 - B     点数の見直し (減点)       3     項目設定の見直し       4     保険収載の廃止       5     新規特定保険医療材料等に係る点数       6     その他 (1~5のいずれも該当しない)       「6     その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 ○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択
		的障害が生じうる。18FDGによるポジトロン断層撮影及	ある。既存の診断法で熱源の特定に至らない場合、患者には日常生活の長期的な制限や身体 びポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影は、熱源の局在に関する詳細な情報を示 で不明熱診断への有用性は公知となったことから、この対象疾患として不明熱の追加を要望
再評価が必要な理由		症、悪性腫瘍、炎症性疾患が原因疾患である不明熱の記 ドライン、教科書等において示されている。現在の診療	内画像診断では得られない熱源の局在に関する全身的な情報を提供することで、主に感染 診断の一助として寄与する検査法であり、その有用性は、国内外の臨床データ及び診療ガイ 療報酬上、不明熱は本技術の対象とはされていないが、18FDGによる不明熱の診断について 早期導入に関する検討会」においてニーズ選定され、医療上の必要性は高いと判断されてい

#### 【評価項目】

# 不明熱の定義は、「38.3度以上の発熱(舌下温)が何度が認められる状態が 3 週間を超えて続き、1週間以上の入院精査でも原因が不明のもの」もしくは「38.3 度以上の発熱が 3 週間以上持続し、3日間の入院検査あるいは3回の外来検査で診断がつかないもの」定義される)。不明熱の原因となりうる疾患群は主に感染症、悪性腫瘍、豚原病である。不明熱の原因疾患は認知度の高い疾患であることが多いが、診察や検査、診断基準、既存の形態や9的画像診断を駆使してもその疾患の特定に至らない場合があり、日常生活の長期にわたる制限の他、放置すれば様々な重大な障害が生じる可能性が高い。 1975年の保険不認以降、ガリウムシンチグラフィーが不明熱の熱源検素に用いられているが、「低感度」、「被ばく」、「前処置」、「2日以上の検査期間」などの問題がある。PET 検査は、一般的検査や既存の形態学的画像診断では得られない熱源の局在に関する全身的な情報を提供することで、熱源の特定が可能である。 多くの臨床データによっで圧1検査の不明熱診断における有用性が確認されており、メタアナリシスでは18FDG-PET/CTの熱源検出感度は86%であった。一方、ガリウムシンチグラフィーの感度は60%であり、18FDG-PET/CTは感度においてガリウムシンチグラフィーより優れている(参考文献②)。 歌②)。 歌②)。 歌(②)。 歌(②) 歌(②) 歌(②) 歌) 歌(②) 歌(②) 歌) 歌(②) 歌) 歌) 歌) 歌) 歌) 歌) が作成されており、英国、独国及び仏国においては、18FDG を有効成分とする医薬品について、「原発不明熱における病原学的診断の指針となる異常な病巣の局在診断」の効能・効果が承認されている。本邦においても先生医療研究において18FDG によるPET 検査における熱源検出感度は現行のガリウムシンチグラフィーを優位に上回っていることが示されている(参考文献気))。 以上より、18FDGを用いたポジトロン断層撮影及びポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影の対象疾患として、不明熱の追加を要望する。

		現行の対象とする患者等は以下のとおりである。(医科点数表より抜粋)	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		(2) 18FDGを用いたポジトロン断層撮影については、てんかん、心疾患若しくは血管炎の診断又は悪性腫瘍(早期胃癌を除き、悪性リンパ腫を含む。)の病期診断若しくは転移・再発の診断を目的とし、次の表に定める要件を満古す場合に限り算定する。 1. てんかん・ 難治性部分てんかんで外科切除が必要とされる患者に使用する。 2. 心疾患: 虚血性心疾患による心不全患者における心筋組織のパイアピリティ診断(他の検査で判断のつかない場合に限る。)又は心サルコイドーシスにおける炎症郡位の診断が必要とされる患者に使用する。 3. 年性腫瘍(早期胃癌を除き、悪性リンパ腫を含む。): 他の検査、画像診断により病期診断、転移・再発の診断が確定できない患者に使用する。 3. よいにはいる場合に関する。	
		4. 血管炎: 高安動脈炎等の大型血脈炎において、他の検査で病変の局在又は活動性の判断のつかない患者に使用する。	
		18FDG は、グルコースのアナログであるデオキシグルコースの2位の水素原子を放射性フッ素-18で置換したFT検査用のグルコーストレーサである。グルコースと同様に細胞膜のグルコーストラスポーターを介して細胞内に摂取され、ヘキソキナーゼによってリン酸化されるが、グルコースと異なりその後の代謝を受けることなく細胞内に滞留する。滞留した18Fから放射されるガンマ線をPETカメラで撮像して得られたデータを3次元的に画像化し、診断する技術である。 点数:8,625点不明熱の原因疾患となりうる悪性腫瘍ではその病剤診断、転移・再発診断に用いられており、同じく原因疾患になりうる高安動脈炎や巨細胞性動脈炎において、他の検査で病変の局在又は活動性の判断のつかない場合に使用されている。	
診療報酬区分(再	[掲]	E	
診療報酬番号 (再掲)		E101-2、E101-3	
医療技術名		E101-2 ポジトロン断層撮影 2 18FDGを用いた場合(一連の検査につき)、E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の 検査につき) 2 18FDGを用いた場合(一連の検査につき)	
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	IBFDGの不明熱の診断に関する薬事上の効能効果の追加については、その合成機器が「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」においてニーズ選定され、医療上の必要性は高いと判断されて、現在具体的な効能追加の方法が検討されている。IBFDGを用いたPET検査による不明熱の診断については、対象疾患が希少疾病のため大規模な臨床試験が実施困難であるものの、多くの臨床データによって、海外・国内における有用性が確認されている(参考文献①)。不明熱患者の致死率は3~7%であり、大部分は1年以内に死亡する。メタアナリシスの結果、FDG-PET陰性の不明熱患者は、陽性の場合と比較して約6倍自然軽快に至ることがわかっている(参考文献②)。欧米では炎症性疾患の診断に対する有用性を記載したEAMM/SNMMI ガイドライン(参考文献③)が作成されており、英国、独国及び仏国においては、18FDG を有効成分とする医薬品について、「原発不明熱における病原学的診断の指針となる異常な病操の局在診断」の効能・効果が承認されている。2021年1月には、米国で炎症と感染の診断(不明熱を含む)を目的としたFDG-PET検査に対してメディケア管理請負業者による補償が可能となった。本邦においても先進医療研究において18FDG によるPET 検査の有用性として現行のガリウムと比較して優位に熱薬の検出感度が上回ったことが示されている(参考文献⑤)。また国内の前向き調査では、約31%の不明熱患者に対してFDG-PET/CT検査が影断ツールとして自費診療の上で利用されている実情が報告されている、参考文献⑥)、国内における公知性は高いと判断される。	
	ガイドライン等での位置づけ	欧州及び米国核医学会のガイドラインで(EANM/SNMMI guideline for 18F-FDG use in inflammation and infection, 2013年, 欧州核医学会/米国核医学会、参考文献③)は、FDG-FET/CTは不明熱診断のための主要な適応疾患でありエビデンスはCochrane grade Bに相当。 FDG PET/CTは不明熱診断のための主要な適応疾患でありエビデンスはCochrane grade Bに相当。 FDG PET/CT診療ガイドライン(2020年、日本核医学会)では、臨床症状、血液検査、単純線撮影、CT・MRI所見では炎症性疾患の炎症の部位診断や原因特定が困難な症例があり、このような場合にFDG-PETを含む核医学診断は非常に有用な診断法の一つとされる。	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・ 放府統計 平成29年度の患者調査 (傷病分類編) において不明熱の診患者数は7,000人とされている。このうち、一般的な診療によって不明熱の診断がつかず、18FDG-PET/CT検査が必要とされる例は、2016~2017年を対象に本邦における不明熱患者の状況を調査した内藤らの論文 (参考文献 ⑤)によって、31.2%の不明熱患者に対して18FDG-PET/CT検査が診断ソールとして自費診療の上でも必要とされた実情を加味し、年間2,200人程度と考えられる。 7,000人×31.2%÷100=2,184人 従って、不明熱が本技術の対象となることによる患者数の変化は最大で年間2,200人と推定した。	
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	0	
変化	見直し後の症例数(人)	2, 200	
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	0	
変化等	見直し後の回数(回)	2, 200	
見回し後の回数(回)  多医療技術の成熟度  ・学会等における位置づけ   難易度(専門性等)		日本核医学会の「FDG PET, PET/CT診療ガイドライン2020」には不明熱の原因である悪性腫瘍、大型血管炎に対するFDG-PET検査の内容が掲載されている。また、高安動脈炎等の大型血管炎以外の炎症性疾患において炎症の部位診断や原因特定が困難な症例にFDG-PETが非常に有用な診断法のひとつであるとされ、通常の FDG PET の手順にしたがって、検査施行、読影を行うと掲載されている。専門性は高いが専門医による診断に対して技術的には問題はなく、検査技術の難易度については、既存の18FDGを用いるPET検査と同等である。	
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	イ 画像診断を担当する常勤の医師(核医学診断について、相当の経験を有し、かつ、核医学診断に係る研修を受けた者に限る。)が配置されていること。 ロ 当該断層撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。 ハ 当該断層撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。	
等を踏まえ、必要と考えられる要件を、項目毎に記載すること)	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	(1) 核医学診断の経験を3年以上有し、かつ、所定の研修を修了した常勤医師が1名以上いること。 (2) 診断撮影機器ごとに、PET製剤の取扱いに関し、専門の知識及び経験を有する専任の診療放射線技師が1名以上いること。	
,	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	日本アイソトーブ協会医学・薬学部会ポジトロン核医学利用専門委員会において成熟技術として認められている。	
6安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		海外及び本邦での不明熱患者等における18FDGを用いたPET検査の実施例では、安全性の懸念に関して特段報告されていない。また、先進医療研究では重篤な副作用の出現はなく、先進医療技術審査部会によって安全性はA(問題なし)と判断されている。18FDGは悪性腫瘍、心疾患、てんかん、大型血管炎を対象に保険適用されており、既に150 万件を超える検査が実施されている。したがって、国内における使用経験は十分にあり、18FDGを用いたPET検査に関する一定の安全性情報は既に確認されている。	
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		問題なし	
⑧点数等見直し	見直し前	8, 625	
の場合	見直し後 	8,625 対象疾患の適用範囲の拡大のため、点数に変更なし。	
@ BB wh	区分	対象状態の週刊和四の加入の/にの、無数に変更なし。 その他(右欄に配載。) 特になし	
⑨関連して減点 や削除が可能と	<sup>  </sup>	特になし	
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	技術名	特になし	
Amenu/	具体的な内容	特になし 	

	プラスマイナス	增 (+)
	予想影響額(円)	78, 137, 400
		不明熱が適応疾患に追加されることによる影響を算出する。ただし、PET検査の増加する分、これまで実施されていたガリウムシンチグラフィ (E100) 等の実施が減少すると考えられることから、その減額分を考慮する。
⑩予想影響額		・予想される年間対象患者数 (④の数値) = 2,200人 ・予想される一人当たりの年間実施回数 = 2,200回 ・現行の18FDG-PET/CTの診療報酬点数 = 8,625点 ・PET検査の核医学診断料 = 450点 ・電子画像管理加算 = 120点 ・現行のガリウムシンチグラフィの診療報酬点数 = 1,800点 ・SPECTの核医学診断料 = 370点 ・GPGaの薬価 (111MBQ) = 33,533円
	その根拠	① 18FDGを用いるPET検査により増額する費用は (8,625点+450点+120点)×10 × 2,200件
		202, 290, 000円
		従って、影響額は、 ①-② = 202,290,000円 - 124,152,600円 = 78,137,400円 と予想される。
		特になし
⑪算定要件の見 品、医療機器又は	直し等によって、新たに使用される医薬 は体外診断薬	特になし
⑫その他		特になし
⑬当該申請団体以 団体名)、代表的	以外の関係学会(共同提案学会名、関連 内研究者等	日本医学放射線学会、日本感染症学会、日本リウマチ学会、日本小児科学会
	1) 名称	Nuclear Imaging for Classic Fever of Unknown Origin: Meta-Analysis.
	2) 著者	Takeuchi M, Dahabreh IJ, Nihashi T, Iwata M, Varghese GM, Terasawa T.
① 参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	J Nucl Med. 2016 Dec 57 (12): 1913-9. (1913ページ、1916ページが概要に関連)
①参考文献 1	4)概要	18FDG-PETおよびFDG-PET/CTとガリウムシンチグラフィーに関して、不明熱の原因病変(熱源)検索における感度および特異度メタアナリシス結果の対比。FDG-PET/CTの統合感度および統合特異度はされぞれ、86%[95%CI: 81-90]、52%[95%CI: 36-67]、ガリウムシンチグラフィーではそれぞれ、86%[95%CI: 45%-73%]、63%[95%CI: 37-84]と報告されている。FDG-PET/CTは感度においてガリウムシンチグラフィーより優れている。18FDG-PET/CT検査は不明熱の診断に対して有効性があるが、不明熱の診断過程における適切な導入時期に関しては検討が必要である。
	1) 名称	Association of 18F-FDG PET or PET/CT results with spontaneous remission in classic fever of unknown origin: A systematic review and meta-analysis
	2) 著者	Takeuchi M, Nihashi T, Gafter-Gvili A, García-Gómez FJ, Andres E, Blockmans D, et al.
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Medicine (Baltimore). 2018 Oct:97(43):e12909. (1, 7ページが概要に関連)
	4)概要	不明熱患者を対象として、418例 (9試験) のFDG-PET/CT検査と128例 (4試験) のFDG-PET検査を実施した場合の予後を比較したメタアナリシス。FDG-PET/CT検査の結果、陰性で熱源診断に至らなかった症例は、陽性で熱源診断に至った場合と比較して、約6倍の(リスク比=5.6: 95% CI [3.4-9.2]; P<.001)の自然軽快が認められた。
	1) 名称	EANM/SNMMI guideline for 18F-FDG use in inflammation and infection.
	2) 著者	Jamar F, Buscombe J, Chiti A, Christian PE, Delbeke D, Donohoe KJ, et al.
14参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	J Nucl Med. 2013 Apr : 54(4):647-58. (648ページ、649ページ、654ページが概要に関連)
	4) 概要	15編の10例以上の不明熱患者(計758例)を対象とした18FDG-PETの成績では、感度90.6%、特異度 76.9%、正確度 86.4%あった。正確度が85%以上担保されていること、専門家の意見を含め、18FDG-PET検査を不明熱を含む炎症、感染の診断に対する主要な利用用途と判断する。炎症及び感染症の診断時は、臨床症状及び臨床検査所見(炎症マーカーの上昇など)、また可能な場合は他の画像診断結果(CT 及びMRI など)を踏まえ18FDG-PET を実施する。
	1) 名称	Comparison of 18 F-FDG PET/CT and 67 Ga-SPECT for the diagnosis of fever of unknown origin: a multicenter prospective study in Japan.
	2) 著者	Kubota K, Tanaka N, Miyata Y, Ohtsu H, Nakahara T, Sakamoto S, et al.
<b>①参考文献 4</b>	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Ann Nucl Med. 2021 Jan: 35 (1): 31-46. (31ページ目が概要に関連)
	4) 概要	先進医療研究として実施された試験で、一般的な検査で診断のつかない不明熟患者を対象としてFDG-PET/CT検査とガリウム検査の熱源検出能の 比較を行った前向き試験。FDG-PET/CT検査の熱源検出感度(45%)はガリウムSPECT検査(25%)を有意に上回った。担当医の判断によるFDG- PET/CT検査とガリウムSPECT検査の診断への貢献度に関するクリニカルインパクトの比較では、FDG-PET/CT検査はガリウムSPECT検査を有意に上 回った。
	1) 名称	Key diagnostic characteristics of fever of unknown origin in Japanese patients: a prospective multicentre study.
	2) 著者	Naito T, Tanei M, Ikeda N, Ishii T, Suzuki T, Morita H, et al.
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	BMJ Open. 2019 Nov:9(11):e032059. (3ページが概要に関連)
⑭参考文献 5	<u> </u>	

技術名	ポジトロン断層撮影及びポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 2 18FDGを用いた場合(一連の検査につき) 不明熱の診断
申請学会名	
女	ヽロン断層撮影及びポジトロン断層・コンピューター断層複合: 18FDGを用いた場合(一連の検査につき) 不明熱の診
提案番号(6桁) 申	214201

【**技術の概要**】18FDGを患者に静脈内投与し、滞留した18Fから放射されるガンマ線をPETカメラで撮像して得られたデータを3次元的に 画像化し、診断する技術。18FDG-PET/CT検査は糖代謝を画像に反映する検査で「不明熱の診断」の追加を要望する。

## [国内外の状況]

- ・本邦では45年来、不明熱診断にガリウムシンチ検査を利用。**低感度、被ばく量、長い検査期間**(2~3日)**が支障**である。
- ・炎症性疾患の診断に対する'BFDGの有用性がEANM/SNMMI ガイドラインに公開。独、仏で'BFDG が「原発不明熱における病巣の局在診断」 に承認、米国では2021年から不明熱診断のための1%FDG-PE1/CTの保険償還が承認。

# 【18FDG-PEI/CT検査による不明熱の診断方法】

- ・一般的な不明熱の診療(診察、血液、尿、培養検査、CT検査、超音波検査等)、**診断基準で原因疾患が不明の場合が対象。**
- ・検査時間:約90分。悪性腫瘍や血管炎を対象とした現行の検査と同一の方法で実施。
- 異常所見を核医学専門医が判断。熱源としての妥当性を担当医と協議後、診断確定や確定のための検査を適宜追加。

## SPECT/CT (現行) ガリウム

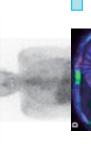
38.3度以上(舌下温)の発熱が3週間以上継続

不明熱 (定義)

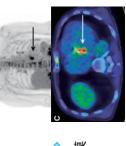
(血液、尿、培養検査、CT検査、超音波検査等)

・入院検査や3回の外来検査で診断不明

18FDG-PET/CT



高い熱源検出感度が 不明熱診断に貢献。 18FDG-PET/CT検査



18FDG-PET/CTで「感染性心内膜 炎」の診断に至った不明熱

特異度 52% 感度 86%

特異度 63% . %09 陝厥 %FDG-PEI/CT検査の陰性例は、陽性例の約6倍で自然軽快。

約7,800万円増 予想影響額  $\mathbf{1}$ 2,200人/年 推定検査対照患者数

(一連の検査につき)

18FDGを用いた場合

原因疾患 (熱源)の特定が 困難
た
診
斯
の
術
が
な
い



- 推定全患者数
- 致死率 3~7%
- 7,000人/年

### I 0 Ш E101-2, 画像診断 Ш

【診療報酬上の取扱】

产派及前面面近不自 (派队晚长4)及前707				
整理番号 ※事務処理用		214202		
提案される医療技術名		「E101-2 ポジトロン断層撮影」及び「E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影」 食道癌術前補助療法の再病期診断		
	申請団体名		日本核医学会	
	主たる診療科(1つ)	28放射線科		
提案される医療 技術が関係する 診療科		18消化器外科		
砂獄件	関連する診療科(2つまで)	04消化器内科		
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	無		
追加のエビデンスの有無		無		
	診療報酬区分		Е	
	診療報酬番号	E101-2、E101-3		
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 — B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 — C 算定要件の拡大 (回数制限) 2 — A 点数の見直し (増点) 2 — B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択	
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 127		ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影の算定要件に「術前補助療法の再病期診断」を追加する。PETによる早期治療効果判定が重要となる手術を前提とした場合にのみ適用とし、単なる化学療法、放射線療法の再病期診断に使用する場合は除外する。		
再評価が必要な理由		現行のPET-CTの算定要件では、悪性腫瘍において「他の検査、画像診断により病期診断、転移・再発の診断が確定できない患者に使用する」と規定されており、術前補助療法の治療効果判定を目的とした再病期診断には適応が無い。しかしながら食道癌においてPETは他の画像診断よりも早期に治療効果判定が可能であり、再病期診断を実施する事により手術の適正時期を決定することが可能である。すなわちPETで術前補助療法が非奏力と判断されれば、それ以降の補助療法を中止して早い段階で手術に移行できる。現在FDG-PETの治療効果判定は悪性リンパ腫だけに認められているが、これを食道癌にも適用し術前補助療法後の再病期診断を可能とすることを要望する。ただし、不適切に頻回な使用を避けることから、補助療法後の1回のみと制限を設けることを提案する。		

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	現在FDG-PETの治療効果判定は悪性リンパ腫だけに認められており、固形癌は適用外である。しかしながら食道癌においてもPETによる再病期診断 は極めて重要であり、これはCTや内視鏡などの従来の画像診断と比較してPETは早期に治療効果を反映するからである。さらにPETは全身の画像が 得られることから、他の画像では捉えられない予期しない転移巣を発見することも可能である。これにより術前補助療法が終了する前の早い段階 でPETにて再病期診断を行い、非奏功、すなわちnon-responderと判断されれば、以降の補助療法を中止して早急に外科手術を実施することが可能 である。ただし、すべての補助療法に適用拡大をするのではなく、臨床的に早期治療効果判定が極めて重要な場合、すなわち手術を前提とした術 前補助療法の再病期診断に実施可能とすることを要望する。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	・現在FDG-PET(PET/CT)は悪性腫瘍の診断において「悪性腫瘍全般、ただし早期胃癌を除き、悪性リンパ腫を含む」と適用が定められており、さらに「他の検査、画像診断により病期診断、転移・再発の診断が確定出来ない患者に使用する」と要件が付記されている。従って放射線療法や化学療法、免疫療法などの補助療法後の再病期診断にPETを使用することは適用外使用となる。なお現在は悪性リンパ腫の治療効果判定だけが局長適連により使用可能である。・対象は食道癌の標準治療として術前補助療法が施行される臨床病期Ⅱ期、Ⅲ期の患者。・技術内容は従来のものと変化なし。・点数も従来と同じである。・。 にのよう様米と同じである。・ 高数も様米と同じである。・ 留意事項として、頻回の使用を避けるべく、手術を前提とした補助療法後の再病期診断を目的として1回だけの使用を認めるという制限をつける。・
診療報酬区分 (再掲)	E
診療報酬番号 (再掲)	E101-2、E101-3
医療技術名	E101-2 ポジトロン断層撮影 2 18FDGを用いた場合 (一連の検査につき)、E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 (一連の検査につき) 2 18FDGを用いた場合 (一連の検査につき)

③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	現在でも食道癌の基本的な治療法は外科手術による切除である。しかしながら病変が進行しているため外科手術が不能、あるいは侵襲が大きく困難な場合にはしばしば術前補助療法(化学療法、放射線療法、免疫療法やその組み合わせ)が行われる。これにより原発巣を縮小させて根治的手術、あるいは侵襲の少ない手術にする事が可能だからである。一方、補助療法が無効な場合には、不要な補助療法を早く中止して外科手術を実施した方が患者の体力を温存し、かつ医療経済的にもメリットが大きい。一般的に術前補助変法の効果判定として用いられる画像診断・すなわちした方が患者の体力を温存し、かつ医療経済的にもメリットが大きい。一般的に術前補助である。一方FDG-PETは連瘍の糖代謝を画像化する「機能診断」であり、腫瘍は縮小よりも早く糖代謝の低下することが示されている。すなわちFDG-PETは従来の形態画像診断に比較して早期の治療効果判定に有用とされている。 本技術の導入によって向上する治癒率、死亡率、QOLの改善等は一概に述べることは困難である。しかしながら、一般的事項として、不要な術前補助療法を減らして最適な手術機会を提供することにより切除率を高める効果が期待できるものと考える。		
	ガイドライン等での位置づけ	1)「頭頭部がん診療ガイドライン2018」CQ1-7:「推奨グレードB: 化学放射線療法後の治療効果判定にPET-CTは有用である」 2) NCON Guidelines Version 5. 2020: https://www.ncon.org/professionals/physician_gls/pdf/esophageal_blocks.pdf NCONのガイドラインでは特前補助療法の再病期診断をPET、内視鏡、CTで行う事が推奨されており、FDG-PETを施行した場合は造影CTIな省略可能としている。		
4 ④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		患者数を推定する根拠として、国立がん研究センターがん対策情報センターの公表している「がん統計予測」、全がん協加盟施設の生存率共同調査を用いた。またPCT検査数の推定には日本ラジオアイソトーブ協会による「第5回全国核医学診療実態調査報告書」、「PCT検査件数に関するアンケート調査報告第15報」を参照した。 食道が心: 年間罹患患者数は約22、300人である。術前補助療法の対象を臨床病期 II 期、 II 期とすると、対象患者は全食道癌患者の約49、6%、すなわち22、300×0、496=11、060人と推計される。このうち、約80%の患者が術前補助療法の効果判定目的でPETを施行し、さらにその80%が再病期診断でPETを施行するものと仮定すると、11、060×0、8×0、8=7、078件が増加分となる。 なお、術前補助療法の効果判定に於いてPETを用いる場合には、原則として治療前の病期診断目的にPETが実施されていなければならないため、対象患者数に変化はない。		
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	11,060		
ケ胆中サロギの	見直し後の症例数(人)	11,060 8.848		
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回)	15.926		
⑤ 医療技術の成熟技 ・学会等における位置づけ ・難皇庶(東即性笙)		FDG-PET検査は現在悪性腫瘍の画像診断において不可欠の検査法となっており、本邦では2002年の保険適用から毎年増加傾向が続いている。エビデンスが蓄積するにつれ保険適用疾患や適用要件が拡大され、2017年には全国で約600台のPETカメラで約72万件の検査が実施された。PET検査は既に成熟した技術であり、放射性薬剤の合成装置は進歩し、また供給体制も安定している。多くの画像診断法は局所診断法であるのに対しPETは全身のサーベイが可能であり、治療前・治療後の全身診断として極めて優れた検査法である。		
・施設基準	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	イ 画像診断を担当する常勤の医師(核医学診断について、相当の経験を有し、かつ、核医学診断に係る研修を受けた者に限る。)が配置されていること。 ロ 当該断層撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。 ハ 当該断層撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。		
(技術の専門性 等をと考えられる 要件を載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	(1) 核医学診断の経験を3年以上有し、かつ、所定の研修を修了した常勤医師が1名以上いること。 (2) 診断撮影機器ごとに、PET製剤の取扱いに関し、専門の知識及び経験を有する専任の診療放射線技師が1名以上いること。		
٤)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	FDG-PET検査における安全確保に関するガイドライン(厚労省井上班-学会横断) 井上ら、核医学42(2):1-26, 2005, FDG-PET検査における撮像技術に関するガイドライン(日本核医学技術学会) 庄司ら、核医学技術27(5): 425-456, 2007, がんFDG-PET/CT 撮像法ガイドライン(日本核医学技術学会) 福喜多ら、核医学技術29(2): 195-235, 2009, FDG PET、PET/CT診療ガイドライン2018(日本核医学会) 細野ら、核医学55(1):1-22, 2018		
: ⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		18F-FDG PET(PET/CT) 検査は保険診療として日本全国で年間約70万件が施行されているが、薬剤に起因する副作用の報告はなく、極めて安全性の 高い検査である。		
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		問題なし		
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前	8, 625		
	見直し後	8, 625		
	その根拠	要望する点数は従来と同じであり、本項は該当しない。		
⑨関連して減点 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	区分	その他(右欄に記載。) E 画像診断、G 注射 E300. G100		
	番号 技術名	E300. G100 E200 コンピューター断層撮影 (CT撮影) (一連につき) 1 CT撮影注 注3 CT撮影について造影剤を使用した場合 G100 薬剤		
	具体的な内容	◎FDG-PETを施行する事により造影CTが省略可能であり、造影剤の薬剤費、造影手技料が削減可能である。 ◎FDG-PETの施行により早期に術前補助療法の非奏功群を拾い上げることにより、その後の不要な術前化学療法を省略することが可能となる。		

	プラスマイナス	增 (+)
⑪予想影響額	予想影響額 (円)	397, 783, 600
	その根拠	治療効果が低いにも拘わらず実施されていた術前補助療法が滅ることが予想される。またNCONガイドラインではPETを施行した場合には造影CTは省略できると記載されており、治療効果判定のために従来実施されていた造影CTが単純CTに移行されるものと予想される。 ②不要な化学療法の削減: 術前化学療法としてFP療法2コース、非奏功群60%、奏功群40%と仮定して、治療効果判定PETを実施する事により非奏功群においては後半のコースを行わずに手術に移行するものと仮定した。1コース分に必要な費用を薬剤費 (CDDP:120mg、5FU:1200mgと仮定)約3.3万円、入院費2.0万円×16日間、この他制吐剤や利尿剤、血液検査費用など含むと約36万円と概算できる。 ④に記載した如く、対象患者数7.078人に於いて治療効果判定PET検査を行った場合、以下の計算となる。・効果判定のPET (PET/CT)検査によるコスト:100,000円×7,078件=707,800,000円(増加)・非奏功群6割のうち、7割においてコースを省略できたと仮定:36万円×7,078件×0,6 ×0,5 = 1,5 0,5 0,6 (2.7 = 1,070,193,600円(減少) ◎治療効果判定目的の造影びのうち50%が単純CTへ移行:1万円(薬剤料5,000円、造影剤使用加算5,000円)×7,078×0.5=35,390,000(減少)よって、食道癌については年間で 707,800,000-1,070,193,600-35,390,000=-397,783,600
0.00.1.00.1.00.1	備考	特になし
⑪算定要件の見直 品、医療機器又は	[し等によって、新たに使用される医薬 は体外診断薬	特になし
⑫その他		特になし
⑬当該申請団体以 団体名)、代表的	外の関係学会(共同提案学会名、関連 1研究者等	日本医学放射線学会、日本食道学会
	1) 名称	Intratreatment Response Assessment With 18F-FDG PET: Correlation of Semiquantitative PET Features With Pathologic Response of Esophageal Cancer to Neoadjuvant Chemoradiotherapy.
	2)著者	Tandberg DJ
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Int J Radiat Oncol Biol Phys. 2018 Nov 15:102(4):1002-1007.
	4)概要	CONCLUSIONS: Volumetric PET features from the intratreatment PET were the most accurate predictors of histopathologic response. PETによる腫瘍体積とFDC集積を加味した評価法は、食道癌の治療中に実施した検査法としては最も組織学的な奏功群を予測する検査法であった。
	1) 名称	Correlation Between Standardized Uptake Value in Preneoadjuvant and Postneoadjuvant Chemoradiotherapy and Tumor Regression Grade in Patients With Locally Advanced Esophageal Cancer.
	2) 著者	Baksh K, et al.
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Am J Clin Oncol. 2018 Mar:41(3):254-258.
	4)概要	CONCLUSIONS: Changes in SUV uptake on PET/CT scans after CRT have prognostic value in predicting pathologic response of esophageal cancer after neoadjuvant therapy. 食道癌の術前化学療法の効果判定において、PET/CTにおける集積の変化(SUVの変化)が最も病理学的な奏功群を予測する因子であった。
	1) 名称	18F-FDG PET Response After Induction Chemotherapy Can Predict Who Will Benefit from Subsequent Esophagectomy After Chemoradiotherapy for Esophageal Adenocarcinoma.
	2)著者	Xi M. et al.
14参考文献3	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	J Nucl Med. 2017 Nov:58(11):1756-1763.
	4)概要	Conclusion: 18F-FDG PET response to induction chemotherapy could be a useful imaging biomarker to identify patients with esophageal adenocarcinoma who could benefit from subsequent esophagectomy after chemoradiotherapy. 食道腺癌の患者においてFDG-PETは優れた画像評価法であり、放射線化学療法後に引き続き手術を実施するべき患者を見分ける際に有用である。
	1) 名称	Detection of distant interval metastases after neoadjuvant therapy for esophageal cancer with 18F-FDG PET(/CT): a systematic review and meta-analysis.
	2)著者	Kroese TE, et al.
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Dis Esophagus. 2018 Dec 1:31(12). doi: 10.1093/dote/doy055.
	4)概要	Conclusion, 18F-FDG PET(/CT) restaging after neoadjuvant therapy for esophageal cancer detects true distant interval metastases in 8% of patients. Therefore, 18F-FDG PET(/CT) restaging can considerably impact on treatment decision-making. FDG-PETによる術前補助療法後の再病期診断によって8%の症例で遠隔転移が発見され、治療方針の決定に大きな影響を与えた。
	1) 名称	NCCN Clinical Practice Gidelines in Oncology: Esophageal and Esophagogastric junction Cancers Ver 5.2020
①参考文献 5	2)著者	NCCN. Org
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	https://www.nccn.org/professionals/physician_gls/pdf/esophageal_blocks.pdf
	4) 概要	ESOPH-5, MS-40 Response Asssesment and Additional Management Additional management options are based on the assesment of response to primary treatment. FDG-PET/CT scans are useful for the evaluation of patients after chemoradiation for the detection of distant lymphatic and hematogenous metastases. Therefore, assesment with FDG-PET/CT(preferred) or FDG-PET scan shouled done ≧5 to 8weeks after the completion of preoperative therapy and prior to surgery. Chest/abdominal CT scan with contrast is recommended, but is not required if FDG-PET/CT was done. 追加治療は原発巣の利謝治療への効果料定に基づく。FDG-PET/CTは放射線化学療法後のリンパ行性、血行性転移の検出に優れている。従ってFDG-PET/CT (好ましい) もしくはFDG-PETは治療終了後の5から8週後かつ手術以前に実施されるべきである。 胸部/腹部の造影CTが推奨されるが、もしもFDG-PETが施行されている場合には不要である。

提案番号(6桁)	申請技術名  ポジトロン・新暦程野みでポジトロン・新暦・コン・ピューター 新暦指令程影	申請学会名
214202	ンは療	日本核医学会

## 【要望の概要】

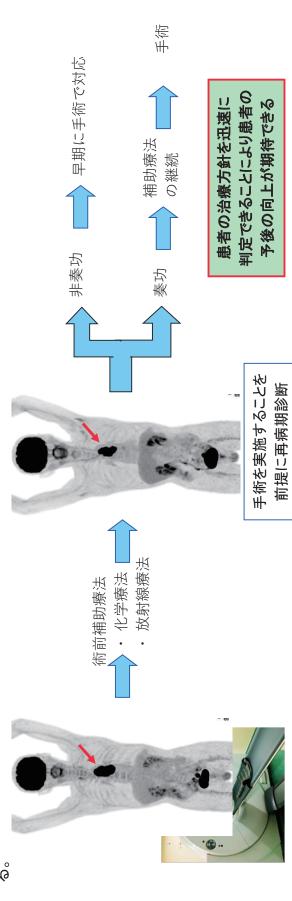
ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影の算定要件に「食道癌における術前補助療法の再病期診断」 を追加する。PETIによる早期治療効果判定が重要となる手術を前提とした場合にのみ適用とし、単なる化学療法、放射線療法の 効果判定に使用する場合は除外する。

術前補助療法が実施された食道癌 対象疾患: 【対象患者数・算定回数の変化】

対象患者数: 11,000人 ⇒11,000人。 算定回数: 8,850回 ⇒ 15,930回

# 【PET検査から手術までの流れ】

以下のように、術前補助療法の再病期診断をPET検査ですることにより迅速な判定が可能となり、手術への移行がスムーズにな



18FDGを用いた場合 (一連の検査につき) 現行の悪性腫瘍の保険適用対象に「食道癌における術前補助療法の再病期診断」を追加する。 N E101-3 E101-2, 画像診断 ш 【診療報酬上の取扱】

整理番号 ※事務処理用		214203		
提案される医療技術名		ボジトロン断層撮影(FDG-PET)、ボジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(FDG-PET/CT) 又は乳房用ポジトロン断層撮影による乳癌術前補助療法の治療効果判定		
	申請団体名		日本核医学会	
	主たる診療科(1つ)	28放射線科		
提案される医療 技術が関係する		16乳腺外科		
診療科	関連する診療科(2つまで)	00なし		
! 提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		i 無		
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	<b>無</b>	#	
追加のエビデンスの有無		無		
	診療報酬区分		Е	
	診療報酬番号	E101-2、E101-3、E101-5		
		1-A 算定要件の拡大(適応疾患等の拡大)	0	
		1-B 算定要件の拡大(施設基準)	該当する場合、リストから○を選択	
		1 - C 算定要件の拡大(回数制限)	該当する場合、リストから○を選択	
		2一A 点数の見直し(増点)	該当する場合、リストから○を選択	
		2-B 点数の見直し(減点)	該当する場合、リストから○を選択	
五	評価区分(複数選択可)	3 項目設定の見直し	該当する場合、リストから○を選択	
		4 保険収載の廃止	該当する場合、リストから○を選択	
		5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから○を選択	
		6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから○を選択	
		「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載		
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 188		化学療法におけるPET/乳房専用PETの有用性はすでにガイドラインにも配載がある。乳癌術前補助療法を受ける患者に対し、治療後の病理学的完全奏効の予測、および治療早期・術前における治療効果判定を目的とし、該当する時期に18FDG-ポジトロン断層撮影(PET)、FDG-PET/CT、乳房専用PET撮影を行い、早期に正確な評価を行い治療の最適化が図れるように適応の拡大を要望する。		
再評価が必要な理由		ど画像による治療中のモニタリングや治療後評価が重 FDG-PETは腫瘍細胞のグルコース代謝の変化をとらえる FDG-PETでは治療開始後の早期に効果判定ができる可能 報告され、空間分解能の高い乳房専用PETの実用化によ	を用いた効果判定が重要と考えられている。術前化学療法の実施には非奏効例の早期検出な 要である。 が、治療においてグルコース代謝の変化は腫瘍の大きさの変化に先行して起こるとされ、 性がある。また、治療後の腫瘍残存有無についてもメタアナリシスではMRIにまさる感度が りさらに正確な評価が期待できる。乳癌診療ガイドライン(参考文献1)では2018年に術 記載があり、診療の現場での必要性を踏まえた再評価が適当である。	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	PETICよる病理学的完全奏効(pCR) 予測は、メタアナリシスで統合感度86%、特異度72%である(参考文献2)。MRIでの統合感度65%、特異度88%と 比較して、感度が高いが特異度は低く、両者を併用することでの診断能向上が期待される。空間解像度が高い乳房専用PETを用いたTumor to normal tissue ratioはAUCO.807と高い値を示した。腫瘍糖代謝の変化は腫瘍サイズの変化に先行し、それによる早期効果判定も試みられてい る。この効果判定に応じて薬剤を変更する臨床試験も開始されている。乳癌診療ガイドライン(参考文献1)では2018年に将前化学療法における PET/乳房専用PETの有用性が記載され、FDG-PET、PET/CT診療ガイドライン(2020年)(参考文献3)では保険適応疾患として悪性腫瘍の第二段階 治療方針決定の武の病期診断との記載があり、化学療法後効果判定も対象といえる。以上より、現状の乳癌の病期診断若しくは転移・再発の診断 にくわえて、化学療法後効果判定目的での適応の拡大を要望する。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	現行の対象とする患者等は以下の通りである(医科点数表より抜粋) E101-2 18FDG-PET 点数 7,500点 (2) 18F DG を用いたポジトロン断層撮影については、てんかん、心疾患若しくは血管炎の 診断又は悪性腫瘍(早期胃癌を除き、悪性リンパ腫を含む。)の病期診断舌しくは転移・再発の診断を目的とし、次の表に定める要件を満たす場合に限り算定する。 1、2、4 (省略) 3、悪性腫瘍(早期胃癌を除き、悪性リンパ腫を含む。)他の検査又は画像診断により病期診断又は転移若しくは再発の診断が確定できない患者に使用する。 E101-3 18FDG-PET/CT 点数 8,625点 (3) 18FDGを用いたポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影については、てんかん若しくは血管炎の診断又は悪性腫瘍(早期胃癌を除き、悪性リンパ腫を含む。)の病期診断若しくは転移・再発の診断を目的とし、次の表に定める要件を満たす場合に限り算定する。 1、3 (省略) 2 ・悪性腫瘍(早期胃癌を除き、悪性リンパ腫を含む。)他の検査又は画像診断により病期診断又は転移若しくは再発の診断が確定できない患者に使用する。 E101-5 18FDG 点数 4,000点 (1) 乳房用ポジトロン断層撮影とは、乳房専用のPET装置を用いて、診断用の画像とし てポジトロン断層撮影画像を撮影するものをいう。また、画像の方向、スライスの数、撮影の部位数、疾病の種類等にかかわらず、所定点数により算定する。 (2) 18F DG を用いて、乳がんの病期診断及び転移又は再発の診断を目的とし、他の検査又は画像診断により病病静診断とは転移若しくは再発の診断が確定できない患者に使用した 場合に限り算定する。 (3) 区分番号「E101-2」ポジトロン断層機能の「2」18F DGを用いた場合(一連の検査につき)、区分番号「E101-3」ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)の「2」18F DGを用いた場合(一連の検査に限り算定する。 (4) 18F DG 製剤を医療機関内で製造する場合は、18F DG 製剤の製造に除る併せて同日に行った場合に限り算定する。 (4) 18F DG 製剤を医療機関内で製造する場合は、18F DG 製剤の製造に除る併せて同日に行った場合に限り算定する。

診療報酬区分 (再掲)		E	
診療報酬番号(再掲)		E101-2、E101-3、E101-5	
医療技術名		E101-2 ポジトロン断層撮影 2 18FDGを用いた場合(一連の検査につき)、E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の 検査につき) 2 18FDGを用いた場合(一連の検査につき)、乳房用ポジトロン断層撮影	
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQQLの改善等の長期予 後等のアウトカム	術前化学療法は標準治療法であるが治療には副作用もあり、非奏効例の早期検出等画像による治療中のモニタリングや治療後評価が重要である。 PETIによる病理学的完全奏効 (DRD) 予測は、メタアナリシスで感度86%、特異度72%である。腫瘍糖代謝の変化は腫瘍サイズの変化に先行し、早期に PEIで判定することで、治療無効例の検出やp DR例早期予測が期待される(参考文献4)。乳房専用PET装置は、治療効果判定において全身PETよ りも高い診断能が本邦から報告されている(参考文献5)。乳癌診療ガイドライン(参考文献1)では2018年に術前化学療法におけるPET/乳房専 用PETの有用性について記載もある。	
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す がイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す 性が多く示されつつあると記載あり。2021年の改訂版でも検討が決定している。FDG-PET、 PET/CT診療ガイドライン(2020年)(参考文献3)でも悪性腫瘍の第二段階治療方針決定 のための病期診断の記載がある。	
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	PET検査件数に関するアンケート調査報告 第18報 (日本核医学会PET核医学委員会、アイソトーブ協会医学・薬学部会ポジトロン核医学利用専門委員会、Isotope News、2021年2月号: No. 773) によると、乳癌に対して保険適用されたPET検査は2020年6月の1か月で3,359 件であった。これらは遠隔転移の可能性の高い症例と考えられるが、術前のみならず術後の検査も含まれるため、術前検査分は多くても約半数とみられる。全国乳がん患者登録調査報告 確定版 (2017年) によると、調査対象の乳癌のうち精前薬物療法は約15%に行われ、そのうち高齢で内分泌療法のみの症例を除くと対的と見込まれる。術前薬物療法の患者において、治療中、早期に「回。終了時に回。計20PETまたはPET/CT施行すると仮定するが、終了時の撮影については治療効果が明らかな場合(明らかなCR、明らかな増悪)は省略し得るため、平均1・5回のPETまたはPET/CT撮影が追加されると考える。したがって、3,359件×12か月×0.5×0.1×1.5回=3,023件/年が増加すると、検査修数は、3,359件×12か月+3,023件/年=40,308件+3,023件/年=43,331件/年と推定される。	
	見直し前の症例数(人)	40,308	
変化 年間実施回数の	<u>見直し後の症例数(人)</u> 見直し前の回数(回)	40, 308 40, 308	
変化等	見直し後の回数(回)	43, 331 I	
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		PEIの2002年度の保険適用以来、特にがん領域の画像診断として一般的に使用されている。また、乳房専用PEIについても核医学会でガイドラインを作成し、技術面の向上を支援している。乳房専用PEIについては専門性はあるものの上記ガイドライン等で一定の質が保たれている。	
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	( 画像診断を担当する常勤の医師(核医学診断について、相当の経験を有し、かつ、核医学診断に係る研修を受けた者に限る。) が配置されていること。 1 当該断層撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。 3 当該断層撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。	
等を踏まえ、れる 要と考え、なる 要件を、項目に に記載すること)	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	(1) 核医学診断の経験を3年以上有し、かつ、所定の研修を修了した常勤医師が1名以上いること。 (2)診断撮影機器ごとに、PET製剤の取扱いに関し、専門の知識及び経験を有する専任の診療放射線技師が1名以上いること。	
	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	FDG PET, PET/CT診療ガイドライン2020	
・ ⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		特になし	
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		問題なし	
⑧点数等見直し	見直し前 見直し後	7, 500 7, 500	
の場合	その根拠	対象疾患の適用拡大のため、点数に変更なし。	
© BB set		その他(右欄に記載。) 特になし	
⑨関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療 技術(当該)	区分 	その他(右欄に記載。)     特になし       特になし	
	技術名	特になし	
技術を含む)	具体的な内容	特になし	
	プラスマイナス	增 (+)	
⑩予想影響額	予想影響額(円)	226.725,000  術前薬物療法を受ける患者の治療効果判定の検査件数3,023件/年の増加により 3,023件/年×7,500点×10円=226,725,000円/年 の増加となる。 増加となるが、利点としては、早期にPETで無効例を同定することにより、化学療法(40~70万)の残り75%程度を無駄に投与する必要がなくなる。HER2 サプタイプで用いる分子標的薬は200万程度費用が掛かるため、150万程度を無駄にする可能性を検査で判定可能である。また、有効ではない治療を継続することにより、心毒性により心疾患のリスクが上がり00L低下や全生存率低下のリスクがあるが、それらも減らすことができる。	
①算定要件の見直 品、医療機器又は	備考   し等によって、新たに使用される医薬  体外診断薬	特になし 特になし	
②その他		特になし	
⑬当該申請団体以	外の関係学会(共同提案学会名、関連 研究者等	特になし 日本医学放射線学会、日本乳癌学会	
(13)当該甲請団体以 団体名)、代表的		日本医学放射線学会、日本乳癌学会	

	1) 名称	乳癌診療ガイドライン②疫学・診断編 2018年版	
<b>①参考文献</b> 1	2) 著者	日本乳癌学会	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	乳癌診療ガイドライン②疫学・診断編 2018年版 jbcs.gr.jp/guidline/2018/index/kenshingazo/fq7/ 1ページ、25行目	
	4)概要	乳癌の精密検査の章のFQ7 術前化学療法のpCR予測と早期効果判定にPET/乳房専用PETは勧められるか?において、メタアナリシスなどの結果を引用しつつ、 <u>FDG-PETを用いたpCR予測と早期効果判定の有用性が多く示されつつある</u> との記載あり。	
	1) 名称	The role of F—FDG PET/CT and MRI in assessing pathological complete response to neoadjuvantchemotherapy in patients with breast cancer a systematic review and meta—analysis.	
	2) 著者	Liu Q, Wang C, Li P, Liu J, Huang G, Song S.	
④参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Biomed Res Int. 2016: 2016 3746232. [PMID 26981529]	
	4) 概要	PETIによる病理学的完全奏効(pCR)予測は、メタアナリシスで統合感度86%、特異度72%である。MRIでの統合感度65%、特異度88%と比較して、感度が高いが特異度は低く、両者を併用することでの診断能向上が期待される。	
(1)参考文献 3	1) 名称	FDG PET, PET/CT診療ガイドライン2020	
	2) 著者	日本核医学会	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	FDG PET, PET/CT診療ガイドライン2020、14ページ16行目~15ページ、18行目	
	4)概要	悪性腫瘍についての記載あり。保険適用要件についての詳細な記載あり、具体例として二段階治療施行中の患者での再病期診断が記載あり。	
①参考文献 4	1) 名称	18F—FDG PET/CT in the early prediction of pathological response in aggressive subtypes of breast cancer review of the literature and recommendations for use in clinical trials.	
	2) 著者	Groheux D, Mankoff D, Espié M, Hindié E.	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Eur J Nucl Med Mol Imaging. 2016`'43 (5) ''983—93. [PMID''26758726]	
	4) 概要	FDG-PETによる化学療法早期の効果判定を検討。	
①参考文献 5	1) 名称	Dedicated breast PET for detecting residual disease after neoadjuvant chemotherapy in operable breast cancer: A prospective cohort study.	
	2) 著者	Sasada S, Masumoto N, Goda N, Kajitani A, Emi A, Kadoya T, Okada M.	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Eur J Surg Oncol 2018 : 44: 444-48	
	4) 概要	444ページ:アブストラクト 16行目~18行目 47名の乳癌術前化学療法後の患者を全身用PET・CT 及び乳房専用PETで評価、病理と比較した。Standardized uptake value (SUV) とTumor to normal tissue ratio (TNR)を測定。結果、乳房専用PETのTNRは、AUC 0.807と他の測定値に比較して高い診断能を示した。	

提案番号(6桁)	申請技術名		申請学会名
214203	ポントロン断層 撮影 (FDG-PET/ の治療効果判定	ポジトロン断層撮影(FDG-bEI)、ポジトロン断層・コンピュータ一断層複合撮影(FDG-bEI/CI)又は乳房用ポジトロン断層撮影による乳癌術前補助療法の治療効果判定	日本核医学会
【要望の概要】	ı	化学療法におけるPET/乳房専用PETの有用性はすでにガイドラインにも記載がある。乳癌術前補助療法を受ける	載がある。乳癌術前補助療法を受ける
	開番に対する時期がある時間がある。	患者に対し、治療後の病理学的完全奏効の予測、および治療早期・術前における治療効果判定を目的とし、該当する時期に18FDG-ポジトロン断層撮影(PE1)、FDG-PE1/C1、乳房専用PET撮影を行い、早期に正確な評価を行い 治療の具液ルが図れ 2 トラに液たのは土を再増す 2	cおける治療効果判定を目的とし、該当 IT撮影を行い、早期に正確な評価を行い
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	改画17.3/凶化のよう1~週心の14.4人を安重する。 数】 対象 疾患 : 乳癌	
		検査実施回数: 40,306回 (令和2年PET検査件) - 1 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	(令和2年PET検査件数に関するアンケート調査報告より ユニール・Seet ユニッテニ・ホン
【現行の記	【現行の診療報酬点数】	- 日本核医字会PE1核医字委員会等) FDG-PET:7, 500点、FDG-PET/CT:8, 625点、乳房用PET:4, 000点	<b>亥医字委員会等</b> ) 点
【技術の概要】	ı	¹8FDGを患者に静脈内投与し、滞留した¹8Fから放射されるガンマ線をPETカメラで撮像して得られたデータを 3次元的に画像化し、診断する技術である。	カメラで撮像して得られたデータを
		薬物療法の早期での18F-FDG PET/CTにより、形態の変化に先行して、最終的な腫瘍の消失 (Complete Response)を予測可能	٠٢.
	治療前	治療中間評価	治療後
		"metabolic responder" (SUVmaxの低下が大きい)	complete pathological response (乳房・腋窩リンパ節に浸潤癌無し)
-	<sup>18F</sup> −FDG PET水平	18F-FDG PET水平断画像/CTとの融合画像 "metabolic nonresponder" (SUVmaxの低下が小さい)	Recidial invacive cancer

18F-FDG PET冠状断画像/CTとの融合画像

Groheux D. et al. Eur J Nucl Med Mol Imaging. 2016`'43 (5) ''983—93 (参考文献④) より

Residual invasive cancer (浸潤癌残存) 【**診療報酬上の取扱】** 第4部 画像診断 E101-2、E101-3、E101-5 ポジトロン断層撮影及びポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 2 18FDGを用いた場合、乳房用ポジトロン断層撮影 適用に乳癌術前補助療法の治療効果判定を追加する。

25 TRI CT   1 V/25 75 bit TRI CT   1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
整理番号 ※事務処理用		214204	
提案される医療技術名		ポジトロン断層撮影及びポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影、乳房用ポジトロン断層撮影 (薬剤師配置)	
	申請団体名		日本核医学会
主たる診療科(1つ)		28放射線科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	即生してみたび (の・ナー)	38その他(診療科名を右の空欄に記載する。)	核医学科
רי אנו כם	関連する診療科(2つまで)	00なし	
	・ 支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和2年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	ポジトロン断層撮影及びポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影、乳房用ポジトコン断層撮影 (薬剤師配置)	
追加のエビデンスの有無		有	
診療報酬区分			E
診療報酬番号		E101-2、E101-3、E101-4、E101-5	
		1-A 算定要件の拡大(適応疾患等の拡大)	該当する場合、リストから○を選択
		1-B 算定要件の拡大 (施設基準)	該当する場合、リストから〇を選択
		1-C 算定要件の拡大(回数制限)	該当する場合、リストから○を選択
		2-A 点数の見直し(増点)	該当する場合、リストから○を選択
		2一B 点数の見直し(減点)	該当する場合、リストから○を選択
再	評価区分(複数選択可)	3 項目設定の見直し	該当する場合、リストから○を選択
		4 保険収載の廃止	該当する場合、リストから○を選択
		5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから○を選択
		6 その他(1~5のいずれも該当しない)	0
		「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載 施設	設基準要件の追加の提案であるが、点数の追加提案は無いため。
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 180			院内製造・調製する場合においては、「PET製剤の取扱いに関し、専門の知識及び経験を これにより、担当者が異動しても当該施設が一定の技術レベルを維持することが可能と 有益なPET検査を遂行する事が可能となる。
		質管理も含まれる。PET検査で使用されるPET薬剤はその特を行う必要があるので、薬剤の製造、品質管理、安全性等 知識と経験のみならず、放射線取扱に関する知識と経験も 投与され、画像を読影して初めて混入に気付くような事例	業務では、PET撮像・読影のみならず、PET薬剤原料の準備、PET薬剤製造・調製及び品性上、無菌的頭製下でありかつ、放射線安全管理下で、注射薬として厳密な品質管理等に関わる体制を整備することが必要である。このため、一般的な化合物の調製に関する必要である。実際、製造されたFDGに原料である放射性ファ素アニオンが混入したままがある。 化学的知識を有する薬剤師が関与することでこのような事例を避けることが出放射性医薬品の取り扱い必要な専門知識を有する薬剤師の育成を開始し、既に核医学理由から再評価を提案するものである。

11 100 25 100 2		
①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	ポジトロン断層撮影及びポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影、乳房用ポジトロン断層撮影について、施設基準として以下の文言を追加したい。「(3)PET薬剤を廃機関内で院内調剤する場合においては、専門の知識及び経験を有する薬剤師が1名以上いることが望ましい。」これに伴う現行点数の見直しは無い。」これに伴う現行点数の見直しは無い。」これに伴う現行点数の見直しは無い。」 PET薬剤を医療機関内で院内調剤する場合、PET薬剤の調剤部分には、原料の準備、PET薬剤の製造・調製、品質管理及び分注作業が含まれる。PET薬剤はその特性上、無菌的調製下でありかつ、放射線安全管理下で、注射薬として厳密な品質管理等を行う必要があるので、薬剤の製造、品質管理、安全性等に関わる体制を整備することが必要である。 日本核医学会、日本核医学技術学会、日本診療放射線技師会、日本病院薬剤師会の4団体が共同で制定した「放射性医薬品取り扱いガイドライン」には放射性医薬品管理者として施設内の薬剤師を指名する事を示すとともに、年に複数回講習を行う事で本ガイドラインの普及に努めている。また、日本核医学会「院内製造されたFIGをE Int.ナビFI 技術を行うためのガイドライン」にも製造管理者として施設内の薬剤師を指名する事を示すとともに、年に複数回講習を行う事で本ガイドラインの普及に努めている。また医療法施行規則に定める「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に係る届出」には、「陽電子断層撮影診療を担当する医師又は歯科医師と薬剤師との連携が十分に図られるように努めることが望ましいこと。」とされており、対応する文言を施設基準に加える事が望ましいと考える。	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	現在は通知第33において、 1 ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気 共鳴コンピューター断層複合撮影又は乳房用ポジトロン断層撮影に係る費用を算定するための施設基準として、 (1) 核医学診断の経験を3 年以上有し、かつ、所定の研修を修了した常勤医師が1 名以上いる こと。 (2) 診断撮影機器ごとに、PET製剤の取扱いに関し、専門の知識及び経験を有する専任の診療放射線技師が1 名以上いること。 と規定されている。 本施設基準に満たさない場合は所定の点数の80/100に滅算となる。	
診療報酬区分 (再掲)	E	
診療報酬番号 (再掲)	E101-2、E101-3、E101-4、E101-5	
医療技術名	E101-2 ボジトロン断層撮影 2 18FDGを用いた場合(一連の検査につき)、E101-3 ボジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき) 2 18FDGを用いた場合(一連の検査につき)、E101-4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)、乳房用ポジトロン断層撮影	

	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	PFT薬剤は用いる核種が超短半減期(長いものでも半減期2時間)であるため、各施設内で化合物の合成から行う注射剤であるにも関わらず、薬局方で指定されている無菌試験(2週間を要す)の結果が出る前に被験者に投与されるので無菌的調製に特段の注意を要する。また、製造されたFDGに原料であるF-18-フッ素アニオンが混入することがあるが、この不純物に気付けなられた場合、画像上骨へ集積し骨転移が分かりづらくなるばかりか、検検者に無用の被曝をさせる。これらの事は「FPE製剤の取扱いに関し、専門の知識及び経験を有する薬剤師」を配置することで避けることが可能となり、被験者に安全かつ有効な医療を提供できる。また、施設基準として記載されることで、担当者が興動しても施設の一定の技術レベルが維持され、施設間での技術的均霑化も達成される。
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。) 日本核医学会で作成した「院内製造された FDG を用いたPET 検査を行うためのガイドライン」では、製造管理体制を整えるにあたり、製造工程全体の管理をする製造管理者には薬剤師が望ましいと記載されている。
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	第5回NDBオープンデータ(平成30年4月~平成31年3月診療分)によると、ボジトロン断層撮影(18FDG使用)の算定回数は96,127回、ボジトロン・コンピューター断層複合撮影(18FDG使用)は42,688回、乳房用ボジトロン・研究を受ける。 18FDG使用)は483回と考えられる。 患者数に関して、乳房用ボジトロン断層撮影は1,851回で、合計524,483回と考えられる。 患者数に関して、乳房用ボジトロン断層撮影は1,651回分を524,483回から引く必要がある。 524,483一1,851=522,632人 となる。 普及性自体に変化は無いと予想される。
左門分色を粉の	見直し前の症例数(人)	522, 632
年間対象者数の 変化	見直し後の症例数(人)	522.632
	見直し前の回数(回)	524, 483
年間実施回数の 変化等	i	524, 483
	見直し後の回数(回)	021,100
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		日本核医学会「院内製造されたFDGを用いたPET検査を行うためのガイドライン」には、必要に応じてF-18-フッ素アニオンの検定をTLCにて追加する事が示されているが、他の検定項目からその必要性を推定して施行するのは一定レベル以上の化学的知識と技術を有する薬剤師以外には難しいと考える。 PET薬剤以外の放射性薬剤も含め、放射性薬剤の調製には化学に関する知識と経験を有している事で、調製がより再現性高くなることが期待される。そのためには薬剤師は適任であるが、同時に放射線取扱に対する知識と経験を必要とする。その重要性に鑑み、日本核医学会では平成30年度より、専門の知識及び経験を有する事を確認出来た薬剤師に対し、核医学認定薬剤師であることを証する認定制度を開始し、現在69名が取得し、そのうち55名はPT薬剤を取り扱っている事からPTT薬剤を取り扱う事に関する専門性を有した薬剤師が増加している。参考資料に配載したガイドラインにも薬剤師が関与することを求めている。化学的知識とともに放射線取扱に関する知識と経験を有する薬剤師の育成を目的として、日本核医学会では平成30年度より、核医学認定薬剤師の配定定制度を開始した。現在69名が取得し、そのうち55名はPT薬剤を取り扱っている。また、日本アイソトーブ協会や日本核医学会内の委員会等で調査したアンケート結果によると、PET薬剤の品質管理の作業者の95%が薬剤師であり、調製には平均92分/日、品質検査には平均65分/日関与している事が示されている。
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	1)ガイドラインを遵守する体制が整備されていること。 2)安全キャビネット等をはじめとする調製施設の無菌環境が整備されていること。
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎 に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	PET製剤の取り扱いに関し、専門の知識及び経験を有する薬剤師を配置することが望ましい。 なお、放射性医薬品取り扱いガイドラインに関する講習を受講し、日本核医学会核医学認定薬剤師を取得していることが望ましい。
٤)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	放射性医薬品取り扱いガイドライン 院内製造された FDG を用いたPET 検査を行うためのガイドライン
・ ⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		当提案の採用により、検査の品質が向上し、安全性も向上する。 PET薬剤を医療機関内で院内調剤する場合、専門の知識及び経験を有する薬剤師がPET薬剤を取り扱う事となり、品質が担保されたPET薬剤注射剤が提供されることで、被験者の無用の被曝を軽減できるためである。また、分注作業がある場合、術者の被ばく低減、ラベル貼付の徹底等による患者取り違え事故リスクの低減なども期待される。
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		問題なし
<ul><li>⑧点数等見直し</li></ul>	見直し前	7, 500 7, 500
の場合	<u>!見直し後</u>  -  その根拠	/1,5000 見直しは無い。
③関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	区分	その他(右欄に記載。) 特になし
	番号 技術名	特になし 特になし
	具体的な内容	特になし
	プラスマイナス	不変(0)
⑩予想影響額	予想影響額(円)	0
	その根拠	本提案により医療費が増額する事は無い。 施設要件に薬剤師を追加するのみであり、医療費の増額を伴う事無く、使用するPET薬剤の安全な医療提供が可能となる提案である。
	備考	特になし
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬品、医療機器又は体外診断薬		特になし
品、医療機器又は	作/TDD以来	
品、医療機器又は ①その他	#71 IDWI#	本提案施行によりPET検査が滞るという心配は無い。

<b>①参考文献 1</b>	1) 名称	放射性医薬品取り扱いガイドライン	
	2) 著者	日本核医学会、日本核医学技術学会、日本診療放射線技師会、日本病院薬剤師会	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	放射性医薬品取り扱いガイドライン、P4	
	4)概要	医療機関の管理者は、放射性医薬品の保管・調製・施用及び品質保証等に関する安全確保を図るため、当該医療機関の薬剤師の中から放射性医薬 品管理者を指名する。放射性医薬品管理者は、各医療機関の「医薬品の安全使用のための業務手順書」に従い放射性医薬品の安全確保に関する業 務を総括するものとし、定期的に「医薬品安全管理責任者」に保管・使用状況、放射性医薬品の安全使用のための研修の実施及び放射性医薬品の 品質について年1回以上報告し、放射性医薬品が廃棄されるまでの管理を行う。放射性医薬品管理者は、放射性医薬品の調製、放射線管理につい ての専門知識を有する者の中から調製担当者を指名し、放射性医薬品の調製にあたる。	
	1) 名称	院内製造された FDG を用いたPET 検査を行うためのガイドライン	
	2) 著者	日本核医学会	
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	院内製造された FDG を用いたPET 検査を行うためのガイドライン、P6	
	4) 概要	FDG の製造については、核種の製造から最終製品の調製まで、すべての工程を臨床の使用現場に密接して行うことから、製造環境の整備と共に製造および製剤の品質についての管理体制を整備し、責任の所在を明確にする必要がある。そのため、製造工程全体の管理をする製造管理者、製造管理責任者および品質管理責任者を定める、製造管理者は薬剤師が望ましく、また品質管理責任者は製造管理責任者とは異なる者が担当することを原則とする。	
	1) 名称	放射性医薬品の院内調製に関するアンケート調査報告	
	2) 著者	公益社団法人日本アイソトーブ協会医学・薬学部会	
①参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	IsotpeNews、2017年12月号、P66-73	
	4) 概要	本アンケート調査は日本核医学会等も共同で実施したものであり、本部分については日本アイソトーブ協会が報告している。本アンケート調査は PFT薬剤のみを対象としたものではなく、シングルフォトン核種で標識された放射性医薬品の院内調製の現状について調査したものである。その 一部にはPTT業剤の取り扱いについても調査した。その結果、PET薬剤の取り扱いについては、「今回のアンケート調査に回答した施設のうち、サ イクロトロンを有している施設が70施設あったが、PET製剤の品質管理についてはその約95%の施設で薬剤師が行っていることが示され、PET製剤 については薬剤師の関与が広く進んでいることが改めて示された。」と記載されている。	
①参考文献4	1) 名称	放射性医薬品の取扱に関するアンケート調査報告	
	2) 著者	日本核医学会「核医学領域における薬剤師の在り方検討委員会」、放射性医薬品取り扱いガイドライン講習会ワーキンググループ	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	核医学、56巻、2019年、1号、P25-31	
	4) 概要	本アンケート調査は日本核医学会「核医学領域における薬剤師の在り方検討委員会」と放射性医薬品取り扱いガイドライン講習会ワーキンググループが日本アイソトーブ協会とも共同して実施したものであり、放射性医薬品の取り扱いについての意識調査や薬剤師の関与について調査した。PFT薬剤については多くの薬剤師がその取り扱いに関与しており、調製には平均92分/日、品質検査には平均65分/日関与している事が示されている。アンケート調査結果は日本核医学会誌に掲載された。	
	1) 名称	なし	
(A)参考文献 5	2) 著者	なし	
呼 参考 又 臥 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし	
	4) 概要	なし	

申請学会名	歳及び経 日本核医学会
	h、「PET製剤の取扱いに関し、専門の知識及び4を施設基準追加
申請技術名	PET薬剤を院内調剤する場合、 験を有する薬剤師の配置」を
提案番号(6桁)	214204

### 【技術の概要】

の配置」を施設基準に追加するものである。これにより、より安全なPET検査を遂行する事が可能となる。担当者が異動しても施設 が一定の技術レベルを維持し、施設間での技術的均霑化を図ることができ重要である。 専門の知識及び経験を有する薬剤師 「PET製剤の取扱いに関し、 本提案はPET薬剤を医療機関内で院内調剤する場合においては、

### [対象施設]

医療機関内でPET薬剤を院内調剤するPET検査施設すべてに関連する。2017年度調査では全国で146施設が対象となる

## (検査の手順)

サイクロトロンや薬事認証された自動合成装置を用いたPET薬剤の調製と得られたPET薬剤で各種品質検査を実施して、その安全 性を担保する。

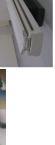
フィルター完全性試験 無菌試験培地











被験者への投与・PET撮像

# 自動合成装置による調製・品質検査

PET薬剤の製造調製・品質検査には 化学と放射線の両知識を要する。

院内調剤されたPET薬剤が正しく品質管理されなければ、製品の不 良が仮にあったとしても不良に気付くのは被験者に投与後、その 画像を見た時になってしまう。

# 多項目の品質管理

- 10. 放射能の確認試験 11. 放射性核種純度 12. 放射化学的純度 13. 化学的純度等 1. バッチあたりの容量 放射能半減期 比放射能 放射能
- 13-2. アセトニトリル 13-1. エタノール 6. 粒子の有無

性状

13-3. アルミニウムイオン 13-5. Kryptofix222 13-4. CIDG エンド・キシン試験 8. 無菌試験

E101-2・E101-3・E101-4・E101-5において施設基準に専門の知識及び経験を有する 薬剤師配置を追加するのみであり、診療報酬上は増減無し。 画像診断 ш 【診療報酬上の取扱】

ž	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		214205
提案される医療技術名		内用療法用放射性医薬品を院内調製する場合、	「放射性同位元素内用療法管理料における薬剤師配置が望ましい」を適用要件追加
申請団体名			日本核医学会
	主たる診療科(1つ)	28放射線科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	38その他(診療科名を右の空欄に記載する。)	核医学科
100 775 1 1		00なし	
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			無
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	#	
	追加のエビデンスの有無	無	
診療報酬区分		м	
診療報酬番号		M000-2	
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 — B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 — C 算定要件の拡大 (回数制限) 2 — A 点数の見直し (増点) 2 — B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 151		放射性同位元素を用いた内用療法を目的として、内用療法用放射性医薬品を医療機関内で調製・分注する場合においては、「内用療法用放射性医薬品の取扱いに関し、専門の知識及び経験を有する薬剤師の配置が望ましい」を通知に追加する。これにより、より安全で有益な放射性同位元素を用いた内用療法を遂行する事が可能となる。  放射性同位元素を用いた内用療法用放射性医薬品を医療機関内で調製・分注する場合は、その薬剤の特性上、無菌的調製下でかつ、放射線安全管理下で、注射薬として厳密な品質管理等を行う必要があるので、薬剤の調製・分注、品質管理、安全性等に関わる体制を整備することが必要である。このため、一般的な医薬品の調製に関する知識と経験のみならず、放射線取扱に関する知識と経験も必要である。放射性同位元素を用いた内用療法用放射性医薬品の調製に関する知識と経験のみならず、放射線取扱に関する知識と経験も必要である。放射性同位元素を用いた内用療法用放射性医薬品の調製に関する知識と経験のみならず、放射線取扱に関する知識と経験も必要である。放射性同位元素を用いた内用療法用放射性医薬品の調製に関する知識と経験のように対し、単に混和するのではなく、溶液中で化学反応を行わせているもの	
再評価が必要な理由		である。また分注作業についても、使用する放射性同 め、化学的知識を有し、無菌作業にも精通した薬剤師が	立元素の半減期に基づき、適正使用量を算出の上、必要量を準備する必要がある。このた が関与することが望ましいと考える。日本核医学会でも核医学認定薬剤師制度を制定し、放 所の育成を開始し、既に核医学認定薬剤師資格を得た薬剤師を輩出している。また各使用マ

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	M000-2 放射性同位元素内用療法管理料について、通知として以下の文言を追加したい。 「放射性同位元素を用いた内用療法用放射性医薬品を医療機関内で調製・分注する場合は、専門の知識及び経験を有する薬剤師が1名以上いることが望ましい。 これに伴う現行点数の見直しは無い。 放射性同位元素を用いた内用療法用放射性医薬品を医療機関内で調製・分注する場合は、その薬剤の特性上、無菌的調製下でかつ、放射線安全管理下で、注射薬として管理等を行う必要があるので、薬剤の調製・分注する場合は、その薬剤の特性上、無菌的調製下でかつ、放射線安全管理下で、注射薬として管理等を行う必要があるので、薬剤の調製・分注、品質管理、安全性等に関わる体制を整備することが必要である。日本核医学会、日本核医学技術学会、日本核医学会、日本核医学会、日本核医学会との基本のより、対応するである。ことが必要である。ことが必要である。ことが必要である。ことが必要である。ことが必要である。ことが必要である。ことが必要である。ことが必要により、対応が多に、自体を関する、対象は、対象は、対象は、対象は、対象は、対象は、対象は、対象は、対象は、対象は
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	M000-2 放射性同位元素内用療法管理料において、各種放射性同位元素内用療法に関する告示および通知が記載されているが、放射性同位元素を 用いた内用療法用放射性医薬品を医療機関内で調製・分注する場合の薬剤師の関与については記載されていない。
診療報酬区分 (再掲)	М
診療報酬番号 (再掲)	M000-2

医療技術名		放射性同位元素内用療法管理料		
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	放射性同位元素を用いた内用療法用放射性医薬品を院内で調製・分注して使用する場合には、医薬品としての特殊性と、放射性同位元素としての 特殊性の両者を加味した取り扱いが必要となる。特に無菌的調製に特段の注意を要する。調製については単なる混注とは異なり、混和させること で溶液中で化学反応を起こさせていることに留意しなければならない。また分注については用いる放射性同位元素の半減期に応じて、適宜最適量 を分注する必要がある。このような作業を行うためには、化学的知識に立脚して無菌操作に習熟し、放射線管理に知識と経験を有する薬剤師を配置することで、被験者に安全かつ有効な医療を提供できる。また、適用要件として記載されることで、担当者が異動しても施設の一定の技術レベ ルが維持され、施設間での技術的均霑化も達成される。		
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。) 日本核医学会や日本アイソトーブ協会アイソトープ内用療法専門委員会等で作成した イイットリウム-90標識抗CD20抗体を用いた放射免疫療法の適正使用マニュアル」等には、 調製は薬剤師があたることが記載されている。		
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	第5回NDBオープンデータ(平成30年4月~平成31年3月診療分)によると、放射性同位元素内用療法管理料(日細胞性非ホジキンリンパ腫)の算定 回数は559件、放射性同位元素内用療法管理料(骨転移のある去勢抵抗性前立腺癌)の算定回数は4,846件で、6 合計5,405件であった。 また、放射性同位元素内用療法管理料(日細胞性非ホジキンリンパ腫)に使用する治療薬ゼヴァリンイットリウム90は1症例に1回投与なので患者 数は559人、放射性同位元素内用療法管理料(骨転移のある去勢抵抗性前立腺癌)に使用するゲーフィゴ(Ra-223)は1症例に最大6回投与するの で、ここでは仮に6回投与したとして808人として、合計1,367人と考えられた。 普及性自体に変化は無いと予想される。		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	1, 367		
変化	見直し後の症例数(人)	1, 367		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	5, 405		
変化等	見直し後の回数(回)	5, 405		
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		院内調製を必要とするゼヴァリンの添付文書には標識作業後に標識率を算出することが求められており、標識率が95%未満の場合は投与できない事となっている。標識率の算出はTLCにて行うが、難しいものでは無いもの習熟が必要であり、一定レベル以上の化学的知識と技術を有する薬剤師以外では操作に不安を覚えると思われる。 放射性薬剤の調製には化学に関する知識と経験を有している事で、調製がより再現性高くなることが期待される。そのためには薬剤師は適任であるが、同時に放射線取扱に対する知識と経験を必要とする。その重要性に鑑み、日本核医学会では平成30年度より、専門の知識及び経験を有する事を確認出来た薬剤師に対し、核医学認定薬剤師であることを証する認定制度を開始し、現在69名が取得している。また、参考資料に記載した放射性医薬品取り扱いガイドラインにも薬剤師が関与することを求めている。さらに日本後学会や日本アイソトーブ協会等関連団体が作成した「イットリウム-90標識抗CD20抗体を用いた放射免疫療法の適正使用マニュアル」にも薬剤師が関与することが求められている。		
・施設基準	施設の要件   (標榜科、手術件数、検査や手術の体  制等)	1) ガイドラインやマニュアルを遵守する体制が整備されていること。 2) 安全キャビネット等をはじめとする調製施設の無菌環境が整備されていること。		
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	放射性同位元素内用療法用放射性医薬品の取り扱いに関し、専門の知識及び経験を有する薬剤師を配置することが望ましい。 なお、放射性医薬品取り扱いガイドラインに関する講習を受講し、日本核医学会核医学認定薬剤師を取得していることが望ましい。		
	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	放射性医薬品取り扱いガイドライン イットリウム-90標識抗CD20抗体を用いた放射免疫療法の適正使用マニュアル 塩化ラジウム (Ra-223) 注射液を用いる内用療法の適正使用マニュアル		
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		当提案の採用により、治療の品質が向上し、安全性も向上する。 放射性同位元素内用療法用放射性医薬品を医療機関内で院内調剤する場合、専門の知識及び経験を有する薬剤師が取り扱う事となり、品質が担保 された放射性同位元素内用療法用放射性医薬品が提供されることで、被験者の無用の被曝を軽減できるためである。また、分注作業がある場合、 術者の被ばく低減、ラベル貼付の徹底等による患者取り違え事故リスクの低減なども期待される。		
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		問題なし。		
	見直し前	7, 500		
⑧点数等見直し の場合	見直し後	7,500		
	その根拠	見直しは無い。		
9関連して減点	区分	その他(右欄に記載。) 特になし		
や削除が可能と 考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	番号	トート   I		
	技術名 - - - 具体的な内容	特になし		
WW.E.B.O.	プラスマイナス	不変(0)		
⑩予想影響額	予想影響額(円)	0		
	その根拠	本提案により医療費が増額する事は無い。 施設要件に薬剤師を追加するのみであり、医療費の増額を伴う事無く、使用する内用療法用放射性医薬品の安全な医療提供が可能となる提案であ る。		
		特になし		
⑪算定要件の見直 品、医療機器又は	し等によって、新たに使用される医薬 体外診断薬	特になし		
⑫その他		本提案施行により放射性同位元素内用療法が滞るという心配は無い。		

⑬当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等		日本薬学会、日本病院薬剤師会
①参考文献 1	1) 名称	放射性医薬品取り扱いガイドライン
	2) 著者	日本核医学会、日本核医学技術学会、日本診療放射線技師会、日本病院薬剤師会
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	放射性医薬品取り扱いガイドライン、P4
	4) 概要	医療機関の管理者は、放射性医薬品の保管・顔製・施用及び品質保証等に関する安全確保を図るため、当該医療機関の薬剤師の中から放射性医薬 品管理者を指名する。放射性医薬品管理者は、各医療機関の「医薬品の安全使用のための業務手順書」に従い放射性医薬品の安全確保に関する業務を総括するものとし、定期的に「医薬品安全管理責任者」に保管・使用状況、放射性医薬品の安全使用のための研修の実施及び放射性医薬品の品質について年1回以上報告し、放射性医薬品が廃棄されるまでの管理を行う。放射性医薬品管理者は、放射性医薬品の調製、放射線管理についての専門知識を有する者の中から調製担当者を指名し、放射性医薬品の調製にあたる。
	1) 名称	イットリウム-90標識抗CD20抗体を用いた放射免疫療法の適正使用マニュアル
	2) 著者	日本医学放射線学会、核医学会、日本血液学会、日本放射線腫瘍学会、日本アイソトープ協会 医学・薬学部会アイソトープ内用療法専門委員会
14参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	イットリウム-90標識抗CD20抗体を用いた放射免疫療法の適正使用マニュアル、P5他
	4) 概要	当マニュアルには、「本治療に係る放射線の安全取扱いを習得するため、本療法に携わる医療従事者はあらかじめ日本核医学会や、日本アイソトープ協会 医学・薬学部会アイソトープ内用療法専門委員会等がが共催する安全取扱い講習会を受講する。」とされ、特に標識調製法の実技指導を中心とした講習を含むことから、実際に標識調製を担当される医師又は薬剤師の受講が求められている。
①参考文献3	1) 名称	塩化ラジウム(Ra-223)注射液を用いる内用療法の適正使用マニュアル
	2) 著者	日本医学放射線学会、日本核医学会、日本泌尿器科学会、日本放射線技術学会、日本放射線腫瘍学会、日本アイソトープ協会 医学・薬学部会ア イソトープ内用療法専門委員会
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	塩化ラジウム (Ra-223) 注射液を用いる内用療法の適正使用マニュアル P6
	4) 概要	塩化ラジウム (Ra-223) 注射液の取り扱いについては、本剤を臨床使用する際の規制法令として薬剤師法が記載されており、薬剤師の関与が求められている。
⑭参考文献 4	1) 名称	なし
	2)著者	なし
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	<u>なし</u>
	1) 名称	<u>なし</u>
(4)参考文献 5	2) 著者	<u>なし</u>
明参考文献の	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	なし

		5021
提案番号(6桁)	申請技術名	申請学会名
214205	内用療法用放射性医薬品を院内調製する場合、「放射性同位元素内用療法管理料における薬剤師配置が望ましい」を適用要件追加	日本核医学会

### (技術の概要)

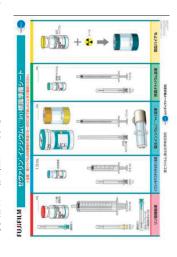
本提案は内用療法用放射性医薬品を医療機関内で院内調剤する場合においては、「内用療法用放射性医薬品の取扱いに関し、専門の知識及び経験を有する薬剤師の配置が望ましい」を適用要件に追加するものである。これにより、より安全な内用療法を遂行する事が可能となる。担当者が異動しても施設が一定の技術レベルを維持し、施設間での技術的均霑化を図ることができ重要であ ю 6

### 【対象施設】

尔 医療機関内で内用療法用放射性医薬品を院内調剤する施設すべてに関連する。2018年度調査では全国で418施設が対象となり、 注を含めた調製作業が必要となるのは4735件が対象となる。

# 【調製・分注の手順】

キットを用いて調製手順に従い、放射線安全管理下、無菌操作にて調製作業を行う。その後、ILCを用いて品質検査を実施し、使用条件に適合することを確認して、その安全性を担保する。本作業を各投与ごとにIn-111とY-90の2回行う。ゾーフィゴの分注については、α線放出核種注射液バイアルからの、核種の半減期、患者体重を元に必要量の抽出を行う。



TLCによる品質管理

無菌操作での煩雑な調製作業



通常の混注作業と異なり、バイアル内で化学反応を起こさせる調製作業を、放射線安全管理下で無菌操作的に行い、品質検 査まで行う必要がある。抗がん剤でもあるという薬剤上の特性もあり、これら業務に知識と経験を有する薬剤師が関与する ことが望ましい。

· M000-2 放射性同位元素内用療法管理料において、適用要件として「専門の知識及び経験を有す 薬剤師配置が望ましい」を追加するのみであり、診療報酬上は増減無し。 【診療報酬上の取扱】

6

*	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	219201		
提案される医療技術名			外来緩和ケア管理料	
申請団体名			日本緩和医療学会	
	主たる診療科(1つ)	01内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科		13外科		
砂原件	関連する診療科(2つまで)	38その他(診療科名を右の空欄に記載する。)	緩和ケア内科	
	する また		#	
「実績あり」の	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和2年度	
場合、右欄も記載する	提案当時の医療技術名	外来緩和ケア管理料		
	追加のエビデンスの有無		有	
	診療報酬区分		В	
	診療報酬番号	B001 24		
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 — B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 — C 算定要件の拡大 (回数制限) 2 — A 点数の見直し (増点) 2 — B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
絞られており、がん患者の心		絞られており、がん患者の心身両面の苦痛の広さ、深る	痛がある。現在の外来緩和ケア管理料算定要件は、医療用麻薬を使用するがん疼痛の1点に さ、ニーズ、診療頻度に対応できていない。RCT、ASCO-GLなどでも外来早期緩和ケア推奨さ に状への入院での緩和ケア診療加算と同様になるように要件緩和を要望する。	
再評価が必要な理由		点に絞られており、がん患者の心身両面の苦痛の広さ、 RCT、ASCO-GL、緩和ケアデリバリーモデル (JCO2020) 職、休業したが退職、廃業はしなかった (がん患者体験	の苦痛がある。現在の外来緩和ケア管理料算定要件は、医療用麻薬を使用するがん疼痛の1 深さ、ニーズ、診療頻度に対応できていない。世界的には外来患者への早期緩和ケアが で推奨されている。我が国のがん患者の2割は診断、治療期に離職、廃業し、約5割は休 娘調査令和2年10月)。外来で心身両面の苦痛緩和1より社会的損失や不要な入院、外来受 青神心理社会症状への入院での緩和ケア診療加算と同様になるように要件緩和が必要であ	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		再評価すべき内容は、外来がん患者の心身両面の苦痛への対応の適正な評価と外来(早期) からの緩和ケアの苦痛の緩和の効果、生命予後延長の可能性についてRCT、ASCO-GL、緩和ケアデリバリーモデル (JC02020) で推奨されている (文献1,2,3,4,5)	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		・対象とする患者:別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緩和ケアを要する入院中の患者以外の患者(が心性疼痛の症状緩和を目的として麻薬が投与されている患者に限る。) ・医療技術の内容:当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師等が共同して療養上必要な指導を行う ・点数や算定の留意事項:290点(月1回)、医師がが心性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与している入院中の患者以外のが心患者のうち、疼痛、倦怠感、呼吸困難等の身体的症状又は不安、抑うつなどの精神症状を持つ者に対して、当該患者の同意に基づき、外来において、症状緩和に係る専従のチーム(以下「緩和ケアチーム」という。)による診療が行われた場合	
診療報酬区分(再	掲)	В	
診療報酬番号(再	掲)	B001 24	
医療技術名		外来緩和ケア管理料	
③再評価の根	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	外来がん患者の心身両面の苦痛への対応の適正な評価(参考文献1,2) と外来(早期) からの緩和ケアは苦痛緩和の効果、生命予後延長の可能性がある(参考文献3)。	
拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。) Integration of Palliative Care Into Standard Oncology Care: American Society of Clinical Oncology Clinical Practice Guideline Update (JCO2017, Betty R. Ferrell et al)	
④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		外来通院中のがん患者は2-5割くらいの頻度で心身両面の苦痛がある。2019年度社会医療診療行為別統計によると本技術の診療報酬点数は290点(a) 年間では調査対象患者数の当該算定件数1,108件/月×12=13,296件/年。同調査の15歳以上の外来化学療法算定数総数は295,329件/月であった。少なく見積もってこの外来化学療法をうけるがん患者の件数の20%として、かつ緩和ケア診療加算届け出施設ががん診療連携拠点病院のうちの約40%と推定とした。(295,329件×0,2×0,4=23,626件/月で予想される年間対象患者数は23,626×12=283,512回(b)。予想される年間医療費は290点×283,512回×10円=822,184,800円。一方、上記の該当患者23,626人のうち約2割が離職したと推計すると就労労働者平均年収400万円とすると23,626人×0.2×4,000,000=18,900,800,000円の社会経済的損失。	
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	_	
変化	見直し後の症例数(人)	<u> </u>	
	見直し前の回数(回)	13, 296	
変化等	見直し後の回数(回)	283, 512	

⑤医療技術の成熟	中	I		
・学会等における ・難易度 (専門性	位置づけ	医師に対する緩和ケア研修会受講者(約14万人)であれ 的な難易度が高いものではなく、各種症状緩和のガイ	ば、がん患者の心身両面の基本的緩和ケアの評価と介入について技術習得しており、技術 ドラインも整備されている。	
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	現状の施設要件に準ずる。		
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	現状の施設基準に準ずる。		
と)				
(⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		医師に対する緩和ケア研修会受講者であれば、がん患れて安全に配慮した対応ができる。	皆の心身両面の基本的緩和ケアの評価と介入について習得しており、副作用やリスクについ	
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		我が国のがん患者の2割は診断、治療期に離職、廃業し	心疼痛のみにしか対応できないことより、がん患者の外来での緩和ケア診療が推進される。 でおり、約5割は休職、休業したが退職、廃業はしなかった。外来で心身両面の苦痛緩和に 内要望や社会的損失、不要な入院、外来受診を抑制できる。	
O 1 40 45 = -	見直し前	-		
⑧点数等見直し	見直し後	290点		
の場合	その根拠			
@ BB veri	C +7 IAIAC			
<ul><li>⑨関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療</li></ul>	区分  番号	区分をリストから選択		
技術(当該医療	技術名			
技術を含む)	具体的な内容	_		
	プラスマイナス		減 (一)	
	予想影響額(円)	18, 117, 173, 600円		
①予想影響額	了心影·音號(II)	10, 117, 170, 0001 1		
侧子心影音韻	その根拠	改訂前年間13,296回×290点×10円=38,558,400円、改	定後上記の822,184,800円、離職、廃業がん患者の社会経済的損失18,900,800,000円	
	備考		なし	
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		特になし		
⑫その他		特になし		
③当該申請団体以 団体名)、代表的	外の関係学会(共同提案学会名、関連 研究者等	特になし		
	1) 名称	a Japanese, nationwide, region-based, multicenter		
個参考文献 1	2) 著者	Yamagishi A, Morita T, Miyashita M, Ichikawa T, Akizuki N, Shirahige Y, Akiyama M, Eguchi K.		
リックス版「	3)雑誌名、年、月、号、ページ	J Pain Symptom Manage. 2012;43(3):503-514		
3) 雑誌名、年、月、号、ヘーン 4) 概要		日本の外来通院中の進行・遠隔転移のあるがん患者に中等度の疼痛20%、痛み以外の身体的苦痛21%、精神的苦痛24%、スピリチュアルな苦痛 54%が認められる。 Early palliative care for patients with metastatic non-small-cell lung cancer.		
	1) 名称		c non-small-cell lung cancer.	
	2) 著者	Temel JS, Greer JA, Muzikansky A, et al.		
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	N. Engl. J. Med. Aug 19 2010; 363 (8) : 733–742		
	4) 概要	\$	者で12週後のQQLが有意に高く、生命予後も約3か月延長の可能性の効果がRCTで実証されて	
1) 名称 Integration of Palliative Care Into Standard Oncology Care: American Society of Clinical Oncology Clinical Prac Guideline Update		logy Care: American Society of Clinical Oncology Clinical Practice		
⑭参考文献3	2) 著者	Betty R. Ferrell, Jennifer S. Temel, Sarah Temin, Erin R. Alesi, Tracy A. Balboni, Ethan M. Basch, Janice I. Firn, Judith A. Paice, Jeffrey M. Peppercorn, Tanyanika Phillips, Ellen L. Stovall, † Camilla Zimmermann, and Thomas J. Smith		
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	JC02017, 35:96-112		
4) 概要 入院、通院進行がん患者は、積極的な抗がん治療と並行して、早期の段階から多職種の緩和ケアチームに紹介すべき		テして、早期の段階から多職種の緩和ケアチームに紹介すべきである。 (強い推奨)		
	1) 名称	Models of palliative Care Delivery for patients W	lith Cancer	
0.4.4.1.1	2) 著者	David Hui, Eduado Bruera		
個参考文献 4		JC02020 38, 852-865		
3)雑誌名、年、月、号、ページ				
	4) 概要	かん思名の緩和ゲアナリハリーモナルにおいて早期かり  患者体験調査 平成30年度調査、3.2仕事に関する体験	D7f木板作1// とも板作1// デーム附打りるべきとめる	
	1) 名称	<b>.</b>	⇒+n   、	
<b>⊕</b> *±±+=	2) 著者	厚生労働省委託事業 国立がん研究センターがん対策性	育戦センター	
④参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	患者体験調査平成30年度調査、令和2年10月、P76-87		
	4) 概要	我が国のがん患者の2割は診断、治療期に離職、廃業した。約5割は休職、休業したが退職、廃業はしなかった。		
	→ /   桃女	スペ ロジル 10 心 ロッパロカ16 00 PI、 /ロホカ1 〜 PE・収、 廃木 し	この からをおうかいできた 大学 ないこと からまた 1万米1か (14月、71年)	

概要図書式 日本緩和医療学会 申請学会名 外来緩和ケア管理料 申請技術名 提案番号(6桁) 219201

外来緩和ケアに関する知見(NEJ2010, temel) 00Lの向上、生存期間延長の可能性 ・外来で緩和ケア専門家介入により



早期からの緩和ケアチーム紹介を強く推奨 (ASCOガイ ドライン2017)

早期から外来緩和ケアでも緩和ケアチーム紹介するべきである(JC02020, David Hui) がん患者の緩和ケアデリバリーモデルにおいて

廃業した。 (がん患者体験調査報告、厚労省委託事業 ・がん患者の2割は診断、治療期に離職、 国立がん研究センター2020年

### 【現状】

対象を医療麻薬を使用するがん疼痛に限定 【問題点】

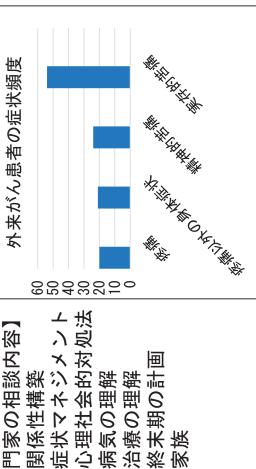
- ガイドラインが推奨する介入を疼痛 を有する患者にしか実施できない - 00L改善、生存期間延長が期待でき
  - 推計約189億円の社会経済的損失 ・がん患者の2割は離職、廃業し
- 入院緩和ケア診療加算は介入する 症状を疼痛に限定していない

### [提案]

症状に要件緩和し、必要な外来がん患者の苦 痛緩和推進することで就労両立できると社会 に対象を疼痛以外の身体症状、精神心理社会 入院緩和ケア診療加算と整合性がとれるよう 経済的損失を約181億円抑制できる。



- 関係性構築
- 症状マネジメント
- 病気の理解
- 終末期の計画 治療の理解





整理番号 ※事務処理用		219202	
提案される医療技術名		がん患者指導管理料イ	
申請団体名			日本緩和医療学会
	主たる診療科(1つ)	01内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科		13外科	
		38その他(診療科名を右の空欄に記載する。)	精神科、心療内科
	技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		無
[th/fit II . O	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和2年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する		がん患者指導管理料	
	追加のエビデンスの有無		有
診療報酬区分			В
	診療報酬番号	B001 23	
		1-A 算定要件の拡大(適応疾患等の拡大)	該当する場合、リストから○を選択
		1 - B 算定要件の拡大(施設基準)	該当する場合、リストから〇を選択
		1 - C 算定要件の拡大(回数制限)	該当する場合、リストから〇を選択
		2-A 点数の見直し(増点)	0
		2-B 点数の見直し(減点)	該当する場合、リストから〇を選択
Ī	再評価区分 (複数選択可)	3 項目設定の見直し	0
		4 保険収載の廃止	該当する場合、リストから〇を選択
		5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから○を選択
		6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから○を選択
		「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	
	提案される医療技術の概要 (200字以内) RCT、ASCO-GL、コクランシステマティックレビューによるエビデンスがあり我が国のがん医療における自殺対策手引き提言に記 ニケーションスキル訓練 (以下CST) 受講医師に対して複雑化、高度化したインフォームド・コンセントに対するインセンティブ 導加算イで付与する。		
がん患者の悪い知らせを伝えることや意思決定支援に関してASC02017コミュニケーションガイドラインに採択、コクランシステ 再評価が必要な理由		ビデンスとして我が国におけるがん診断後の自殺リスクは24倍であり、国のがんとの共 殺予防対策の提言 (2019) でCSTを通じて専門家への連携が提言されている。よってそ	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	がん担当医がCSTを受講することでがん患者の医師への信頼の向上、メンタルヘルスの改善がRCTにより実証(参考文献1 エビデンスレベル Ib)。ASC02017コミュニケーションガイドラインに採択く稼む、、コクランシテマティックレビュー2018 (文献3)に採択されエビデンスのある内容である。第3期がん対策推進基本計画でのがか患者の自殺対策の必要性が記載さえておお、その対策としてがんの共生に関する在り方の検討会資料(文献4)や国立がん研究センターのがん医療における自殺対策の手引き(文献5)にもCST受講医師による事前対応と専門ケア体制への連携が提言されている。	
②現在の診療報酬上の取扱い - 対象とする患者 - 医療技術の内容 - 点数や算定の留意事項	・対象とする患者:別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うもの。 ・医療技術の内容:当該患者の同意を得て、当該保険医、療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供 ・点数や算定の留意事項:500点、患者1人につき1回に限り算定	
	В	
診療報酬区分(再掲)	В	
診療報酬区分(再掲) 診療報酬番号(再掲)	B001 23	
	-	
診療報酬番号(再掲)	8001 23	

		本技術の診療報酬点数は500点 (a)。2019年度社会医療診療行為別統計で9.516回/月で予想される年間対象患者数は9.516×12=114.192回 (b)
④普及性の変化 ※下記のよう	こ推定した根拠	<sup>↑</sup> A技術のIP 旅報報酬品以は3001点(36)。2019年度社芸医旅港旅行為別載前で9,310回/月で予意される平同図承患者数は9,310×12=114,192回(0)となる。回数は同程度と考え、インセンティブは55研修あり医師は同イで700点。CST新修なし医師は同イは現在と同じ500点とすると インセンティブは70与に 58当する医師は約1.6%と推定(がん担当医で緩和ケア研修会修7医師約10万人、CST修7医師約1.600人) ― 人当たりの実施数は1(c) とすると提案技術に係る予想生間医療費(x) はCSTありは(a)×(b)×(c)、10P=700×114,192×0.106×1×10=12,789,504円(x1)。CSTなしは500×114,192×0.984×1×10円=561,824,640円(x2)である。(x)=12,789,504円(x1)+561,824,640円(x2)=574,614,144円と推計する。
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人) 見直し後の症例数(人)	
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回) 見直し後の回数(回)	114, 192 114, 192 (CSTありが1, 827, 072回、CSTなしが112, 364, 928回)
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門	る位置づけ	がん医療に携わる医師に対するCST受講修了医師は1,603名でがん診療連携拠点病院に平均すると約4名強相当すでに存在する。
・施設基準	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	現状の施設要件に準ずる。
(技術の専門性 等を考える。 要件を表えられる 要件をするこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門	緩和ケア研修受講に加え、がん医療に携わる医師に対するCST受講修了医師にはインセンティブを付与する。
٤)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	各疾患の診療ガイドライン、緩和ケア研修会、CSTにおけるコミュニケーションに関する要点を尊守する。
⑥安全性 ・副作用等の	リスクの内容と頻度	緩和ケア研修会、CST受講修了医師であればより良質かつ安全にインフォームド・コンセントができる。
⑦倫理性・社会的 (問題点があれ)		特になし
⑧点数等見直しの場合	見直し前 見直し後 その根拠	500点 CSTあり700点、CSTなし500点 見直し前:イが500点、見直し後CSTあり700点。参考文献1-5のエピデンスがあり見直し
<ul><li>⑨関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療 技術(当該医療</li></ul>	<u> </u>	区分をリストから選択
技術を含む)	具体的な内容	_
⑩予想影響額	ブラスマイナス 予想影響額 (円) その根拠 備考	増 (+) 3, 654, 144円 改訂前年間14, 192回×500点×10円=570, 960, 000円、改定後上記の574, 614, 144円 なし
①算定要件の見ī 品、医療機器又I	直し等によって、新たに使用される医薬	特になし
⑪その他		特になし
⑬当該申請団体」 団体名)、代表的	以外の関係学会(共同提案学会名、関連 的研究者等	特になし
⑭参考文献 1	<ol> <li>2) 著者</li> <li>3) 雑誌名、年、月、号、ベージ</li> <li>4) 概要</li> </ol>	Effect of Communication Skills Training Program for Oncologists Based on Patient Preferences for Communication When Receiving Bad News: A Randomized Controlled Trial Maiko Fujimori, Yuki Shirai, Mariko Asai, Kaoru Kubota, Noriyuki Katsumata, and Yosuke Uchitomi Journal of Clinical Oncology 2014;32(20):2166-72. がん担当医がCSTを受講することでが心患者の医師への信頼の向上、メンタルヘルスの改善がRCTにより実証され、すでに国内で1,603名のCST受講修了医師がいる。
④参考文献 2	1) 名称 2) 著者	Patient-Clinician Communication: American Society of Clinical Oncology Consensus Guideline Gilligan T. Coyle N. Frankel RM. Berry DL. Bohlke K. Epstein RM. Finlay E. Jackson VA. Lathan CS. Loprinzi CL. Nguyen LH. Seigel C. Baile WF Journal of Clinical Oncology 2017:35(31):3618-32.
3) 雑誌名、年、月、号、ページ		S項目のコミュニケーション・コンセンサス ⇒強く推奨する、1項目の中等度のエビデンス:がん医療従事者に対するコミュニケーション・ス  キル訓練 ⇒強く推奨する。
	1) 名称	Communication skills training for healthcare professionals working with people who have cancer Cochrane Database of Systematic Reviews
⑭参考文献3	<ul><li>2) 著者</li><li>3) 雑誌名、年、月、号、ページ</li><li>4) 概要</li></ul>	Philippa M Moore, Solange Rivera, Gonzalo A Bravo - Soto, Camila Olivares, Theresa A Lawrie Cochrane Systematic Review - Intervention Version published: 24 July 2018 が仏医療従事者に対するコミュニケーション・スキル訓練:コクランシステマティックレビュー2018として推奨された。
①参考文献 4	<ol> <li>1)名称</li> <li>2)著者</li> <li>3)雑誌名、年、月、号、ページ</li> </ol>	厚生労働省第4回がんとの共生のあり方に関する検討会 がん患者の自殺の実態調査と専門的ケアにつなぐ体制について 厚生労働省健康局がん疾病対策課 厚生労働省第4回がんとの共生のあり方に関する検討会 がん患者の自殺の実態調査と専門的ケアにつなぐ体制について 資料、令和2年1月29 日
	4) 概要	」  がん診断後の自殺リスクは24倍で、がん患者の心情に配慮した告知とその技術としてのコミュニケーションスキルにて事前対応を図り専門的ケアにつなぐ体制が重要である。
①参考文献 5	1) 名称 2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ページ 4) 概要	がん医療のおける自殺対策の手引き (2019年版) 国立がん研究センター編集 (編集委員長 内富庸介) がん医療のおける自殺対策の手引き (2019年版) 第3期がん対策推進基本計画においてもがん患者の自殺対策の必要性が明示されている。我が国のがん患者の自殺対策のレビューと事前対応と してのエビデンスのあるコミュニケーションスキルを有する医師による心情に配慮した告知と専門ケアにつなぐことの重要性が記述されてい
		5.

# 日本緩和医療学会 申請学会名 がん患者指導管理料イ 申請技術名 提案番号(6桁)

コミュニケーション技術訓練により心理やニーズに配慮できるようになる(Cochrane Systematic Review 2018)コミュニケーション技術獲得に適切なコミュニケーション訓練を強く推奨する(ASCO guideline 2017)

219202

がん患者の心理状態に配慮

管理料

がん患者指導

患者が納得できるよう

10

治療方針を話し合

がん診断後の自殺リスク24倍(2020第4回がんとの共生のあり 方検討会







継続的な精神心理的支援 適切な意思決定支援 がん患者の自殺予防

選択などコミュニケーション技術が求められる。がん患者の自殺予防対策に 患者の価値観に沿った治療 められる。7 つながる。 がん告知、

### 【現状】

医師、看護師が共同実施、500点

### 【問題点】

- ・医師のコミュニケーション技術が重要にもかかわらず質の担保、インセンティブ無し・コミュニケーション技術訓練の効果は実証され、ガイドラインで推奨されている・がん医療における自殺対策の手引き等にてコミュニケーション技術訓練が推奨

### [提案]

ガイドライン等で推奨するコミュニケーション技術訓練受講医師が行った場合 00点とする

整理番号 ※事務処理用		219203		
提案される医療技術名		がん性疼痛緩和指導管理料		
申請団体名			日本緩和医療学会	
	主たる診療科(1つ)	01内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	13外科		
112 70% 1-1		38その他(診療科名を右の空欄に記載する。)	緩和ケア科	
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 2 年度	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	がん性疼痛緩和指導管理料		
	追加のエビデンスの有無		有	
	診療報酬区分		В	
	診療報酬番号	001-22		
		1-A 算定要件の拡大(適応疾患等の拡大) 1-B 算定要件の拡大(施設基準)	〇 該当する場合、リストから〇を選択	
		1 - C 算定要件の拡大(回数制限)	該当する場合、リストから○を選択	
		2-A 点数の見直し(増点)	該当する場合、リストから○を選択	
		2-B 点数の見直し(減点)	該当する場合、リストから○を選択	
再	評価区分(複数選択可)	3 項目設定の見直し	該当する場合、リストから○を選択	
		4 保険収載の廃止	該当する場合、リストから○を選択	
		5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから○を選択	
		6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから○を選択	
		「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載		
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 200		2018年改訂のWHOガイドラインでは、以前の三段階除痛うダーは概略的な指針に過ぎないと記載されている。2018年以降に出されたWHO、ESMO、日本緩和医療学会いずれのガイドラインでも、痛みの強さに応じて非オピオイド、弱オピオイド、強オピオイドを使い分け、療養上必要な指導を行う必要があるとされており、使用している鎮痛薬の種類によらず算定できるようがん性疼痛緩和指導管理料の適応拡大が必要と考える。		
再評価が必要な理由		患者等に限られる。しかしながら2018年に改定されたV 以降に出された各種ガイドラインのいずれにおいても、 けることが推奨されている。医師は痛みの強さや使用	目的に医療用麻薬を投与している患者としており、その算定は強オピオイドを投与している IHOガイドラインでは、以前の三段階除痛ラダーは概略的な指針に過ぎないとされ、2018年 痛みの強さと患者の必要性に応じて非オピオイド、弱オピオイド、強オピオイドを使い分 している鎮痛薬によらず、正確な痛みの評価と副作用対策等を含めた計画的な治療管理を継 が人性疼痛緩和指導管理料の適応拡大に関する再評価が必要と考える。	

		2018年に改定されたWHOガイドライン(文献1)では、鎮痛薬の導入においては、痛みの強さに応じて適した鎮痛薬を開始すべきであるとしてお り、軽度の痛みに対してはアセトアミノフェンもしくはNSAIDsが、中等度から重度の痛みに対しては、軽度の痛みの鎮痛薬とオピオイドの併用が 推奨され、推奨される鎮痛薬リスト中に弱オピオイドと強オピオイドがオピオイドとこ記載されている。2018年のESNNのガイドラインでは、軽 度から中等度の痛みに対して弱オピオイドを非オピオイド鎮痛薬と組み合わせて投与することが推奨されている。また2020年がん疼痛の薬物療法 ガイドライン(文献2)でも中等度のがん疼痛に対して、弱オピオイドの投与が条件付きで推奨されている。	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		・対象とする患者:別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がん性疼痛の症状緩和を目的としてオピオイド鎮痛薬を投与している患者 の症状緩和を目的としてオピオイド鎮痛薬を投与している患者 療技術の内容:がんによる痛みを有する患者に対し、疼痛緩和を目的として医療用麻薬を投与している患者に対して、緩和ケアに関わる研修を受 けた保険医が、WHの方式が永疾痛治療法に基づき、計画的な治療管理及び療養上に必要な指導を行って麻薬を処方した場合にのみ月に1回に限り 200点算定できる。15歳未満の小児においては所定点数に50点が加算される。 第定の留意事項:・200点 月1回	
診療報酬区分(再掲)		В	
診療報酬番号(再	[掲]	B001-22	
医療技術名		がん性疼痛緩和指導管理料	
	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	改訂WHOがん疼痛マネジメントGL (文献 1. 強い推奨、弱いエビデンス) がん患者の心身両面の苦痛への対応の適正な評価(参考文献3) と早期からの緩和ケアは苦痛緩和の効果、生命予後延長の可能性がある(参考文献4)。	
拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。) 2018年WHOガイドライン成人・青年における薬物療法・放射線治療によるがん疼痛マネジメ ント(文献1)、2020年版 日本緩和医療学会 がん疼痛の薬物療法に関するガイドライ ン(文献2)	

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		2019年度社会医療診療行為別統計によると本技術の診療報酬点数は200点 (a) 年間では調査対象患者数の当該算定件数25,715回/月×12=308,580回/年。少なく見積もつてがん治療中の患者のがん疼痛は約40%に合併することが既知の事実であり、同調査の15歳以上の外来化学療法算定数総数は295,329件/月であった。少なく見積もってこの外来化学療法をうけるがん患者の件数の40%と推定した。(295,329件×0.4=118,131件/月で予想される年間対象患者数は118,313×12=1,417,572回(b).予想される年間医療費は(a)200点×(b)1,417,572回×10円=2,835,144,000円		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	-		
変化	見直し後の症例数(人)	-		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	308,580		
変化等	見直し後の回数(回)	1, 417, 572		
元直   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日		がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会受講者であれば、がん患者の基本的疼痛緩和の評価と治療について習得しており、副作用や リスクについて安全に配慮した対応ができる。		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	現状の施設要件に準ずる。		
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	現状の施設要件に準ずる。がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会受講修了者は約14万人。		
に記載すること)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	2018年WHOガイドライン成人・青年における薬物療法・放射線治療によるがん疼痛マネジメント、2020年版 日本緩和医療学会 がん疼痛の薬物療法に関するガイドラインを遵守する。		
⑥安全性 ・副作用等のリ	リスクの内容と頻度	がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会受講者であれば、がん患者の基本的疼痛緩和の評価と治療について習得しており、副作用や リスクについて安全に配慮した対応ができる。		
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		適応の拡大が認められれば、使用している鎮痛薬の種類によらず、がん疼痛患者にきめ細かな対応をすることが期待でき、がん患者の疼痛緩和が推進され、診断時からの緩和ケアの導入と療養生活の質の向上に寄与できる。		
@ F**** D. + :	見直し前	200点		
⑧点数等見直しの場合	見直し後	200点		
の場口	その根拠	なし		
@ BB * L - * F				
⑨関連して減点 や削除が可能と	区分	区分をリストから選択		
考えられる医療	番号			
技術(当該医療	技術名			
技術を含む)	具体的な内容	-		
	プラスマイナス	增 (+)		
	予想影響額(円)	2, 227, 984, 000		
⑩予想影響額	その根拠	見直し前200点×308,580回/年×10円=617,160,000円 見直し後200点×1,417,572回×10円=2,835,144,000円		
		元巨 0 田200点 へ000, 000日 (十 へ 10) 1 一 017, 100, 000日 7 元巨 0 反20点 へ 1, 117, 07日 へ 10 日 一 2, 000, 114, 000日		
	備考	_		
⑪算定要件の見値 品、医療機器又は	直し等によって、新たに使用される医薬 は体外診断薬	特になし		
⑫その他		特になし		
⑬当該申請団体以 団体名)、代表的		特になし		
	1) 名称	WHOガイドライン成人・青年における薬物療法・放射線治療によるがん疼痛マネジメント		
	2) 著者	木澤義之、塩川満、鈴木勉(監訳)		
<b>⊕</b> ****	3)雑誌名、年、月、号、ページ	WHOガイドライン成人・青年における薬物療法・放射線治療によるがん疼痛マネジメント 2018年、P10-26		
<ul><li>(ⅰ) 参考文献 1</li><li>(ⅰ) 多考文献 1</li><li>(ⅰ) 4) 概要</li></ul>		鎮痛薬の導入においては、痛みの強さに適した鎮痛薬を開始すべきであると言われている。その中で、軽度の痛みに対してはアセトアミノフェン もしくはNSAIDsを、中等度から重度の痛みに対しては、軽度の痛みの鎮痛薬とオピオイドの併用が推奨されている。また推奨される鎮痛薬リスト 中に弱オピオイドと強オピオイドがオピオイドとして記載されている		
	1) 夕孜	がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン		
	1) 名称			
14参考文献 2	2)著者	日本緩和医療学会		
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本緩和医療学会 2020年版 p123-126		
	4) 概要	中等度のがん疼痛に対して、弱オピオイドの投与は条件付きで推奨する。		
	1) 名称	Pain intensity, quality of life, quality of palliative care, and satisfaction in outpatients with metastatic or recurrent cancer: a Japanese, nationwide, region-based, multicenter survey.		
⑭参考文献3	2)著者	Yamagishi A, Morita T, Miyashita M, Ichikawa T, Akizuki N, Shirahige Y, Akiyama M, Eguchi K.		
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	J Pain Symptom Manage. 2012;43(3):503-14		
	4) 概要	J Pain Symptom Manage. 2012:43(3):503-14 日本の外来通院中の進行・遠隔転移のあるがん患者に中等度の疼痛20%、痛み以外の身体的苦痛21%、精神的苦痛24%、スピリチュアルな苦痛 54%が認められる。		
	1) 名称	Early palliative care for patients with metastatic non-small-cell lung cancer.		
	2) 著者	Early palliative care for patients with metastatic non-small-cell lung cancer.  Temel JS, Greer JA, Muzikansky A, et al.		
14参考文献 4	<u> </u>	N. Engl. J. Med. Aug 19 2010; 363 (8) : 733-742		
○ 5 · 3 × (ii) · ·	3)雑誌名、年、月、号、ページ			
	4) 概要	早期から外来で専門的な緩和ケアを提供すると肺癌患者で12週後のQOLが優位に高く、生命予後も約3か月延長の可能性の効果がRCTで実証されている。		
	1) 名称	なし		
①参考文献 5	2) 著者	なし		
リックストハリ	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし		
	4) 概要	なし		

		概要図書式
提案番号(6桁)	申請技術名	申請学会名
219203	がん性疼痛緩和指導管理料	日本緩和医療学会

# 【技術の概要】

・緩和ケアに関わる研修を受けた保険医が、 がんによる痛みに対して、WHO方式がん疼痛 治療法に基づき、痛みの評価に基づいて 行われた適切な鎮痛薬、鎮痛補助薬を処方し、 療養上の指導ならびに記録をすること

# 【対象疾患】

- がんによる痛みのある患者
- がん治療中の患者の約40%にがん疼痛が合併

## 【既存の治療法との比較】 ・がんによる痛みについて 現在の診療報酬 で評価されてい るのはこの部分 のみ 痛 非オピオイド 調オピオイド 第 非オピオイド み 新 非オピオイド鎮痛薬 新 非オピオイド 新 非オピオイド鎮痛薬 新 WH0三段階除痛ラダー

新WHO方式では鎮痛薬の導入、維持においては、痛 みの強さに適した鎮痛薬を開始すべきである。中等 度から重度の痛みに対しては、軽度の痛みの鎮痛薬 とオピオイドの併用が推奨されている。また鎮痛薬 リストとして弱オピオイドと強オピオイドがオピオ イドとして記載されていることを評価していただき たい。

# 【提案】診療報酬上の取扱

- ・がん性疼痛緩和指導管理料200点、月1回
  - 緩和ケア研修会受講医師
- ・医療用麻薬の処方の有無にかかわらず新WHO方式で評価、

# 管理指導

70	整理番号 ※事務処理用	224201		
提案される医療技術名		注射G通則6「外来化学療法加算と注射G通則7「連携充実加算」における加算算定項目としての「皮下注射」の追加		
申請団体名			日本血液学会	
主たる診療科(1つ)		07血液内科	-	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	38その他(診療科名を右の空欄に記載する。)	腫瘍内科	
12 //(1)		22小児科	-	
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	該当なし		
	追加のエビデンスの有無		有	
	診療報酬区分		G	
	診療報酬番号	第6部 注射 第1節 注射料 第1款 注射実施料		
面が現代前間で 再評価区分(複数選択可)		1-A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1-B 算定要件の拡大 (施設基準) 1-C 算定要件の拡大 (回数制限) 2-A 点数の見直し (増点) 2-B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択	
提案される医療技術の概要 (200字以内) 立字数 - 102		化学療法専用ベッドを備えた治療室などの施設基準を満たす外来環境で常勤医師、専任署護師など専門スタッフが患者に対して抗悪性腫瘍剤等の 注射の必要性、危険性等について文書により説明・指導・管理を行うことに対する診療報酬加算として「外来化学療法加算」を加算、さらに文書 により副作用の発現状況や治療計画を患者毎の状況に合わせて指導することに対して「連携充実加算」を加算する項目に、皮下注射の場合を追加 する。		
再評価が必要な理由		射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈内注入、点滴; 算定可能と限定されており、皮下注射の場合は対象外 変更や多様化が進められており、これにより患者の利 ながら、皮下投与の場合にも皮下投与ならではの患者、	る「連携充実加算」の算定条件としては、抗悪性腫瘍剤等の注射薬が静脈内注射、動脈注 注射、中心静脈注射、植込み型カテーテルによる中心静脈注射として投与された場合にのみ とされてきた。近年、幾つかの抗悪性腫瘍剤において経静脈投与から皮下注射への投与法の 更性や安全性の向上、医療途事者の負担軽減など、多面的な効果が認められている。しかし しの専門的な指導・管理が必要であり、専門的指導の必要性はおろそかにされるものではな したことから「外来化学療法加算」ならびに「連携充実加算」の対象に追加することは、よ するうえで必要と考える。	

#### 【評価項目】

## 従来、「外来化学療法加算」、ならびにそれに付随する「連携充実加算」は、抗悪性腫瘍剤等の注射薬が、静脈内注射、動脈注射、抗悪性腫瘍剤 局所持続注入、肝動脈内注入、点滴注射、中心静脈注射、植込み型カテーテルによる中心静脈注射として投与された場合にのみ算定可能とされており、皮下注射は対象外とされてきた。しかしながら、近年、経静脈的注射薬の投与注酸でする場合的角体的負担の軽減、治療拘束時間の短縮化、有害事象の軽減などを目途に、様々な注射薬において経静脈投与から皮下注射への投与法変更・拡大や剤型変更が進められている(参考文献)、1)。こうした皮下投与型薬剤では有害事象の軽減、治療時間の短縮、患者満足度の向しなど緩してメリットが大きい反面(参考文献 2)、皮下注射部位反応(急性期局所反応(発赤、熱感、掻痒、硬結、疼痛など)、慢性障害(皮膚炎、びらん・潰瘍・壊死、色素変化など)など、皮下注射節位反応(急性期局所反応(急性期局所反応(発赤、熱感、掻痒、硬結、疼痛など)、慢性障害(皮膚炎、びらん・潰瘍・壊死、色素変化など)、など、皮下注射特有の有害事象があり得る。例えばベルケイドの皮下投与の場合には軽度の皮膚局所反応が報告されており、医師、薬剤師、看護師による観察、投薬なば機機や有効性等について記載)を必定、患者への症状態即と病院外での患者自身による外用剤塗布や局所処置などを含めた専門的指導が必須である(参考文献3.4、ならびにダルニーロ配合皮下注適正使用がイドの患者自身による外用剤塗布や局所処置などを含めた専門的指導が必須である。参考文献 3.4、ならびに多の熱かと可以表しては経験性の変更な多さには頻度は低減するものの、投与後の発熱やショック、呼吸障害など、全身症状を伴う注入後反応について慎重な観察を要することには変わりなく、かつ、皮下投与では有害事象発生時間帯が遅延することが報告されており、より多様な患者教育・指導が求めた患者への指導・管理の内容とが定めを持ちれており、より多様な患者教育・指導が求めたの発症を認めることが報告されており、よりと後の発症を認めることが報告されており、よりと後の発症を認めることが報告されており、よりよりな患を発生の対象となっている他の抗が入剤投与経路の分離点と述べ、皮下注射を「外来化学療法加算」ならびに「連携充実加算」の対象に追加することは、より安全な治療を有効に患者に提供する環境構築を推進するうえで必要と考える。

②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項  診療報酬区分(再掲)		抗悪性腫瘍治療薬のうち、皮下投与によって有害事象が軽減され、また、投与のための静脈確保の必要性がないこと、投与時間が短縮可能であることなどの患者利益が大きいものとしては、多発性骨髄腫治療薬であるボルデンミブやシムマブ。気性骨髄性白血病や骨髄膜形成症候群に対する治療薬であるアザシチジンなどが挙げられ、これらの疾患の患者が対象となる。また、自己免疫性疾患に対する抗TNFα抗体などの生物製剤も一部は皮下投与可能であり、これらの患者も対象に成り得る。従来、これら患者に対する治療薬の投与を施設要件(化学療法専用ペットを備えた治療室などの施設基準を満たす外来環境で常勤医師、専任石護師など専門スタップが進行に対して抗定性腫瘍剤等の注射の必要性、危険性等について文書により説明・指導・管理を行うこと、また、年一回以上のレジメン委員会を適切な構成員のものとで開催していること)を満たせ環境で外来で実施した場合、静脈内注射、軌流注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈内注入、点滴注射、中心静脈注射、植込み型カテーテルによる中心静脈注射としての投与に際して指導・管理を行った場合には、「外来化学療法加算」として(1) 抗悪性腫瘍剤を注射した場合、①15歳未 高 820点/日が算定可能であるほか、抗悪性腫瘍利局を計り、大寒化腫瘍剤別外の薬剤を設射した場合、①15歳未 着 820点/日が算定可能であるほか、抗悪性腫瘍剤を注射した場合で、副作用の発現状況、治療計画等を文書により提供、患患るの状況を踏まえるのよりのが算定可能であるほか、抗悪性腫瘍剤を注射した場合で、副作用の発現状況、治療計画等を文書により提供、患患るの状況を踏まえまる。となら、日本の特別を持ている。		
		G		
診療報酬番号(再掲)		第6部 注射 第1節 注射料 第1款 注射実施料		
医療技術名		注射G通則6「外来化学療法加算」、ならびに、注射G通則7「連携充実加算」における加算算定項目としての「皮下注射」の追加		
治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム ③再評価の根		ボルテゾミブでは静脈内投与によって本邦では60%以上に末梢神経障害を認めたが、皮下投与ではその頻度は大きく低減した。ダラツムマブも静脈内投与による高頻度の注入後反応は皮下投与への変更によってゲレード3以上のものは10%弱に低減する。こうしたことから患者満足度の向上が報告されている。しかしながら、ボルテゾミブ皮下投与では注射部位の皮膚炎は必発と言え、ダラツムマブでも皮下投与では注射部位にしばしば皮膚反応が生じる。また遅発性の注入後反応が発症しうることにはかわりがなく、個々の患者状態に合わせた、より多様性ある指導が求められる。他の薬剤も同様の傾向があり、皮下投与では注射部のの局所障害や遅発性障害などに対する適切な指導管理が課題である。一方、皮下投与における治療効果の低下は認めていない。抗悪性腫瘍剤の皮下注射に対しても適切な指導が外来において行われる環境構築の推進は、安全な治療継続に資すると考えられ、ついでは患者の予後改善も期待できる。		
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載なし(右欄にガイドライン等 の多くが頻度、程度共に低減されることから、ガイドラインでの記載はないものの、皮下 の改訂の見込み等を記載する。) 投与は既に日常診療におけるコミュニティースタンダードとして認識されている。		
通普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		達血器腫瘍領域では、上記のボルテゾミブ、ダラツムマブ、アザシチジンが皮下注製剤として特に頻用される。このうちボルテゾミブは年間約3 000人に対して、のべ9万回程度の皮下投与が実施されていると想定される。一方、アザシチジンは年間約3000人程度に対して、のべ3万回程度の投与が経静脈的、もしくは皮下投与が行われているが皮下投与はその1/3程度と推測される。ダラツムマブは令和3年3月の皮下投与系設までは経静脈投与のみが承認されていたが、年間約6000人に対して、のべ6万回程度の投与の実績があり、今後、その殆どが皮下投与に移行するものと想定されている(ただし、このうち約半数はボルテゾミブとの併用と推定されるため、実際に算定対象となるのも約半数に減じると想定される。また、ダラツムマブは既存の静脈注射として投与される際、従来、外来化学療法加算(十連携充実加算)が算定されてきたため、皮下注射に移行しても実質的に算定対象人数は増加しない。)		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	0.A		
変化	見直し後の症例数(人)	10000人		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	0 🛮		
変化等	見直し後の回数(回)	10万回		
(5) 医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度 (専門性等)		いずれの薬剤も皮下投与の手技は容易である。一方、皮下注射による外来化学療法における場合にも、その必要性から専門的な指導や管理は外来 化学療法加算の「対象外」の枠組みとして既に多くの場合、実施されているものであり、実質的に外来における指導経験は豊富であるのが実情で ある。ただし、こうした指導は化学療法と有害事象対策の経験と知識が豊富な専門の医師、看護師、薬剤師によるものであることが必要である。		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	外来化学療法を実施するための専用のベッド(点滴注射による化学療法を実施するに適したリクライニングシート等を含む)を有する治療室を保有していること。また、急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていること。さらに実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催していること。		
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	外来化学療法加算 1 では、化学療法の経験を 5 年以上有する専任の常勤医師、専任の常勤看護師、専任の常勤薬剤師が勤務していること。 外来 化学療法加算 2 では化学療法の経験を 5 年以上有する専任の常勤医師、専任の常動看護師が勤務していること。		
に記載すること)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	上記施設条件を満たすことを厚生労働省に届け出ていること。		
・副作用等のリスクの内容と頻度		抗悪性腫瘍治療薬のうち皮下投与が可能な薬剤・製剤についての安全性と副作用のについての情報は既に良知である。本申請における「外来化学療法加算」、「連携充実加算」への追加は更に安全性を高めるものであり、リスクは無い。		
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		本申請における「外来化学療法加算」、「連携充実加算」への追加による倫理的・社会的問題は想定されない。		
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前	無し		
	見直し後	「外来化学療法加算」として(1) 抗悪性腫瘍剤を注射した場合、①15歳未満 820点/日 ②15歳以上 600点/日、(2) 抗悪性腫瘍剤以外の薬剤を注射した場合、①15歳未満 670点/日 ②15歳以上 450点/日を皮下注射の場合にも算定可能とするのに加え、抗悪性腫瘍剤を皮下注射した場合((1)の場合)で、副作用の発現状況、治療計画等を文書により提供し、患者の状況を踏まえ指導を実施した場合には、さらに「連携充実加算」として150点/月を算定可能とする。		
	その根拠	-		
	区分	区分をリストから選択		
⑨関連して減点	番号	<u></u>		
や削除が可能と				
考えられる医療	技術名	該当なし		
技術(当該医療 技術を含む)		該当なし		

	プラスマイナス	增 (+)	
	予想影響額(円)	1 億5千万円	
⑪予想影響額	その根拠	対象はほぼ成人と想定され、ボルテゾミブ、アザシチジンの皮下注射患者(先述のようにダラツムマブは皮下注射に移行しても算定対象者が増加するわけではない)における投与回数分を1日平均600点として試算すると6億円の増額となる。一方、指導の充実によって、ボルテゾミブによる末梢神経障害を減少し、結果として末梢神経障害性疼痛に対する鎮痛剤や鎮痙剤の投与が減少する効果が期待できるほか、各種薬剤による皮膚炎の早期処置が可能になることで結果として外用薬の処方の減少、皮膚科受診など複数診療科の受診や他の医療機関の受診の必要性を低減する効果が期待できる。また、ダラツムマブなどの投与後反応の指導や観察の充実は、その症状の悪化を未然に防ぐ効果に繋がり、結果として帰宅後の症状出現による救急受診や緊急入院などのリスクを低減する効果が期待出来、総じて各種支持療法薬や各科の診療の費用の大幅な削減が見込まれる。	
	 備考	該当なし	
: ①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		該当なし	
⑫その他		該当なし	
⑬当該申請団体以 団体名)、代表的	以外の関係学会(共同提案学会名、関連 可研究者等	該当なし	
	1) 名称	Subcutaneous administration of anticancer agents	
	2) 著者	Leveque D	
①参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Anticancer Res. 2014 Apr:34(4):1579-86.	
(4)参考又献 1	4) 概要	欧米における近年のいくつかの抗悪性腫瘍剤(bortezomib. omacetaxine, trastuzumab、azacitidine, cladribine, )の皮下注製剤への剤型変化による有害事象軽減のメリットや医療費削減のメリットなどについての総説である。一方、本総説で例示された幾つかの薬剤については本邦では皮下投与は承認されていない。	
	1) 名称	Greater treatment satisfaction in patients receiving daratumumab subcutaneous vs. intravenous for relapsed or refractory multiple myeloma: COLUMBA clinical trial results	
①参考文献 2	2)著者	Usmani SZ, Mateos MV, Hungria V, Iida S, Bahlis NJ, Nahi H, Magen H, Cavo M, Hulin C, White D, De Stefano V, Fastenau J, Slavcev M, Heuck C, Qin X, Pei H, Masterson T, Lantz K, Gries KS.	
0977 mx 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	J Cancer Res Clin Oncol. 2021 Feb:147(2):619-631.	
	4) 概要	多発性骨髄腫に対するダラツムマブの静脈投与と皮下投与を比較したグローバル第3相試験における患者の治療満足度調査に関する報告である。 皮下注射群でより患者の治療満足度が良好であったことが示されている。	
	1) 名称	Higher incidence of injection site reactions after subcutaneous bortezomib administration on the thigh compared with the abdomen	
	2) 著者	Kamimura T, Miyamoto T, Yokota N, Takashima S, Chong Y, Ito Y, Akashi K.	
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Eur J Haematol. 2013 Feb:90(2):157-61.	
	4) 概要	本邦の医療機関での多発性骨髄腫に対する実診療において、ボルテゾミブ皮下投与では約30%の頻度で投与部位皮膚反応が認められ、投与 どの指導的管理、一部に対症的な治療管理を要したこと、一方で静脈内投与の際に高頻度であった末梢神経障害などの他の有害事象は低頻 あったことを報告した原著論文である。	
①参考文献 4	1) 名称	Subcutaneous delivery of daratumumab in Japanese patients with relapsed/refractory multiple myeloma	
	2) 著者	Shibayama H, Matsumoto M, Kosugi H, Shibayama K, Yamazaki H, Iida S.	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Int J Hematol. 2021 Jan:113(1):112-121.	
	4) 概要	本邦の医療機関での多発性骨髄腫に対するダラツムマブ皮下投与の第1相臨床試験に関する原著論文であり、良好な忍容性が示されている 方、6人中4人で何らかの投与部位反応を生じたことが記載されている。	
①参考文献 5	1) 名称	Subcutaneous versus intravenous daratumumab in patients with relapsed or refractory multiple myeloma (COLUMBA): a multicentr open-label, non-inferiority, randomised, phase 3 trial	
	2) 著者	Mateos MV, Nahi H, Legiec W, Grosicki S, Vorobyev V, Spicka I, Hungria V, Korenkova S, Bahlis N, Flogegard M, Bladé J, Moreau Kaiser M, Iida S, Laubach J, Magen H, Cavo M, Hulin C, White D, De Stefano V, Clemens PL, Masterson T, Lantz K, O'Rourke L, He C, Qin X, Parasrampuria DA, Yuan Z, Xu S, Qi M, Usmani SZ.	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Lancet Haematol. 2020 May:7(5):e370-e380.	
	4) 概要		

申請学会名	日本血液学会
申請技術名	注射G通則6「外来化学療法加算」、ならびに、注射G通則7「連携充実加算」 における加質算定項目としての「皮下注射」の追加
提案番号(6桁)	224201

概要図書式

# 技術の概要

「外来化学療法加算」、ならびに「連携充実加算」の加算可能項目に「皮下注射」の場合を追加する。

### 【対級】

・「皮下注射」による抗悪性腫瘍治療薬等の治療を受ける患者 (例えば、ボルテゾミブやダラツムマブの皮下注射による治療を 受ける多発性骨髄腫患者や、アザシチジンの皮下注射による治療 を受ける急性骨髄性白血病や骨髄異形成症候群の患者など)



皮下注射

抗体治療薬、抗悪性腫瘍剤等の注射後反応(掻痒など皮膚症状や呼吸器症状、発熱など)(例:ダランムマブ皮下投与の場合・全グレード 54~66%程度、グレード3以上3~8%程度に発現。7サイクル以後も全グレード 24%で発

√後も全グレード 24%7現) 現)



抗悪性腫瘍剤等の皮下注射による投与部位反応 (例:ダラツムマブ皮下投与の場合、全グレード 6~ ア%程度に発現、ポルテゾミブの場合はほぼ必発)



「外来化学療法加算」「連携充実加算」

# 【既存の算定条件との違い】

・注射G通則6「外来化学療法加算」、ならびに、注射G通則7「連携充実加算」における加算算定項目としては、従来、静脈内注射、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈内注入、点滴注射、中心静脈注射、植込み型カテーテルによる中心静脈注射の場合において算定可能であった。これらの投与方法の場合に加え、「皮下注射」の場合を追加する。

# 【診療報酬上の取扱】

従来の「外来化学療法加算」、「連携充実加算」の診療報酬に準じる。すなわち、

「外来化学療法加算」

- (1) 抗悪性腫瘍剤を皮下注射した場合、以下を加算
- ①15歳未満 820点/日 ②15歳以上 600点/

Ш

- (2) 抗悪性腫瘍剤以外の薬剤を注射した場合、以下を加算のよった。 こうじょく
  - ①15歳未満 670点/日
    - ②15歳以上 450点/

「連携充実加算」

元四元元元元元元元元元元元 はませた場合で、副作用の発現状況、治療計画等を文書により提供し、患者の状況を踏まえ指導を実施した場合に「外来化学療法加算」に加えて150点/月を加算

	整理番号 ※事務処理用	224202		
提案される医療技術名		D 0 :	25 基本的検体検査実施料 (1日につき)	
	申請団体名		日本血液学会	
	主たる診療科(1つ)	07血液内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	即使力である。(0 - ナマ)	00なし		
ログカスキャ	関連する診療科(2つまで)	00なし		
- 提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			無	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	なし		
	追加のエビデンスの有無	有無をリストから選択		
	診療報酬区分		D	
	診療報酬番号	0 2 5		
		1 - A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大)	該当する場合、リストから○を選択	
		1-B 算定要件の拡大(施設基準)	該当する場合、リストから○を選択	
		1 - C 算定要件の拡大(回数制限)	該当する場合、リストから○を選択	
		2-A 点数の見直し(増点)	該当する場合、リストから○を選択	
		2-B 点数の見直し(減点)	該当する場合、リストから○を選択	
再	評価区分(複数選択可)	3 項目設定の見直し	0	
		4 保険収載の廃止	0	
		5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから○を選択	
		6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから○を選択	
提案される医療技術の概要 (200字以内)		包括化して入院日数に応じた請求方法を導入したもの」	医療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から と謳われており、包括される検査について1日につき140点または110点(4週間を超えた期 適応の高額な検査が多数含まれており、これらの適正化が望まれる。	
文字数: 189				
再評価が必要な理由		点~2、100点の特殊な検査が多数含まれている。また、明記され、新型コロナウイルス関連検査[抗原 600点、は適切な配慮が行われており、他の高額な検査 (276点本項目に包括される検査のうち、最も高点数なのはが、注3「療養病棟、結核病棟又は精神病療に入院しし患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算さした。しかし、ず、造血細胞移植患者はすべからく基本的検体検査実満なお、基本的検体検査実施料は、検体検査の包括点は	数評価として1994年に導入されたが、現在では治療も含めて包括評価とするDPCによってそ 病院において出来高評価となるごく一部の病態に縮小されている。さらに、電子レセプト請	

#### 【評価項目】

# 「チ造血器腫瘍遺伝子検査」は、2100点と高額であり「1日につき140点」として15日分を占める。また「造血器腫瘍遺伝子検査」は造血器腫瘍患者においてのみ「月1回を限度として算定」されるものであり、「通常行われる基本的な検査」にそぐわない。また平成18年度診療報酬改定では、外水診療料の包括対象から胎れば外されたが、その際「胎は10と同時に実施した場合にまたるものの分算定するとされているフルクトサミン、グリコアルブミン、1,5-アンヒドローD-グルシトールは包括されていないことから、不合理である」ことが事由として挙げられている。「造血器腫瘍遺伝子検査(1006-2)」には、「1004-2、1006-6、1006-14、1006-16 のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるものの分算定すると、1006-2)」には、「1004-2、1006-6、1006-14、1006-16 のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるものの分算定する」との制度があるが、他の「1004-2、1006-6、1006-14、1006-16 のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるものの分算定する」との制度があるが、他の「1004-2、1006-6、1006-14、1006-16 のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるものの分算でする」との制度があるが、他の「1004-2、1006-6、1006-14、1006-16 のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるものの分算でする」との制度があるが、他の「1004-2、1006-6、1006-14、1006-16 のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるものの分算でするといて結合、検査を機関によるに対している。また、特定機能病院では「全体を関すているとは、1004-11 に、1004-11 に、1004

- 対外とする思生		特定機能病院の入院患者のうち、出来高算定(造血細胞移植など)となる症例が対象となる。また、「チ 造血器腫瘍遺伝子検査 (2100点) 」 「へ 血液形態・機能検査 造血器腫瘍抗原検査 1940点」は造血器腫瘍患者を対象として行われるが、これらは検査包括として基本的検体検査実 施料に含まれる。		
診療報酬区分(再	揭)	D		
診療報酬番号(再	揭)	025		
医療技術名		D025 基本的検体検査実施料 (1日につき)		
医派汉州石	!	DU20 宏学的保険性は大肥付(「ロにフロ)		
治癒率、死亡率や00Lの改善等の長期予 後等のアウトカム ③再評価の根 拠・有効性 ガイドライン等での位置づけ		探算性についての調査はしていない。		
		ガイドライン等での記載なし(右欄にガイドライン等 の改訂の見込み等を記載する。) 治療成績に直結する項目ではなく、ガイドラインへは記載されない。		
④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		再評価によって対象患者数や実施回数が変化するものではない。年間対象患者については日本造血細胞移植データセンターの 2020年度 全国調査報告書による。		
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	2017年の造血細胞移植症例(5797人)のうち、特定機能病院で行われた2723人が対象		
	見直し後の症例数(人)	0.0		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	包括のため0回		
変化等				
	見直し後の回数(回)	1回以上		
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		該当なし		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	特定機能病院		
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	該当なし		
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	該当なし		
・ ⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		該当なし		
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		問題なし		
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後  その根拠	   該当なし   該当なし   該当なし		
	区分	区分をリストから選択		
⑨関連して減点	番号			
や削除が可能と	技術名	該当なし   該当なし		
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	該当なし		
		增 (+)		
	プラスマイナス 予想影響額 (円)	增 (+)		
⑩予想影響額	予想影響額(円) その根拠	約150,000,000円 3,000例に対し5,000点の増点として概算した。		
	備考	∨, ∨∨∨/ファι~/フ ∪∨, ∨∨∨灬(Ѵ/年派 こ ∪ \		
<u>.</u>				
⑪算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		該当なし		
⑫その他		該当なし		
③当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等		なし		

	1) 名称	日本における造血細胞移植 2020年度 全国調査報告書
	2) 著者	日本造血細胞移植データセンター/日本造血細胞移植学会
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本造血細胞移植データセンターWebサイト
	4) 概要	日本における造血細胞移植の施設別、病気・年齢別実施数、主な移植の生存率などが記載されている。
	1) 名称	なし
	2) 著者	<u>なし</u>
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	なし
①参考文献3	1) 名称	なし
	2) 著者	なし
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	なし
	1) 名称	なし
	2) 著者	なし
①参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	なし
	1) 名称	なし
	2) 著者	なし
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	なし

# 申請技術名 提案番号(6桁)

# 224202

# 基本的検体検査実施料(1日につき)

# D 0 2 5

(出来高) は年間約3000例) 造血器腫瘍遺伝子検査」等の除外 造血器腫瘍等(特定機能病院での造血細胞移植 【 有効性 】 該当せず 基本的検体検査実施料として包括 基本的検体検査実施料からの「チ 現在の治療との比較 】 該当せず 診療報酬上の取扱】 対象疾患名】 (提案名)

[26点] [9~210点] [27点] [15~56点] 特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行っ 2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。 D025 基本的検体検査実施料(1日につき) 2 入院の日から起算して4週間を超えた期間 110点 1 入院の日から起算して4週間以内の期間 140点 尿中一般物質定性半定量検査 尿中特殊物質定性定量検査 た検体検査について算定する。 注2 次に掲げる検体検査の費 烘

ハ 尿沈渣 (鏡検法)

糞便検査 (カルプロテクチン (糞便) [276点]を除く。) 穿刺液,採取液検査

日长

20~641点 [9~1940点] 18~1000点 [2100点

> 血液形態·機能検査 出血·凝固検査

> > <

造血器腫瘍遺伝子検査

血液化学検査

免疫血液学的検査 ABO血液型及びRh(D)血液型

[24点] 29~160点]

[9~788点]

. . [ 曜] . . 感染症免疫学的検査 梅毒血清反応 (STS) 定性、 梅毒トレポネーマ抗体定量及びHIV-1抗体

· · [쪔] · · · HC 15~115点 肝炎ウイルス関連検査 HBs抗原定性・半定量 ∨構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量

自己抗体検査 寒冷凝集反応及びリウマトイド因子(RF)定量 [11~

C反応性蛋白 血漿蛋白免疫学的検査の反応性蛋白(CRP)定性、CF(CRP)、血清補体価(CHn))及び免疫グロブリン

[16~38点] 療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章第2部 [15~6000点] 微生物学的検查

2節 に規定するHIV感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境 特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定 入院料を算定している患者については適用しない。

一部の疾患のみ対象の高額な検査が多 含まれており(右図)、理念との乖離があるとともに採算性が破綻している 「通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から、月1回の包 括的な判断料を設定」とされているが、

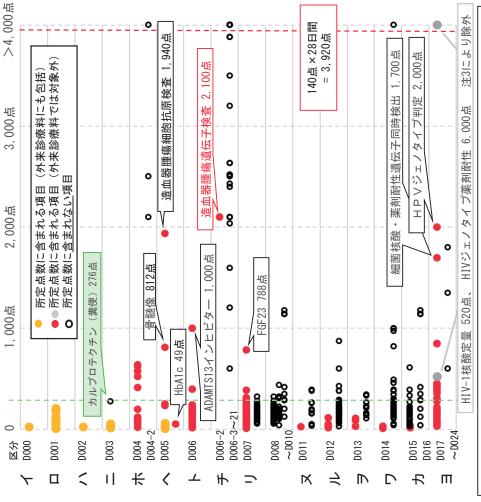
記載が追加され、新型コロナウイルス関連検査[抗原 600点、核酸定量 1350点 カルロプロテクチン(糞便)[276点]は保険収載後の平成30年改定より除外の 800点]では除外が通知されるなど、一部検査では適切に配慮されており、強 い不公平感もある。

# 各検体検査項目・点数と基本的検体検査実施料の関係

日本血液学会学会

図書式

概要[



一部の検体検査実施料を包括する外来診療料では、これまでにHbA1cの除外な が望まれる。また本項目の主たる役割はDPCに代替され、「請求の簡素化」について ど見直しが行われており、基本的検体検査実施料についても、<del>造血器腫瘍遺伝子検</del>査[2,100点]をはじめとする高額な検査(たとえば276点以上)の除外などの見直し もオンライン請求の完全実施により失われたため、本項目の廃止も一案である。 同にへ

- -	<b>整理番号 ※事務処理用</b>	224203		
提案される医療技術名		F200薬剤いわゆる「7種逓減」対象薬剤からの抗悪性腫瘍薬の除外		
	申請団体名		日本血液学会	
	主たる診療科(1つ)	07血液内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科		01内科		
部分为於作	関連する診療科(2つまで)	13外科		
: 提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			無	
過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)			リストから選択	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	il		
	追加のエビデンスの有無		有無をリストから選択	
診療報酬区分			F	
診療報酬番号		200		
再評価区分(複数選択可)		1 - A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 - B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 - C 算定要件の拡大 (回数制限) 2 - A 点数の見直し (増点) 2 - B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 〇 ○ 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択	
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 197		ポリファーマシーの対策として、「1処方につき7種類以上の内服薬の投薬」では処方せん料、処方料の減額に加え、および薬剤費(F200)の 算定制限(100分の90)が規定されている。抗悪性腫瘍剤は本規定の除外対象でなく、特に院外処方できない薬剤(レブラミドなど)において多 大な損失となっている。「薬効分類42 腫瘍用薬」および「レナデックス錠4mg(効能効果は多発性骨髄腫のみ)」の除外を要望する。		
再評価が必要な理由		義はなく、患者の病態、生活、環境により適正処方も3額な内服薬を治療に用いる悪性腫瘍患者、HIV患者など減算を回避可能であるが、サリドマイドおよびその誘導	曹事象増加」への対応であること、「何剤からポリファーマシーとするかについて厳密な定 変化する」とあるが、本規定は年齢を問わず一律に7種類以上を減額しているため、特に高 に大きな影響を及ぼしている。なお通常の処方では腕がを選択することにより、薬剤費の 等体は特別な管理体制がとられており、責任薬剤師のもと院介のみ処方されるため、院外 00分の90)が適用され、ある病院の血液内科では減算点数が年間約250万点に達するなど、	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	「1処方につき7種類以上の内服薬の投薬」から除外されるのは「臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの」のみであり、抗悪性腫瘍薬は対象とされている。外来にて抗悪性腫瘍薬を投与されている患者は、その治療管理に要する薬剤も必要であり、特に生活習慣病薬を併用する患者では、容易に7種類以上となる。この場合でも院外処方であれば薬剤費の減算を免れることができるが、サリドマイド(サレド®)およびその誘導体(レブラミド®、ボマリスト®)に関しては、サリドマイド楽書の過去に対する対策から、厳格な管理手順(レブラミド・ボマリスト適性管理手順「FReWlate」、サリドマイド製剤安全管理手順「FREWS」においての外使用が許られており、必ず院内処方となる。レナデックス、がイプスピリンなどの併用薬の処方も必要なため、ある病院の血液内料ではレブラミド処方の半数以上が7種通減に該当しており、レブラミドのみで年間約100万点の減算となっている。近年の薬価再算定のしくみから、各病院での差益は微小にとどまるため、7種通減での減算により大きな逆ザヤを生じている。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	院内処方を行うすべての患者が対象となり、1処方につき7種類以上の内服薬の投薬(臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A001に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算又は区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料を算定するものを除く。)を行った場合に適用される。
診療報酬区分 (再掲)	F
診療報酬番号 (再掲)	200
医療技術名	なし

	<b>.</b>					
③再評価の根	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	該当なし				
拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載なし(右欄にガイドライン等 の改訂の見込み等を記載する。) 該当なし				
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	再評価によって対象患者数や実施回数が変化するものではない。				
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	調査は行っていない。				
変化	見直し後の症例数(人)	調査は行っていない。				
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	調査は行っていない。				
変化等	見直し後の回数(回)	調査は行っていない。				
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	該当なし				
(標傍村、手術件数、検査や手術の体制等)		例えば、サリドマイド製剤安全管理手順「TERMS」の施設要件は「本剤投与に関して、緊急時に十分対応できる設備を有する医療機関」「本剤を 院内にて調剤することが可能である医療機関」です。				
・施設基準 (技術のまえ、 ・施設を考え、 ・変と考え、項目 ・記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	例えば、サリドマイド製剤安全管理手順「TERMS」の登録基準は、処方医師として「日本血液学会認定血液専門医など」「産科婦人科医師と連携 を図ることに同意が得られている」があり、「産婦人科医との連携が可能である」「レブラミド・ポマリストの投与に関して、緊急時に十分に対 応できる」など、責任薬剤師として「サリドマイドの催奇形性及び本手順に関する情報提供を受けている」「本手順を理解し、遵守に同意が得ら れている」があります。				
٤)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	該当なし				
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	該当なし				
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		抗悪性腫瘍剤に7種逓減が適用されていることで、各医療機関は大きな損失を強いられており、これが正常化される。				
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後 その根拠	 薬剤費の算定制限(100分の90)   「薬効分類収 腫瘍用薬」および「レナデックス錠4mg」をのぞく   要望内容と同一				
⑨関連して減点	区分	区分をリストから選択なし				
や削除が可能と 考えられる医療	技術名	なしなし				
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	なし				
	プラスマイナス	增 (+)				
⑩予想影響額	予想影響額(円)	約10億円				
	その根拠	レブラミド(年間売上高約450億円)処方のうち、4分の1が7種逓減に該当しているものとして、概算した。				
	備考	抗悪性腫瘍薬の除外により、その他の部分が6種類以内となる場合は、同時に処方される薬剤の影響も生じる。				
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		なし				
⑫その他		なし				
⑬当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等		なし				

	1) 名称	なし
	2) 著者	
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	なし
	1) 名称	なし
	2) 著者	なし
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	なし
①参考文献3	1) 名称	なし
	2) 著者	なし
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	なし
	1) 名称	なし
	2) 著者	なし
④参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	なし
	1) 名称	なし
	2) 著者	なし
④参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	なし

各	申請学会名	申請技術名	提案番号(6桁)
概要図			

図書式

いわゆる「7種逓減」対象薬剤からの抗悪性腫瘍薬の除外 200薬剤 〇〇病院血液内科における7種逓減による減算額

日本自液学会

(単位:千点)

薬剤別

2018

年度

113 54 65 45 69

83 71 91

통

6 17

49 98 52 40 12

15 24

34

0 17 17 24 24 0

15 0 11 22 8 8

Ή 팅

팅

6

タケキャブ錠

多発性骨髄腫

165

П

 $\Xi$   $\Xi$   $\Xi$ 

「7種逓減」対象薬剤からの「薬効分類42 腫瘍用薬」および

いわゆる

提案名】

224203

「レナデックス錠4mg(効能効果は多発性骨髄腫のみ)」の除外 【 有効性 】 該当せず 現在の治療との比較 】 該当せず 【対象疾患名】 多発性骨髄腫など

院内処方の場合、薬剤費として算定制限(100分の90)

薬室 0 Ø

診療報酬上の取扱】

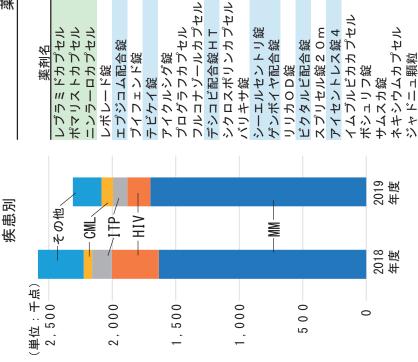
001に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算又は区分番号B (臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A 10 注2以外の場合であって、1処方につき7種類以上の内服薬の投 001-2-9に掲げる地域包括診療料を算定するものを除く。)を 行った場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定す 光楽

「1処方につき7種類以上の内服薬 の投薬」における処方せん料(F400)、処方料(F100)の減額、および (F200) の算定制限 (100分の90) が規定されている。 ポリファーマシーの対策として、 薬剤費

定義はなく、患者の病態、生活、環境により適正処方も変化する」とあるが、本規定は年齢を問わず一律に7種類以上を減額としている、特に高額な内服薬を治療に用いる悪性腫瘍患者、HIV患者などの診療に大き ポリファーマシーの概念として、「高齢者の薬物有害事象増加」への 対応であること、「何剤からポリファーマシーとするかについて厳密な な影響を及ぼしている。

れているため、血液内科における減算額の大半を占める結果となってい なお、院外処方とすることで「薬剤費 (F200) の算定制限 (100分の90) 」は免れることができるが、多発性骨髄腫の治療薬であるサリドマ イドおよびその誘導体では、後述の理由※により院内での処方に限定さ また、昨今の積極的な薬価改定により、薬価差益は縮小を続けてお 薬剤費が(100分の90)となることは差益の減少の範囲を超えてお きな逆ザヤを生じている。

スト®)は、ヒトに催奇形性をもつ薬剤であり、過去のサリドマイド薬害を背景に厳格な管理手順(レブラミド・ポマリスト適性管理手順 使用が許可されている。またこれら手順にある責任薬剤師のもと管理が 「RevMate」、サリドマイド製剤安全管理手順「TERMS」においてのみ、 ※サリドマイド(サレド®)およびその誘導体(レブラミド®、ポマリ 行われるため、院内処方に限られており、院外では処方できない。



プレジュビックス配 レナデックス錠 サレドカプセル ヒト免疫不全ウイルス感染症、 特発性血小板減少性紫斑病、 慢性骨髓性白血病 SH T H

(臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの及び 区分番号A001に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算又は区分番号B001 -2-9に掲げる地域包括診療料を算定するものを除く。)への、「薬効分類42 腫瘍用薬」および「レナデックス錠4mg(効能効果は多発性骨髄腫のみ)」の追加を要望する。 注3の除外対象 F200 薬剤

3	<b>整理番号</b> ※事務処理用	224204			
提案される医療技術名		WT1 mRNA			
	申請団体名		日本血液学会		
	主たる診療科(1つ)	07血液内科			
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	22小児科			
1277411	<b>対理する診療性(とうまで)</b>	00なし			
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			無		
過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)			リストから選択		
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	なし 			
	追加のエビデンスの有無		有無をリストから選択		
診療報酬区分		D			
診療報酬番号		D006-9			
再評価区分(複数選択可)		1 - A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 - B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 - C 算定要件の拡大 (回数制限) 2 - A 点数の見直し (増点) 2 - B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択		
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 116		末梢血中におけるWT1 mRNAの発現量を、リアルタイムPCR法により検出する。これは白血病細胞の残存量と相関することが知られており、微少残存腫瘍 (minimum residual disease, MRD) の定量化情報に相当する。			
再評価が必要な理由		されている。しかしながら保険適応上は、D006-9 (医	キットII「オーツカ」"の添付文書では、AML同様にALLでも有用である旨2017年に適応拡大 科 第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 血液学的検 記載がない。保険診療上も不都合を来しており、患者にも不利益な状態が続いている。		

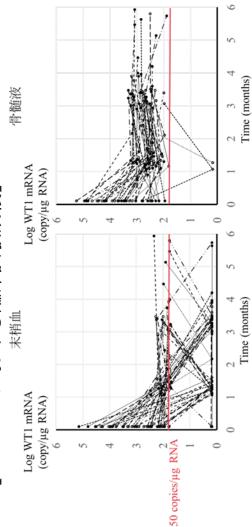
①再評価すべき具 (根拠や有効性等		WT1 mRNAは幼若細胞が発現しており、骨髄では造血幹細胞が発現している。幼若血液細胞の腫瘍である急性リンパ性白血病(ALL)では、急性骨髄性白血病(AML)と同種度に高値あることが1990年代より報告されている。現在、ALLの微少残存腫瘍の検出方法としては、白血病に特異的なキメラ遺伝子や(GROR-ADLなど)、免疫グロブリンないし「細胞受容体(TGR)遺伝子再構成をPOR法が保険承認されているが、一部の患者にしか適用できず、初診時に異常の同定が必要とされている。これらの恩恵を受けられない患者では、不利益が生じている。
②現在の診療報酬 ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留		WTI mRNAは、急性白血病の患者に対し、末梢血を用いて、白血病細胞の残存量を定量化する技術である。急性骨髄性白血病 (AML) に対する末梢血 WTI mRNA定量は、D-006-9 (医科 第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 血液学的検査)として、平成19年度に 保険収載された。また、骨髄異形成症候群 (MDS) に対して、平成23年度に適応拡大された。現在、WTI mRNAは、AMLおよびMDSを対象に、診断の補 助または経過観察時に、いずれも2,520点を算定している。
診療報酬区分(再	掲)	D
診療報酬番号(再	揭)	D006-9
医療技術名		WT1 mRNA
	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	本邦の日本血液学会ガイドラインおよび、米国のNCCNガイドラインでは、ALLにおけるMRD定量は再発の危険性を予測する指標となることが配されている。ALLのMRD検出法としては、PCR法を用いるものとして白血病に特異的なキメラ遺伝子や(BCR-ABLなど)、免疫グロブリンないしT細胞受容体(TCR)遺伝子再構成を使う方法が挙げられている。しかし、これらの方法が応用できないALLが一部に存在するほか、初発時の白血病細胞でこれらキメラ遺伝子や受容体遺伝子再構成のバターンを同定しておかねばならない。これに対し、WTI mRNAはuniversalな方法であり、適用できる症例の範囲が広い。初発時の白血病細胞を用いた準備も不要である。
ic HMIE	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載は、本邦での保険適応が取得できていないことから現在はなされ ガイドライン等での記載なし(右欄にガイドライン等 の改訂の見込み等を記載する。) は、免疫グロブリンないしT細胞受容体(TCR)遺伝子再構成を使う方法が保険適応された 場合と同様である。

④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	本邦のALLは、日本血液学会の血液疾患登録事業より、年間約1000例が発症する。この約半数が本検査を受けると推測され、年間平均4回の検査を 受けるとすると、年間2,000回の検査が見込まれる。
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	ᅅ
変化	見直し後の症例数(人)	500人
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回)	00
	見直し後の回数(回)	2,000回
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度 (専門性	位置づけ	WT1 mRNAの検出は、AMLおよびMDSでは既に臨床的有用性が確立している。
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	検査であるため、施設要件は不要。基本的に外注検査会社で実施される。
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎 に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	なし
٤)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	なし
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	検査方法であるため、安全性に問題はない
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば	3妥当性 必ず記載)	問題なし
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前  見直し後  その根拠	該当せず 該当せず 該当せず
	区分	区分をリストから選択
<ul><li>⑨関連して減点</li><li>や削除が可能と</li><li>考えられる医療</li></ul>	番号 技術名	なし なし
技術(当該医療技術を含む)	具体的な内容	該当せず
	プラスマイナス	增 (+)
	予想影響額(円)	42,700,000円
⑩予想影響額	その根拠	2,520点の検査が年間2,000回実施されると仮定すると、50,400,000円の増となる。一部の患者では、D006-13骨髄微少残存病変測定の代わりに実施されるため、こうした患者を100人/年と見込むと、100×(3,500+2,100)×10の7,700,000円が減少することになり、差し引き42,700,000円の増となる。
	備考	特になし
⑪算定要件の見直 品、医療機器又は	『し等によって、新たに使用される医薬 体外診断薬	なし
⑰その他		なし
⑬当該申請団体以 団体名)、代表的	以外の関係学会(共同提案学会名、関連 研究者等	なし
	1) 名称	造血器腫瘍診療ガイドライン
	2) 著者	日本血液学会
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	造血器腫瘍診療ガイドライン2018年版補訂版、2020年、77-78ページ

	1) 名称	WT1 as a new prognostic factor and a new marker for the detection of minimal residual disease in acute leukemia
	2) 著者	Kazushi Inoue, et al.
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Blood. 1994 Nov. 1; 84 (9): 3071-3079
	4) 概要	AML 45例、ALL 22例の検討全例で、末梢血中WT1 mRNAが健常人の10倍以上の高値を示した。
	1) 名称	Long-term follow-up of minimal residual disease in leukemia patients by monitoring WT1 (Wilms tumor gene) expression levels
	2) 著者	Kazushi Inoue, et al.
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Blood. 1996 Sep. 15: 88 (6): 2267-2278
	4)概要	AML/ALL/CML 54例の末梢血WT1 mRNAをモニターしたところ、正常化を保っていた35例では再発を認めず白血病は完全寛解を維持していた。10例ではWT1 mRNAは正常化した後に再上昇し、その後に白血病の再発を認めた。9例ではWT1 mRNAは正常化せず、白血病も完全寛解に到達しなかった。
	1) 名称	なし
	2) 著者	なし
④参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	なし
	1) 名称	なし
	2) 著者	なし
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	なし

					概要図書式
提案番号(6桁)	申請技術名	所名		申請学会名	
224204	WT1 mF	WT1 mRNA発現量の測定		日本血液学会	
【技術の	概要及	【技術の概要及びALLにおけるMRDマーカーの比較】	-カーの比較】		
測定方法		本検査 WT1 mRNA	融合遺伝子	免疫受容体(Ig/TCR) 遺伝子再構成	フローサイトメトリー (FCM)
測定原理		定量リアルタイムRT-PCR法	RT-PCR法	PCR法	FCM法
特		<u>陽性率が高い</u> (末梢血:小児93.8%及び成人 89.5%、骨髄液:小児90.7%及び 成人94.1%) <sup>1</sup>	<u>陽性率が低い</u> mBCR/ABLの場合: 成人ALL:25%程度 小児ALL:3%程度 <sup>2.3</sup>	患者毎にクローン特異的プ ライマーが必要。煩雑でコス トが高い⁴	PCR法と比して110g程度測 定感度が低く、測定法が 標準化されていない3.5
薬事承認/保険収載	<b>呆険</b> 収載	承認	未承認	承認(保険収載)	未承認

【WT1 ALLにおける臨床試験成績】



経過観察患者48例での末梢血及び骨髄液WT1 mRNA発現量の推移

治療後の末梢血では83.3%、骨髄液では83.3%において、 WT1 mRNA発現量の低下が観察された。

# 薬事承認上の使用目的]

5. Pui CH, Campana D et al., N Engl J Med. 2009; 360:2730–41.

1. 小児ALL患者を対象とした臨床性能試験成績、2. Elia I, et al., Haematologica. 2003; 88:275–79. 3. Bruggemann M, et al., Leukemia. 2010; 24:521–35. 4. van der Velden VHJ, et al., Leukemia. 2007; 21:604–11.

末梢血白血球又は骨髄液有核細胞より抽出したRNA中のウイルムス腫瘍-1遺伝子(WT1\*1)mRNA発現量の測定(AML\*2患者又はALL\*3患者におけるMRD\*4モニタリングマーカーとして又はMDS\*5患者における診断補助及び進行度モニタリングマーカーとして使用します。)

- \*1: ウイルムス腫瘍-1遺伝子(Wilms tumor gene-1: WT1)
  - \* 2: 急性骨髓性白血病(acute myeloid leukemia: AML)
- \*3: 急性リンパ性白血病(acute lymphoblastic leukemia: ALL)
  - \*4: 微少残存病変(minimal residual disease: MRD) \*5: 骨髓異形成症候群(myelodysplastic syndrome: MDS)

# 【Ig/TCR遺伝子再構成との比較(論文情報)】

論文による報告として「Ig/TCR遺伝子再構成による PCR-MRDとの比較(6例)」において、WT1 mRNAは、 Ig/TCR遺伝子再構成と同じく寛解を示す減少が観察された。特にWT1 mRNAは末梢血だけでなく骨髄液でも 寛解を示しており、臨床的有用性が確認された。

(参考文献: Hashii Y, et al. J Leuk. 2017;5: 243.)

整理番号 ※事務処理用			224205	
	提案される医療技術名		赤血球・好中球表面抗原検査	
	申請団体名		日本血液学会	
	主たる診療科(1つ)	07血液内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	22小児科		
		00なし		
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)	令和2年度		
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	赤血球表面抗原検査		
	追加のエビデンスの有無	有		
	診療報酬区分		D	
	診療報酬番号	016-6		
		1-A 算定要件の拡大(適応疾患等の拡大)	該当する場合、リストから○を選択	
		1 - B 算定要件の拡大(施設基準)	該当する場合、リストから○を選択	
		1-C 算定要件の拡大(回数制限)	該当する場合、リストから○を選択	
		2-A 点数の見直し(増点)	0	
		2一B 点数の見直し(減点)	該当する場合、リストから○を選択	
五	評価区分(複数選択可)	3 項目設定の見直し	該当する場合、リストから○を選択	
		4 保険収載の廃止	該当する場合、リストから○を選択	
		5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから○を選択	
		6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから○を選択	
		「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載		
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 198		発作性夜間へモグロビン尿症 (PNH) や再生不良性貧血 (AA) などの骨髄不全患者が、免疫抑制療法によって改善する病態であるかどうかを判断するためには、1%未満の微少なGPIアンカー膜蛋白欠失血球 (PNH型血球) 集団を検出することが重要である。0.01%程度の微少PNH型血球を検出するためには、解析する細胞数を増やすとともに、3-5種類の抗体を用いた精度の高い検査法 (高精度法) を用いる必要がある。		
再評価が必要な理由		行った場合に算定できる。」と規定されている。しか型血球検出感度は1%程度となっている。0.01%程度の	診断のため、2種類のモノクローナル抗体を用いて赤血球及び好中球の表面抗原の検索を し診療報酬の点数が320点と低く設定されているため、衛生検査所で行われている検査のPNH 散少PNH型血球を検出するためには、解析に用いる細胞数を10万個に増やすとともに、3-5種 高いフローサイトメトリー法を行う必要がある。これを実施するには1,200点程度の診療報	
		l .		

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	PNH型血球の検出は、骨髄不全患者の病態に免疫異常が関与しているかどうかを予測するうえで極めて有用である。厚生労働省特発性造血障害に関する調査研究班の「発作性夜間ヘモグロビン尿症診療の参照ガイド」でも、高リスク骨髄異形成症候群(MDS)を除くすべての骨髄不全例に対して、高精度フローサイトメトリーを行いてPNH型血球の有無を調べる必要があると記載されている。この高精度フローサイトメトリーによってPNH型血球の情報を開発しまれる動物では、PNH型血球の間には未満である。ころが、現在承認されているの16-6 「赤血球・好中球表面抗原検査」は精度が低いため、PNH型血球が「以上ある場合にしか「陽性」と判断されない。その結果、本来はPNH型血球陽性と判定される、その結果、本来はPNH型血球陽性と判定される、その結果、本来はPNH型血球陽性と判定される、その結果、本来はPNH型血球陽性と判定される、で青髄部不全例が「陰性」と判定され、不適切な治療が行われているのが現状である。この問題を解決するためには、血球系統に特異的なモノクローナル抗体を含む8-7種類のモノクローナル抗体を用いた高精度フローサイトメトリー法により、0.01程度のPNH型血球を検出できる精度の高い方法を用いる必要がある。今回、日本臨床検査医学会・日本臨床衛生検査技師会の協力を得てコスト分析調査を行ったところ、本検査を自施設で施行する際の総費用中央値は10,345円であることが明らかになった。また、衛生検査技師会の協力を得てコスト分析調査を行ったところ、本検査を自施設で施行する際の総費用中央値は10,345円であることが明らかになった。また、衛生検査所2社における検査費用の平均価格は12,600円との回答を得た。これらのことから、本検査の診療報酬を1,200点に見直す提案を行うことにした。
②現在の診療報酬上の取扱い	PNHが疑われる患者。年齢は問わない。 骨髄不全症の診断時および病態の進行が疑われる際に、EDTA加血7mLの末梢血を採取する。赤血球には抗CD55、抗CD59抗体等を用い、また好中球には抗CD1b、抗CD55、抗CD59抗体等を用い、また好中球には抗CD1b、抗CD55、抗CD59抗体等を用い、また好中球には抗CD1b、抗CD55、抗CD59抗体等を用い、また好中球には抗CD1b、抗CD55、抗CD59抗体等を用い、また好中球には抗CD1b、抗CD55、抗CD59抗体等を用い、また好中球では、PNH型血球を検出する。 日本陰床検査医学会と日本陰床衛生検査技師会により、高精度フローサイトメトリー法を自施設で施行している12施設におけるコスト分析調査を行ったところ、総費用の中央値は10、345円であった。また、衛生検査所2社における検査費用の平均価格は12、600円との回答を得た。これらのことから、本検査の診療報酬を1、200点に増点することが妥当と考える。
診療報酬区分 (再掲)	D
診療報酬番号 (再掲)	016-6
医療技術名	赤血球・好中球表面抗原検査

	治癒率、死亡率やQQLの改善等の長期予 後等のアウトカム	我々の過去の研究により、PNH型血球は、高度の溶血を伴う古典的PNHでは100%。AAの約50%、芽球や環状鉄芽球の増加がない低リスクMDS患者の約20%に検出された。PNH型血球が検出された骨髄不全を呈する患者では免疫抑制療法に対する反応性が高く、白血病に進行するリスクが低いことが示されている(Blood、2002:100:3897)。この所見は、我が国の多施設共同前方視的臨床試験でも確認された(Int J Hematol、2007:86:150)。また、PNH型血球が陽性の重症AA症例では陰性症例に比べてヒト胸腺細胞グロブリン(ATG)とシクロスポリン(CsA)の併用療法の奏効率が有意に高く、また長期予後も良好であることが示されている(Blood、2006:107:1308、Br J Haematol、2014:164:546)。			
③再評価の根 拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	厚生労働省特発性造血障害に関する調査研究班による「発作性夜間へモグロビン尿症診療の参照ガイド。令和1年改訂版(Minds非掲載)」では、汎血球減少を呈する骨髄不全症患者を対象に、高精度フローサイトメトリー法を用いた末梢血のスクリーニングが推奨されている。溶血所見が明らかではないPMP型血球の増加を使うAMであることから、AMの重症度に応じて速やかに免疫抑制療法を行うことが望ましい、と記載されている。また、骨髄不全患者75例におけるPMH型顆粒球のが推移を長期間観察したところ、全体の150%で徐々には沈がみられた。そのため、血清乳酸脱水素酵素(LDM)の上昇がみられた際には、その原因がPMHクローンの拡大によるものかどうかをフローサイトメトリーで調べる必要があり、LDHの上昇がない場合でも1年に1回程度のフォローアップが推奨されている。同調査研究班の「再生不良性貧血診療の参照ガイド 令和1年改訂版(Minds非掲載)」においても同様に、高精度フローサイトメトリー法を用いた末梢血のスクリーニングを行い、病態を判断した上で治療を選択することが推奨されている。			
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	現在赤血球・好中球表面抗原検査を受注している衛生研究所は、株式会社エスアールエルと株式会社ビー・エム・エルの2社である。両社が2019 年度に受注した保険収載法と高精度法の検査件数はそれぞれ3,020件、2,990件であり、2020年度上半期の同検査数はそれぞれ1,590、1,670件であった。これらのことから、保険診療として高精度法が施行できるようになった場合には、およそ500人/月の検査が行われ、さらに増加の余地があると見込まれる。			
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	3, 000人			
変化	見直し後の症例数(人)	6,000人			
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	3, 200回/年			
変化等	見直し後の回数(回)	7,600回/年			
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	現在高精度法は、大学病院を始めとする限られた医療機関で院内検査として行われている他、民間の衛生検査所2社で保険適応外検査として実施されており、技術的には確立されている。また、上述のように、特発性造血障害に関する調査研究班の診療参照ガイドにおいて、高精度フローサイトメトリーによるPNH型血球検出がPNHとAAの診療に必要であることが記載されていることから、この検査の重要性は内科医および臨床検査技師の間で広く認識されている。			
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	フローサイトメトリー解析を行っていること。外部委託も可。			
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	フローサイトメトリー解析を行う検査技師およびその結果を解釈できる医師がいること。			
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	特になし。			
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	検体検査のため安全性に問題はない。			
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		問題なし。			
	見直し前	330			
⑧点数等見直し	見直し後	1, 200			
の場合	その根拠	日本臨床検査医学会と日本臨床衛生検査技師会により、高精度PMH型血球検査を自施設で施行している12施設におけるコスト分析調査を行ったところ、総費用の中央値は10、345円であった。また、衛生検査所2社における検査費用の平均価格は12,600円との回答を得た。これらのことから、本検査の診療報酬は1,200点への増点が妥当と考える。 詳細は概要図(別紙)に記載。			
	区分	F			
9関連して減点	番号	なし。			
や削除が可能と 考えられる医療 共作(光味医療	技術名	なし。			
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	なし。			
	プラスマイナス	增 (+)			
⑩予想影響額	予想影響額 (円) その根拠	なし。 なし。 保険収載法では検出されなかった微少PNH型血球が高精度法によって検出されれば、その造血不全が免疫抑制療法が効きやすいタイプであると診断することができる。その結果、適切な治療が選択されることによって造血が回復し、輸血の必要量も減少するため、医療費の削減につながる可能性が高い。また、一部の患者に対して不適切に投与されている高額な抗補体薬やDNAメチル化阻害薬の投薬が回避されることにも繋がる。			
	備考	なし。			
・		赤血球には抗CD55、抗CD59抗体、赤血球マーカーを用い、また好中球には抗CD11b、抗CD55、抗CD59抗体、死細胞マーカーを用いて、約10万個の 細胞を解析し、PNH型血球を検出する。 詳細は概要図 (別紙) に記載。			

⑫その他		適切な治療によって造血が回復すれば、限られた医療資源である輸血の必要量を減らせる可能性がある。	
⑬当該申請団体 団体名)、代表	以外の関係学会(共同提案学会名、関連 的研究者等	日本小児血液学会、日本臨床検査医学会、日本検査血液学会、日本サイトメトリー学会	
1) 名称		発作性夜間へモグロビン尿症診療の参照ガイド 令和1年改訂版	
	2) 著者	厚生労働科学研究費補助金 難治性疾患克服研究事業 特発性造血障害に関する調査研究班 発作性夜間へモグロビン尿症 (PNH) の診断基準と診療の参照ガイド 改訂版作成のためのワーキンググループ	
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	http://zoketsushogaihan.umin.jp/file/2020/06v2.pdf P.17. P.23	
	4) 概要	血球減少を呈する骨髄不全症患者に対しては、0.01%前後のPNH型血球を正確に定量できる高精度法を用いて検査を行う必要がある。 溶血所見が明らかでないPNH型血球陽性の骨髄不全症と診断された場合、その実態はAAと同じであることから、AAの重症度に応じて速やかに免疫 抑制療法を行うことが望ましい。	
	1) 名称	再生不良性貧血診療の参照ガイド 令和1年改訂版	
	2) 著者	厚生労働科学研究費補助金 難治性疾患克服研究事業 特発性造血障害に関する調査研究班 再生不良性貧血の診断基準と診療の参照ガイド 改訂版作成のためのワーキンググループ	
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	http://zoketsushogaihan.umin.jp/file/2020/02v2.pdf P.5、P.8、P.11	
	4) 概要	感度の高いフローサイトメトリーを用いて再生不良性貧血患者の末梢血顆粒球や赤血球を調べると、約50%の患者で少数のPNH血球が検出される。他の陽性検体の混入を避け、死細胞を含まないように十分な注意を払うことによって、健常者との間の域値を顆粒球で0.003%、赤血球で0.005%まで下げることができる。この閾値以上のPNH型血球が検出される再生不良性貧血例は、検出されない例に比べて免疫抑制療法に対する反応性が高く、クローン性造血を示す頻度が低いことが後方視的解析で示されている。 末梢血中のPNH型血球の存在などの免疫病態を疑わせる所見を認める場合には、シクロスポリン(CsA)の高い奏効率が期待できる。	
	1) 名称	Clinical significance of a minor population of paroxysmal nocturnal hemoglobinuria-type cells in bone marrow failure syndrome.	
	2) 著者	Wang, et al.	
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Blood. 2002:100, 3897-3902.	
	4) 概要	PNH型血球は、FAB分類のMDS-RA例の約20%に検出され、PNH型血球陽性患者は陰性患者に比べてシクロスポリンの奏効率が高く、急性骨髄性白血病への移行頻度が低いことを明らかにした。	
	1) 名称	A prospective study of cyclosporine A treatment of patients with low-risk myelodysplastic syndrome: presence of CD55(-) CD59(-) blood cells predicts platelet response.	
	2) 著者	Ishikawa, et al.	
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Int J Hematol. 2007;86:150-157.	
	4) 概要	シクロスポリンによる免疫抑制療法が低リスクMDS例の56%(9/16)で奏効し、PNH型血球の存在が効果予測因子であることを前 方視的研究により明らかにした。	
⑭参考文献 5	1) 名称	なし。	
	2) 著者	なし。	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし。	
	4) 概要	なし。	
		I .	

概要図書式 申請学会名 申請技術名 提案番号(6桁)

# 224205

# 赤血球·好中球表面抗原検査

## 【医療技術の概要

骨髄不全患者の病態に免疫異常が関与してい るかどうかを予測するうえで極めて有用である。 ・PNH型血球の検出は、

## PNHが疑われる患者 【対象疾患】

# 【既存の検査法との比較】

PNH型血球の検出方法(D016 細胞機能検査 (6) 赤血球表面抗原検査)」

図1. 保険収載されている「フローサイトメトリー法による

電気信号が細胞集団からずれている細胞の除外

赤血球領域にゲート

≜ E2C-M

asc-w

ู้ ลลัC-ษ

→PNH型自球の複出感度は 2種類のGPIアンカー型膜蛋 白に特異的なモノクローナ ル抗体を用いて、シングル カラーで検出 法 (D016-6)」では、 現在保険収載され トメトリー法による 度は約1%程度である ている「フローサイ PNH型血球の検出方 BNH型自球の検出感

(0.003%以上) が見 **球陰性」と判定され** NH型血球陽性例の 約80%を占める徴少 PNH型血球陽性患者 湖されて 「PNH型由 てしまう (図2)。 この方法では、

• 0. 01%程度の微少PNH型血球を正確 ローナル抗体を組み合わせた感度の に検出するためには、解析細胞数を 10万個に増やし、3-5種類のモノク 高い検査法を行う必要がある。 ・赤血球には抗CD55、抗CD59抗体等 を用い(図3)、また好中球には抗 CD11b、抗CD55、抗CD59抗体等を用 いて、約10万個の徭胞を解析し、 bNH型血球を検出する(図4)。

## CD55CD59発現解析 舗売業回から かれた舗売の除外 SSC-H 好中球領域にゲート CD11b陽性細胞にゲー Ž2C-EV cĎiip

高精度PNH型好中球検出法

<u>家</u>3

日本血液学会

# 【診療報酬上の取り扱い】

CD55+CD59

FSC-A

コスト分析調査を行ったところ、総費用の中央値は10,345円で ・日本臨床検査医学会と日本臨床衛生検査技師会の協力により あった。

FSC-H

SSC-H

FSC-A

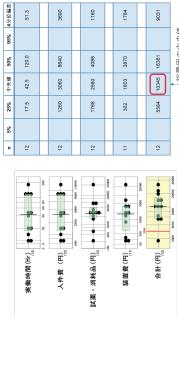
予想されるため、検体輸送のコストも加味し、診療報酬は1,200 ・多くの医療機関では、本検査を衛生検査所に委託することが 点への増点が妥当と考える。

## コスト分析結果 <u>※</u>4

PNH型血球が1%以上の症例の割合

<u>溪</u>

約1%



51.3	3690	1160	1784	9031	
120.0	8640	4088	3870	16361	
42.5	3060	2560	1803	10345	4
17.5	1260	1768	302	5584	
12	12	12	=	12	

総費用の中央値

200 0000 1000

陽性例の約80%を占めるこの 群が見逃されてしまう。 現在保険収載されている感度 1%の方法では、PNH型血球 PNH型由球陽性≥0.003% PNH型由球陽性≥1% Noji. 米国血液学会(ASH) 2014.(一部改变) **PNH型由球陰性** THOS 172 607 CA TOO 515 151 خ02 140 LEVOS 439 → PNH型血球陽性(≥0.003%) → PNH型血球陽性(≥1%) E/E/02 102 290 11200 487 179 Velo2 ES-VOL 41/1/00 41100 200

7	整理番号 ※事務処理用		224206	
	提案される医療技術名	特定薬剤治療物	<b>膏理料対象薬として「ブスルファン注射液」を追加</b>	
	申請団体名		日本血液学会	
H	主たる診療科(1つ)	07血液内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	22小児科		
		00なし		
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		平成30年度	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	特定薬剤治療管理料対象薬として「ブスルファン注射液	5」を追加	
	追加のエビデンスの有無		有	
	診療報酬区分		В	
	診療報酬番号	B001		
再	評価区分(複数選択可)	1 一 A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大)       1 一 B 算定要件の拡大 (施設基準)       1 一 C 算定要件の拡大 (施設基準)       2 一 A 点数の見直し (増点)       2 一 B 点数の見直し (減点)       3 項目設定の見直し       4 保険収載の廃止       5 新規特定保険医療材料等に係る点数       6 その他 (1~5のいずれも該当しない)       「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 の 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択	
提案される医療技術の概要(200字以内) 文字数: 196		ブスルファン注射液は造血幹細胞移植前処置の標準薬であるが、有効域が狭くかつ個体間での血中濃度のパラツキが大きく、過剰投与による有害事象の増加、過少投与による治療効果不十分による再発・生着不全などが懸念される。ブスルファンの安全な使用のためにはTDMに基づく個別化投与が推奨されており、日本におけるTDMに基づくプスルファンの個別化投薬管理の実践と普及に向けて、TDMの保険収載は必須と考える。		
再評価が必要な理由		事象の増加、過少投与による治療効果不十分による再発づく個別化投与が推奨されており、2016年にはMerical ラインが発表された (Biol Blood Marrow Transplant,でブスルファンの血中濃度測定による個別化が安全な移	きるが、有効域が狭くかつ個体間での血中濃度のパラツキが大きく、過剰投与による有害 ・生着不全などが懸念される。そのため、ブスルファンの安全な使用のためにはTDMに基 n Society for Blood and Marrow Transplantation (ASBMT) よりブスルファンTDMのガイド 22.1915-25,2016) 。造血幹細胞移植でプスルファンを用いる臨床試験の際にはその多く がおいために必要となっており(Int J Hematol, 110, 355-363, 2019/Bone Marrow 床試験で得られたエビデンスを診察に応用するためにも、TDMが必要となる。日本における 及に向けて、TDMの保険収載は必須と考える。	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	ブスルファン注射液は造血幹細胞移植前処置の標準薬であるが、有効域が狭くかつ個体間での血中濃度のバラツキが大きく、過剰投与による有害 事象の増加、過少投与による治療効果不十分による再発・生着不全などが懸念される。そのため、ブスルファンの安全な使用のためにはIDML基 づく個別化投与が推奨されており、2016年にはAmerican Society for Blood and Marrow Transplantation (ASBMT) よりブスルファンTDMのガイド ラインが発表された(Biol Blood Marrow Transplant. 22. 1915-25. 2016)。造血幹細胞移植でブスルファンを用いる臨床試験の際にはその多く でブスルファンの血中濃度測定による個別化が安全な移植のために必要となっており(Int J Hematol, 110, 355-363, 2019/Bone Marrow Transplant 54, 168-172, 2019)を必要としており、臨床試験で得られたエビデンスを診療に応用するためにも、TDMが必要となる。日本における TDMに基づくブスルファンの個別化投薬管理の実践と普及に向けて、TDMの保険収載は必須と考える。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	・対象とする患者 フスルファン注射液が造血幹細胞移植前治療として投与される患者 ・技術内容 ブスルファン注射液投与において、体重に基づき算出された投与量での初回投与時に最低3回の採血を行い血中ブスルファン濃度を測定する。血 中濃度値から台形法によりArea under the concentration-time curve (AUC) を算出し、目標AUC値 (1日4回6時間毎投与の場合:900-1350 μMmin、1日1回投与:5260 μmin)より低かった患者では増量にて、高かった患者では減量にて以降の投与を行う。もしくは初回投与時の2点採血による血中濃度値をもとに母集団解析ソフトを用いて次回投与量を算出する。 ・点数や算定の留意事項 特定薬剤治療管理料としてすでに算定されている他の薬剤の点数と同様とし、470点
診療報酬区分 (再掲)	В
診療報酬番号 (再掲)	B001
医療技術名	特定薬剤治療管理料対象薬として「プスルファン注射液」を追加

③再評価の根	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	移植生着率の上昇、拒絶反応発現率の低下、再 群の発現率が低下する。	発率の	低下などの移植の有効性が向上し、移植前治療に起因する移植後合併症である類洞閉塞症候	
拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を る。)	記載す	American Society for Blood and Marrow Transplantation (ASBMT)は、TDMに基づくプス ルファンの個別化投与」を推奨している。	
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	造血細胞移植の全国調査の登録データに基づく	と、20	014年、2015年、2016年におけるブスルファンの使用実績は年間に約1500例である。	
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	0			
変化	見直し後の症例数(人)	1, 500			
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	0			
変化等	見直し後の回数(回)	4, 500			
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	dose of BUSULFEX is recommended」という記 ・American Society for Blood and Marrow T 4)。 ・血中濃度測定のための採血に、特に必要な技 ・血中濃度測定については、受託臨床検査会社 また東レリサーチセンターはGLP適合施設とし ・血中濃度結果に基づく用量調節法は既に確立 (参考文献4)に提示されていることから、表 ないことが、日本で実施された治験における5	tanspla 術で研測れ結成の で で で で で で で で で で で で に と さ に り の に り れ に り れ に り れ に り れ に り に り れ に り れ に り に り	テエスアールエルがHPLC-MS/MS法による測定系を確立しており、事業化の準備を進めている。 レベルでのHPLC-MS/MS法によるブスルファン血中濃度測定を行っている。また一部の病院薬	
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	特になし			
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	特になし			
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	特になし			
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	特になし			
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		特になし			
⑧点数等見直し	見直し前 見直し後	- 3, 210			
の場合	その根拠	特定薬剤治療管理料:470点、造血幹細胞移植	を行った	た日の属する月の前月を含め2月に限り2,740点を所定点数に加算	
⑨関連して減点	区分	区分をリストから選択		該当なし	
や削除が可能と考えられる医療	番号  技術名				
技術(当該医療技術を含む)	具体的な内容	-			
	プラスマイナス 予想影響額 (円)	增 (+) 48, 150, 000			
⑩予想影響額	その根拠	・当該技術の実施にかかる医療費: 48,150,000円/年 (32,100円x1,500回) ・類洞閉塞症候群などの移植前治療に起因する移植後合併症の発現率が低下することに伴い、その治療薬の使用量減少が期待されることから、プラスの影響額は提示額より低くなると考えられる。			
備考				特になし	
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		特になし			
<b>⑫その他</b>		特になし			

⑬当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連団体名)、代表的研究者等		日本小児血液・がん学会 日本造血・免疫細胞療法学会
	1) 名称	Marrow transplantation for chronic myeloid leukemia: the influence of plasma busulfan levels on the outcome of transplantation
	2) 著者	Slattery JT, Clift RA, Buckner CD, Radich J, Storer B, Bensinger WI, Soll E, Anasetti C, Bowden R, Bryant E, Chauncey T, Deeg HJ, Doney KC, Flowers M, Gooley T, Hansen JA, Martin PJ, McDonald GB, Nash R, Petersdorf EW, Sanders JE, Schoch G, Stewart P, Storb R, Sullivan KM, Thomas ED, Witherspoon RP, Appelbaum FR.
④参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Blood, 1997, Apr., 89, 3055-3060
	4) 概要	ブスルファンとシクロホスファミドの併用による造血幹細胞移植前治療を受けた45例の成人患者において、定常状態におけるブスルファンの血中 濃度(Css)が測定された。その結果、平均濃度は917 ng/mL (SD: 213 ng/mL、幅: 642-1,749 ng/mL、中央値: 917 ng/mL)であり、個体間での バラつきの大きいことが確認された (p. 3057, Tablel)。なお中央値より血中濃度の低かった7名の患者では細胞遺伝学的再発が認められ、その うちの3名が死亡した。一方、中央値より血中濃度の高かった患者においては再発は認められなかった (p. 3073-3058)。また、この2群間において 累積再発率には有意な差 (P-0. 0009)が認められた (p. 3018, Fig. 1)。さらに単変量解析および多変量解析において、プスルファン血中濃度は 唯一の統計学的に有意な再発因子として抽出された (p. 3018)。以上より、血中ブスルファン濃度の低値は再発リスクの増加と相関のあることが 明らかとされた。
	1) 名称	Target dose adjustment of busulfan in pediatric patients undergoing bone marrow transplantation
	2) 著者	Bolinger AM, Zangwill AB, Slattery JT, Risler LJ, Sultan DH, Glidden DV, Norstad D, Cowan MJ.
①参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Bone Marrow Transplant、2001、Dec、28、1013-1018
	4)概要	造血幹細胞移植前治療としてプスルファンを 1 日4回6時間毎投与された32名の小児患者において、定常状態での目標血中濃度値をを600-900 ng/ml (AUC換算すると3508-5262 μl min) ±10%としてTDMに基づく用量調節を行ったところ、30名にて生着が認められた。したがって生着率は94%であり、TDMを実施しなかった過去の著者らの検討における生着率74%に比べて有意に (P=0.043) 高く (p.1016) 、プスルファンのTDMによる移植成績の向上が確認された。
	1) 名称	米国 BUSULFEX (busulfan) Injection の医薬品添付文書 (2018年9月)
	2) 著者	Otsuka Pharmaceutical Co., Ltd.
(4)参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	43344
(J) ≱ · J ∧ mm · C	4)概要	「8.4 Pediatric Use」の項において「Therapeutic drug monitoring and dose adjustment following the first dose of BUSULFEX is recommended」という記載があり、小児投与時におけるTDMが推奨されている。また「Dose Adjustment Based on Therapeutic Drug Monitoring」 および「Instructions for Drug Administration and Blood Sample Collection for Therapeutic Drug Monitoring」といった小項目にて、TDM の実施法が詳細に記載されている(p10-11)。
	1) 名称	Personalizing busulfan-based conditioning: considerations from the American Society for Blood and Marrow Transplantation practice guidelines committee
	2) 著者	Palmer J, McCune JS, Perales MA, Marks D, Bubalo J, Mohty M, Wingard JR, Paci A, Hassan M, Bredeson C, Pidala J, Shah N, Shaughnessy P, Majhail N, Schriber J, Savani BN, Carpenter PA.
④参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Biol Blood Marrow Transplant、2016、Nov、22、1915-1925
	4)概要	American Society for Blood and Marrow Transplantation (ASBMT)が発表したプスルファンの個別化投与に関する実践ガイドライン。Q&Aと解説といった構成にて、プスルファンの血中濃度と効果や副作用の相関性 (p1916, FAQ1) 、TDMに基づく個別化投与の有用性 (p.1916, FAQ1) 、目標AUC値 (p1919, FAQ5) などが記述されている。
	1) 名称	Personalized pharmacokinetic targeting with busulfan in allogeneic hematopoietic stem cell transplantation in infants with acute lymphoblastic leukemia
	2) 著者	Takayuki Takachi, Yuki Arakawa, Hiroyoshi Nakamura, Tomoyuki Watanabe, Yuki Aoki, Junjiro Ohshima, Yoshihiro Takahashi, Masahiro Hirayama, Takako Miyamura, Kanji Sugita, Katsuyoshi Koh, Keizo Horibe, Eiichi Ishii, Shuki Mizutani, Daisuke Tomizawa
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Int J Hematol, 2019, Sep. 110, 355-363
	4) 概要	乳児白血病に対する移植前処置を最適化させるためにTDMを行い、個体間のブスルファンの代謝活性のばらつきが大きいことを確認した。

		概要図書式
提案番号(6桁)	申請技術名	申請学会名
224206	特定薬剤治療管理料対象薬としてブスルファン注射液を追加	日本血液学会
【技術の概要】	要】 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	

- 血中ブスルファン濃度のモニタリング TDM)に基づく個別化投薬管理。 (Therapeutic Drug Monitoring
- 者における血中ブスルファン濃度を測定し投与量を適切に個別管理する 具体的にはブスルファン点滴投与患

# [対象患者]

・ブスルファン注射液が造血細胞移植の

造血細胞移植の全国調査の登録データ に基づくと、ブスルファンの使用実績は 年間に約1500例であることから、年間

前治療として投与される患者

対象患者は1500人程度と推測される。

# 【診療報酬上の取扱】

- B 医学管理等
- 470点(特定薬剤治療管理料が既に算定されている薬剤に準じた)

- ・ブスルファン注射液は体重に基づき算出された用量が4日間投 与されている。
- 体間のバラツキが大きく、血中 移植後再発率が有意に高い。 ブスルファンの血中濃度は個 濃度の低い患者では
- C<sub>s</sub>BU 917 ng/ml or more (N=23) C<sub>ss</sub>BU less than 917 ng/ml (N=21) 0.4 9.0
- TDMに基づく用量調節が行われた患者では、TDMが実施されな かった患者に比べて移植生着率が有意に高い。

# 過小投与

量投与

剽

生着不全 更深·

嚴器障害

生存率の向上に直結

TDMによる個別化

- 血中濃度結果に基づく用量調節法は既に確立されているため測定 結果の解釈や対応に専門性は不要。
- 受託臨床検査会社が測定系を確立し、事業化の準備中。
- 発現率が低下するため、その治療薬の使用量減少も期待される。 類洞閉塞症候群などの移植前治療に起因する移植後合併症の

**	<b>整理番号</b> ※事務処理用		226201	
	提案される医療技術名	凝固因子	活性検査:第VIII因子,第IX因子[合成基質法]	
	申請団体名		日本血栓止血学会	
	主たる診療科(1つ)	07血液内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科		22小児科		
部分形式十十	関連する診療科(2つまで)	01内科		
提案される医療技 医	・ 技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	-		
	追加のエビデンスの有無		有無をリストから選択	
	診療報酬区分		D	
	診療報酬番号	D0006 30		
再評価区分(複数選択可)		1 - A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 - B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 - C 算定要件の拡大 (施設基準) 2 - A 点数の見直し (増点) 2 - B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択	
提案される医療技術の概要(200字以内) 文字数: 197		これまで、第VIII因子活性や第IX因子活性の測定にAPTTの測定原理を応用した凝固一段法が頻用されてきた。一方、合成基質法は、特異的な発色性合成基質を用いて、凝固第X因子濃度と活性化条件を一定にした状態で、被検血漿が一定時間に産生する活性化第X因子を測定することにより第VIII因子活性もしくは第IX因子活性を評価する測定法で、有用性が高い、実質経費を考慮し、500点への増点が妥当と考える。		
		り、それらの血中濃度(凝固第VIII因子活性および凝固 る、また、凝固因子活性の測定自体も、凝固一段法より	とが多かった.しかし,ここ数年.血友病領域では複数の新規凝固因子製剤が使用可能とな 別第1X因子活性)の測定には、凝固一段法は不適当であり合成基質法で測定すべきものがあ りも合成基質法が推奨される世界的趨勢がある.一方、凝固一段法と比較して、合成基質法 要する.これまでの検査実施料は一段法の費用をもとに算出されており、実質経費を考慮す の増点が妥当と考える.	

	検査実施料の見直し(増点)が必要と考える。根拠を以下に記載する。現在の保険点数(実施料、判断料)は223点である。一方、自施設で測定 を行えば、人件費を除いても、検査試薬代等で、1検体のみ測定で約10,000円、2検体同時測定で1検体当たり約5,000円、3検体同時測定で1検体当たり約3,500円の費用が必要となる。そのため、現在の点数223点から、500点への増点が妥当と考える。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	・対象とする患者:血友病A、血友病B、von Willebrand病、後天性血友病 ・医療技術の内容:凝固因子活性検査:第VIII因子、第IX因子[合成基質法] ・点数:223点
診療報酬区分 (再掲)	D
診療報酬番号 (再掲)	D0006 30
医療技術名	凝固因子活性検査:第VIII因子,第IX因子[合成基質法]

<ul><li>③当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等</li></ul>		日本血液学会		
⑫その他		とくになし		
⑪算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		とくになし、		
	備考	現在,合成基質法での測定を行えば,診療実施施設のマイナス費用負担となるため,必要な検査が控えられていると推測する.		
⑩予想影響額	ア忠彰音額(H) その根拠	点数が233点から500点に増点され,年間実施回数が1,927回から3,000回に増加したと仮定し,計算した.		
	プラスマイナス 予想影響額 (円)	增(+)		
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	技術名    具体的な内容	特になし		
⑨関連して減点 や削除が可能と	番号	特になし		
の場合	その根拠区分	測定試薬代を考慮すると、妥当な点数と考える。 区分をリストから選択 とくになし		
⑧点数等見直し	見直し前 見直し後	223点 500点		
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		半減期延長型凝固因子製剤が普及した現在において、合成基質法での凝固因子活性の測定は血友病診療の質の向上に必須である。例えば、凝固因子製剤の種類によっては、凝固一段法では,正しい凝固因子活性の結果が得られない可能性がある.また,凝固一段法では測定値の施設間差が大きく、血友病の診断や重症度判定が正確に行われない可能性がある。		
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		とくになし		
に記載すること)	その他	日本血栓止血学会から出されている「インヒビターのない血友病患者に対する止血治療ガイドライン」を遵守(今後、改訂予定).		
(技術の専門性 等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	とくになし.		
・施設基準	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	とくになし、		
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	・学会等における位置づけ:2010年代初めから、日本血栓止血学会の学会シンポジウムを含め、多数の発表、議論が毎年のように行われており、 合成基質法の有用性および重要性に関しては十分なコンセンサスが得られている。例えば、2018年2月開催の第12回日本血栓止血学会学術標準化 委員会シンポジウムでも、合成基質法がテーマとして取り上げられ、日常臨床での必要性が確認された。 ・難易度:外注検査で測定可能であり、検査会社で精度管理が行われている。また、測定に技術の習熟は必要であるが、自施設で測定可能な施設ではすでに正しく測定可能である。例えば、パイロットサンブルを用いた多施設間での測定比較等の研究も実施されており、良好な成績が確認されている。		
変化等	見直し後の回数(回)	3,000@		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	1,927回: 社会医療診療行為別統計(令和元年)から		
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人) 	6,596人(血友病A 5,410人、血友病B 1,186人):血液凝固異常症全国調査令和元年度報告書から 6,696人		
④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		上記①で説明した通り、現状では、合成基質法での測定が行われる毎に、その医療機関がマイナス費用分を負担している。そのため、必要な凝固因子活性の測定が見送られることや、凝固一段法での評価が適切ではない場合にも凝固一段法で測定されていることがあると考えられる。マイナス費用負担分がなくなれば、現在よりも適切な測定が実施されるようになると考える。		
拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載なし(右欄にガイドライン等 現在、日本血栓止血学会で、「インヒビターのない血友病患者に対する止血治療ガイドラ イン 2013年改訂版」の改訂作業中であり、その中で合成基質法に関して言及する。また、同学会内の合成基質法導入検討ワーキンググループでの検討も継続されている。		
③再評価の根	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	血友病患者さんの止血管理において、正しい凝固因子活性の評価は非常に重要である。適切な凝固因子活性の評価が行われ、適正な凝固因子製剤 の補充が行われることにより、良好な止血管理が可能となる。また、不要な凝固因子製剤の使用削減につながり、医療経済的にも貢献すると考え る、凝固一段法と比較した場合の合成基質法の利点等に関して、参考文献1-3を添付した。エビデンスレベルは4.		

	1) 名称	半減期延長型凝固因子製剤投与時における因子活性	
	2) 著者	窓岩清治	
④参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本血栓止血学会誌, 2018年, 2月, 29号, 10-19ページ	
	4) 概要	凝固因子活性の測定は、測定試薬の影響を受けることがある。そのため、測定検体に適した測定試薬を使用することが重要である。	
	1) 名称	血友病及び止血異常症の診療の今後のあり方	
	2) 著者	藤井輝久	
14参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本血栓止血学会誌, 2018年, 8月, 29号, 435-436ページ	
	4) 概要	凝固一段法は、測定試薬そのものが標準化されておらず、使用する測定試薬の違いによる測定値の差が生じやすい、一方、合成基質法ではその欠 点が少ない、第VIII因子および第IX因子製剤について、単一測定装置で合成基質法と凝固一段法を用いて凝固因子活性を測定し比較した、合成基 質法の結果は良好であった、凝固一段法は測定試薬の違いで結果に差が認められ、合成基質法の有用性が確認された。	
	1) 名称	Factor VIII chromogenic assays can be used for potency labeling and postadministration monitoring of N8-GP	
	2) 著者	Pickering W, Hansen M, Kjalke M, Ezban M	
①参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	journal of thrombosis and haemostasis, 2016年, 1月, 14号, 1579-1587ページ	
	4) 概要	ポリエチレングリコールで修飾した半減期延長型第VIII因子製剤(N(-GP)投与時の第VIII因子活性評価に合成基質法は有用である.	
	1) 名称	特になし	
	2) 著者	特になし	
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし	
	4) 概要	特になし	
	1) 名称	特になし	
④参考文献 5	2) 著者	特になし	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし	
	4) 概要	特になし	

### 概要図書式 **血栓止血**誌 2018; 2(91):10-19 正確で再現性に優れた測定値 血友病診療の有用性に優れるが普及が進んでいない 2017年~ 2018年~ 使用者数の増加 第VIII因子測定 第IX因子測定 AND O O O O 保険収載 FXa特異的合成基質 第二段階 日本血栓止血学会 合成基質法 FVIII (検体由来) FIXa-VIIIa-PL 複合体 一点数 第一段階 FVIIIa 半減期延長型製剤の使用者数 血友病A 血友病B Thrombin FIXa, PL, Ca すべての凝固因子測定が同 リン脂質 凝固促進薬 (エラジン酸,シリカなど) 塩化カルシウム 検出器 1500-1000 間帯のゔま出赤くいでトワ 凝固1段法 希釈被検血漿 FVIII欠乏血漿 第IX因子[合成基質法] 光源 現在の点数は凝固一段法と同様の223点である。人件費を除き, 1検体のみの測定で約10,000円,2検体同時の測定で1検体当たり 合成基質法は500 約5,000円,3検体同時測定で1検体当たり約3,500円の費用がか 第VIII因子,第IX因子活性の正 半減期延長型製剤の真の測定値が得られないことがある。 後天性血友病A 1) 正確な診断や重症度判定ができない可能性がある 血友病の診察・疾患管理に結びつく 凝固因子活性検査:第NIII因子, 臨床での有用性や測定試薬代等を考慮すると, <mark>点への増点</mark>が適切と考える. 血友病A, 血友病B, von Willebrand病, 1) 正確な血友病の診断と重症度判定 2) 半減期延長型製剤の治療効果評価 測定値の施設間差が大きい。 【本測定法の利点】 半減期延長型投与患者も含め, <mark>確な測定が</mark>可能である. 【本測定法導入・普及の効果】 申請技術名 既存の測定法の問題点】 【診療報酬上の取扱い】 【普及における問題点】 本検査の普及によって が期待でき, 【対象疾患】 提案番号(6桁)

226201

ο ο ο

厚生労働省委託事業 血液凝固異常症全国調査より集計

2020 (年)

2018

2016

2014

500

整理番号 ※事務処理用		229201		
提案される医療技術名		外来緩和ケア管理料		
申請団体名			日本呼吸器学会	
	主たる診療科(1つ)	02呼吸器内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	即ませて公庫が (0つせて)	38その他(診療科名を右の空欄に記載する。)	緩和ケア科	
דין אנו ענו	関連する診療科(2つまで)	36リハビリテーション科		
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	_		
	追加のエビデンスの有無		有無をリストから選択	
	診療報酬区分		В	
	診療報酬番号	001–24		
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 — B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 — C 算定要件の拡大 (回数制限) 2 — A 点数の見直し (増点) 2 — B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択	
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 200		外来緩和ケア管理料は、終末期にある患者で身体的もしくは精神的な症状を持つ者に対して、その療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護、リハビリテーションなどをチームで行うことに対する評価である。COPD、間質性肺疾患、気管支拡張症などの呼吸器疾患では在宅療養患者も多く、肺がん以上に呼吸困難や精神的症状の訴えが多いとされる。がんおよび心不全同等に外来緩和ケア管理料の適応が必要である。		
再評価が必要な理由		で入院の緩和ケア診療加算の対象に末期心不全患者が 経天性免疫不全症候群の患者に拡大された。心不全と 労働省健康局がん・疾病対策課による「循環器疾患の! れたSolano JP et al., 2006 文献2)では、終末期に言 高、、呼吸困難はがん以上に高い頻度であることが示	ががんのみに限定されないことが強調された。わが国においても平成30年度診療報酬改定 加えられたのち、令和2年度診療報酬改定で外来緩和ケア管理料の対象が末期心不全患者と 失患軌道の類似した呼吸不全においても緩和ケアの考え方は適応されると考えられる。厚生 患者に対する緩和ケア提供体制のあり方に関するワーキンググルーブ」の議論で取り上げら おける00P起者の苦痛に関して、痛み、精神的症状、倦怠感などがはがんと共通して頻度 おける00P起る	

<b> </b>		
①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	非がん性呼吸器疾患の終末期においては呼吸困難・咳嗽・喀痰などの身体的苦痛とともにADL、00L低下や精神的苦痛も顕著である。COPDとがん、心疾患の苦痛出現頻度を比較した研究では、痛みの出現頻度はCOPD患者で34-77%(がん患者 35-96%、心疾患患者 41-77%)、うつの出現頻度は37-71%(同 3-77%、9-36%)、不安の出現頻度は515-75%(同 3-77%、9-36%)、不安の出現頻度は515-75%(同 3-77%、9-36%)、不安の出現頻度は50-95%と、がん(10-70%)、や心疾患(60-88%)より高頻度であった(文献2)。 Higginson et al.、2014(文献5)によれば、緩和ケアと解み合わせた介入を受けた群では6週間後のCR0スコア(患者が主観に基づいて呼吸困難、倦怠感、情緒、自己コントロール懸を数値で評価したもので、COPD患者に対して用いられる)が有意に高く、非がん患者では6カ月後の生存率も有意に高い。症状緩和にほ飯所、看護師、薬剤師、学療法土、管理栄養土、ソーシャルワーカーなどの多嫌症によっで呼吸管理、オピオ・ドを始めとする薬物療法、呼吸リハビリテーションや栄養指導を主体とするチーム医療が有効である。また、適切な緩和ケアを行うことで、患者が望まない終末期の入院の抑制にもつながる可能性がある(文献3)。本提案では、算定対象への追加を要望する末期呼吸不全患者を、以下のアからウまでの基準及びエから才までのいずれかの基準に該当するものとする。 フ)呼吸不全に対して酸素療法・補助換気療法(MPPV・HFNC)などを含む適切な呼吸管理と呼吸リハビリテーションを含む適切な治療が実施されている。 イ)器質的な呼吸機能障害により、上記治療にかかわらず慢性的に「mMRC4度の呼吸困難」の症状に該当する。 ウ)過去1年以内に呼吸不全の急性増悪による入院が1回以上ある。 コン医学的に終末期で再後未期であるとしているが表がである。 日本呼吸器学会と日本呼吸ケア・リハビリテーション学会が共同で策定した「非がん性呼吸器疾患緩和ケア指針 2021」(文献1)においては、終末期の呼吸器響等会と日本呼吸ケア・リハビリテーション学会が共同で策定した「非がん性呼吸器疾患緩和ケア指針 2021」(文献1)においては、終末期の呼吸器は排が必須であるとしている。緩和ケアの経験を持つ在宅医や訪問看護師と、包括的呼吸リハビリテーションの知識を持つ呼吸器専門の医師が連携して終末期の患者を支えることで、患者の希望する場所での療養が可能となる。	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	・対象とする患者:入院中の患者以外の悪性腫瘍、後天性免疫不全症候群または末期心不全の患者で症状緩和を目的として麻薬が投与されている患者。 ・技術内容:当該患者の診療を担う保険医、看護師及び薬剤師などと共同して療養上必要な指導を行う。 ・点数や算定の留意事項:290点(月1回):緩和ケアチームの医師は緩和ケアに関する研修を修了した上で診療に当たる。緩和ケアチームは初回 の診療に当たり、当該患者の診療を担う保険医、看護師及び薬剤師などと共同の上緩和ケア実施計画書を作成し、その内容を患者に説明の上交付 するとともに、その写しを診療録に添付する。当該保険医療機関に緩和ケアチームが組織上明確に位置づけられている。院内の見やすい場所に緩和ケアチームによる診療が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされている。	
診療報酬区分 (再掲)	В	
診療報酬番号 (再掲)	001–24	
医療技術名	外来緩和ケア管理料(月1回)	

	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	呼吸困難 (MRC息切れスケール 2以上) を呈する患者105人を対象としたHigginson et al., 2014 (文献5)によるRCTにおいて、緩和ケアおよび呼吸ケアを組み合わせた介入を実施した群では、通常治療を行ったコントロール群と比較し、呼吸困難に関する00Lが有意に維持・改善(6週間後時点のCROスコアは介入群が有意にと呼吸ケアを組み合わせた介入を実施した群と通常治療群で生年の有意な差があった(6か月後時点の生存率 100% 76%、生产率全体の値 0.01)。肺がん患者とOPP患者の終末期の緩和ケア受療状況を比較したButler SJ et al., 2020 (文献3)によるシステマティックレビューにおいて、肺がん患者とOPP患者の終末期の緩和ケア受機状況を比較したButler SJ et al., 2020 (文献3)によるシステマティックレビューにおいて、肺がん患者とOPP患者で受けるオッズ比はOPPと考に対して8、79[55%信息区間 6.76-11.43。pには、001)と有意に高く、在宅死亡のオッズ比も1、47 [同 1.14-1.89]、p値 0.003]と高かった。このことから、適切に緩和ケアを受けることにより、患者が希望すれば入院せずに在宅で最期を迎えられる可能性が高くなると考えられる。		
③再評価の根 拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。)	・「非がん性呼吸器疾患緩和ケア指針2021」(日本呼吸器学会・日本呼吸ケア・リハビリテーション学会)において酸素療法、NPPV、ハイフローセラビーなどの呼吸管理、薬物療法、呼吸器リハビリテーションや心理療法などの非薬物療法についての根拠、有効性、実施法などが示されている。また、同指針では在宅における緩和ケアのほか地域連携やACPなどの分野の手法も指南し、疾患別の緩和ケアについては実例を交えて解説している。・日本呼吸器学会ガイドライン(2018)第5版)において、終末期COPPの呼吸困難に有効な薬物療法として、「進行したCOPD患者に対してモルヒネはその効果が確認されており、投与量を適切にコントロールすれば呼吸抑制の問題はほとんど発生しない」とされている。・米国胸部学会ガイドライン(An Official American Thoracic Society Clinical Policy Statement: Palliative Care for Patients with Respiratory Diseases and Critical illnesses)、GOLD 2020、英国NICEOCOPDガイドライン(Chronic obstructive pulmonary disease in over 16s: diagnosis and management)においても、呼吸器疾患の患者に対する緩和ケアの標準的な診療基準が確立されている。	
④普及性の変化 ※下配のように推定した根拠		□)実際に緩和ケアを受ける患者の割合:WHO (2014) 本総和医療学会の調査によると2017年度における、 かご者のうち、実際に緩和ケアサービスを受ける患者数 【在宅緩和ケア利用率】 下記、ハ)と二)の合計に占める二)の割合)を在宅: ハ)入院の緩和ケア診療加算の算定件数:社会医療診療	人 × 5.9%) とした。 2019年のCOPDまたは間質性肺疾患を死因とする死亡者数は、37.324人。 によると、がん患者の約84%(COPD患者は約67%)で緩和ケアが必要とされているものの、日 ん患者の緩和ケアサービスの利用実績(割合)は5.9%である。本推計では、呼吸器疾患の死 をまずは現状ベースで見積もることとし、緩和ケアを受ける患者の割合を5.9%と仮定。 緩和ケア利用率とした。 代行為別統計(2019年6月審査分)より7.122件。 社会医療診療行為別統計(2019年6月審査分)より7.108件。	
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	0		
変化	見直し後の症例数(人)	297		
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回)	0		
~	見直し後の回数(回)	297		
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	・学会等における位置づけ:③に記載した通り、根拠、有効性、実施法などが「非がん性呼吸器疾患緩和ケア指針 2021」(文献1)に詳細に示されている。 ・難易度:酸素療法やNPPVなどの呼吸管理に習熟した呼吸器科医が緩和ケア医と共同もしくは緩和ケア研修を受けた上で多職種の緩和ケアチームを結成することで、末期呼吸不全患者の心身両面の基本的緩和ケアの評価と介入が可能。		
・施設基準	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	現状の施設要件に準ずる。		
に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	看護師、薬剤師、医師の配置要件は現状の施設基準に準ずる。また、呼吸ケアの経験ある理学療法士、管理栄養士、できれば臨床心理士などとも 共同して療養上必要な指導を行う。		
٤)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	非がん呼吸器疾患個々のガイドライン並びに「非がん呼吸器疾患緩和ケア指針」を遵守する。		
⑥安全性 副作用等のリスクの内容と頻度		呼吸器科医と緩和ケア医並びに薬剤師などとの共同があれば、呼吸困難の緩和に伴う呼吸抑制などの副作用やリスクについて安全に配慮した対応 ができる。		
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		特に問題はなし。 適応の拡大が認められれば、がん患者以上に呼吸困難等苦痛の強い末期非がん呼吸器疾患患者に対して、オピオイドなどの薬物およびその他非薬 物療法による症状緩和、精神的安定、リハビリテーションによるADL及び自己尊厳の維持などが期待でき、円滑で有意義なACP(人生会議)を実施 できる。		
8 点数等見直し 見直し節 290 1見直し後 290 290 290 290 290 第定要件の変更要望であり、点数の見直しはない。				
	区分	その他(右欄に記載。)	A	
9関連して減点 や削除が可能と	番号	100	<u> </u>	
や削除かり能と 考えられる医療 技術(当該医療	技術名	一般病棟入院基本料		
技術を含む)	具体的な内容	在宅における緩和ケアチームの介入により、円滑で有意義なACPを実施できる機会が増え、副次的に終末期の一般病棟への入院が患者の希望に基づき減少することが想定される。 のと減少することが想定される。 仮に、「(④普及性の変化」で示した年間297人対象のうち約6割(文献4参照)の患者が一般病棟(地域一般入院料1)に1週間程度入院するという 選択が減少すると仮定すると、約207万円(297回×60%×7日×1,159点×10円)の医療費低下が見込まれる。		

	プラスマイナス	滅 (一)
	ļ	121万円
⑩予想影響額	予想影響額(円)	
	その根拠	④より増分が約86万円(297人×290点×10円)。 ⑨よ減少分が207万円。合計でマイナス121万円。
0 m + T	備考	-
⑪鼻定要件の見順 品、医療機器又は	記し等によって、新たに使用される医薬 は体外診断薬	なし
⑫その他		特になし
③当該申請団体以 団体名)、代表的	以外の関係学会(共同提案学会名、関連 対研究者等	日本呼吸ケア・リハビリテーション学会
	1) 名称	非がん性呼吸器疾患緩和ケア指針 2021
	2) 著者	日本呼吸器学会・日本呼吸器ケア・リハビリテーション学会合同 非がん性呼吸器疾患緩和ケア指針 2021作成委員会
④参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	2021年4月20日発行 (株式会社 メディカルレビュー社)
() 2·3 / (m)	4)概要	総論において、非がん性呼吸器疾患の緩和ケアの現状と課題、および原則と考え方を示している。第2章では症状の評価と対応、第3章では症状 緩和の手段として、呼吸器管理(酸素療法、NPPV、ハイフローセラピー)、薬物療法(オピオイド、コルチコステロイド等)、非薬物療法(呼吸 器リハビリテーション、栄養、セルフマネジメント、心理療法等)について詳細に解説。第4章で多職種連携、地域連携、在宅における緩和ケア について解説。第5章でエンドオブライフケアについて解説している。さらに第6章で疾患別としてCOPD、間質性肺疾患、気管支拡張症について それぞれ実例を挙げて詳細に解説している。
	1) 名称	A Comparison of Symptom Prevalence in Far Advanced Cancer, AIDS, Heart Disease,Chronic Obstructive Pulmonary Disease and Renal Disease
	2) 著者	Solano JP et al.
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	J Pain Symptom Manage. 2006 ; 31(1):58-69
	4) 概要	がん患者と非がん患者の終末期における患者の苦痛を比較したシステマティックレビューで、64の研究について患者の苦痛の出現頻度を11の項目 に分類して比較した。 COPDの患者はがんや心疾患と共通して痛み(34-77%)、うつ(37-71%)、不安(51-75%)、倦怠感(68-80%)、呼吸困難(90-95%)、不眠(55-65%)などの頻 度が高かった (p. 61 Table 1)。
	1) 名称	Comparison of end-of-life care in people with chronic obstructive pulmonary disease or lung cancer: A systematic review
	2) 著者	Butler SJ et al.
④参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Palliat Med. 2020; 34:1030-1043
<b>沙グラス献</b> る	4) 概要	COPD患者と肺がん患者の終末期の緩和ケア受療状況を比較したシステマティックレビュー。欧米亜における19の研究についてレビューを行った結果、COPD患者の方が肺がん患者に比べて緩和ケアを受ける割合が低く、侵襲的な処置を受ける割合は高かったとしている。 肺がん患者が在宅で緩和ケアを受けるオッズ比はCOPD患者に対して8.79[95%信頼区間 6.76-11.43、p値〈0.001] と有意に高く、在宅で死亡する割合のオッズ比も1.47[同1.14-1.89、p値 0.003]と高かった。
	1) 名称	Quality of dying and death in patients with interstitial lung disease compared with lung cancer: an observational study.
	2) 著者	Koyauchi T et al.
	27 11	The Jacobs To Color T
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Thorax 2021; 76: 248-255
④参考文献4	4) 概要	日本国内で361人の患者を対象に間質性肺疾患(ILD)患者と肺がん患者の緩和ケアの受療状況や000D(死亡時の00L)を比較した研究。ILD患者は肺がん患者に比べて00Dが低く、緩和ケアや終末期に関する意思決定のサポートを受ける割合が低いとしている。00D0のアウトカム評価尺度であるGDIスコアの中央値はILD患者4、33に対して肺がん患者57 (p値 0.04)であった。 死亡直前の入院において、専門的な緩和ケアを受けた患者の割合は肺がん患者654、3%に対しILD患者は8.5%と有意に低かった (p値 0.001)。終末期の意思決定に参加した割合は肺がん患者602 4%に対しILD患者(A) 8% (p値 0.007)であった。 ILD患者は94.9%が一般病床、4.5%がICU、0.6%がホスピスで最期を迎えたのに対し、肺がん患者は36.4%がホスピス、63.6%が一般病床で最期を迎えた (p.252 Table 2)。
	1) 名称	An integrated palliative and respiratory care service for patients with advanced disease and refractorybreathlessness: a randomised controlled trial
<b>①参考文献</b> 5	2) 著者	Higginson et al.
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Lancet Respir Med 2014; 2: 979-87
	4) 概要	呼吸困難(MRC息切れスケールが2以上)を呈する患者105人(COPD 57人、がん 21人、間質性肺疾患 19人、心不全 5人、その他疾患 3人)に対し、緩和ケアおよび呼吸ケアを組み合わせて実施した介入群と通常治療のみを実施したコントロール群について6週間後の医療関連00しなどを比較した研究である。 はれったがまび呼吸ケアを組み合わせた介入を実施することで、通常治療の場合と比較し、呼吸困難に関する00Lが有意に維持・改善するとした (6週間後時点のCRQスコアは介入群が有意に良好で+0.58ポイントの差、p値=0.048)。また、非がんの患者84人について介入群とコントロール 群で生存率の有意な差があった(6か月後時点の生存率 100% vs 76%、生存率全体のp値 0.01)。

申請学会名	日本呼吸器学会
申請技術名	外来緩和ケア管理料
提案番号(6桁) 申	229201 <del>M</del> ≥

## 【医療技術の概要】

終末期の末期呼吸不全患者で身体的もしくは精神的な症状を持つ者に対して、 その療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護、リハ ビリテーションなどをチームで行う。

## 対象疾患】

がん、後天性免疫不全症候群、末期心不全 現状(外来緩和ケア管理料算定要件): 提案:末期呼吸不全の追加

(年間の対象患者数は297人程度と推定)



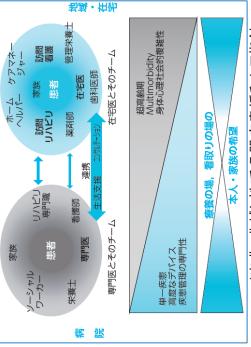
# 緩和ケアと呼吸ケアを組み合わせた介入によりQOLが有意に維持・改善され

(CRQスコア 4.15 vs 3.57 p = 0.048)、生存率も良好であった(6か月後時点 の生存率 介入群100% vs 非介入群76%、生存率全体のp値 = 0.01) (Higginson et al., 2014によるRCT)。

# 【現在当該疾患に対して行われている治療との比較】

- · COPD患者の苦痛を伴う身体的・精神的な症状はがん患者や心疾患患者 **と共通して高い頻度で出現**している(痛み:34-77%、うつ:37-71%、不安 51-75%、倦怠感:68-80%、呼吸困難:90-95%、不眠:55-65%)。 Solano JP et al., 2006)
- すると一般病床は63.6% vs 94.9%、ICUは 0% vs 4.5%、ホスピスは 36.4% 肺がん患者と間質性肺疾患(ILD)患者が最期を迎える場所の割合を比較、 緩和ケアを適切に実施することで、**患者が望まない終末期の入院抑制**にも vs 0.6 %であった。(Koyauchi T et al., 2020) つながる可能性がある。
  - 沛がん患者が在宅で緩和ケアを受けるオッズ比はCOPD患者に対して8.79 [95%信頼区間 6.76-11.43、p値<0.001] と有意に高く、在宅で死亡する 割合のオッズ比も1.47 [同1.14-1.89、p値 0.003]と高かった。 (Butler SJ

# (非がん性呼吸器疾患の連携の在り方)



出典: 非がん性呼吸器疾患緩和ケア指針 2021)

## 「診療報酬上の取扱い」

- B001-24 外来緩和ケア管理料 290点(月1回)
- 末期呼吸不全患者は、以下のアからウまでの基準及びエから 施設基準、人員配置等の要件は、現状の要件に準ずる。
- HFNC)などを含む適切な呼吸管理と呼吸リハビリテーション P) 呼吸不全に対して酸素療法・補助換気療(NPPV・ オまでのいずれかの基準に該当するものとする。 を含む適切な治療が実施されている。
  - 慢性的に「mMRC4度の呼吸困難」の症状に該当する。 器質的な呼吸機能障害により、上記治療にかかわらず、
    - ウ)過去1年以内に呼吸不全の急性増悪による入院が1回
      - エ)医学的に終末期であると判断される状態である。
        - オ)エの状態に準ずる場合である。

整理番号 ※事務処理用		229202	
	提案される医療技術名	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2の算定要件ウの修正	
申請団体名		日本呼吸器学会	
	主たる診療科(1つ)	02呼吸器内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	眼体ナス公体科(2つナエ)	00なし	
רי אנו כם	関連する診療科(2つまで)	00なし	
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		平成30年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2の算定要件ウの修正	E
	追加のエビデンスの有無		有
	診療報酬区分		С
	診療報酬番号	107–2 (3)	
		1-A 算定要件の拡大(適応疾患等の拡大) 1-B 算定要件の拡大(施設基準)	○ 該当する場合、リストから○を選択
		1-C 算定要件の拡大(回数制限)	該当する場合、リストから〇を選択
		2-A 点数の見直し(増点)	該当する場合、リストから〇を選択
		2 - B 点数の見直し(減点)	該当する場合、リストから〇を選択
_		3 項目設定の見直し	該当する場合、リストから○を選択
再	評価区分 (複数選択可)	4 保険収載の廃止	該当する場合、リストから〇を選択
		5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから○を選択
		6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから○を選択
		「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	
提案される医療技術の概要 (200字以内)		在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2の算定要件ウについて、対象となる患者「(イ)無呼吸低呼吸指数(AHI)が20以上」を「15以上」へ見直しを提案する。また、「無呼吸低呼吸指数(AHI)が40以上である患者は(ロ)の要件を満たせば対象患者となる」についても、「AHIが30以上」へ見直すことを提案する。	
文字数: 149			
再評価が必要な理由		睡眠時無呼吸症候群(SAS)患者へ在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2の算定要件ウを適用する場合、簡易モニターの使用時は「AHIが40以上」かつ自覚症状がある患者、睡眠ポリグラフィー検査(PSG)使用時は「AHIが20以上」かつ自覚症状があることに加え持続気道陽圧療法(CPAP)により睡眠段階が正常化する患者が対象となっている。 従来、簡易モニターを用いた3%酸素飽和度低下指数(0D13%)をPSGのAHIへ置き換えると、PSGのAHIと比較して過小評価するとされていた。実際、本邦の最近の資料でもPSGのAHIは[AHI = 0D13%は1.27 + 2.06] (Matsumoto T, et al., Eur Respir J 2020)であり、簡易モニターの0D13%はPSGのAHIを過小評価していた。閉塞性睡眠時無呼吸(0SA)の診断では、明確な併存疾患が無く中等症から重度のOSAが疑われる場合、簡易モニターののAHIを過小評価していた。閉塞性睡眠時無呼吸(0SA)の診断では、明確な併存疾患が無く中等症から重度のOSAが疑われる場合、簡易モニターを使用した診断は有効であると位置づけられている(参考支献1.2)。本邦の睡眠時無呼吸症候群診療ガイドライン2020では、SAS患者の重症度について5≤AHI<(15を軽症、15≤AHI<(30を中等症、30≤AHIを重症と定義している。これはアメリカ睡眠医学会の睡眠障害国際分類第3版と同基準である。しかしながら、本邦でCPAPが保険適応されるのは前述した「AHI20が以上(PSGの場合)」または「AHIが40以上(簡易モニターの場合)」であるため、中等症である15≤AHI<(20の患者がCPAP適応が上なっている。また中等症重症に該当する20≤AHIへ40のSAS患者についてもPSGを行わなければCPAP治療の適応とはならない。PSGが完備された医療機関は限定的で、通院がしにくい等の事情により未治療の中等症重症SAS患者が潜在化している可能性がある。未治療の中等症重症SAS患者は、過度の眠気などによる交通事故発生などの社会的損失が生じ得ることに加え、重症患者では心血管イベントの発症リスクが高い。CPAP治療の早期開始は、心血管イベント抑制とこれに伴う医療費削減が期待できるため、本管理料の見直しを提案する。	

### 【評価項目】

【ガイドライン上の重症度分類と診療報酬上の算定要件】
SAS患者の重症度分類については本邦や諸外国のガイドラインで、5≤AHI < 15を軽症、15≤AHI < 30を中等症、30≤AHI を重症と定義されている
(参考文献1.2)。しかしながら、本邦のSAS患者へのCPAP治療時の保険は「簡易モニターでAHIが40以上」、「PSGでAHIが20以上」とされて
いる。諸今国ではCPAP治療の適応基準は中等症以上のAHIと15となっていることが多い。米国Medicareでは簡易モニターによるAHIの値とPSGによ
るAHIの値で診断のカットオフ値に差を設けていない。さらに「AHIが15以上」、またはAHIが5以上で強い自覚症状がある場合にCPAPの導入が可能
である。
【「AHIが10以上」を「AHIが15以上」へ見直し(PSG使用時)】
諸外国ではAHIが「15以上」でCPAP治療が推奨されており、本邦でも諸外国に合わせて同基準で保険適応されることを提案する。
【「AHIが40以上」を「AHIが30以上」へ見直し(MB易モニター使用時)】
本邦では、簡易モニターとしてD237終夜睡眠ポリグラフィー(携帯装置を使用した場合)の算定ができ、この算定回数は増加傾向にある(平成
30年23、114回/男、令和元年25、18回り月:社会医療診療行為別続計・ 互相形は10以外の場合)の
算定回数は若干の減少傾向である(平成30年5、357回/月、令和元年5、265回/月・社会医療診療行為別統計・ 互相滞存年待を含む)。これらの結果
から、簡易モニターで20≤AHI < 40となった患者がPSGを受けていない可能性がある。この要因はPSGが完備されている医療機関が限定的であり、
医療機関へ通院がしにくい等の事情によりSASの診断がされていないためである。結果とて、未治療の中等症以上のSAS患者が多く潜んでいる可能性がある。重症DSA患者も心血管障害の罹患率や死亡率が高いため(参考文献3、4)、早息にDSA診断と治療が開始されるべきである。
簡易モニターはPSGよりも別定では、サンマによりであるの1013以にPSGをAHIとしてて、未治療の中等症以上のSAS患者が多く潜んでいる「 他の表がイドラインでは併存疾患が無く中等症以上のOSAが疑われる場合に、簡易モニターを使用した診断は有効とされている(参考文献 1.2)。本邦の研究ではPSGのAHIを簡易モニターのDD13%で代用する場合、(AHI = usual DD13%+1.27 + 2.06]の検算式を用いることで、PSGのAHI と同等となると報告されている(F = 0.92、P <0.001 Matsumoto T, et al., Eur Reads Early は 2020、実際に本邦の医療機関で合計を間1,000 症例以上のPSGを行っている36態設の調査では、簡易モニターで30≦AHI < 40となった患者37人のうちPSGでAHIが15以下となった患者は一人もいなかった。医療機関へ通旋がしてくい等の事情による潜在化している未治療SAS患者を治療するために、CPAP治療は簡易モニターでAHIが30以上の SAS患者にも保険適応されることを提案する。 【CPAP治療の有効性】 ①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載) SAS患者にも保険適応されることを提案する。 【CPAP治療の有効性】 「CPAP治療の有効性】 「APAP治療の有効性」 本邦からの報告でもSAS患者に対するアドヒアランス良好なCPAP治療は有意な拡張期血圧の低下が報告されている(Chin K, et al. J Hypertens 2006)。重症OSA患者では、未治療患者とCPAP治療患者を比較して脳卒中の発症リスクが約34倍もあることも報告されている(参考文献 4)、本管理料の適用がAHI2 ≥15~拡大されれば、血圧低下による減薬や心血管イベントの抑制による急性心筋梗塞や脳卒中等の患者数減少が期待 でき、これらに関かる入院医療費の削減にも寄与すると考えられる。またCPAP治療はQOLの身体的精神的側面を改善することも報告されている (参考文献5)。米国ではOSA患者の社会損失は医療費、事故などを含めて約1,500億ドルであり、全ての検査治療を含めてもOSA患者を適切に治療 すれば1,000億ドルの益があると報告されている(AASM、Frost & Sullivan 2016)。SAS患者は15≦AHI<30を中等症、30≦AHIを重症として、本 邦でもCPAP治療の保険適応もこれに準ずることを提案する。

		・対象とする患者:	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		- 対象とする患者: 在宅持続限圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外で以下の要件を満たす患者。 (イ) AHIが20以上 (ロ) 日中の傾眠、起床時の頭痛などの自覚症状が強く、日常生活に支障を来たしている (ハ) 睡眠ポリグラフィー上、頻回の睡眠時無呼吸が原因で、睡眠の分断化、深睡眠が著しく減少又は欠如し、持続陽圧呼吸療法により睡眠ポリグラフィー上、睡眠の分断が消失、深睡眠が出現し、睡眠段階が正常化する。 ※AHIが40以上である患者は(ロ) の要件を満たせば対象患者となる。 ・医療技術の内容: 在宅持続間圧呼吸療法に関する指導管理を行う。 ・点数や算定の留意事項: 当該管理料は、当該治療の開始後1, 2カ月間の治療状況を評価し、当該療法の継続が可能であると認められる症例についてのみ、引き続き算定の対象とする。	
診療報酬区分(再	[掲]	С	
診療報酬番号(再	[掲]	107-2 (3)	
医療技術名		在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2の算定要件ウの修正	
医療技術名  治癒率、死亡率やOOLの改善等の長期予 後等のアウトカム		【重症度分類・診断の有効性】 SAS診療ガイドライン2020では、諸外国と同じくSAS患者を5≤AHI<15を軽症、15≤AHI<30を中等症、30≤AHIを重症と定義している(参考文献 1)。米国睡眠医学会でもガイドラインで同じ定義となっている(参考文献2)。また、簡易モニターによる診断では、明確な併存疾患がなく、かつ中等度から重症のOSAが疑われる場合にPSGの代替としての診断に有効としている(参考文献1,2)。 【CPAP治療の長期予後や00L改善】 OSA患者を対象とした前向きコホート研究では、重症の未治療患者はCPAP治療患者と比較して脳卒中の発症リスクが約4倍あることが報告されている(参考文献4)。本邦のガイドラインでも血圧低下や心血管障害関連のパラメータを改善すると位置づけている(参考文献1)。 CPAP治療による00L改善のンステマティックレビューでは、コントロール群と比較してSF-36の身体的・精神的要素が1.7ポイント改善すると報	
③再評価の根 拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	告している(参考文献5)。本邦のガイドラインでも、OSA患者の過度の眼気や疲労感などを有意に改善するとされ、一定の側面においてQQLを改善すると期待される(参考文献1)。    睡眠時無呼吸症候群の診療ガイドライン、2020年、日本呼吸器学会 【概要】OSA患者は5≦AHI<15を軽症、15≦AHI<30を中等症、30≦AHIを重症と定義。中等症~重症OSA患者が疑われる場合に簡易モニターでの診断は有効としている。Mindsの評価法に準じており、Mindsへ掲載が決定している。   American Academy of Sleep Medicine Clinical Practice Guideline、2017、American Academy of Sleep Medicine 【概要】OSA患者は5≦AHI<15を軽症、15≦AHI<30を中等症、30≦AHIを重症と定義。合併症のないの中等症以上のOSA患者で簡易モニターでの診断は有効。	
・ ④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		【算定要件拡大した場合の症例増加数】	
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	477, 000 491, 000	
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数 (回) 見直し後の回数 (回)	5, 724, 000 5, 892, 000	
一方風   「夜の回教 (回)		睡眠時無呼吸症候群の診療ガイドライン2020やAmerican Academy of Sleep Medicine Clinical Practice Guidelineでは、5≦AHI<15を軽症、 15≦AHI<30を中等症、30≦AHIを重症と定義している。また米国のMedicareにおいては、AHI15以上の場合、もしくはAHI5以上で日中の過度な眠 気、認知機能障害、気分障害者しくは不眠症、又は高血圧、虚血性心疾患者しくは脳卒中などがある場合にCPAP治療が可能である。すでに、医療 機関で行われている治療で難易度に変化はなく、技術として成熟している。	
・施設基準(技術の専門性等を踏まえ、必	施設の要件 (標榜料、手術件数、検査や手術の体制等) 人的配置の要件	特になし	
要と考えられる要件を、項目毎に記載すること)	(医師、看護師等の職種や人数、専門性や経験年数等) その他 (遵守すべきガイドライン等その他の要件)	特になし 特になし	
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		再評価の提案に伴う安全性への影響はない。	
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		特になし	
⑧点数等見直し	見直し前 見直し後	-	
の場合		-	

	区分	区分をリストから選択	特になし	
⑨関連して減点 や削除が可能と	番号			
考えられる医療	技術名			
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	-		
	プラスマイナス		滅 (一)	
	予想影響額 (円)	50, 000, 000		
⑩予想影響額	その根拠	適応となる患者は21.000人いる。PSS減少による入院 ※1) PSGの入院医療費: 6,807点=急性期一般入院 その他の者(3,570点)を7割実施されると仮定する) 「循環器系疾患の発症予防]重症の34歳分 で放動3。64音及性の変化から、要件拡大によりCPA 循環器系疾患の1人院当たり医療費が約123万円※2で ※2) 循環器系疾患の1入院当たり医療費が約123万円※2で ※2) 循環器系疾患の1入院当たり医療費:循環器系 (=8,000人(1日新入院患者数)×365日: H29患者 [糖尿病の発症予防]本邦の研究で、中等症重症 症ない患者で3、7%発症率が高いと報告されている( 場合、軽症5AS患者よりも中等症重症SAS患者の糖尿系 の重症化が予防され、要件拡大によりCPAP協応となよ 当たり医療費が約3万円※3であることから、700人× ※3) 糖尿病の一人当たり医療費: 糖尿病の年間医 数×12カ月: H29患者割益=3万円 [高血圧症の発症予防] CPAP治療により拡張期血口 拡大によりCPAP適応となった患者14,000人のうち仮に 高血圧症患者の1人当たり医療費が約1.5万円※4であ	AS患者では糖尿病発症率が軽症SAS患者よりも、糖尿病家族歴ある患者で10.6%、糖尿病家族Minami T, et al., J Clin Sleep Med 2021)。同研究では糖尿病家族医の有無を考慮しない 再発症率は約5%高くなる(Minami T, et al. J Clin Sleep Med 2021)。CPAP治療によりSAS た患者14,000人のうち仮に5%の700人の糖尿病が予防されたと仮定する。糖尿病患者の1人	
		(CPAP治療に関わる医療費)×10円=22.7億円の増額と ※CPAP治療に関わる医療費=本管理料(250点)+在 1,350点 【総計】22.7億円-(14.3億円+8.6億円+0.2億円+0.	宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算(1,000点)+在宅持続陽圧呼吸療法材料加算(100点)= 1億円)=-0.5億円	
	備考		おける当該管理料は毎月受診で影響額を試算しているが、遠隔モニタリング加算の要件緩和や 者は減少傾向にあるため予想影響額よりも低くなる見込みである。	
①算定要件の見直 品、医療機器又に	: 『し等によって、新たに使用される医薬 は体外診断薬	特になし		
⑫その他		特になし		
③当該申請団体以 団体名)、代表的	ル外の関係学会(共同提案学会名、関連 5研究者等	日本睡眠学会 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会 日本呼吸療法医学会		
	1) 名称	睡眠時無呼吸症候群 (SAS) の診療ガイドライン2020		
	2) 著者	日本呼吸器学会		
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	ロペード W 品子 云  - 睡眠時無呼吸症候群 (SAS) の診療ガイドライン2020、2020年、P2~3(重症度分類)、P37~39(簡易モニターの有用性)、P48~59(CPAPの治療効果)		
	4) 概要	CPAPの治療効果は、血圧の降圧効果や心血管イベント	序症、30≦AHIを重症と定義しており、OSA患者への簡易モニターの有効性が証明されている。 の抑制、睡眠の質改善によるQOL向上が期待できる。	
	1) 名称	Clinical Practice Guideline for Diagnostic les Clinical Practice Guideline	tng for Adult Obstructive Sleep Apnea: An American Academy of Sleep Medicine	
	2) 著者	Kapur VK, et al.		
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	J Clin Sleep Med. 2017 Mar:13(3):479-504		
	4)概要	【モニター (home sleep apnea testing) を用いること	度から重度のOSAリスクが高い兆候を示す合併症のない成人患者へのOSA診断では、PSGか簡易 ・を推奨している(推奨2:Figure2)。合併症のない患者とは、非OSA症候群(中枢性睡眠時 重大な心疾患、神経筋疾患による呼吸筋の低下、脳卒中の既往歴などをいう(P490)。	
	1) 名称		een-year follow-up of the Wisconsin sleep cohort	
	2) 著者	Young T, et al.		
①参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Sleep. 2008 Aug;31(8):1071-8		
	4)概要	睡眠時無呼吸症候群 (SDB) 患者1522人のSDB診断有無と重症度による死亡率に関する前向きコホート研究である。全患者を対象とした場合の重症 SDB患者の死亡リスクは高く (Figure1A)、CPAP治療患者を除外した場合だとさらに死亡リスクは増加する (Figure1B)。全患者を対象とした場合、重症SDB患者の死亡リスクはAHI <5の患者と比較して2.7倍ある (P=0.01:Table4)。また、CPAP治療患者を除外した場合 (対象患者1396人) の死亡リスクは、全死亡率でAHI <5の患者と比較して3.8倍 (P=0.004)、心血管疾患に限定すると5.2倍 (P=0.03)と増加した (Table6)		
⑭参考文献 4	1) 名称	Increased Incidence of Stroke, but Not Coronary	Heart Disease, in Elderly Patients With Sleep Apnea	
	2) 著者	Catalan-Serra P, et al		
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Stroke. 2019 Feb:50:491-494, online supplemental material		
	4) 概要		5-29のCPAP治療なし群99人、AHI≥30のCPAP治療なし群149人、CPAP治療群470人)に対し、各 5。脳卒中発症の調整ハザード比は、CPAP治療群で1.13(95%信頼区間0.45-2.81)、AHI≧30の 方が有意に低かった(p<0.001、Figure2A)。	
	1) 名称	Effects of CPAP and Mandibular Advancement Devi	ces on Health-Related Quality of Life in OSA: A Systematic Review and Meta-analysis	
⑭参考文献 5	2) 著者	Kuhn E, et al.		
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Chest. 2017 Apr:151(4):786-794		
	4)概要		への影響を調査したシステマティックレビュー。23件のRCTが研究対象となり、CPAP治療は Z間、0.5~2.9、P = 0.005、Figure2)、身体的要素で1.7ポイント改善した(95%信頼区	

提案番号(6桁)	申請技術名	申請学会名
229202	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2の算定要件ウの修正	日本呼吸器学会

## 提案内容

- < から「15以上 を「20以上」 (AHI) 無呼吸低呼吸指数 本管理料算定対象患者の
- $\mathscr{H}$ 自覚症状が強く日常生活に支障がでる場合のみ、 である患者については、 見直す。 へ算定要件を 「AHIが40以上 AHIが30以

# 【对象疾患:要件拡大対象】

- ・PSGで15 = AHI < 20のSAS患者
- ・簡易モニターで30≦AHI<40のSAS 患者(PSG非実施の患者)

# 既存の当該治療との比較】

・SAS患者へのCDAP治療は第一選択として有効

PSG 簡易 モニター (n=3,487) (n=5,753)

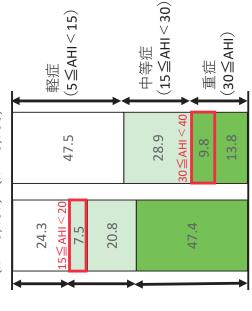


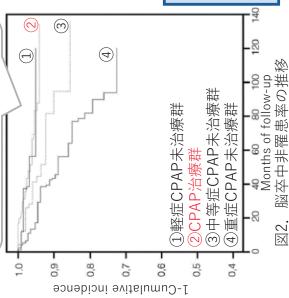
図1.BSGと簡易モニターのAHI分布(%) (本邦の3施設調査) □ 要件拡大を提案

# 【診療報酬上の対象患者(現行)〕

- (イ) AHIが20以上
- (ロ) 自覚症状が強く、日常生活へ支障あり
- (ハ) PSG上で睡眠の分断等あり、CPAP により正常化を認める症例

※AHIが40以上は (ロ) の要件のみで算定可

脳卒中罹患率は中等症以上 ③④のSAS患者で増加が著 しく、CPAP治療群②は未 治療軽症群①と同等。



## [有效性]

- ①診断基準
- ・本邦及び諸外国のガイドラインでは、睡眠 時無呼吸症候群(SAS)患者の重症度分類 を、軽症(5≤AHI<15)、中等症 (15≤AHI<30)、重症(30≤AHI)と</li>
- ・中等症以上の閉塞性睡眠時無呼吸の診断は、 PSGから簡易モニターへの代用は有効。
- ②CPAPの有効性・血圧低下や心血管パラメータの改善、睡眠の質改善による60L向上など。
  - ・重症の未治療SAS患者は脳卒中の罹患率を 上昇させ、CPAP治療患者は軽症と同等の 罹患率だった(図2)。
    - (Catalan-Serra P, et al., Stroke 2019)
      - 3社会的意義
- ・QOL改善と交通事故による社会損失の低減
  - ・AHI≥30の心血管障害による死亡率低下 ・AHI≥30の心血管障害による死亡率低下

## 医療費の増減】

- CPAP患者増による医療費の増加は、 PSG入院の減少、脳心血管障害、高血圧、 糖尿病などの生活習慣病発症予防で補填 し、医療費全体は減少する。
  - 1十141巻/ソンショ

議立のエピデンスの有無 有	整理番号 ※事務処理用		229203		
理案される疾患 技術が明確する 関連する診療料 (2つまで) 00時間 00時間 00時間 00時間 00時間 00時間 00時間 00時	提案される医療技術名		在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2の注2および(6)の修正		
(国際 ) (日本	申請団体名			日本呼吸器学会	
接動が関係する 図選する診療料(2つまで) OI内科  (		主たる診療科 (1つ)	02呼吸器内科		
### 2 144    接来される医療技術の理事 2 10 - 2	提案される医療 技術が関係する		03循環器内科		
接着上に接上した年度	診療科	関連する診療科(2つまで)	01内科		
(複数限提案した場合は、直近の年度を発展を対している。 1972年 (複数限度をしまっている。 1972年 (複数限度をしまっている。 1972年 (複数限度をしまっている。 1972年 (複数度をしまっている。 1972年 (1972年				有	
議立のエピデンスの有無 有		(複数回提案した場合は、直近の年		令和2年度	
診療機関係分   107-2	「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2の注2および(6)	の修正	
107-2		追加のエビデンスの有無		有	
1 - A 算定要件の拡大(歯応疾患等の拡大)   1 - B 算定要件の拡大(歯応疾患等の拡大)   1 - B 算定要件の拡大(協応基準)   該当する場合、リストから〇を選択   1 - C 算定要件の拡大(協応基準)   該当する場合、リストから〇を選択   2 - A 点数の見重し(端点)   該当する場合、リストから〇を選択   2 - A 点数の見重し(滅点)   該当する場合、リストから〇を選択   2 - B 点数の見重し(滅点)   該当する場合、リストから〇を選択   4 保険収載の廃止   該当する場合、リストから〇を選択   4 保険収載の廃止   該当する場合、リストから〇を選択   5 新規学官保険定義材料等に係る点数   技当する場合、リストから〇を選択   5 新規学官保険定義材料等に係る点数   技当する場合、リストから〇を選択   5 新規学官保険定義材料等に係る点数   5 - 表現を保険していて、次の3項目の見重しを提案する。リストから〇を選択   5 - 表現を保険していて、次の3項目の見重しを提案する。リストから〇を選択   5 - 表現を保険していて、次の3項目の見重しを提案する。リストから〇を選択   5 - 表現を保険していて、次の3項目の見重しを提案する。リストから〇を選択   5 - 表現を保険していて、大阪の3項目の見重しを提案する。・3 - A SV実施患者への適応疾患拡大   2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2		診療報酬区分		С	
1 - B 第変要件の拡大(施設基準)   該当する場合、リストからOを選択		診療報酬番号	107–2		
文字数: 134    文字数: 134    文字数: 134    国家的事業であるデジタル化社会に向けて、医療のオンライン診療・遠隔モニタリングは重要な位置付けであり、OPAP遠隔医療は患者数が50万人を超え、毎年5万人程度増加していることもあり、とりわけ重要な領域であると考えられる(文献り)。本邦からエビデンスを示す論文が米国学会誌 (文献2)に発表されているにも拘わらず、令和元年社会医療診療行為別統計(文献1)では、遠隔モニタリング加算の算定件数がそれぞれ、実施件数8,538と回数8,832と報告され、この差分である294件が同月に2回算定されるので、遠隔加算は全体558,955件の296をみたず、3か月間隔受診は適隔加算な全体55%を満たない。医のデジタル化性進、患者の利便性の向上および医師の働き方が変を限視からも遺隔モニタリングを用した治療の普及が望まれる。そこで、本加算が6107-20多くの対象患者に対して算定可能なものとなり、遠隔モニタリングの音及に寄与できるよう、第定要件の見直しが必要だと考えられた。見直とを提案する3項目の再評価が必要な理由は下記の過りである。ランダム化比較試験によって、遠隔モニタリング群の約70%のCPAP実施患者においては連絡指導がなくとも毎月対面診療群と同等の良好なアドヒアランス(104時間以上の使用日が月の70%以上)を保っことができることが明らかになったにも拘わらず(文献2)追隔加算されている患者数は極端のすくなく(全体の29と以下)、さらに3か月間隔で十分アドヒアランスが確保されるというエビデンスにかり3時間は大きが3時間は大きが3時間ですることが明らかになったにも拘わらず(文献2)近極なすくなく(全体029と以下)、さらに3か月間隔で十分アドヒアランスが確保されるというエビデンスにかり35%以上を占めている理由は1)遺属モニタリング加算が通常の管理料に比較して低額であることと、2)現状の2か月2回では、3か月目に患者が受診しなければ、医療機関の機器代の損失がきわめて大きい事によると考えられる。3) CPAPと共にASV実施患者においてもすでに3カ月間隔受診が認められており、少なくとも患者の利便性が増すことは明らかである。	再評価区分(複数選択可)		1-B 算定要件の拡大 (施設基準) 1-C 算定要件の拡大 (回数制限) 2-A 点数の見直し (増点) 2-B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択	
国家的事業であるデジタル化社会に向けて、医療のオンライン診療・遠隔モニタリングは重要な位置付けであり、CPAP遠隔医療は患者数が50万人を超え、毎年5万人程度増加していることもあり、とりわけ重要な領域であると考えられる(文献1)。本邦からエビデンスを示す論文が米国学会誌(文献2)に発表されているにも拘わらず、令和元年社会医療診療行為別統計(文献1)では、遠隔モニタリング加算の算定件数がそれぞれ、実施件数8、538と回数8、832と複数合され、この差分である294件が同月に20算定されるので、遠隔加算は全体568。955件の29をみたず、3カ月間隔受診は遠隔加算全体の59%を満たない。医療のデジタル化の推進、患者の利便性の向上および医師の働き方改革の観点からも遠隔モニタリングを活用した治療の音及が望まれる。そこで、本加算が107~20多くの対象患者に対して算定可能なものとなり、遠隔モニタリングの音及に寄与できるよう、算定要件の見直しが必要だ理由した。2000年の10月で107~20多くの対象患者に対して算定可能なものとなり、遠隔モニタリング音の音及に寄与できるよう、ランダム化比較試験によって、遠隔モニタリング群の約70%のCPAP実施患者においては連絡指導がなくとも毎月対面診療群と同等の良好なアドビアランス(1044時間以上の使用日内の70%以上)を保つことができることが明らかになったにも持わらず(文献2)遠隔所享れている患者数は極めてすくなく(全体の2%以下)、さらに3か月間隔で十分アドヒアランスが確保されるというエビデンスにかかわらず、2か月受診が95%以上を占めている理由は1)遠隔モニタリング加算が通常の管理料に比較して低額であることと、2)現状の2か月2回では、3か月目に患者が受診しなければ、医療機関の機器代の損失がきわめて大きい事によると考えられる。 3)CPAPと共にASV実施患者においてもすでに3カ月間隔受診が認められており、少なくとも患者の利便性が増すことは明らかである。			C107-2における遠隔モニタリング加算の算定要件について、次の3項目の見直しを提案する:1) 遠隔加算料150点から250点への増点、2) 2月を限度として来院時に算定することができるを3月を限度として算定することが出来るに変更する。、3) ASV実施患者への適応疾患拡大		
【評価項目】			を超え、毎年5万人程度増加していることもあり、とり (文献2)に発表されているにも物わらず、令和元年48 8,538と回数8,832と報告され、この差分である294件が 隔加算全体の5%を満たない。医療のデジッル化の推進 治療の音及が望まれる。そこで、本加算が5107-20多・ 算定要件の見直しが必要だと考えられた。見直しを提り ランダム化比較試験によって、遠隔モータリングドク アランス(1日4時間以上の使用日が月の70%以上)を は極めてすくなく(全体の296以下)、さらに3か月間 上を占めている理由は り遠隔モニタリング加算が通常の管理料に比較して低器 継代の損失がきわめて大きい事によると考えられる。	わけ重要な領域であると考えられる(文献1)。本邦からエビデンスを示す論文が米国学会誌 医療診療行為別統計(文献1)では、遠隔モニタリング加算の第定性数がそれぞれ、実施件数 同月に2回算定されるので、遠隔加算は全体586,955件の2%をみたず、3か月間隔受診は遠 、患者の利便性の向上および医師の働き方改革の観点からも遠隔モニタリングを活用した の対象患者に対して算定可能なものとなり、遠隔モニタリングの普及に寄与できるよう。 まずる3項目の再評価が必要な理由は下記の通りである。 70%ののCPR実施患者においては連絡指導がなくとも毎月対面診療群と同等の良好なアドヒ よつことができることが明らかになったにも拘わらず(文献2)遠隔加算されている患者数 場で十分アドヒアランスが確保されるというエビデンスにかかわらず、2か月受診が95%以 頂であることと、2)現状の2か月2回では、3か月目に患者が受診しなければ、医療機関の機	
	【評価項目】				

### ①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)

令和元年社会医療診療行為別統計では、遠隔モニタリング加算の算定件数がそれぞれ、実施件数8.538と回数8.832と報告され、この差分である294件が同月に2回算定される。CPAPは全体586、955件なので、遠隔加算は全体の2%をみたず、3か月間隔受診は遠隔加算全体の5%を満たない(文献)CPAP実施患者における3カ月間隔透隔モニタリングは毎月対面診療に対する非劣性を示すエビデンスが構築され、3か月間隔で毎月対面診療と同等のアドヒアランスが確保されるというエビデンス(文献2)にもかかわらず、遠隔モニタリングの利用が全体の2%を満たず、さらに3ヶ月間隔でなくなり月受診が95%以上をもめなている理由は遠隔モニタリング加算が通常の管理出比較して低額であることと、また、現状の2か月2回では、3か月目に患者が受診しなければ、機器代の費用が2カ月しか請求できず、医療機関の損失がきわめて大きい事によると考えられる。ある一月に一人の患者に対して遠隔モニタリングを実施するための費用は、検査技師の人件費(224円)上医師の人件費(764円)+医師の判断料(1,600円)=2.588円となる。よって、本加算の点数を現行の150点(回から250点/回に増点することが必要である。さらに、増点しても再診料が発生しないので、医療費は削減できる。また、算定要件(6)ア「在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2の対象でかつ、持続陽圧呼吸療法(CPAP)を実施している人院患者について」という記述を、ASVもすでに3カ月間隔受診が認められているので、「在宅持続陽圧呼吸療法(CPAP)またはASVを実施している入院患者について」に変更する。ASV実施患者においてもアドヒアランスの維持(少なくとも1日当たり1時間以上使用)により心機能や予後の改善に効果があることが報告されている(文献3)、CPAPと同様に基準を設ければ、遠隔モニタリングによってアドヒアランスの維持ができる可能が大きいと考えられ、患者の利便性も改善される。

②現在の診療報酬 ・対象とする課 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留		・対象とする患者:  厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、C107-2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2を算定し、CPAPを実施している入院中の患者以外の患者(算定要件(6)ア)。 ・ 技術内容:  前回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間、使用時間等の着用状況、無呼吸低呼吸指数等がモニタリング可能な情報通信機器を活用して、定期的なモニタリングを行った上で適切な指導・管理を行い、状況に応じ、療養上必要な指導を行った場合に、2月を限度として来院時に算定することができる。 ・ 点数や算定の留意事項:     遠隔モニタリング加算として、150点 に当該期間の月数(当該指導を行った月に限り、2月を限度とする。)を乗じて得た点数を、所定点数に加算する(注2)。患者の同意を得た上で、対面による診療とモニタリングを担み合わせた診療計画を作成する。当該計画の中には、患者の急変時における対応等も記載し、当該計画に沿ってモニタリングを行った上で、状況に応じ、適直患者に来院を促す等の対応を行う、算定要件(6)イ)。当該加算を算定する該計画に沿ってモニタリングを行った上で、状況に応じて適直患者に来院を促す等の対応を行う、算定要件(6)イ)。当該加算を算定する月にあっては、モニタリングにより得られた臨床所見等を診療録に記載しているこ。厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療にかかる指針に沿ってモニタリングを行う。	
診療報酬区分(再	掲)	С	
診療報酬番号(再		107-2	
	14)	111.7	
医療技術名		在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2の注2および(6)の修正	
③再評価の根	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	SAS患者に対する1日4時間以上のCPAP治療は心血管障害のリスクが軽減することが示されており(文献3)、ASV実施患者においてもアドヒアランスの維持(少なくとも1日当たり1時間以上使用)により心機能や予後の改善に効果があることが報告されていることから(文献4)、在宅におけるアドヒアランスの維持が重要である。ASVも、CPAPと同様のC107-20算定対象であり3か月間隔の対面診療が認められていることから、遠隔モニタリングによってアドヒアランスの維持ができる可能性が高い。また、本邦の資料である文献とから遠隔モニタリングのようにアドレアランスの維持ができる可能性が高い。また、本邦の資料である文献とから遠隔モニタリングのAJ月間隔受診は患者の利便性を明らかに増しているので、その普及は患者のOOL改善に寄与する事も大きい。また、今回のCOVID-19のようにパンデミックなった時に、患者の在宅率を上げ、感染防止も役立つ。	
③再評価の根 拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	睡眠時無呼吸症候群(SAS)の診療ガイドライン2020(文献5) ではエビデンスレベルはCだが、ステートメントとして、 ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。)	
④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		【症例数】令和元年度社会医療診療行為別統計のC165 在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算の実施件数 (48.3万回) および実施回数 (58.7万回) より、毎月受診をX万人、2か月間隔をY万人、3か月間隔をZ万人とすると、X+Y+Z-48.3、X+Z+43-558.7となる。また、平成30年度厚労科研報告書より2か月または3か月に1回対面診療患者の比はおよそ33・13であると、x+Y+Z-48.3、X+Z+3であるから、2か月に1回の対面診療患者は64.8万人、3か月に1回の対面診療患者は5.55万人となり、毎月受診患者は39.2万人、2か月間隔が1.0、3か月間隔が7.7万人となる。ASVもに関しても患者数自体は大きく変化しないと仮定すると、ASV患者の総患者数は0.86万人で、毎月受診患者が0.57万人、2か月に1回対面診療患が0.19万人、3か月に1回対面診療患者は0.9万人の内訳となる。 平成30年度厚労科研報告書を参考に、本加算算定の意思を示した施設割合を患者換算すると全体の70%を占めることより、3か月に1回の対面診療患者が0%になる事を仮定する。この場合の現状と普及後のCPAPならびにASVの患者数は下記の通りである。 【現状の患者数】 CPAP: 毎月受診=39.2万人、2か月に1回=6.5万人、3か月に1回=2.6万人 (6.5万人、60 + 2.6万人 x 8回 = 59.8万回) ASV: 毎月受診=0.6万人、2か月に1回=0.08万人、3か月に1回=0.03万人 【書及後の患者数】 CPAP: 毎月受診=0.6万人、2か月に1回=33.8万人 (33.8万人 x 8回 = 309.0万回) ASV: 毎月受診=0.22万人、3か月に1回=3.8万人 (0.5万人 x 8回 = 4.2万回)	
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	CPAP患者 (毎月受診39.2万人+2か月間隔6.5万人+3か月間隔2.6万人=48.3万人このうち6,800人が遠隔加算)	
	見直し後の症例数(人)	[14.5万人が毎月受診、33.8万人が遠隔3か月受診	
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回)	59.8万回(6.5万人×6回+2.6万回×8回)	
	見直し後の回数(回)	313.8方向 (普及後のCPAPとASVの3か月の合計実施回数: (33.8方人×8回+0.52方人×8回))	
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度 (専門性等)		・平成30年度よりCPAP遠隔モニタリング加算は行われており、関連4学会(日本呼吸器学会、日本睡眠学会、日本呼吸ケアーリハビリテーション学会、呼吸療法医学会)および循環器科の施設においても、トラブルなく施行されている。 ・施設内に資料を直接取り出すためのPC等が無い場合も、機器プロバイダーより遠隔モニタリング資料を取り寄せ、遠隔モニタリングによる指導・管理を行うことは可能である。後つて、CPAPの機器を管理している全ての施設において、遠隔モニタリング可能な機器を使用していれば遠隔モニタリングの加算は可能である。 ・また、睡眠時無呼吸症候群(SAS)の診療ガイドライン2020にも遠隔医療がとりあげられ重要性が高まり、普及が待たれている。	
施設の要件 ・施設基準 (技術の専門性 制等)		患者の日常的な通院・訪問によって対面による診察が可能な体制を有していること。 CPAP実施患者の臨床所見についてモニタリング可能な情報通信機器を搭載したCPAPもしくはASVの機器を使用していること。	
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	CPAPもしくはASVの管理を行っている医師がいること。	
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針(オンライン診療の適切な実施に関する指針)	
		再評価の提案に伴う安全性への影響はないが、患者の個人情報および臨床所見等のデータをネットワーク上で送受信するため、これらの情報が ネットワーク所またはネットワークに接続可能な端末上に存在する限り、個人情報漏えいのリスクが伴う。個人情報漏えいのリスクを最小限にと どめる方策を現状通りに進める必要がある。 日本医療機能評価機構「医療事故情報収集等事業」(記録期間:2010年1月~2018年6月、参加登録医療機関数:2018年12月31日時点で1502施設) において、遠隔モニタリングまたはオンライ診療に関する個人情報漏えいもしくはその他の有害事象に関する報告は確認されなかった(検索語 句:「遠隔」または「オンライン」)	

⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		患者の個人情報保護においては、オンライン診療の適切な実施に関する指針に掲載された関連法令およびガイドラインを順守する必要がある。	
	見直し前	150	
③点数等見直し の場合	<u>見直し後</u> その根拠	250  【指導管理にかかるコスト(ある一月の患者一人当たり)】 ・検査技師・時給は2243円であり、患者の資料を医師が容易に判断できる資料に加工するために約6分かかる(2243円×6/60分=224円)。(*) ・医師・時給は25804円であり、患者の資料を医師が容易に判断したがら確認し、状況を判断した上で所見を 記載するために約6分かかる。さらに、指導が必要な患者(全体の19%)に連絡するために約10分かかる(5804円×6/60分+5804円×10/60分× 19%=764円)。また、CPAPの資料に対する医師による判断料として、呼吸機能検査判断料(140点)より項目が多く160点の加算が妥当である。 【見直し後の点数】 見直し後の点数1	
9関連して減点	区分	区分をリストから選択 -	
や削除が可能と 考えられる医療	番号		
技術(当該医療	技術名		
技術を含む)	具体的な内容	<del>-</del>	
	プラスマイナス	滅 (一)	
	予想影響額(円)	10. 2億円	
⑩予想影響額	その根拠	診療報酬C107-20対象であるCPAP、ASV実施患者における遠隔モニタリングの普及と対面診療の減少によって生じる医療費への予想影響額を推計 た。患者数は、現在および改定後の今和元年年社会医療診療行為別統計の結果を用いた。ASVは数が少ないためCPAPのみの計算を行った。 1. 現在のCPAP患者による年間医療費 (ア)対面診療による医療費 (ア)対面診療による医療費 (ア)対面診療による医療費 (ア)対面診療による医療費 (ア)対面診療による医療費 (ア)対面診療におり、CPAP患者において毎月受診患者は39.2万人、2か月に1回対面診療患者は6.5万人、3か月に1回対面診療患者は 万人となり、CPAP患者における年間の対面診療回数は519.6万回((39.2万人×12回+6.5万人×6回+2.6万人、4回)となる。また、令和元年2 医療診療行為別統計より、CIO7-2を享定している施設において、再診料とサメ来管理加算を資定している施設(200床未満)は80%、外来診療料 算定している施設は20%であった。以上より、CPAP患者における年間の対面診療による医療費は下記の通り推定される。 CIO7-2:250点/回×10円/点×519.6万回 ×10円/息×19.6万回 ×10円/息×80% = 51.5億円 外来診療料・73点/回×10円/点×519.6万回×20% = 7.6億円 (小計:189.0億円) (イ)遠隔モニタリングによる医療費 ⑥参考資料1よりCPAP患者のうち2か月または3か月に1回対面診療患者における遠隔モニタリング加算の算定割合は13%(4.8万人中0.6万人)であったことから、年間のCPAP遗隔モニタリングによる医療費は下記の通り。 2か月に1回対面診療:150点/回×10円/点×2.6万人×13%×8回 = 0.76億円 3か月に1回対面診療:150点/回×10円/点×2.6万人×13%×8回 = 0.76億円 3か月に1回対面診療:150点/回×10円/点×2.6万人×13%×8回 = 0.76億円 3か月に1回対面診療に数とは、150点/回×10円/点×2.6万人×13%×8回 = 0.76億円 3か月に1回対面診療に数となる年間医療費 金患者数の70%(⑥参考文献1にて本加算算定の意思を示した施設割合)が3か月に1回対面診療に移行し、モニタリング加算を算定すると仮定する。 (ア)対面診療に数となる医療費は下記の通り推定される。 I. 改定後のCPAP患者による年間医療費は、190.2億円と推計される。 CIO7-2:250点/回×10円/点×309.0万回 = 77.3億円 外来診療料:73点/回×10円/点×309.0万回 = 77.3億円 小野療料:73点/回×10円/点×309.0万回 = 77.3億円	
備考  ① 算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬品、医療機器又は体外診断薬		特になし -	
②その他 ③当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等		- 日本睡眠学会 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会 日本呼吸療法医学会	

1	T I
1) 名称	令和元年 社会医療診療行為別統計
2) 著者	厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)
3)雑誌名、年、月、号、ページ	https://www.e-stat.go.jp (https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450048&tstat=000001029602)
4)概要	令和元年年社会医療診療行為別統計のC165 在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算の実施件数(48.3万回)および実施回数 (58.7万回)より、年間のCPAP患者数は58,7万人と推計される。CPAP遠隔加算実施件数8,538と回数8,832と報告され、この差分である294件が同月に2回算定されるので、遠隔加算は全体586,955件の2%をみたず、3か月間隔受診は遠隔加算全体の5%を満たない。
1) 名称	A Randomized controlled trial of telemedicine for long-term sleep apnea continuous positive airway pressure management telemedicine for obstructive sleep apnea patients undergoing long-term CPAP treatment
2)著者	Murase K, Chin K et al.
3)雑誌名、年、月、号、ページ	Ann Am Thorac Soc. 2020; 17: 329-37.
4) 概要	CPAP患者483人による3群のランダム化比較試験。3か月に1回外来受診を行う遠隔モニタリング群は毎月外来受診群に対して、アドヒアランスの非劣性が証明され、この中間報告が平成30年度の遠隔モニタリング加算の診療報酬適応にも参考にされた。遠隔モニタリング群(161人)において、追跡期間中にアドヒアランス低下(CPAPの使用時間が104時間以上の日が月の70%未満)のために指導が必要であったのは約30%であった(Table 2.)。この事実から、外来受診をしない月に毎月19%の患者に連絡すれば、毎月外来受診と同等のアドヒアランスが得られることになる。また、3か月間隔の受診の患者の利便性は極めて高い(Figure 5)。
1) 名称	Effect of shor-duration adaptive servo-ventilation therapy on cardiac function in patioents with heart failure
2)著者	Koyama T, et al.
3)雑誌名、年、月、号、ページ	Circ J 2012; 76: 2606-2613
4) 概要	心不全患者におけるASVの心機能改善効果を検証することを目的とし、対象患者をASVの使用時間によって3群に分け、心機能の変化および予後に関する指標との関連を検討した。その結果、ASVを1日1時間以上使用した2群は、1日1時間未満の群と比較して有意に心機能が改善し、入院率や心機能関連のイベント発生も少なかった。
1) 名称	Sleep apnea types, mechanisms, and clinical cardiovascular consequences.
2) 著者	Javaheri S, et al.
3)雑誌名、年、月、号、ページ	J Am Coll Cardiol 2017; 69:841-858
4) 概要	4時間以上CPAP治療すると脳心血管障害が有意に減少するメタアナリーシスの図(図8)が示されている。
1) 名称	睡眠時無呼吸症候群 (SAS) の診療ガイドライン2020
2)著者	睡眠時無呼吸症候群(SAS)の診療ガイドライン作成委員会
3)雑誌名、年、月、号、ページ	睡眠時無呼吸症候群(SAS)の診療ガイドライン2020, p103-105, 2020, 東京、南江堂
4) 概要	日本呼吸器学会、厚生労働科学研究費補助難治性疾患政策研究事業「難治性呼吸器疾患・肺高血圧に関する調査研究」班が監修した診療ガイドラインですでにMindsより認証をうけている。昨年7月に出版され、本年7月にMinds上で公開予定。36個のClinical Questionsがあり、CQ36 CPAP遠隔モニタリングに関するCQがあり、エビデンスレベルCだが、ステートメントとして、遠隔モニタリング指導によりCPAPアドヒアランスの改善が期待できる。遠隔モニタリング指導は医療者側の負担軽減や患者側の利便性向上も期待できる。と記されている。
	2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ベージ 4) 概要 1) 名称 2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ベージ

# 申請技術名 提案番号(6桁) 229203

# 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2の注2および(6)の修正

日本呼吸器学会

エビデンスが示されている論文が学術誌に発表されているにも関わらず、**遠隔加算施行から間がな** いとしても全体の2%をみたず、3か月間隔受診は遠隔加算全体の5%に満たない。在宅持続陽圧呼 医療のデジタル化の推進。患者の利便性の向上および医師の働き方改革の観点からもC107-2にお また、本邦により **ける遠隔モニタリング加算の普及を目指し**、算定要件について3項目の見直しを提案する。 吸療法実施患者は約52%は20~60歳の就労世代であり遠隔診療のニーズは高い 令和2年改訂以降の普及状況は限定的であり、 本加算が開始された平成30年度、

■20~39歳 ■40~59戡 ■60~79縣 ■00~19歳 ■80歳以上 (平成29年社会医療診療行為別統計) C107-22算定患者の 年齡階層別構成割合

# 1) 150点から250点への増点

- 医師の人件費 (764円) +医師の判断料 (1,600円) = ある一月に一人の患者に対して遠隔モニタリングを実 施するための費用は、検査技師の人件費(224円)+ 2,588円となる。よって、本加算の点数を現行の150 点/回から250点/回に増点することが必要である。
- 検査技師:患者の資料を医師が容易に判断できる資 料に加工する
- 医師:患者の資料を過去の記録とも比較しながら確 認し、状況を判断した上で所見を記載する。また、 指導が必要な患者(全体の19%)に連絡する
- CPAPの資料に対する医師による判断料:呼吸機能 検査判断料に相当する160点の加算が妥当である

**面診療に移行し、遠隔モニタリング加算を算** 改定により全患者数の70%が3か月に1回対 定すると仮定すると10.2億(現状の5.4%) の医療費減額となる。

# **2月を限度として来院時に算定することができるを**3月を限度として算定することが出来 るに変更 7

● 現状の2か月2回では、3か月目に患者が受診しなければ、医療機関の損失がきわめて大きい。 全体の2%のみが遠隔加算がとられ、さらにその95%が2か月間隔受診

	0か月目	1か月目	2か月目	3か月目	
現状 全体の2%	対画	凝調	遠河	対画	遠隔の5% 遠隔の95%
	0か月目	1か月目	2か月目	3か月目	4か月目
改訂後	対面	影響	影響	対面・遠隔 大部分	対しなが、ないない。

上記のケースでは、計画していた3か月目の対面診療が何らかの患者都合で出来なくなった場合、 最大2回までの遠隔モニタリング加算・その他機器加算しか算定できないため医療機関は損失が その月は遠隔診療に切り替え、4か月目に対面診療を行う再計画を立てる。しかし、この場合、 遠隔モニタリングを推進することが患者の利便性の向上および医師の働き方改善、医療経済の (医療経済の負担低減の詳細は提案書を参照) 出る。このリスクを低減するために3か月間隔が推進されていない。 改善に寄与すると考える。

# 3) ASV実施患者への適応疾患拡大

圧呼吸療法指導管理料2の対象でかつ、持続陽圧呼吸療法(CPAP)または順応型自動制御喚起(ASV)を実施している入院患者について」に変更する。ASVは現在でもCPAPと同様に3ヶ月受診が認められている。さらに、ASV実施患者においてもアドヒアランスの維持(少なくとも1日当たり1時間以上使用)により心機能や予後の改善に効果があることが報告されており、CPAPと同様に遠隔モニタリングによってアドヒアランスの維 「在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2の対象でかつ、持続陽圧呼吸療法 (CPAP) を実施している入院患者について」という記述を、 持ができる可能があるため。

<b>4</b>	§理番号 ※事務処理用	229204			
	提案される医療技術名	百日咳の早期診断法			
申請団体名		日本呼吸器学会			
	主たる診療科(1つ)	01内科			
提案される医療 技術が関係する 診療科	明事ナスシ焼利(2つまで)	22小児科			
112 77K 1-1	関連する診療科(2つまで)	02呼吸器内科			
提案される医療技	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無	無			
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択		
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	-			
追加のエビデンスの有無		有無をリストから選択			
診療報酬区分			D		
診療報酬番号		D012 (12)			
再評価区分(複数選択可)		1-A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1-B 算定要件の拡大 (施設基準) 1-C 算定要件の拡大 (危設基準) 2-A 点数の見直し (増点) 2-B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択		
提案される医療技術の概要(200字以内) 文字数: 155			が短縮・欠如していることが多く、咳嗽が始まった時点で、百日咳抗体IgM(M抗体)と百日咳抗 百日咳抗体(G抗体)の上昇は発症後1か月程度を要するため、百日咳の早期診断法としてG抗		
文字数: 155 再評価が必要な理由		日咳抗体IgA(A抗体)は発症早期に上昇を認める 定(百日咳菌、パラ百日咳菌)や発症時期の特定	であるものの、発症後1か月程度経過しないと上昇しない。一方で、百日咳抗体1gM (M抗体) と百ため早期診断に有用である。加えて、6抗体、M抗体、A抗体を同時に計測することで起因菌の特も可能である。百日咳の早期診断は流行を防ぐためには必須であり、G抗体に加えて、M抗体、Aる。発症ごく早期には、M抗体とA抗体の比(M/A比)を用いての早期診断も可能であり、3抗体の		

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		いる。百日咳抗体IgM、百日咳抗体IgAは早期診断に欠っ	PT-IgG、FHA-IgG) の同時測定ができないことで、多くの百日咳が診断されずに放置されて かせない一方で、従来の百日咳抗体は時間の経過した百日咳の診断には有効である。3者の 咳か、パラ百日咳菌による百日咳かの起因菌の特定も可能となる。
②現在の診療報酬 ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留		現状は、通常の百日咳抗体を測定した場合には、百日咳抗体IgMと百日咳抗体IgAの同時算定は認められていない。百日咳の流行を食い止めるため には早期診断が欠かせないため、百日咳抗体IgM、百日咳抗体IgAの測定は必須であると同時に、従来の百日咳抗体の同時測定も発症時期や起因菌 の特定に必要である。	
診療報酬区分 (再掲)		D	
診療報酬番号 (再掲)		D012 (12)	
医療技術名		百日咳抗体IgM、百日咳抗体IgA	
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	現在の百日咳確定患者は水山の一角であり、隠れた百日咳流行が進行していることが判明している(参考文献②)。早期診断により早期治療に乳 げられることによって、0歳児の百日咳罹患による死亡の抑制を目指したい。加えて、長期間持続する咳嗽が百日咳であるケースも数多く認めら れ、早期診断による医療費抑制効果に大きく寄与すると考えている。	
	ガイドライン等での位置づけ	カイトフイン寺での記載めり(右懶に計粬を記載9	百日咳診断基準フローチャート(咳嗽喀痰の診療ガイドライン2019)において、血清診断と記載の中に百日咳菌1gM/1gA抗体、及びPT-1gG抗体価との表示があるものの、現状は同時算定は認められていない。

④普及性の変化 ※下配のように推定した根拠		百日咳抗体1gM、百日咳抗体1gAは3年以上前に保険収載されたものの、百日咳抗体との同時算定が認められないため、ほとんどの医療機関で有効性は認知されているものの、施設の持ち出しが忌避され実施されていないのが現状である。ただし、新型コロナウィルス感染症流行後は、新型コロナPCR陰性で咳が続くケースのほぼ40%程度が百日咳と診断されている(2021年5月に第95回日本感染症学会発表予定)。3者同時算定が可能となれば、百日咳の早期診断に弾みが付き、ドクターショッピングも減り、無駄な医療費の抑制に加えて、百日咳流行を阻止することができ、致死率の高い0歳児の罹患を減らせる可能性が高い。	
見直し前の症例数(人)		既に保険収載されているが、同時算定不可のために、有効活用されていない。私の推測であるが2000から3000例程度か?	
年間対象者数の 変化	見直し後の症例数(人)	新型コロナウィルス感染症流行後、咳嗽患者が増えており、加えて黄砂の影響で喘息患者も増えている。咳嗽の原因検索に百日咳抗体IgM、百日 咳抗体IgMは有用であり、同時算定ができる様になれば、数多くの咳嗽患者に測定することになるであろう。それによって百日咳流行を阻止でき る可能性が高い。あくまで私の推測であるが、20万から30万例程度には実施されると推量する。	
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	2000から3000回程度	
変化等 見直し後の回数(回)		20万から30万回程度(検査数が増えることで早期診断が増え、無駄な検査は減り、患者さんも早く治癒し医療費も抑制される。)	
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	学会のガイドラインにも既に記載されており、保険収載も既にされている。同時算定ができないだけである。呼吸器専門医だけではなく、小児科 医、家庭医においても簡便に測定が可能である。	
施設基準 ・施設基準 (技術の専門性 等を踏まえ、必 人的配置の要件		特段の施設要件は不要。内科、小児科、呼吸器内科の専門医ばかりではなく、一般開業医、家庭医でも有用性が高い。	
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	特段の要件は不要。	
要件を、項目毎 に記載すること) その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)		日本呼吸器学会からの百日咳診断基準フローチャートに準ずる。	
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		通常の生化学検査に項目を追加するだけで、特段の副作用やリスクは生じない。	
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		特になし	
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後 その根拠	百日咳抗体[gll、百日咳抗体[gllと百日咳抗体の同時測定は不可。保険点数は見直し不要。 百日咳抗体[gll、百日咳抗体[gllと百日咳抗体の同時測定を可能とする。保険点数は見直し不要。 百日咳の早期診断、発症時期の特定、起因菌の特定に寄与できる。	
	区分	その他(右欄に記載。) 特になし	
⑨関連して減点 番号 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
考えられる医療 技術(当該医療	技術名		
技術を含む)	具体的な内容	_	
	プラスマイナス	滅 (一)	
	予想影響額(円)	低めに見積もっても20-30億円以上の医療費削減になると推量しています。 	
⑩予想影響額その根拠		咳嗽が続き、診断がつかないためにドクターショッピングを繰り返す患者さんが全国で多数存在する。不要な血液検査ばかりではなく、胸部レントゲンや胸部にT検査、効果のない不必要な処方も各病院で繰り返し実施されている。百日咳の早期診断が可能となることで、このような無駄な医療費がなり削減できると思われる。この様な患者さんが少なくとも20万-30万人/年間・人当たり無駄な検査や処方で1万円−1万5000円として、20−30億円以上の医療費節約が可能と試算できる。百日咳抗休1gM、百日咳抗休1gMは既に保険収載されている検査であり、採血量を増やすことなく容易に測定が可能である。百日咳は先進国でも再興感染症として問題となっており、特に2歳限にとってはいまだに致死率の高い疾患である。多くは同胞、両親、祖父母から移ることが多く、早期診断をすることで必定児の命を守さげでなく、咳嗽による肋骨骨折や気胸などの合併症を防ぎ、患者さんの日常社会生活を早期に取り戻すことが可能となる。ポストコロナ時代では、咳嗽の鑑別診断が益々重要となって行くであるう。百日咳の早期診断は、社会の要請に沿うものだと考えている。	
備考		特になし	
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		特になし	
⑫その他		特になし	
③当該申請団体以 団体名)、代表的	外の関係学会(共同提案学会名、関連 研究者等	日本アレルギー学会 日本小児アレルギー学会	

	1) 名称	竹筎温胆湯を用いた百日咳のせき治療、及び百日咳の早期診断法の実践
	2) 著者	松田 正
⑥参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	漢方と最新治療、2020年、第29巻第3号(通算第114号), p187-194.
	4) 概要	百日咳はワクチン接種によりある程度の鏡静化は認めているが、日本を含んだ先進国においても再興感染症として流行を繰り返している。その原因としてワクチンの免疫持続時間が短いこと、ワクチン接種後の罹患者の症状が修飾され感冒との鑑別がつきにくいことが挙げられる。従来の百日咳抗体では確定診断までに約1か月を要するが、百日咳抗体1gM、百日咳抗体1gM、1gM/1gA比を用いることで発症後1週間から10日程度で早期診断が可能となる。加えて、百日咳の起因歯がつう百日咳動かの推定にも利用できる。現代においても百日咳は心臓にとって致死性疾患である。多くは同胞、両親、祖父母から移ることが多いため、早期診断・早期治療が0歳児の命を守るためには必須である。
	1) 名称	発熱トリアージ外来(発熱外来)における百日咳流行と「咳のない百日咳」に関する報告
⑭参考文献 2	2) 著者	松田 正
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	感染症学雑誌 2021年、第95巻 臨時増刊号 p.313.
	4) 概要	当院における発熱外来において、新型コロナPCR検査を59例に実施し陽性者は5名(8.5%)であった。同外来において百日咳抗体IgM及び百日咳抗体IgM及び百日咳抗体IgM及び百日咳抗体IgM及び百日咳抗体IgM及び百日咳抗体IgM及び百日咳抗体IgM及び百日咳抗体IgM及び百日咳抗体IgM及び百日咳抗体IgM及び百日咳抗体IgM及び百日咳抗体IgM及び高日咳止症が1分割があった。新型コロナ感染症の流行後には各種感染症が激減している現状においても百日咳の流行が持続していることが判明し、今後の流行状況に注意が必要であることが示唆された。
④参考文献3	1) 名称	-
	2) 著者	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4)概要	_
	1) 名称	-
①参考文献4	2) 著者	_
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	_
	4) 概要	_
1)参考文献 5	1) 名称	-
	2) 著者	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	_
	4) 概要	_

提案番号(6桁)	申請技術名	申請学会名
229204	百日咳の早期診断法	日本呼吸器学会

百日咳抗体IgA、及び百日咳抗体IgGの3抗体同時測定 【提言の要旨】百日咳の早期診断には百日咳抗体IgM、 が必要である。

の効果が4年程度しか持続しないこと、ワクチン接種歴のある患者の症状が修飾され早期診断が困難である 【はじめに】百日咳は先進国においても再興感染症の位置づけとなっている。その理由として、ワクチン ことが挙げられる。

れている検査法であり早期診断に有用である。加えて、百日咳抗体IgG (PT-IgG、FHA-IgG) との組み合 百日咳抗体IgAの有用性】百日咳抗体IgM、IgAは既に保険収載され、2017年から実施さ わせで、発病時期の特定や起因菌の確定(百日咳菌、パラ百日咳菌)も可能である。 【百日咳抗体IgM、

# 当施設における3抗体同時測定前後の百日咳・確定診断数の比較

2014年5月~2016年7月 (27カ月間)

百日咳・確定診断数;63例

百日咳菌による;**61**例 パラ百日咳菌による;2例

(感染症学雑誌 臨時增刊号 Vol.91, p.137, 2017)



2017年11月~2019年6月 (20カ月間) 百日咳・確定診断数;**440例** 百日咳菌による;386例

パラ百日咳菌による;**54**例 (感染症学維誌 臨時増刊号 vol.94, p.281, 2020)

百日咳抗体 IgM、IgA、IgGの3抗体の記載はあるものの、<mark>現在の保険診療上、3抗体の同時測定は認められていない。</mark> 【咳嗽喀痰の診療ガイドライン2019における位置づけ】百日咳診断基準フローチャートには、

【社会的な有用性】感冒症状後に咳嗽が残る症例は年々増加し、医療機関を転々として不必要な検査・治療が繰り返され無駄な医療費につながる。約3か月間は咳が続くため医療費の増大に加え、社会生産性も低 これらを勘案すると**数十億円規模の社会的なメリット**があると推量している。 下する。

整理番号 ※事務処理用			229205	
	提案される医療技術名	特発性肺線維症の急性増悪に対する吸着式血液浄化法		
申請団体名		日本呼吸器学会		
	主たる診療科(1つ)	02呼吸器内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	BB マナフラヘルでは / ロュナー〉	05腎臓内科		
ログ7京1十	関連する診療科(2つまで)	32救急科		
	・ 支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無	有		
過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年度)		令和2年度		
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	特発性肺線維症(特発性間質性肺炎)の急性増悪に対す	「る吸着式血液浄化法	
	追加のエビデンスの有無	有		
診療報酬区分			J	
診療報酬番号		J041		
再評価区分(複数選択可) 再評価区分(複数選択可) 提案される医療技術の概要 (200字以内)		1 - A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 - B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 - C 算定要件の拡大 (施設基準) 2 - A 点数の見直し (増点) 2 - B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載  保険適応がグラム陰性桿菌による敗血症性ショックの最の急性増悪への適応拡大を提案する。	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択	
文字数: 82				
再評価が必要な理由		訂第3版」(編集・日本呼吸器学会 びまん性肺疾患診 ・ 予後は極めて不良であるが、現在、IPFの急性増悪 ・ 近年、IPFの急性増悪病態に対して、エンドトキシン トレミキシンを用いた血液浄化療法(PM(療法)の有効 ・ 直側する調査研究班」において、IPMを療法(PM ・ 表している過程である。 ・ それらの結果を踏まえ、2014年~2018年にIPF急性増 レミキシンを用いた血液浄化療法(PMX療法)の有効性 施行された。主要評価項目であるKaplan-Heier法により ・ 整ち続にの下限は外部参照値(既存の治療法の生存平率上限 善も確認された。当該結果は前述の「厚生労働省びまだ り、前向き研究によって改めてPM(療法の有効性がよっ また既にIPF急性増悪に対するPMX療法については多く において、有意に生存率が改革することが多数報告され 「特発性間質性肺炎診断と治療の手引き、改訂第3版	(の臨床研究がなされており、本治療法介入群と非介入群を比較した後ろ向きコホート研究している。 」、「特発性肺線維症の治療ガイドライン2017」(編集・厚生労働科学研究費補助金難治 引、班 特発性肺線維症の治療ガイドライン作成委員会)等にも治療法のひとつとして掲載	

【評価項目】		
①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		・特発性肺線維症(IPF) は指定難病であり、中でもIFF急性増悪は、日本呼吸器学会「特発性間質性肺炎 診断と治療の手引き」によると初回急性増悪での生存率は約20%とされており、予後は極めて不良であるが、現在、IPFおよび特発性間質性肺炎の急性増悪を効能・効果とする医薬品・医療機器はなく、効果的な治療法は確立していない。 ・近年、IPFの急性増悪病態に対して、エンドトキシン除去向け吸着型血液浄化用浄化器として開発されたポリミキシンB固定化繊維カラムであるトレミキシンを用いた血液浄化療法 (PMK療法)の有効性が報告されており、2008年からは、厚生労働・雑治性疾患成服研究事実「びまん性肺疾患に関する阿索が発して、エンド・ウェンを開いた血液浄化療法(PMK療法)の有効性が報告されており、2008年からは、厚生労働・維治性疾患成服研究事実「びまん性肺疾患に関するア変班」において、IPF急性増悪に関するPMK療法の臨床効果について全国多施設共同による後ろ向き研究が行われたが、全症例・IPF群ともにPMK療法施行により有意な酸素化 (P/Fkb)の改善、末梢白血球数の有意な低下を認めた。またIPF群の急性増悪後の予後については、1カ月生存率は70.1%、3カ月生存率は34.5%であり、これまでの報告と比較してPMKのPMFによるを必めな動態果を診まえ、2014年~2018年にIPS急性増悪患者を対象として予MKの制度による臨床研究「特発性肺縁維症の急性増悪病態に対するトレミキシンを用いた血液浄化療法(PMK療法)の有効性及び安全性に関する探索的試験』(前向き単群試験)が実施され、20例の患者にPMK療法が施行された。主要評価項目であるKap Iam-Meier法により推定したPMK療法開始後4週間時点の生存率及び95%に1は65.0% (40.3%、81.5%)であり、95%に1の下限は外部参照値(既存の治療法の生み作率上限である40%)を上回った。さらに、肺酸素化能、胸部画像所見、炎症性マーカーの有意な改善も確認された。当該結果は前述の「厚生労働省びまん性肺疾患に関する調査研究班」による全国規模での後ろ向き検討と同様の良好な結果であり、前向き研究によってぬの下PMK療法にのもMTを持てがまされた。 ・また既にIPF急性増悪に対するPMM療法については多くの臨床研究がなされており、本治療法介入群と非介入群を比較した後ろ向きコホート研究においてので発法の者が検法の自急性が表しれている。・1特免性情に対するPMM療法については多くの臨床研究がなされており、本治療法介入群と非介入群を比較した後ろ向きコホート研究において、有意に生存率が改善することが多数報告されている。・1特発性肺線維症の治療ガイドライン作成委員会)等にも治療法のひとつとして掲載されている。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項  診療報酬区分(再掲)		・対象とする患者:グラム陰性桿菌による敗血症性ショックの患者(算定の留意事項にて定義) ・技術内容:吸着式血液浄化法 ・ 点数や資定の留意事項 : 2、000点、算定の留意事項は以下の通り。 (1) エンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法において、18 歳以上の患者にあっては、次のいずれにも該当する患者に対して行った場合 に、区分番号「J 0 4 1」吸着式血液浄化法により算定する。 ア エンドトキシン連択除去用吸着式血液浄化法により算定する。 ア エンドトキシン血症が強く疑われる状態であり、次のいずれかの項目に該当するもの。 なお、診療報酬明細書の摘要欄に①から③までのいずれかの要件を満たす医学的模型について記載すること。 (1) 細菌眩晕症を疑ってから当該治療が終了するまでに、エンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法の開始前までに行った区分番号「D 0 1 8 月 細菌培養同定検査の「3 」血液又は穿刺液血液(血液に限る。)において、グラム陰性桿菌の感染が疑われ抗菌薬投与が行われていたことが証明されている患者であって、当該医療機関においてグラム陰性桿菌の感染が疑われ抗菌薬投与が行われていたことが証明されている患者であって、当該医療機関において初回に実施した区分番号「D 0 1 8 月 細菌培養同定検査の「3 」血液又は穿刺液血液(血液に限る。)が陰性である場合。 (3) 細菌感染症を疑ってから当該治療が終了するまでに、当該医療機関において初回に実施した区分番号「D 0 1 8 月 細菌培養同定検査の「3 」血液又は穿刺液血液(血液に限る。)が陰性である場合。 (3) 細菌変症を疑ってから当核治療が終了するまでに、当該医療機関において初回に実施した区分番号「D 0 1 8 月 細菌培養同定検査の「3 」血液又は穿刺液血液(血液に限る。)が陰性であるものの、グラム陰性桿菌による敗血症性ショックであることが区分番号「D 0 1 8 月 細菌培養同定検査の「3 」血液又は穿刺液血液(血液に限る。)以外の細菌培養同定検査において強く疑われ、日本救急医学会急性期DIC 診断基準が 4 点以上の場合又はこれに準ずる場合。 (1) 「日本版敗血症診療ガイドライン2016」に基づき、quick SOFA で 2 項目以上の項目を満たし、敗血症を疑った時から臓器障害評価を行った間で、総SOFAスコアの2点以上の上昇を認めること。 (2) 運りな・10 本のは、12 を維持するために循環作動薬を必要とし、かつ血清乳酸値 > 2 mmol/L (18 mg/dL)を認めること。 (2) 運り下・12 本の患者であるもの又はグラム陰性歯感染症が疑われるものであって、細菌感染症を疑ってから当該治療が終了するまでの期間におけるエンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法の開始前の時点で、「日本版敗血症診療ガイドライン2016」における小児SIRS診断基準をみたすこと。
診療報酬区分(再掲)		J
診療報酬 (再掲) 診療報酬番号 (再掲)		J041
医療技術名		吸着式血液浄化法(1日につき)
治癒率、死亡率や00Lの改善等のでウトカム 後等のアウトカム ③再評価の根 拠・有効性		(1)先進医療BにてIPF急性増悪患者に対するPMX療法の有効性、安全性について検討した。主要評価項目であるKaplan-Meier法により推定したPMX療法開始後週間時点の生存率及び95%Cl1d55.0%(40.3%、81.5%)であり、95%Cl0下限は外部参照値(既存の治療法の生存率上限である40%)を上回った。さらに、PMX療法院行により肺酸素化能、胸部画像所見、炎症性マーカーの有意な改善も確認され、有効性が示唆された。安全性についても、臨床使用上、特段の問題はないと判断するとの結論を得た。(2)厚生労働省びまん性肺疾患に関する調査研究既による全国規模での後ろ向き検討(Abe S., et al. Intern Med. 2012;51(12):1487-91) IPFを含む進行性間質性肺炎の急性増悪が対象とされ、全国18施設の全160症例(うち1PF 73症例)について検討が行われた。全症例・IPF群とも「PMX療法施行により有意な酸素化(P/F比)の改善、末梢白血球数の有意な低下を認めた。またIPF群の急性増悪後の予後については、1ヵ月生存率は70、1%、3ヵ月生存率は34.5%であり、これまでの報告と比較してPMX療法による予後の改善が期待される結果であった。(3)PMX療法介入群と北較した後ろ向きコホート研究(Enomoto N., et al. BMC Pulm Med. 2015;15:15. 、0ishi K., et al. Intern Med. 2017:15:15:15. 、0ishi K., et al. Intern Med. 2016:5(24):3551-9.)
	ガイドライン等での位置づけ	特発性肺線維症の治療ガイドライン2017 P29-30 C013 IPF急性増悪にPMX療法を行うべきか? 「IPF急性増悪にPMX療法を行うべきか? 「IPF急性増悪に対してPMX療法を行わないことを提案するが、少数の患者にはこの治療法 が合理的な選択肢である可能性がある。」(推奨の強さ2、エビデンスの質C) 注釈として「FCnmotoとの報告は後ろ向き研究であるが、対象患者数が少ないにもかかわら ず特に重症例で生存率に差が認められること、合併症が少ないことなどから、症例を選択 すれば合理的な選択肢になりうる。」との記載あり。 本ガイドラインはMinds診療ガイドライン作成の手引き2014とGRADEシステムを参考にして 作成された。「GRADEシステムを用いたといえる7基準(GRADE Handbook, 2013年10月改 訂)」に照らした自己評価が示されており、Mindsへ掲載されている。
(4) 普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		IPFの患者数は約1万数千人とされ、うち、急性増悪が起こる頻度は年間5~15%程度である(「特発性間質性肺炎診断と治療の手引き 改訂第3版」)。よって、IPF急性増悪の患者数は年間1,000人程度と推定される。PMX療法の対象となるのは、その中でも重症の場合と想定され、さらにPMX療法の実施は、血液浄化装置を与し、かつ適切に施行できる技術を持った医師および臨床工学技士が在籍する医療機関に限定されることから、対象となるIPF急性増悪患者数は200人程度と想定される。
年間対象者数の 見直し前の症例数(人) 変化 見直し後の症例数(人)		4,800人 5,000人
年間実施回数の 見直し前の回数(回)		07. 2000 17. 2000 17. 5000
英化等 「見直し後の回数(回)  ⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		//、500回 エンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法は長年にわたり施行されている。社会医療診療行為別統計(令和元年)によると、吸着式血液浄化法 は約600回/月程度実施されており、技術自体に対する成熟度は高い。
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	呼吸器内科を標榜しており血液浄化装置および技術を有する施設
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎 に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	呼吸器内科専門医(もしくは救急専門医、集中治療専門医、腎臓内科専門医)および血液浄化療法に精通した臨床工学技士
と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	特になし
	!	

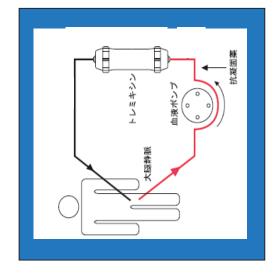
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		エンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法は長年にわたり実績があるが、これまでに報告された健康被害、副作用は、アナフィラキシー様反応 やアレルギー、ショック、血圧低下、血小板減少などであり、その頻度は非常に低い。IPFの急性増悪を対象とする場合においても、同様に副作 用等のリスクは低いと考えられる。	
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		問題なし	
<ul><li>⑧点数等見直し</li><li>の場合</li></ul>	見直し前 見直し後		
その根拠		TO the Late Nation	
⑨関連して減点	区分    番号	区分をリストから選択	
や削除が可能と 考えられる医療 技術(当該医療	技術名		
技術を含む)	具体的な内容	-	
	プラスマイナス 予想影響額 (円)	増(+)	
⑩予想影響額 その根拠		予想される当該技術による医療費の増分 (「年間実施回数の変化等」より算出) 20.000 円×300 回=600万円	
		特になし	
⑪算定要件の見直 品、医療機器又は	[し等によって、新たに使用される医薬 体外診断薬	_	
⑫その他		-	
⑬当該申請団体以 団体名)、代表的	以外の関係学会(共同提案学会名、関連 )研究者等	共同提案学会名:日本呼吸療法医学会 共同提案学会以外の関連学会名:日本急性血液浄化学会、日本アフェレシス学会	
1) 名称 2) 著者		特発性肺線維症の急性増悪患者に対するトレミキシンを用いた血液浄化療法 (PIII/療法) の有効性及び安全性に関する探索的試験 吾妻 安良太	
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ 4)概要	号、ページ 厚生労働科学研究費補助金 難治性疾患等政策研究事業 びまん性肺疾患に関する調査研究 2019年度 総括・分担研究報告書 主要評価項目であるKaplan-Meier法により推定したPMM療法開始後4週間時点の生存率及び85%C1は65.0% (40.3%, 81.5%) であり、95%C1の 外部参照値 (既存の治療法の生存率上限である40%) を上回り、さらに、肺酸素化能 (AaDO2及びP/F比) 、胸部画像所見、炎症性マーカー な改善も確認された。当該結果は「厚生労働省びまん性肺疾患に関する調査研究班」による全国規模での後ろ向き検討と同様の良好な結 り、前向き研究によって改めてPMX療法の有効性が示された。	
		Polymyxin B-immobilized fiber column (PMX) treatment for idiopathic pulmonary fibrosis with acute exacerbation: a multicenter	
<b>卯糸孝☆莊 o</b>	2) 著者	Abe S., et al.	
4)概要 とされ、全国10施設の全160症例(うち IPF 73症例)について検討が行われた。全症例・IPF群ともにPMX 改善、末梢白血球数の有意な低下を認めた。また IPF群の急性増悪後の予後については、1ヵ月生存率は70 までの報告と比較してPMX-DHPによる予後の改善が期待される結果であった。		厚生労働省びまん性肺疾患に関する調査研究班による全国規模での後ろ向き検討についての報告。IPFを含む進行性間質性肺炎の急性増悪が対象 とされ、全国18施設の全160症例(うちIPF 73症例)について検討が行われた。全症例・IPF群ともにPMM療法施行により有意な酸素化(P/F比)の 改善、末梢白血球数の有意な低下を認めた。またIPF群の急性増悪後の予後については、1ヵ月生存率は70.1%、3ヵ月生存率は34.5%であり、これ までの報告と比較してPMX-DHPによる予後の改善が期待される結果であった。	
1)名称 Treatme column		Treatment of acute exacerbation of idiopathic pulmonary fibrosis with direct hemoperfusion using a polymyxin B-immobilized fiber column improves survival.	
⑭参考文献3	2) 著者 3)雑誌名、年、月、号、ページ	Enomoto N., et al. BMC Pulm Med. 2015;15:15	
	4) 概要	PMM療法介入群と非介入群を比較した後ろ向きコホート研究についての報告。12ヶ月生存率について、48.2% vs 5.9% (log-rank test. p=0.041) と、PMM療法所詳は非施行群と比較し有意に生存率が改善し、特にGAP (Gender-Age-Pjysiology) score IIあるいはIIIの、より重症群で改善 した(57.0% vs 0% (log-rank test、p=0.021)	
	1) 名称	Survival from an acute exacerbation of idiopathic pulmonary fibrosis with or without direct hemoperfusion with a polymyxin B-immobilized fiber column: a retrospective analysis.	
⑭参考文献 4	2) 著者 3)雑誌名、年、月、号、ページ	0ishi K., et al. Intern Med. 2016: 55(24): 3551-9	
	4) 概要	PMX療法介入群と非介入群を比較した後ろ向きコホート研究についての報告。12ヶ月生存率について、41.7% vs 9.8% (log-rank test、p=0.040) と、PMX療法施行群は非施行群と比較し有意に生存率が改善した。	
	1) 名称	特発性肺線維症の治療ガイドライン2017	
	2) 著者	厚生労働科学研究費補助金難治性疾患政策研究事業「びまん性肺疾患に関する調査研究」班 特発性肺線維症の治療ガイドライン作成委員会	
①参考文献5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特発性肺線維症の治療ガイドライン2017 P29-30	
シックへ扱い	4)概要	「「IPF急性増悪に対してPMM療法を行わないことを提案するが、少数の患者にはこの治療法が合理的な選択肢である可能性がある。」(推奨の強さ 2、エビデンスの質(5) ただし、注釈として「今回のシステマティックレビューによって評価の対象となった論文が1編のみであったことから、現在はエビデンスに基づ いた強い推奨を行うことはできない。Enomotoらの報告は後ろ向き研究であるが、対象患者数が少ないにもかかわらず特に重症例で生存率に差が 認められること、合併をが少ないことなどから、症例を選択すれば合理的な選択肢になりうる。」との記載あり。	

概要図書式

## 【技術の概要】

229205

ドトキシン除去向け吸着型血液浄化用浄化器(ト 特発性肺線維症の急性増悪病態に対して、エン ノミキシン)を用いた吸着式血液浄化法を行う。



## |対象疾患]

- ·特発性肺線維症の急性増悪病態
- 化法を用いる対象患者は年間200人程度と考えら 第3版」より、特発性肺線維症の急性増悪患者は 年間1,000人程度と推定。そのうち吸着式血液浄 • 「特発性間質性肺炎診断と治療の手引き

## 日本犀吸器学织

# 既存の治療法との比較、有効性

- (既存の治療法の生存率上限である40%)を上回り、さら 65.0%(40.3%, 81.5%)であり、95%CIの下限は外部参照値 るトレミキシンを用いた血液浄化療法の有効性及び安 全性に関する探索的試験』として前向き単群試験を実 こ、肺酸素化能(AaDO2及びP/F比)、胸部画像所見、 ・先進医療B『特発性肺線維症の急性増悪患者に対す 施。主要評価項目であるKaplan-Meier法により推定し たPMX療法開始後4週間時点の生存率及び95%CIは 炎症性マーカーの有意な改善も確認された。
- ・当該結果は「厚生労働省びまん性肺疾患に関する調 査研究班」による全国規模での後ろ向き検討と同様の 良好な結果であり、前向き研究によって改めて本治療 法の有効性が示された。
- **向きコホート研究において、有意に生存率が改善するこ** ・その他、本治療法介入群と非介入群を比較した後ろ とが多数報告されている。
- 学会ガイドラインに治療法の一つとして記載あり。

# 【診療報酬上の取扱】

- •J処置 J041 吸着式血液浄化法(1日につき)
- 2,000点
- 診療報酬の算定方法の留意事項に本適応を追加する。

整理番号 ※事務処理用		229206	
提案される医療技術名		在宅酸素療法指導管理料の算定要件変更	
申請団体名		日本呼吸器学会	
担実されて原療	主たる診療科(1つ)	02呼吸器内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	京 :	03循環器内科	
		01内科	
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		有	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)	令和 2 年度	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	在宅酸素療法の算定要件変更	
	追加のエビデンスの有無	有	
	診療報酬区分		С
	診療報酬番号	103	
再評価区分(複数選択可)		1 一 A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 一 B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 一 C 算定要件の拡大 (回数制限) 2 一 A 点数の見直し (増点) 2 一 B 点数の見直し (滅点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 138		1) 在宅酸素療法の際に、酸素供給装置もしくは酸素チューブに、火災時に作動する酸素供給遮断装置を付けることを義務化する。 2) 火災事故の際には主治医及びPMDAに対して報告することを酸素供給業者に義務づける。 3) 在宅酸素療法導入時に保険点数100点を1回に限り増点する。	
再評価が必要な理由		チューブが導火線のように燃えて、酸素供給装置まで	・の火災によりこの 17年の間年間 3-4名の死者が出ている。その一因は酸素カニューラ・ 類焼することにある。万一カニューラ・チューブが燃えても、酸素供給が遮断されれば、 は予防できると思われる。また軽微な火災事故でも報告が義務化されれば、教訓を抽出し

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	火災事故報告が義務化され酸素供給遮断装置の義務化されたイギリスでは、52650人の在宅酸素患者の死亡事故が2013-2017の5年間で1名という報告もあり、約16万人の在宅酸素患者のうち同時期の死亡者20名である日本とは0005比約0.14という大きな違いがある。またアメリカ・ノースカロライナにて在宅酸素患者に酸素供給遮断装置(firebreak)を225件設置したところ、在宅酸素による火傷による入院が年間24件から9件に激減したという報告がある。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	慢性呼吸不全・肺高血圧症・慢性心不全・チアノーゼ型先天性心疾患 の患者に在宅にて酸素を供給する。酸素濃縮器や酸素ボンベからチューブ・カニューラを経て酸素を供給する。
診療報酬区分 (再掲)	С
診療報酬番号(再掲)	103
医療技術名	在宅酸素療法

		1. 《《宋·杜祖》:"
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期 予後等のアウトカム	火災事故報告が義務化され酸素供給遮断装置も義務化されたイギリスでは、52650人の在宅酸素患者の死亡事故が2013-2017の5年間で1名という報告もあり、約16万人の在宅酸素患者のうち同時期の死亡者20名である日本とはODDSL状別、14という大きな違いがある。ドイツやアメリカ退役軍人医療施設でも酸素供給遮断装置は義務化されている。アメリカ・ノースカロライナにて在宅酸素患者に酸素供給遮断装置(firebreak)を225件設置したところ、在宅酸素による火傷による入院が年間24件から9件に激減したという報告がある。
	ガイドライン等での位置づけ	ドイツ(EU)・イギリスNHS・米退役軍人医療施設では火災時作動する酸素供給遮断装置が がイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す 「
④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		すでに酸素療法中の患者に酸素供給遮断装置をつけるため初年度のみ18万人となり 翌年度からは新規導入患者のみとなる(在宅酸素療法の適応自体に変化はなし)
	見直し前の症例数(人)	約18万人
変化	見直し後の症例数(人)	約12万人
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回)	約18万人
交化号	見直し後の回数(回)	約12万人
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度 (専門性等)		ドイツ(EU)・イギリスNHS・米退役軍人医療施設では火災時作動する酸素供給遮断装置が義務化されている。(ドイツBfArM勧告 イギリス胸部 疾患学会ガイドライン)ISO 80601-2-69:2014 や JIS T 7209:2018 にも酸素供給装置に火災時に作動する酸素供給遮断装置を付けることを 推奨している。日本でも2021年2月からは新しい酸素供給装置は酸素供給遮断装置を付けることが義務化された(JIS規格)。技術的には平易。 専門性不要。
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	なし
等を踏まえ、必 要と考えられる	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	すでに各家庭に酸素濃縮器を配備している酸素供給業者がいるので、変更はなし。
	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	個人情報保護の理由で在宅酸素中の火災をPMDAや主治医に報告しないケースも考えられ、火災事案の事故報告が個人情報保護に触れないことを 明記する必要がある。(PMDAへの報告の基準・formatなどは イギリスNHSに準じて行うのが良いと思われる)酸素供給業者に事故報告義務を 課すことで、患者教育のインセンテイブを与える。
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		患者・家族が火災時作動する酸素供給遮断装置を自ら取り外さないよう、指導する。旧式のファイアセイフの場合、一方方向のみの遮断となる ため、設置方向に注意する。安全性については重症熱傷・死亡症例が減る。
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		喫煙者は自ら喫煙することを申告しない場合が多く、喫煙者に絞った対策を行うことは困難。仏壇のろうそくやコンロの火など、火災リスクは 全在宅酸素患者にあり、全員に対して対策を行うことが必要。軽微な火災事故でも報告が義務化されれば、教訓を抽出し共有することで重大事 故を予防できると思われる。
8点数等見直し の場合	見直し前 見直し後 その根拠	100 (780) 200 (880) 在宅酸素療法材料加算に初回のみ加える(ファイアセイフの定価が約1500円である)
9関連して減点	区分	J
や削除が可能と考えられる医療	番号 技術名	160995   161000 気道熱傷 熱傷
技術(当該医療技術を含む)	具体的な内容	Medical Data Visoin(株) によるDPCデータ (EVE-ASP)によると 対象468病院における2016年4月から2018年3月までの全熱傷入院患者 医療費は51億3221万円でありそのうち死亡症例は139例である。ここから一人の死者あたりの生存者も含めた熱傷医療費が約3692万円と推計される。在宅酸素関連の年間4人の焼死者が減るとすれば、生存者も含めた熱傷医療費削減額は約1億4770万円となる。
⑪予想影響額	プラスマイナス 予想影響額 (円)	滅 (一) 1億2800万円(初年度のみ580万円)
	その根拠	1000円× (18万人 もしくは12万人)-2億4800万円 (熱傷損害額) (H28年消防白書によると、H27年の建物火災では死者1220 人損害額は757億円となっている。年間死者4人の在宅酸素療法関連の火災による損害額はここから推計すると2億4800万円となる。)
	備考	特になし
①算定要件の見値 品、医療機器又は		酸素カニュラにつける火災時に作動する酸素供給遮断装置(ファイアセイフ) もしくは 火災時に作動する酸素供給遮断装置付きの酸素供給 装置

⑫その他		年間4人の焼死者を減らすことができれば、在宅酸素患者のmedian生存年数を2年としQOL補正を0.572とすると、増加するQALYは4.576となる
⑬当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等		該当なし
	1) 名称	British Thoracic Society Guidelines for Home Oxygen Use in Adults
	2) 著者	Hardinge M. et al. / British Thoracic Society Home Oxygen Guideline Development Group
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Thorax, June 2015, Volume 70 Supplement 1, i1-i43
⑭参考文献 1	4) 概要	i23:すべての酸素濃縮器はfire breakをチューブに挿入しなければならない。一つは患者側の端、もう一つは機械側の端である。潜在的に大 惨事になる火災を防ぐためである。i24:ほとんどの家庭用酸素チューブには鼻カニュラやマスクの直前のチューブの患者側の端にfire breakがある。これは火事の際に酸素供給を遮断する温度ヒューズである。i25:患者の喫煙状況を臨床医が評価するのは患者の証言に頼ってい るが、evidenceによればこれは不正確である。i27:患者や家族 介助者はfire breakを取り外さないように教育されるべきである。
①参考文献 2	1) 名称 2) 著者	Stop the Burn:A Smoking and Home Oxygen Safety Initiative with Use of Firebreaks Cynthia J Mastropieri,RN MSN.CCRN et al Wake Forest Medical Center Winston Salem NorthCalorina USA
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Journal of burn care & research, 2020-03-03, Vol.41 (Supplement_1), p.S15-S15
0 2 0 1 1 1 1 1	-	
	4)概要	在宅・Nursing Home・要介護者住宅の在宅酸素患者に酸素供給遮断装置(firebreak)を225件設置したところ、在宅酸素中の火傷による入院が 年間平均24件から9件に激滅した。
	1) 名称	JIS 医用電気機器-酸素濃縮装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項 JIS T 7209:2018
	2) 著者	日本工業標準調査会 平成30年2月1日
	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	JIS 医用電気機器-酸素濃縮装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項 JIS T 7209:2018
①参考文献3	4) 概要	201.11.2.101:操作者が接触可能な酸素温縮装置の酸素出口コネクタおよびあらゆる投与用付属品の酸素出口コネクタには、酸素出口コネクタ を通って炎が内部に伝わることを防ぐ手段を備えなければならない。その手段は工具の使用なしに操作者が取り外しできるものであってはならない、201.102.3酸素濃縮装置から患者にガスを送気する装着部には、装着部が発火した場合に、患者へのガス供給を停止する手段を備えるか又はそれに接続しなければならない。保護手段は実用的な範囲でできるだけ患者に近い場所に設置されるのが望ましい。
④参考文献 4	1) 名称	在宅酸素療法を実施している患者居宅で発生した火災による重篤な健康被害の事例
	2) 著者	一般社団法人 日本産業・医療ガス協会在宅酸素部会
	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	https://www.jimga.or.jp/hot/ (2021年4月12日閲覧)
	4)概要	在宅酸素中の火災は 平成15年から令和2年7月までに死亡78件 重症6件。 令和2年は死亡3件重症1件。
①参考文献 5	1)名称	WHITE PAPER: Home Oxygen Fire Prevalence in England (2013-17)
	2) 著者	BPR Medical Ltd.
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	BPR Medical Ltd., November 2018, 1-14 ( https://www.bprmedical.com/information-and-downloads 2021年4月12日閲覧)
	4)概要	火災事故報告が義務化され酸素供給遮断装置の義務化されたイギリスでは、52650人の在宅酸素患者の死亡事故が2013-2017の5年間で1名で あった。

提案番号(6桁)

229206

# 18年間で在宅酸素療法中78件の焼死(日本)

対象疾患 慢性呼吸不全等 約18万人

# 酸素カニューラは導火線のように燃え、酸素供給装置も類焼する

## 多くの重症熱傷予防 酸素供給遮断にて 4 火災時

- イギリス胸部疾患学会 ガイドラインにて推奨・ドイツ イギリスNHS で義務化 英:死者が日本の約1/7
- ・ISO 80601-2-69:2014にて推奨
- ・2021年2月 (JIS規格) 新規酸素濃縮器のみ義務化

# = 既存製品は野放し



- 在宅酸素療法関連の火災による損害額 約2億4800万円/年 予防できる熱傷医療費 約1億2800万円/年(2年目以後)



整理番号 ※事務処理用			231201	
	提案される医療技術名	呼吸器リハビリテーション料(増点)		
	申請団体名	E	日本呼吸ケア・リハビリテーション学会	
主たる診療科(1つ)		02呼吸器内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	眼味ナス公庫料(00ナポ)	14呼吸器外科		
112 72K 1-1	関連する診療科(2つまで)	36リハビリテーション科		
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和2年度	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	呼吸器リハビリテーション料(増点)		
	追加のエビデンスの有無		有	
	診療報酬区分	н		
	診療報酬番号	H003		
		1-A 算定要件の拡大(適応疾患等の拡大)	該当する場合、リストから○を選択	
		1-B 算定要件の拡大(施設基準)	該当する場合、リストから○を選択	
		1 - C 算定要件の拡大(回数制限)	該当する場合、リストから○を選択	
		2-A 点数の見直し(増点)	0	
		2-B 点数の見直し(減点)	該当する場合、リストから○を選択	
再	評価区分(複数選択可)	3 項目設定の見直し	該当する場合、リストから○を選択	
		4 保険収載の廃止	該当する場合、リストから○を選択	
		5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから○を選択	
		6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから〇を選択	
		「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載		
提案される医療技術の概要 (200字以内)		H003「1 呼吸器リハビリテーション料(I)175点、2 呼吸器リハビリテーション料(II)85点」を H003「1 呼吸器リハビリテーション料 (I)205点、2 呼吸器リハビリテーション料(II)100点」に変更		
文字数:	106			
再評価が必要な理由		やガイドラインで示されている。 呼吸器リハビリテーション (H003) は包括的呼吸リハ 様の人的要件と同等のトレーニングを実施しているに された二次的機能障害である廃用症候群よりも低く設 とみなされかねない。 さらに、これらリハビリテーション料の格差は医療 件数の変遷からも明らかである。現状の呼吸器リハビ	包括的な呼吸リハビリテーションが患者アウトカムを改善することが多くのメタアナリシス ・ビリテーションにおいて根幹となる診療技術であり、心大血管リハビリテーションほぼ同 もかかわらず20分で最大40点の診療報酬の格差が設けられている。さらに平成28年度に新設 定されており、急性期に早期介入を行うというリハビリテーションの概念から逸脱している 提供側にとってより点数の高い疾患への選択と集中をもたらすことは過去の点数変更と算定 リテーション料では包括的呼吸リハビリテーション実施のためのチーム医療の推進を阻み、 自上の障壁となっている。国民に等しく医療を提供する皆保険制度の根幹に関わる問題であ の格差を直ちに是正する必要がある。	

【呼吸器リハビリテーションと心大血管リハビリテーションの比較】 呼吸器リハビリテーションは呼吸法トレーニングを28岐に亘る内容を含むが、心大血管リハビリテーションと同様 療法を中心に僅々の筋力強化トレーニングを48JAらわむた実施形態を基本としている。持久カトレーニングは通常エルゴサイクルメーター レッドミル、あるいは自由歩行を用い、酸素飽和度や心拍、呼吸困難度をモニタリングしながら運動負荷試験で求められた最大運動耐容剤 酸素摂取量)の40−80%の負荷強度で1回20分、週3回以上、20回のセッションで実施することが求められている(参考文献)。  【呼吸器リハビリテーション普及の必要性】 慢性呼吸器疾患の代表であるCOPPによる死亡者数はこの20年で1.5倍となっている(19:12,000人→129:18,523人、厚生労働省人口動態 計)。COPP死亡の主因である急性増悪は多くの場合入院治療を要し、死因や予後の悪化に関連する。その医療費は膨大であり、例えばCOPP 医療費の3/4が急性増悪期に費やされていると試算されている。喫煙歴のある団境の世代が増えつつあるなかで、COPP増悪予防、死亡減少から対象となる患者に適切リハビリテーションを提供すべきである、のからわか国の意識以上のCOPPの診断・治療歴のある。28ととした医療介護レセプトデータ分析によれば病院、外来、在宅での呼吸器リハビリテーション利用率はそれぞれ2.3%。0.9%、3.8%と 果であった。また、観察期間1年において入院呼吸リハビリテーションを判用した患者における外来、在宅での呼吸リハビリテーションを: 和書における外来、在宅での呼吸リハビリテーションが実施されていない状況が明らかとなっている。	一能 総統で観をい を を を を を を を を を を を を を

②現在の診療報酬・対象とする患者・医療技術の内容 ・点数や算定の留		【対象とする患者】 呼吸器リハビリテーション料の対象となる患者は、特制診療料の施設基準等別表第九の七に掲げる患者であって、以下のいずれかに該当するものをいい、医師が個別に呼吸器リハビリテーションが必要であると認めるものである。ア 急性発症した呼吸器疾患の患者とは、肺炎、無気肺等のものをいう。ア 急性発症した呼吸器疾患の患者とは、肺炎、無気肺等のものをいう。ア 急性発症した呼吸器疾患の患者とは、肺炎、無気肺等のものをいう。ア 急性発症した呼吸器疾患により、一定程度以上の重症の呼吸困難や日常生活能力の低下を来している患者とは、慢性閉塞性肺疾患(COPD)に対するLVRS(Lung vo lume reduction surgery)等の呼吸器疾患取はその手術後の患者をいう。 伊性の呼吸器疾患により、一定程度以上の重症の呼吸困難や日常生活能力の低下を来している患者とは、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、気管支喘息、気管支拡張症、間質性肺炎、塵肺、びまん性汎気管支炎(DPB)、神経筋疾患で呼吸不全を伴う患者、気管切開下の患者、人工呼吸管理下の患者、肺結核後遺症等のものであって、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する状態であるものをいう。 (イ) 息切れスケール(Medical Research Council Scale)で2以上の呼吸困難を有する状態であるものをいう。 (イ) 息切れスケール(Medical Research Council Scale)で2以上の呼吸困難を有する状態 (ハ) 呼吸障害による歩行機能低下や日常生活活動度の低下により日常生活に支煙を来す状態 (エ) 呼吸階は長いでいる手術を必要が表している患者とは、食道癌、胃癌、肝臓癌、咽・喉頭癌等の患者であって、これらの疾患に係る手術日から概ねり週間前の患者及び手術後の患者で呼吸機能訓練を行うことで特後の経過が良好になることが医学的に期待できる患者のことをいう。 [技術内容] 呼吸器リハビリテーション料は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届出を行った保険医療機関において算定するものであり、呼吸器リハビリテーション料(1) (1単位) 175点 2. 呼吸器リハビリテーション料(1) (1単位) 175点 2. 呼吸器リハビリテーション料(1) (1単位) 175点 2. 呼吸器リハビリテーション料(1) (1単位) 185点
診療報酬区分(再掲)		Н
診療報酬番号(再掲)		H003
医療技術名		呼吸器リハビリテーション料
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	2018年に本学会ならびに日本呼吸理学療法学会、日本呼吸器学会が発表した「呼吸リハビリテーションに関するステートメント」で呼吸ハビリテーションは "呼吸器に関連した病気を持つ患者が、可能な限り疾患の進行を予防あるいは健康状態を回復・維持するため、医療者と協働的なパートナーシップのもとに疾患を自身で管理して自立できるよう生涯にわたり維続して支援していくための個別化された包括的介入"と定義が改められた(概要図)。その適応範囲は急性呼吸器疾患・戦害師の早期回復、慢性疾患の進行に伴う呼吸機能障害に対する身体活動の維持・向上、増悪予防、そして呼吸不全終末期の症状緩和、身心の安定をもたらす多岐にわたるものである。参考文献3)。 呼吸リバビリテーションは概要図①に示すように患者がアクションブランに基づいた増悪時の早期対応、疾病に対する知識の習得、運動療法や非監視下運動による身体活動向上へ向けたセルフマネジメント技能の獲得等を包含したものである。これらのプロセスを構造的な支援プログラムとして多職種による自然かられている呼吸器リルビリテーションはでいる呼吸器リバビリテーションはでいる呼吸器リバビリテーション(H003)は医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によって実施される呼吸訓練や種々の運動療法などを組み合わせて個々の症例に提供するものであるが、定められた期間後も継続して患者が身体機能を維持する行動をとるためにも、機能訓練も含めた多職種による包括的呼吸リハビリテーションを提供するこれが必要である。しかしながら平成28年度のMPDオープンデータによると呼吸器リハビリテーションの実施単位数は低く、とりわけ外来リハビリテーションにおける単位数においては全疾患別のなかで際だって低く、心か止管リハビリテーションの3割にも満たない状況である(概要図②)。このことからエビデンスが確立している外来における包括的呼吸リハビリテーションがまとんど行われていないこと実態を踏まえ(参考文献5)、呼吸器リハビリテーションのきらなる普及は嗅緊の課題である。2010年に行われたわが国の実態調査によれば、十分なリハビリテーションを行うことが前提となる在宅酸素や人工呼吸器の導入患者の3割超がリハビリテーションを実施されていないこと実態を踏まえ(参考文献5)、呼吸器リハビリテーションのきらなる普及は嗅緊の課題である。
	ガイドライン等での位置づけ	- COPD診断と治療のためのガイドライン第6版(2022年刊行予定) システマティックレビュー CO「安定期OPDIに対し運動療法を含む呼吸リハビリテーショ ンプグラムを推奨するか?」、エビデンスB、①行うことを強く推奨する(エビデンスレ ベル1a相当) ・国際ガイドライン(GOLD2021) エビデンス1a相当(https://goldcopd.org/wp- content/uploads/2020/11/GOLD-REPORT-2021-v1.1-25Nov20_MMV.pdf p.57,表)
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	平成30年度NDBオープンデータを元に算出。心大血管と同等のリハビリテーション料となった場合、外来において。心大血管における外来リハの 比率(外来1,168千件、入院7,052千件)と同様に伸びると仮定すると、年間1.478千件の増加が期待できる。入院リハビリにおいては言語聴覚士 による実施も可能となったことを踏まえ普及性は従前より2割増加すると予想される。
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	-
年間実施回数の	見直し後の症例数(人) 見直し前の回数(回)	11,199千回
変化等		13,000千回
<ul><li>⑤医療技術の成熟</li><li>・学会等における</li><li>・難易度(専門性</li></ul>	位置づけ	我が国では呼吸リハビリテーションマニュアルー運動療法一第2版(照林社、東京、2012)が改訂出版されており、最新の知見を踏まえた運動 療法における手技の標準化が図られている。また、患者教育についても呼吸リハビリテーションマニュアル―患者教育の考え方と実践(照林社、 東京、2007)が出版され、本学会においても教育セミナーを開催し知識の補完を行っている。さらに2013年より呼吸障害を持つ患者の継続的ケア をチーム医療で実践するための呼吸ケア指導士制度を運用しており現在797名の医療者が全国で包括的呼吸リハビリテーションの実施を行ってい る。慢性呼吸器疾患看護認定看護師数も330名でほぼ全国に均霑化されている(日本看護協会IPより)
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	本提案に伴う施設要件への影響はない
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	本提案に伴う人的要件への影響はない
に記載すること)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	実施に際しては、呼吸リハビリテーションマニュアルー運動療法一第2版の内容を遵守すべきである。
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	本提案に伴う安全性への影響はない。 呼吸リハビリテーションマニュアルー運動療法一第2版において運動療法の禁忌事項や中止基準について定められており、適切な対応を取れることが前提にあるので、安全性は高い。
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		特になし
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後 その根拠	呼吸器リハビリテーション料 (I) 175点、(Ⅱ) 85点 呼吸器リハビリテーション料 (I) 205点、(Ⅱ) 100点 ①に根拠を示した
	CONKE	タン・タン・タン・タン・タン・タン・タン・タン・タン・タン・タン・タン・タン・タ

	区分	区分をリストから選択
9関連して減点 や削除が可能と	番号	-
考えられる医療 技術(当該医療	技術名	<u></u>
技術を含む)	具体的な内容	-
	プラスマイナス	增(十) 7, 671, 600, 000
	予想影響額(円)	<u> </u>
		外来: 平成30年NDBオーブンデータ実績 呼吸器リハビリテーション料 (1) 313千件、 (2) 10千件 増加見込み:年間1,478千件増加 ④より 現在の呼吸器リハビリテーション料 (1) 、 (2) の比率で増加すると仮定すると (1) 1,432千件増加、 (2) 46千件増加
		平成30年NDBオープンデータ実績 呼吸器リハビリテーション料(1)10,653千件、(2)222千件 増加見込み:1割の単位増が見込まれると仮定
		※呼吸器リハビリテーション料 (1) 175点から30点増点 普及前
⑩予想影響額	その根拠	[10,653千件(入院)+ 313千件(外来)] × 175点…① 普及後 [10,653千件(入院)×1.1+1,745千件(外来)] × 205点…②
		※呼吸器リハビリテーション料 (2) 85点から15点増点
		普及前 [222千件(入院) + 10千件(外来)] × 85点…③ 普及後
		[222千件 (入院) ×1.1 + 56千件 (外来)] × 100 (点) …④
		したがって普及前後の変化は (②) - ③) + (④) - ③) = 756,860,000点+ 10,300,000点 すなわち年間767,160,000点増となる
	 備考	-
⑪算定要件の見直 品、医療機器又は	し等によって、新たに使用される医薬 体外診断薬	-
⑫その他		-
⑬当該申請団体以 団体名)、代表的	外の関係学会(共同提案学会名、関連 研究者等	日本呼吸器学会、日本リハビリテーション医学会
	1) 名称	呼吸リハビリテーションマニュアル―運動療法― 第2版
	2)著者	日本呼吸ケア・リハビリテーション学会、日本呼吸器学会、日本リハビリテーション医学会、日本理学療法士協会
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4)概要	慢性安定期における呼吸器リハビリテーションの運動療法について記されている (p. 42-52) 。患者の個々の状態に応じた機能訓練を実施するプロセスフローはすでに標準化されている。
	1) 名称 2) 著者	高齢慢性閉塞性肺疾患患者の呼吸リハビリテーションの利用実態: 医療介護レセプトデータ分析 北村智美、五十嵐歩、吉江悟、森田光治良、城大祐、飯島勝矢、山本則子
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本老年医学会雑誌、2020年、58巻、111-118頁
	4)概要	
	1) 名称	呼吸リハビリテーションに関するステートメント
④参考文献3	2)著者 3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本呼吸ケア・リハビリテーション学会、日本呼吸理学療法学会、日本呼吸器学会
ツジラス队の	3) 雑誌名、平、月、号、ハーン 	- 呼吸リハビリテーションの定義をはじめ各疾患における最新のエビデンスを踏まえた運動療法ならびにセルフマネジメント教育のプログラム、呼吸リハビリテーション普及の問題点、診療報酬における課題(p. 109)が記されている。
	1) 名称	An official American Thoracic Society/European Respiratory Society statement: key concepts and advances in pulmonary rehabilitation.
	2) 著者	Spruit MA
④参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Am J Respir Crit Care Med、2013年、188巻、e13-64頁
	4)概要	ATS/ERSの呼吸リハビリテーションに関するステートメント(2006年版からのアップデート)。新たなエビデンスに基づき、COPDの増悪時や他の幅広い慢性呼吸器疾患に対する呼吸リハビリテーションの効果が示されている。
	1) 名称	呼吸ケア白書 COPD (慢性閉塞性肺疾患) 患者アンケート調査疾患別解析 日本呼吸架学会
⑭参考文献 5	2) 者者 	
	4) 概要	 - D. 16, 呼吸リハビリテーションの現状について2005年と2010年のデータを掲載。エビデンスレベルの高いCOPD患者においても4割近くが治療を受ける機会がなく、その傾向はほぼ変わっていない。全国の呼吸器疾患患者団体連合会の参加者が対象となっており、実際にの受療率はさらに低いと
	<ul> <li>3) 雑誌名、年、月、号、ページ</li> <li>4) 概要</li> <li>1) 名称</li> <li>2) 著者</li> <li>3) 雑誌名、年、月、号、ページ</li> </ul>	Am J Respir Crit Care Med、2013年、188巻、e13-64頁  ATS/ERSの呼吸リハビリテーションに関するステートメント(2006年版からのアップデート)。新たなエビデンスに基づき、COPDの増悪時幅広い慢性呼吸器疾患に対する呼吸リハビリテーションの効果が示されている。 呼吸ケア白書 COPD(慢性閉塞性肺疾患)患者アンケート調査疾患別解析 日本呼吸器学会  - p. 16, 呼吸リハビリテーションの現状について2005年と2010年のデータを掲載。エビデンスレベルの高いCOPD患者においても4割近くが治

l請学会名	日本呼吸ケア・リハビリテーション学会
申請技術名	呼吸器リハビリテーション粒(増点)
提案番号(6桁)	231201

H003 呼吸器リスビリテーション巻

るものであり、呼吸訓練や種々の運動療法等を組み合 呼吸器リハビリテーション料は、別に厚生労働大臣が (支)局長に届出を行った保険医療機関において算定す 定める施設基準に適合しているものとして地方厚生 わせて個々の症例に応じて行った場合に算定する。

# **呼吸リハビリテーションの定義**

可能な限り 疾患の進行を予防あるいは健康状態を回復・維持 するため, 医療者と協働的なパートナーシップの もとに疾患を自身で管理して自立できるよう生涯 にわたり継続して支援していくための個別化され "呼吸器に関連した病気を持つ患者が, た包括的介入"

2018 呼吸リハビリテーションに関するステートメント、

## **呼吸リスビリテーションの一部** 必須の診療技術



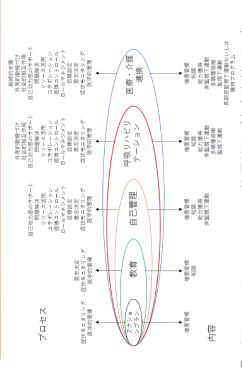
### 行動変容をもたらすよう支援 ームで提供 4 多職種による。

# **外米リくアリドーション**

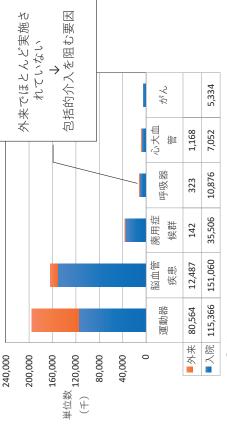
入院リハビリ

呼吸リハビリテーション(多職種による包括的チーム医療)

平吸器リハビリテーション (呼吸訓練、運動療法等)



① 呼吸リハビリテーションの位置付け(参考文献4より)



②疾患別リハビリテーション料の年間単位数 (平成30年度NDPオープンデータより)

整	E理番号 ※事務処理用		232201
1	提案される医療技術名	D222経皮的血液ガス分圧測定 1,2 及び算定要件(1) イの修正	
	申請団体名		日本呼吸療法医学会
48 ch 1. 7 Fe ch	主たる診療科(1つ)	02呼吸器内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	32救急科	
	対定する砂原件(とうなく)	03循環器内科	
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 2 年度
載する		経皮二酸化炭素分圧連続測定	
	追加のエビデンスの有無		有
	診療報酬区分		D
	診療報酬番号	222	
再	評価区分(複数選択可)	1 — A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 — B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 — C 算定要件の拡大 (施設基準) 2 — A 点数の見直し (増点) 2 — B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 ○ ○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内)		D222 「経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定」の対象として、現在認められている(1)新生児および(2)神経筋疾患又は慢性呼吸 器疾患に対する経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定の算定要件に対し、「急性期の呼吸管理に用いた場合」を追加する。	
文字数:	124		
	再評価が必要な理由	時間が5分程度に短縮され、急性期使用が可能である。 に対し、繰り返し血液ガス測定を実施するよりも経及 の「ARRC Clinical Practice Guideline:Transcutane り、連続的にモニタリングが推奨されている(参考文 ニタリングにより患者ケアの向上が期待できる。また での管理も可能になることが期待できる(参考文献) の回復過程に、過換気後の無呼吸低呼吸により低酸素	D動脈血002 (PaCO2)値との良好な一致を示すと多数報告され、しかも、現状の機種は校正 救急などで酸素、人工呼吸器治療中の重度の低酸素血症及び/又は高PaCO2呼吸不全患者 PCO2は、患者に優しい安全な代替手段である(参考文献1.2) ※ 採買呼吸ケア学会(AARCO ous Monitoring of Carbon Dioxide and Dxygen: 2012」においても断続的にOO2測定よ 献刻)。経皮PCO2は採血回数を源し、患者の不快感を低減し、医療者も血ガスの連続モ 、早期にPaCO2の悪化を察知し、適切な治療により排管移行を減らし、教急から一般病床 。また、過換気症候群の予後は一般的に良好であるが、過換気症候群に伴う低PaCO2血症 血症を引き起こし、身体に重大な影響を与えうるケースもある(参考文献4)。現行の項目 器疾患に対するNPPVの適応判定及び機器の調整を目的とした場合の使用に限定されている。

() 再評価するさ具体的な内容	現状の保険収載に加えて、経皮PCO2モニターを急性期呼吸管理の高二酸化炭素 (PaCO2)血症、低PaCO2血症および低酸素血症のモニタリングに使用することを保険収載する。経皮PCO2連続測定は、高PaCO2、低PaCO2血症および低酸素血症、特に非侵襲的陽圧換気 (NPPV) などの (マスク) 人工呼吸器を必要とする患者観察、人工呼吸器の設定調整および過換気症候群の患者観察、治療決定に必須である。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	・対象とする患者:ア 循環不全及び呼吸不全があり、酸素療法を行う必要のある新生児に対して測定を行った場合。 イ 神経筋疾患、肺胞低換気症候群 (難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1 項に規定する指定難病の患者であって、同法第7条第 4項に規定する医療受給者証を交 付されているもの (同条第1項各号に規定する特定医療費の支格認定に係る基準を満たすものとして診断を 受けたものを含む。) に限る。) 又は慢性呼吸器疾患の患者に対し、 NPPVの適応判定及び機器の調整を目的として経皮的に血中のPCO 2 を測定した場合。・技術内容:経皮P02モニターのセンサーを耳朶または皮膚表面に貼付し、測定する。同時に経皮酸素飽和度の測定も可能である。・ 1 1時間以内又は1時間につき100点2 5時間を超えた場合 (1日につき)630点
診療報酬区分 (再掲)	D
診療報酬番号 (再掲)	222
医療技術名	経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期 予後等のアウトカム	急性期に人工呼吸器を使用する際は動脈血の採血により導入、離脱などの効果判定を実施しているため、1日に何度も動脈血採血する必要がある。しかし、採血は侵襲的であり、患者に負担がかかるため最近、経皮CO2モニタの精度も向上し、急性期にも十分活用できるため、算定要件として追加を希望したい。米国呼吸ケア学会(AARC)の「AARC Clinical Practice Guideline: Transcutaneous Monitoring of Carbon Dioxide and Oxygen: 2012」において断続的にCO2測定より、連続的にモニタリングすることが推奨されている(参考文献3)。また、「BTS/ICS guideline for the ventilatory management of acute hypercapnic respiratory failure in adults」においてもNPV施行中の急性呼吸不全に対し12時間の経度CO2モニタリングを実施したが信頼できるものであり、pi推定にも役立ったことが報告されている(参考文献2)。過換気症候群と診断された474名で教急車による搬送例348件のうち、動脈血ガス分析を実施した79件で10.1%」に低PACO2血症(PCO2く38mmlg)、8件(10.1%)に低酸素血症(PCO2く60mmlg)が確認された。過機気後無呼吸低呼吸は低酸素血症を来止、身体的に重大な影響を与える合併症として注意が必要であり、中には死に至ったケースもある(参考文献4)。Chinらの報告(参考資料5)では、実験的な自発的過換気後の低CO2 血症時には、低酸素血症に反応が乏しく、呼吸困難感も乏しいことが報告されており、過換気症候群患者の常時モニタリングの必要性を示している(参考文献5)。過換気症候群の患者数の頻度は、一般人口の6-11%という報告もある(参考資料2)また、2012年8月29日放送のNHKためしてガッテン!「窒息死を招く大誤解! 本当は怖い過呼吸3)」に使用されることはほぼない。
	ガイドライン等での位置づけ	「AARC Clinical Practice Guideline:Transcutaneous Monitoring of Carbon Dioxide and Oxygen: 2012」米国呼吸ケア学会 2012年 学会として経皮CO2モニタリングのガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載する。) 「BTS/ICS guideline for the ventilatory management of acute hypercapnic respiratory failure in adults」英国胸部疾患学会 2016年 学会として急性高炭酸ガス性呼吸不全患者に対する人工呼吸管理における経皮CO2モニタリングについて触れている。
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	社会医療診療行為別統計(令和元年)では、J044「救命のための気管内挿管」(480点/15歳以上)の算定件数は5,018回/月であった。J044算 定患者の10%に経皮C02モニタを装着すると仮定すると年間約6,022人が測定することになり、今回の対象患者の拡大で増えると考えられる。また、これらの患者が既算定要件と同じ月2回を測定すると仮定した場合、実施回数は12,044件と推定する。
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	0
変化	見直し後の症例数(人)	6. 022
年間実施冋数の	見直し前の回数(回)	0
変化等	見直し後の回数(回)	12.044
	元旦し夜の日奴(日)	
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	【学会等における位置づけ】①米国呼吸ケア学会(ARRO)のガイドライン「ARRO Clinical Practice Guideline: Transcutaneous Monitoring of Carbon Dioxide and Oxygen: 2012」において、経皮CO2モニタリングの有効性・安全性などが報告されている。経皮CO2モニタリグは、様々なシーンで活用されておりその1つに人工呼吸器を必要とする患者の低換気や呼吸状態の把握に有効であることが記載されている。(参考文献 3) ②英国胸部疾患学会「BTS/ICS guideline for the ventilatory management of acute hypercapnic respiratory failure in adults」では、経皮CO2モニタリングは一般的な検査として採用されており、急性呼吸不全での使用も報告されていることが記載されている。(参考文献2) 【軽房区(専門性など)】 経皮CO2モニタリングは一般的な検査として採用されており、急性呼吸不全でに性弱度(専門性など)】 経皮CO2モニタは、既に臨床現場で使用されており、酸素飽和度を測定するバルスオキシメータと同じように耳などにセンサーを装着するだけで測定が可能である。センサーを装着する際に測定部位をアルコール綿で清拭するなどの操作が必要であるが、マニュアルを読めば、医師、検査技師、看護師が容易に施行可能である。
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体制等)	_
亜レ老テにわる	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門	-
と)	(協助)、有談明等の場(住ぐ人奴、等日) 性や経験年数等) その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	FAARC Clinical Practice Guideline:Transcutaneous Monitoring of Carbon Dioxide and Oxygen: 2012」 「BTS/ICS guideline for the ventilatory management of acute hypercapnic respiratory failure in adults」
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	長時間の装着によりセンサー部位で熱傷 (紅斑、水疱、火傷、皮膚裂傷など) が発生する可能性がある (参考文献2)。しかしながら、最近の耳 朶装着では副次作用はほとんど起こらない。
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		特に問題ない。
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後 その根拠	新生児、NPPV使用時のみ:1時間以内または1時間につき100点、5時間を超えた場合(1日につき)630点 2時間以上1時間につき200点、5時間を超えた場合(1日につき)1,100点 機器の消耗、消耗品の費用代が高価である。
OBS VET	区分	D
9関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療	番号 技術名	007-36、026-4、419-3 血液ガス分析、生化学的検査 (I) 判断料、動脈血採取、挿管人工呼吸数の減少
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	経皮CO2モニタリングにより動脈血液ガス測定の回数が減少されるため、それに伴う血液ガス分析、判断料、道客血採取の技術料が削減される と考える。患者のPaCO2が連続測定され、ハイフロー酸素療法、NPPVの調節が容易になり挿管人工呼吸数が減少する。
	プラスマイナス	滅 (一)
	予想影響額(円)	約1,500万円
⑩予想影響額	その根拠	[点数の増点根拠] 本邦では現在2社の(TCM/TOSCAとセンテック) 機器が使用可能である。両者に費用はあまり変わらないと思えるので、現状では使用頻度が多いと考えられるTCMにて、計算した。一つの機器で、月8回、年間96回使用とした。本体と使用ソフト=2、946、000+198、000=3144千円(耐用年数5年)1回にかかる機器の消耗費用6、550円、センサー1本897千円(耐用年数3年)1回あたり3、115円、消耗品としてTCM5キャリブレーションガス1本6、800円、年間12本使用、電解液「TCM5)1、000円、年間17、500円、これらを計算すると1回あたり消耗品が6、496円、1回測定当たりの費用は6、5500機器の耐用年分)・3、115(センサーの利用年分)・4、116(14の円)1、100円、これらを計算すると1回あたり消耗品が6、496円、1回測定当たりの費用は6、5500機器の耐用年分)・3、115(センサーの利用年分)・4、116(センサーの利用年分)・4、116(センサーの利用年分)・4、116(センサーの利用年分)・4、116(センサーの利用年分)・4、116(センサーの利用年分)・4、116(センサーの利用年分)・4、116(中国 200円、コンタクトジェル(TCM5)1、200円、100円、200円、200円、200円、300円の1、30
	備考	
	備考	

⑪算定要件の見 品、医療機器又	直し等によって、新たに使用される医薬 は体外診断薬	_
⑫その他		参考資料①CM Horvath, MH Brutsche, F Baty, JJ Rüdiger 「Transcutaneous versus blood carbon dioxide monitoring during acute noninvasive ventilation in the emergency department - a retrospective analysis」 Swiss Med Wkly. 2016:146:w14373 参考資料② 田渕昭彦 安生更生病院「いんふおめーしょん更生」 救急外来で見かける意外と多い過呼吸 (過換気症候群) とは?参考資料③ 日本呼吸器学会NPPVガイドライン作成委員会「NPPV (非便製的陽圧換気療法)ガイドライン改訂第2版」p86-90 参考資料④ 茂木孝、山田浩一、木田厚瑞「慢性閉塞性財務疾患の急性増悪による入院医療費とこれに関与する因子の検討」日本呼吸器学会誌 2006:44(11):787-794 参考資料⑤K Chin, M Ohi, H Kita, N Otsuka, Y Oku, M Mishirna, K Kuno, Hypoxic Ventilatory Response and Breathlessness Following Hypocapnic and Isocapnic Hyperventilation CHEST 1997: 112:154-163
⑬当該申請団体 団体名)、代表	以外の関係学会(共同提案学会名、関連 的研究者等	日本呼吸器学会、日本睡眠学会、日本呼吸ケア・リハビリテーション学会
	1) 名称	How should we monitor patients with acute respiratory failure treated with noninvasive ventilation?
	2) 著者	Ergan B, Nasiłowski J, Winck JC
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Eur Respir Rev 2018; 27: 170101
⑭参考文献 1	3)推読石、牛、月、号、ページ	Lur Nespir Nev 2010: Zr- 170101
	4) 概要	動脈血のPa002測定と比較して、経皮002モニタリングは様々なタイミングと疾患で高い相関を示している。NIV(MPPV)に対する換気反応を推定 するのに非常に便利であり、人工呼吸器の設定調整にも活用できる。高Pa002を伴う急性呼吸不全でNIVを必要とする患者において、動脈血の採 血によるPa002測定よりも経皮的モニタリングを好んだという報告もある。ただし、経皮02モニターのデバイスによっても精度が異なることか ら、観察や治療開始時には採血による測定と経皮002を組み合わせて評価することが推奨される。
	1) 名称	BTS/ICS guideline for the ventilatory management of acute hypercapnic respiratory failure in adults
⑭参考文献 2	2) 著者	AC Davidson, S Banham, M Elliott, D Kennedy, C Gelder, A Glossop, AC Church, B Creagh-Brown, JW Dodd, T Felton, B Foëx, L Mansfield, L McDonnell, R Parker, CM Patterson, M Sovani, L Thomas, BTS Standards of Care Committee Member, British Thoracic Society/Intensive Care Society Acute Hypercapnic Respiratory Failure Guideline Development Group, On behalf of the British Thoracic Society Standards of Care Committee
リックス版と	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Thorax 2016:71 Suppl 2:ii1-ii35
	4) 概要	経皮PCO2モニタリングは、慢性期呼吸器疾患に対しNIVを導入する際に一般的に使用されている検査であり、院内でも使用されている。急性呼吸不全に対する使用も幾つか報告されており、vanOppenらによる研究では、急性NIVを受けている10人のに対し、経皮PCO2モニタリングが12時間装着したところ、経皮CO2は信頼できるデータであり、pHの推定も可能であったことを報告している。
	1) 名称	AARC Clinical Practice Guideline:Transcutaneous Monitoring ofCarbon Dioxide and Oxygen: 2012
	2) 著者	RD Restrepo, KR Hirst, L Wittnebel, R Wettstein
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Respiratory Care, 2012:57 (11):1955-1962
④参考文献3	4) 概要	経度CO2モニタリングの定義、設定、注意事項、禁忌・禁止、有害事象、デバイスの制限、結果の検証などの概要。経度CO2にモニタリングは、酸素化の適切性や経皮PCO2による診断および治療的介入判断、人工呼吸器の離脱や抜管の決定が可能である。PaCO2と経皮PCO2の相関性は高いが状態によっては乖離する場合もあるため、一度はPaCO2測定を実施することが推奨される。経皮CO2の絶対禁忌はないとされている。
	1) 名称	救急外来における過換気症候群の臨床的検討
	2) 著者	大倉 隆介、小縣 正明
	<ul><li>3)雑誌名、年、月、号、ページ</li></ul>	日本救急医学会誌 2013:24:837-846
⑪参考文献 4	4) 概要	救急外来を受診する過換気症候群症例の臨床的特徴を明らかにすることを目的として、2004 年4 月以降6 年間に神戸市立医療センター西市民 病院)の教急外来を受診し過換気症候群と診断された474 名(受診件数627 件)を対象とし、その症状や検査所見、当院における治療方法および結果を遡及的に検討した。救急車による搬送例は348 件 (55.9%) を占め、動脈血ガス分析を実施した79 件 (12.6%) のうち明らかに異常値 を示す傾向のあた項目としては、アルカローシス (ph7-45) 65 件 (82.3%)、 低炭酸ガス血症 (P02(33bmHg) 72 件 (91.1%)、低酸素血 値 (P02(60mHg) は8 件 (10.1%) で確認された。また、過換気発作停止後の5020 の明らな低下を伴う無呼吸の記載があったものは30 名 (6.3%) あった。過換気症候群の予後は一般に良好であり、大多数は短時間に軽快し、入院加療を要することは少ない。しかし、過換気後無呼 吸は身体的に重大な影響を与えうる合併症として注意が必要である。この合併症については、低酸素血血に至った症例5)だけでなく死に至っ た症例6) など多くの報告があるが、未だ十分に認知されているとは言えない。過換気症候群患者のほとんどが数時間以内に退院している。
	1) 名称	Hypoxaemia in patients with hyperventilation syndrome
	2) 著者	K Chin, M Hirai, T Kuriyama, H Kita, T Nakamura, K Shimizu, K Kuno, M Ohi
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Q J Med. 1997:90(7):477-85
⑭参考文献 5	4) 概要	他の器質的疾患がなく、血液ガスデータにばらつきがあるにもかかわらず、低酸素血症(Pa02 <60TorrまたはSa02 <90%)を経験した過換気症 検辞12人を評価した。12人のうち8人は、原因不明の低酸素血症のために他院からの紹介であった。安静時の平均Pa02 (n = 12) は87、3±7.5 Torrであり、うち9名の換気応答は低酸素 (-0.53±0.32   //min/%:範囲 0.12-0.99) および高炭酸ガス(2.01±0.76   //min/Torr:範囲 0.69- 3.17) であり、換気応答は正常範囲であった。過換気症候群の患者は、血液ガスデータが変動し、換気反応が正常であっても、低酸素血症の可能性に注意する必要があり、原因不明の低酸素血症の患者を治療する際の診断として過換気症候群を考慮する必要がある。

日本呼吸療法医学会 **D222経皮的血液ガス分圧測定 1, 2及び算定要件(1) イの修正** 申請技術名 是案番号(6桁) 232201

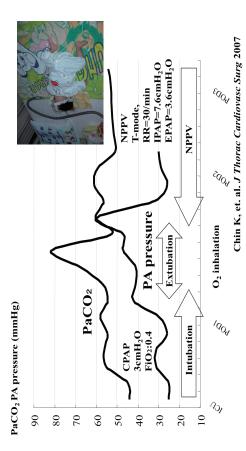
## 医療技術の概要

D222経皮的血液ガス分圧測定の対象として「急性期の 呼吸管理に用いた場合」を追加する

諭莊 呼吸器疾患の患者に対し、NPPVの適応判定及び機器調整を目的と 現在の対象:(1)新生児、(2)神経筋疾患、肺胞低換気症候群、 て経皮的に血中のPaCO2を測定した場合。

### 造加対象

- •PaCO2が45mmHg以上または35mmHg未満が考慮さ れる急性期の呼吸管理を必要とされる患者。
  - 닖 <u>"</u> •令和元年の社会医療診療行為別調査等により 追加対象は約6,000人と推定される。



期診断し、マスク人工呼吸で挿管、気管切開人工呼吸が回避できた。 ICUで入院加療中の患児の高二酸化炭素血症を呈していることを早

# 既存治療法との比較・有効性

- 侵襲的な動脈血採 血を一日に何度も実施するため、患者負担がかかる。 現在、急性期に人工呼吸器を使用する際には、
  - 経皮C02モニタリングは低侵襲であり、精度も向上し 一方,
- るため、急性期にも十分活用可能である。 経皮CO2モニタリングにより早期にCO2の状態を察知することで、 挿管移行の減少が期待できる。 過換気症候群に多く見られる病態であるが、過換気後の無呼吸低 呼吸により低酸素血症を引き起こし、身体に重大な影響を与えう るケースもあり問題となっており、誤った解釈も出ている。 過換気症候群患者は数時間以内退院される方がほとんどで、コス
  - ト的に使用されることはほぼない。

- D 檢查
- 5時間を超えた場合 • <現在>1時間以内または1時間につき100点、 (1日につき) 630点
- 5時間を超えた場合(1日に <要望>2時間以上1時間につき200点、 つき) 1,100点
- ⇒機器・消耗品コストを踏まえ点数への増点を希望する。なお対象 が追加された場合、挿管回避・入院日数短縮によって、要望点数で 医療費はマイナスになると考える。



容易に装着、

新生児、乳児には 作用も少ない。

胸壁などに装着。

⇒経皮PCO2とSpO2の連続測定が可能 経皮血液ガスシステム

100	整理番号 ※事務処理用		236201
	提案される医療技術名	在宅患者訪問診療料・歯科訪問診療料の「同一建物居住者」の人数による滅額の見直し	
	申請団体名		日本在宅医療連合学会
主たる診療科(1つ)		01内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	37歯科・歯科口腔外科	
		00なし	
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	_	
	追加のエビデンスの有無		有無をリストから選択
	診療報酬区分		С
	診療報酬番号	C001、歯C000	
		1-A 算定要件の拡大(適応疾患等の拡大)	該当する場合、リストから○を選択
		1-B 算定要件の拡大(施設基準)	該当する場合、リストから○を選択
		1-C 算定要件の拡大(回数制限)	該当する場合、リストから○を選択
		2 - A 点数の見直し(増点)	0
		2 - B 点数の見直し(減点)	該当する場合、リストから○を選択
-	·評価区分(複数選択可)	3 項目設定の見直し	該当する場合、リストから○を選択
173	时间色为《夜妖态》[1]	4 保険収載の廃止	該当する場合、リストから○を選択
		5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから○を選択
		6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから〇を選択
		「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	BAET DOMEST TATE OF CAMEN
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 122			合、歯C000 歯科訪問診療料2(同一建物居住者)の減点が大きいが、患者数が2, 3名等の いていないことを鑑み、この減点を見直していただきたい。
再評価が必要な理由		と1人の場合に比べ訪問診療料で1/4も大幅に減額され 否か、またその人数の多寡によって算定点数が異なる。 ず、不合理である。看護師等による在宅患者訪問看護	は「同一建物居住者」の有無によって点数が区分されている。このため、患者が2人になるる。同様に療養を給付しているにもかかわらず、当該患者以外に診療をする患者がいるかことは、個々の患者の医学管理内容が人数で変わる訳ではなく、患者にも理由を説明でき 指導料は、同一日に1人の場合と2人の場合は1人につき580点と変わらない。3人以 が間件数では在宅患者訪問診療料より高点数となっており、ここも問題点である。

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		C001 在宅患者訪問診療料、歯C000 歯科訪問診療料は「同一建物居住者」の有無によって点数が区分されている。このため、患者が2人になると1人の場合に比べ訪問診療料で1/4 (歯科では1/3) も大幅に滅額される。同様に療養を給付しているにもかかわらず、当該患者以外に診療(医学管理)をする患者がいるか否か、またその人数の多寡によって算定点数が異なることは、個々の患者の医学管理内容が人数で変わる訳ではなく、患者にも理由を説明できず、不合理である。そこで、滅額の軽減を行い、人数による差異の解消を今後につなげる。	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		C001 在宅患者訪問診療料 (I) 1同一建物居住者以外の場合 888点、同一建物居住者の場合 213点、2 同一建物居住者以外の場合 884点、同一建物居住者の場合 187点、歯C000 歯科訪問診療料 1 1100点、歯科訪問診療料 2 361点	
診療報酬区分 (再掲)		С	
診療報酬番号(再掲)		C001、歯C000	
医療技術名		在宅患者訪問診療料・歯科訪問診療料の「同一建物居住者」の人数による滅額の見直し	
治療率、死亡率や00Lの改善等の長期予 後等のアウトカム ③再評価の根		人数の多寡によって算定点数が異なることは、個々の患者の医学管理内容が人数で変わる訳ではなく、患者にも理由を説明できず、不合理である。	
拠・有効性 ガイドライン等での位置づけ		ガイドライン等での記載なし(右欄にガイドライン等 _ の改訂の見込み等を記載する。)	

④普及性の変化 ※下記のように	- 推定した根拠	令和元年社会医療診療行為別統計 報告書1 診療行為・調剤行為の状況 第8表によると6月の在宅患者訪問診療料(I)1 同一建物居住者839858回、令和2年度改定の点数215点で計算すると178,889,754点、在宅患者訪問診療料(I)2 同一建物居住者5051回、同様に187点で計算すると944,573点である。これを2倍にしたとして試算する。見面し前後での症例数、回数には差異はないものとした。同様に歯科も、歯科訪問診療料2 308723回 104,348,374点を2倍にしたと計算し、見直し前後での症例数、回数には差異はないものとした。
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	在宅患者訪問診療料 (I) 1 同一建物居住者839858回X12=10,078,296人 在宅患者訪問診療料 (I) 2 同一建物居住者5051回X12=60,612人 歯科訪問診療料 2 308723回X12=3,704,676人
変化	見直し後の症例数(人)	在宅患者訪問診療料 (I) 1 同一建物居住者839858回X12=10,078,296人 在宅患者訪問診療料 (I) 2 同一建物居住者5051回X12=60,612人 歯科訪問診療料 2 308723回X12=3,704,676人
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	在宅患者訪問診療料 (I) 1 同一建物居住者839858回X12=10,078,296人 在宅患者訪問診療料 (I) 2 同一建物居住者5051回X12=60,612人 歯科訪問診療料 2 308723回X12=3,704,676人
変化等	見直し後の回数(回)	在宅患者訪問診療料 (I) 1 同一建物居住者839858回X12=10,078,296人 在宅患者訪問診療料 (I) 2 同一建物居住者5051回X12=60,612人 歯科訪問診療料 2 308723回X12=3,704,676人
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	6位置づけ	すでに在宅では行われていることであり、技術としては確立している
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	現在の施設基準に準ずる
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	現在の施設基準に準ずる
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	特になし
⑥安全性 ・副作用等のリ	リスクの内容と頻度	既存の技術であり安全性に問題なし
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		同様に療養を給付しているにもかかわらず、当該患者以外に診療(医学管理)をする患者がいる かどうか、又その人数が多いかどうかで算定点数 が異なることについては、患者にも理由を説明できず、大変不合理である。
⑧点数等見直しの場合	見直し前	在宅患者訪問診療料 (I) 1 同一建物居住者 213点、在宅患者訪問診療料 (I) 2 同一建物居住者 187点、歯科訪問診療料 2 361点
	見直し後	在宅患者訪問診療料 (I) 1 同一建物居住者 426点、在宅患者訪問診療料 (I) 2 同一建物居住者 374点、歯科訪問診療料 2 550点
	見直し後その根拠	在宅患者訪問診療料 (I) 1 同一建物居住者 426点、在宅患者訪問診療料 (I) 2 同一建物居住者 374点、歯科訪問診療料 2 550点 医科は現状の 1/4 から 1/2 として試算、歯科は現状の 1/3 から 1/2 として試算
の場合	見直し後	在宅患者訪問診療料 (I) 1 同一建物居住者 426点、在宅患者訪問診療料 (I) 2 同一建物居住者 374点、歯科訪問診療料 2 550点 医科は現状の 1 / 4 から 1 / 2 として試算、歯科は現状の 1 / 3 から 1 / 2 として試算 区分をリストから選択 該当なし
の場合  ③関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療	見直し後 その根拠 区分	在宅患者訪問診療料 (I) 1 同一建物居住者 426点、在宅患者訪問診療料 (I) 2 同一建物居住者 374点、歯科訪問診療料 2 550点 医科は現状の 1 / 4 から 1 / 2 として試算、歯科は現状の 1 / 3 から 1 / 2 として試算 区分をリストから選択
の場合  ⑨関連して減点  や削除が可能と	見直し後 その根拠 区分 番号	在宅患者訪問診療料 (I) 1 同一建物居住者 426点、在宅患者訪問診療料 (I) 2 同一建物居住者 374点、歯科訪問診療料 2 550点 医科は現状の 1 / 4 から 1 / 2 として試算、歯科は現状の 1 / 3 から 1 / 2 として試算 区分をリストから選択 該当なし
の場合  ③関連して減点と可能と表えらい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	見直し後 その根拠 区分 番号 技術名 具体的な内容	在宅患者訪問診療料 (I) 1 同一建物居住者 426点、在宅患者訪問診療料 (I) 2 同一建物居住者 374点、歯科訪問診療料 2 550点 医科は現状の 1 / 4 から 1 / 2 として試算、歯科は現状の 1 / 3 から 1 / 2 として試算 区分をリストから選択 該当なし 該当なし 1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
の場合  ③関連して減点と可能と表えらい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	見直し後 その根拠 区分 番号 技術名 具体的な内容	在宅患者訪問診療料 (I) 1 同一建物居住者 426点、在宅患者訪問診療料 (I) 2 同一建物居住者 374点、歯科訪問診療料 2 550点 医科は現状の 1 / 4 から 1 / 2 として試算、歯科は現状の 1 / 3 から 1 / 2 として試算 区分をリストから選択 該当なし 該当なし
の場合  ③関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	見直し後 その根拠 区分 番号 技術名 具体的な内容 ブラスマイナス 予想影響額 (円)	在宅患者訪問診療料 (I) 1 同一建物居住者 426点、在宅患者訪問診療料 (I) 2 同一建物居住者 374点、歯科訪問診療料 2 550点 医科は現状の 1 / 4 から 1 / 2 として試算、歯科は現状の 1 / 3 から 1 / 2 として試算 区分をリストから選択 該当なし
の場合  ③関連して減点とや削除が可能と考えが、(当該医療技術を含む)  10予想影響額	見直し後 その根拠 区分 番号 技術名 具体的な内容 ブラスマイナス 予想影響額(円) その根拠 備考	在宅患者訪問診療料 (I) 1 同一建物居住者 426点、在宅患者訪問診療料 (I) 2 同一建物居住者 374点、歯科訪問診療料 2 550点 医科は現状の 1 / 4 から 1 / 2 として試算、歯科は現状の 1 / 3 から 1 / 2 として試算 区分をリストから選択 該当なし 該当なし 該当なし は (+) 28.581,952,460円 令和元年社会医療診療行為別統計 報告書 1 診療行為・調剤行為の状況 第8表によると6月の在宅患者訪問診療料 (I) 1 同一建物居住者839858回、令和2年度改定の点数213点で計算すると178,889,754点、在宅患者訪問診療料 (I) 2 同一建物居住者5051回、同様に187点で計算すると944,537点である。これを 2 倍にしたとして試算する。すなわら178,889,754点以2+944,537点以2=21,580,114,920円の増額になる。同様に歯科は、(550点 - 361点) X308723回以12-7,001,837,640円となる。医科歯科合計で、28.581,952,460円となる。
の場合  ③関連して減点と や削除れる医療 技術(含含む)  ①予想影響額  ①予想影響額	見直し後 その根拠 区分 番号 技術名 具体的な内容 ブラスマイナス 予想影響額(円) その根拠 備考	在宅患者訪問診療料 (I) 1 同一建物居住者 426点、在宅患者訪問診療料 (I) 2 同一建物居住者 374点、歯科訪問診療料 2 550点 医科は現状の 1 / 4 から 1 / 2 として試算

	1) 名称	令和元年社会医療診療行為別統計 報告書 1 診療行為・調剤行為の状況 第8表
⑭参考文献 1	2) 著者	厚生労働省
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	社会医療診療行為別統計 令和元年社会医療診療行為別統計 報告書 1 診療行為・調剤行為の状況 医科診療 8 、歯科診療 3
	4)概要	社会医療診療行為別統計は、医療保険制度における医療の給付の受給者に係る診療行為の内容、調剤行為の内容、薬剤の使用状況等を明らかに し、医療保険行政に必要な基礎資料を得ることを目的として、毎年、6月審査分の状況を公表しています。平成27年からは全ての集計対象をレセ ブト情報・特定健診等情報データベース (NDB) に蓄積された影像報顧明細審等とし、収集による調査を行わなくなったため、名称を変更しました。統計表では診療行為(医科・歯科)・調剤行為の状況、薬剤の使用状況の結果を回数・点数別等で提供しています。
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
①参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	等になし
	1) 名称	特になし
	2)著者	特になし
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	等になし
	1) 名称	特になし
	2)著者	特になし
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし

申請学会名	日本在宅医療連合学会
申請技術名	在宅患者訪問診療料・歯科訪問診療料の「同一建物居住者」の人数による減額の見直し
提案番号(6桁)	236201

C001 在宅患者訪問診療料

在宅患者訪問診療料1

213点、 同一建物居住者の場合 888点、 イ 同一建物居住者以外の場合 在宅患者訪問診療料 5

187点 同一建物居住者の場合 884点、 同一建物居住者以外の場合

# 患者が2人になると1人の場合に比べ訪問診療料で1/4も大幅に減額される。

・同様に療養を給付しているにもかかわらず、当該患者以外に診療をする患者 ウ個々の患者の医学管理内容が人数で変わる訳ではなく、不合理 がいるか否か、その人数の多寡によって算定点数が異なる

・看護師等による在宅患者訪問看護・指導料は、同一日に1人の場合と2人の場合は1人につき580点と変わらない。 (3人以上で1人につき293点と 減額されるが)2人の訪問件数では在宅患者訪問診療料より高点数。



# 同一建物居住者の場合の減額を1/4から1/2程度へ まずは、

整理番号 ※事務処理用		236202
提案される医療技術名	看取り介護加算(Ⅱ)と在宅患者訪問診療料の看取り加算の併算定の制限撤廃	
申請団体名	日本在宅医療連合学会	
主たる診療科(1つ) 提案される医療	01内科	
技術が関係する 診療科 関連する診療科(2つまで)	00なし	
	00なし	
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		無
過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する 提案当時の医療技術名	-	
追加のエビデンスの有無		有無をリストから選択
診療報酬区分		С
診療報酬番号	C001 注7	
再評価区分(複数選択可)	1 - A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 - B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 - C 算定要件の拡大 (回数制限) 2 - A 点数の見直し (増点) 2 - B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 58	介護側で看取り介護加算 (Ⅱ) を算定した場合に、医療側で在宅患者訪問診療料 (Ⅰ) の看取り加算が算定できるようにするもの	
再評価が必要な理由	現在介護施設での看取りが急増しており、その拡充と質の向上のため、現場においてまた制度的にも努力がなされている。平成30年度改定では、施設側が看取り介護加算を算定しても、医療側が在宅ターミナルイケア加算を算定できるようになり、施設看取り促進に大きな前進がみられた。しかし、介護側で看取り介護加算(II)を算定した場合、医療側で在宅患者訪問診療料(I)の看取り加算が算定できない。医療側でも 電取り加算を算定できることを明確にすることでより一層の施設看取りの推進が図られるため、この制限を撤廃をすべきと考えられる。	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		介護側で看取り介護加算 (Ⅱ) を算定した場合に、医療側で在宅患者訪問診療料 (I) の看取り加算が算定できるようにする	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		・特別養護老人ホーム等の入所者 ・死亡日に往診または訪問診療を行い、患者を看取った場合を評価 ・介護施設側で看取り介護加算 (Ⅱ) を算定した場合には算定できない	
診療報酬区分(再	[掲)	С	
診療報酬番号(再	[掲)	C001 注7	
医療技術名		在宅訪問診療料 (I) の看取り加算 (C-001 注 7)	
③再評価の根 拠・有効性	予後等のアウトカム	平成15年調査http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/12/s1222-4d34.htmlでは特養での看取り率は37.2%であったが、看取り率の高い施設は医療的バックアップがしっかりしていることが報告されている。平成28年介護サービス施設・事業所調査結果では、特養の看取り率は67.5%となっているが、26.8%(約13万人)は医療機関で死亡しており、改善の余地があると思われる。https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service16/dl/kekka-gaiyou_05.pdf	
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載なし(右欄にガイドライン _ 等の改訂の見込み等を記載する。)	

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		平成15年調査http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/12/s1222-4d34.htmlでは特養での看取り率は37.2%であったが、看取り率の高い施設は医療的パックアップがしっかりしていることが報告されている。平成28年介護サービス施設・事業所調査結果では、特養の看取り率は67.5%となっているが、26.8%(約13万人)は医療機関で死亡しており、改善の余地があると思われる。https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service16/d1/kekka-gaiyou_05.pdf そして、介護給付費等実態統計によると2020年12月の介護福祉施設サービスでの看取り介護加算(Ⅱ)の算定は死亡日で900日なので、月間900人、年間10,800人が看取られていることになる。
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	ť□
	見直し後の症例数(人)	10,800
年間実施回数の変化等	見直し前の回数(回) 見直し後の回数(回)	변교 10800
	元旦し次の日数(日)	1000
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	る位置づけ	すでに在宅では行われていることであり、技術としては確立している
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	
等を考えられる要件を、項目に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	現在の施設基準に準ずる
٤)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	特になし
⑥安全性 ・副作用等の!	<b>リスクの内容と頻度</b>	既存の技術であり安全性に問題なし
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		在宅に代わる住み慣れた施設での看取りは倫理的にも推奨される。また不要な入院が滅るという意味では社会的にも妥当といえる。
⑧点数等見直しの場合	見直し前 見直し後 その根拠	3000 3000 現在と同様の点数
	区分	区分をリストから選択
<ul><li>⑨関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療</li></ul>	番号 技術名	族当なし 該当なし
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	該当なし
	プラスマイナス	滅 (-)
⑩予想影響額	予想影響額(円) その根拠	ゼロ COO1 注7から計算すると10,800人X3000点=324,000,000円の増額になる。しかし、特養から病院に搬送されて亡くなる場合は入院費がかか り、特養でターミナル加算を算定するよりも明らかに高額になると思われるため。具体的には入院日敬にもよるため金額は算定できないが、む
		しろマイナスになる可能性が高い。
	備考	特になし
⑪算定要件の見証 品、医療機器又は	直し等によって、新たに使用される医薬 は体外診断薬	なし(別紙、添付文書ともに不要)
⑫その他		特になし
③当該申請団体場 団体名)、代表的	以外の関係学会(共同提案学会名、関連 内研究者等	特になし
	1) 名称	平成28年介護サービス施設・事業所調査結果
④参考文献 1	2) 著者	厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service16/dl/kekka-gaiyou_05.pdf
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	介護保険施設の利用者の状況 18ページ
	1) 名称	特養の看取り率は67.5%となっているが、26.8%(約13万人)は医療機関で死亡している。 令和元年度 介護給付費等実態統計の概況
	2)著者	予札元平度 JT機和的質等美態就計の構造 厚生労働省
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	月報第9表 介護サービス単位数・回数・日数・件数、要介護状態区分・サービス種類内容別 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=看取り介護加算 &layout=dataset&toukei=00450049&tstat=000001123535&cycle=1&year=20200&month=24101212&tclass1=000001123536&tclass2=000001144553&r esult_back=1&tclass3val=0&metadata=1&data=1
	4) 概要	

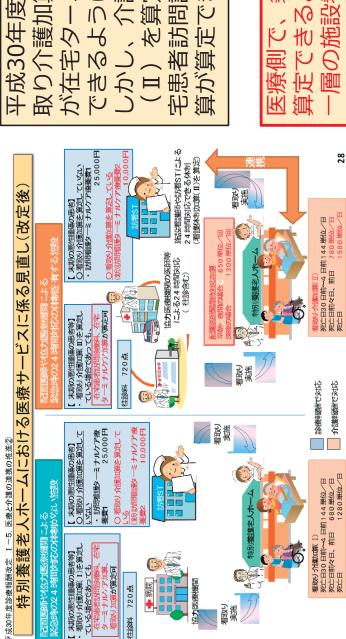
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 3		特になし
	4)概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
④参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
		特になし
	4)概要	特になし

申請学会名	日本在宅医療連合学会
中請技術名	看取り介護加算(エ)と在宅患者訪問診療料の看取り加算の併算定の制限撤廃
提案番号(6桁)	236202

・平成15年調査では特養での看取り率は37.2%であったが、看取り率の高い施設は 医療的バックアップがしっかりしていることが報告されている。

# http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/12/s1222-4d34.html

なっているが、26.8%(約13万人)は医療機関で死亡しており、改善の余地がある ・平成28年介護サービス施設・事業所調査結果では、特養の看取り率は67.5%と と思われる。 https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service16/dl/kekka-gaiyou\_05.pdf



平成30年度改定では、施設側が看取り介護加算を算定しても、医療側が在宅ターミナルイケア加算を算定できるようになった。 しかし、介護側で看取り介護加算 で患者訪問診療料(I)の看取り加 算が算定できない。 | |医療側で、条件なしで看取り加算を | 算定できるようにすることで、 |一層の施設看取りの推進が図られる

整理番号 ※事務処理用	236203		
提案される医療技術名	在宅医療における在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っていない保存期腎不全による腎性貧血患者へのエリスロポエチン製剤注射		
申請団体名		日本在宅医療連合学会	
主たる診療科(1つ)	05腎臓内科		
提案される医療 技術が関係する: 診療科 関連する診療科(2つまで)	01内科		
関連9 る形像件(2 りまじ)	00なし		
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似し 医療技術の提案実績の有無	it is	無	
過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 「実績あり」の <sup>度)</sup>		リストから選択	
場合、右欄も記 載する 提案当時の医療技術名	-		
追加のエビデンスの有無		有無をリストから選択	
診療報酬区分		G	
診療報酬番号	G000、G001		
再評価区分(複数選択可)	1 - A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 - B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 - C 算定要件の拡大 (回数制限) 2 - A 点数の見直し (増点) 2 - B 点数の見直し (域点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択	
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 164	在宅医療における注射薬について、腎性貧血に対するエリスロポエチン製剤(エリスロポエチン、ダルベポエチン)は「在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。」とされていますが、在宅血液透析又は在宅腹膜灌流以外の腎性貧血患者に対する投与を認めていただきますようご要望いたします。		
再評価が必要な理由	慢性腎臓病対策・透析予防は、我が国の重要な課題として対策が行われています。慢性腎臓病に合併する腎性貧血については、エリスロポエチン製剤で治療することによりにの倍化が抑制された報告があり、慢性腎臓病の進行や心血管疾患の発症を抑制する可能性が観告されています。これらのことから、慢性腎臓病の集学的がの構薬的な治療の一つとして、腎性貧血に対しては広くエリスロポエチン製剤による治療が行われています。また、エピデンスに基づくCKD診療ガイドライン2013では、エリスロポエチン製剤による腎性貧血の治療は000を改善させる可能性があり、保存期慢性腎臓病の治療として推奨しています(推奨グレードB)。現在、在宅医療ではエリスロポエチン製剤について、在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者で投与できるとされています。しかし在宅医療において在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者を持てきるとされています。しかし在宅医療において在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っているい保存期腎不全による腎性貧血患者は対象となっておらず、慢性腎臓病対策・透析予防の観点から、エリスロポエチン製剤を投与できるようにする必要があると考えられるためご要望する次第です。		

	FILIM-SCH A		
①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		慢性腎臓病に合併する腎性貧血に対してエリスロポエチン製剤で治療することにより、Crの倍化が抑制された報告があります。また、エピデンスに基づくCKD診療ガイドライン2018では、我が国のRCTの結果を取り上げて「ダルベポエチンアルファにより目標hb 11~13 g/d.とした群とrhuFDDにより目標hb 9~11 g/d.とした群が比較された。複合エンドポイント(血清の値の倍加、RRTの開始、腎移植、死亡)のリスクは、年齢、性別、DMの有無、血清Cr、およびHbで補正したCox比例ハゲードモデルにおいて高바群で有意に低下していた。post hoc解析ではあるが、目標hb 11~13 g/d.とした場合に腎保護効果が発揮されることが示された」としています(参考文献1)。 温院困難な在宅医療の現場で在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っていない保存期腎不全による腎性貧血患者について、エリスロポエチン製剤による治療を可能とすることは、慢性腎臓病対策がよい透析予防に有効だと考えられます。 エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン2013では、エリスロポエチン製剤による腎性貧血の治療は001を改善させる可能性があるとして推奨グレードBとしておりますが、在宅医療を受けている患者の00Lが改善するあるいは保たれるということは、患者の自立支援や在宅での生活を継続するという観点で意義が大きいものです。 また、結論は出ていないものの、心血管疾患の発症を抑制するとの報告があり、生命予後の改善や入院の回避、在宅での生活の継続に寄与する可能性があるものと考えます。	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		現在在宅医療ではエリスロポエチン製剤について、在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者で投与できるとされています。在宅医療に おいて在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っていない保存期腎不全による腎性貧血患者を対象に含めるため、これを追加していただきたいとい うご提案です。	
診療報酬区分(再	<b>再揭</b> )	G	
診療報酬番号(再	再掲)	G000、G001	
医療技術名		在宅医療における在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っていない保存期腎不全による腎性貧血患者へのエリスロポエチン製剤注射	
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率や00Lの改善等の長期 予後等のアウトカム	・腎性貧血を合併する慢性腎臓病患者でのCrの倍化の割合は、エリスロポエチン製剤で治療した群が60%、治療しなかった群が84%であり、腎性貧血が慢性腎臓病の進行を抑制する可能性が示された(参考文献2)。 ・00Lについて、日本人を対象としたRCTでは、腎性貧血の治療目標h11~13g/dLとした群とrHuEPOにより目標hb 9~11 g/dLとした群の比較では、高い群の方がSF-36 のvitalityは有意に改善し、SF-36 の他の項目でも改善傾向を認めた(参考文献3)。 ・透析を受けていない慢性腎臓病患者について腎性貧血の治療介入を行い、ダルベポエチンアルファにより目標hb 11~13 g/dLとした群とrHuEPOにより目標hb 9~11 g/dLとした群が比較され、目標hb高値群が低値群に比べ心肥大 (LVMI) が抑制された(目標hb 高値群vs 低値群: 7-8 g/m2 vs -0.1 g/m2) と報告されている。参考資料4、 ・腎性貧血のみを対象にした研究ではないが、貧血を伴う心不全患者を対象とした心血管疾患についてのメタ解析では、エリスロポエチン製剤による治療群では心不全関連の入院を38%、全死亡率を39%抑制したとの報告がある(参考文献5)。	
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す	

④普及性の変化 ※下記のよう!	に推定した根拠	在宅医療を受けている患者数を「在宅時医学総合管理料」または「施設入居時等医学総合管理料」とすると、s-stat 社会医療診療行為別統計 (令和元年6月)では640821人であり、その大半は成人と考えられる。日本の慢性腎臓病患者数は成人の13%とされており(Clin Exp Nephrol. 2009 Dec:13(6):621-30.)、また日本の慢性腎臓病のうち腎性貧血有病事は約32%との報告がある(Therapeutic Apheresis and Dialysis 2018: 22(5):444-456)。これらのことから、在宅医療を受けていて慢性腎臓病および腎性貧血を有する患者は2665人と推計され、現在腎性貧血の治療を受けていないと考えられる。在宅医療の診療頻度が月に1-2回であることが多く、腎性貧血治療薬の投与は2-4週毎であることから、ここでは月に1回投与する前提で検討した。
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	0
	見直し後の症例数(人)	26, 658
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回) - 見直し後の回数(回)	319, 898
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	熟度 8位置づけ	注射手技については確立されてた技術であり、高度あるいは専門性の高い手技ではございません
・施設基準	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	特にございません
要と考えられる	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	特にございません
٤)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン2018, エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン2013
⑥安全性 ・副作用等の!	リスクの内容と頻度	既存の技術であり、投与手技自体の安全性に問題ございません 薬剤の副作用については添付文書を別添資料として添付いたします
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		問題なし
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し後	G000: 20点、G001: 32点   G000: 20点、G001: 32点   マンアボッスは「マンス」というます。
	その根拠 区分	在宅医療で投与できる注射薬に加えていただきたいという提案であり、点数の見直しは要しません 区分をリストから選択
⑨関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療	番号 技術名	該当こざいません 該当こざいません
技術(当該医療技術を含む)	具体的な内容	該当ございません
	プラスマイナス 予想影響額 (円)	滅 (一)
⑩予想影響額	その根拠	。 GOO1で計算すると32点×319898回=102,367,309円/年となりますが、慢性腎臓病の進行や心不全による入院の抑制、QOLの改善等を通じて、これ を超える金額の医療費が削減されると考えられるためです。
	備考	上記の医療費削減効果は、影響の具体的な大きさが不明であったり、算出のデータの背景が異なる等のため、金額としては算出困難です。
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		該当ございません
⑫その他		特にございません
③当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等		該当ございません
	1) 名称	High Hemoglobin Levels Maintained by an Erythropoiesis-Stimulating Agent Improve Renal Survival in Patients with Severe Renal Impairment
(A)参考文献 1	2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ページ	Yoshiharu Tsubakihara, Tadao Akizawa, Manabu Iwasaki, Ryutaro Shimazaki Ther Apher Dial. 2015 Oct:19(5):457-65
J. J	4)概要	透析を受けていない慢性腎臓病患者について腎性貧血の治療介入を行い、ダルベポエチンアルファにより目標他 $11 \sim 13$ g/dLとした群とrHuEPO により目標他 $9 \sim 11$ g/dLとした群が比較され、複合エンドポイント(血清の「値の倍加、RRTの開始、腎移植、死亡)のリスクは、年齢、性別、DMの有無、血清の、および胎で補正した $0$ のなが、目標他 $11 \sim 13$ g/dLとした場合に腎保護効果が発揮されることが示された研究である
	1) 名称	Reversal of anemia by erythropoietin therapy retards the progression of chronic renal failure, especially in nondiabetic patients
⑭参考文献 2	2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ページ 4) 概要	S Kuriyama, H Tomonari, H Yoshida, T Hashimoto, Y Kawaguchi, O Sakai Nephron. 1997;77(2):176-85. 透析を受けていない慢性腎臓病患者について、腎機能障害の進行への腎性貧血の影響を調べた検討。Crの倍化の割合は、エリスロポエチン製剤 で治療した群が60%、治療しなかった群が84%であり、腎性貧血が慢性腎臓病の進行を抑制する可能性が示された。

		_
(A)参考文献 3	1) 名称	Positive Outcomes of High Hemoglobin Target in PatientsWith Chronic Kidney Disease Not on Dialysis:A Randomized Controlled Study
	2) 著者	Tadao Akizawa, Fumitake Gejyo, Shinichi Nishi, Yasuhiko Iino, Yuzou Watanabe, Masashi Suzuki, Akira Saito, Takashi Akiba, Hideki Hirakata, Shunichi Fukuhara, Satoshi Morita, Michiaki Hiroe, Yoshiyuki Hada, Makoto Suzuki, Makoto Akaishi, Manabu Iwasaki, Yoshiharu Tsubakihara, KRN321 STUDY Group
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Therapeutic Apheresis and Dialysis 15(5):431-440, 2011
	4) 概要	透析を受けていない慢性腎臓病患者についての日本人を対象としたRCT。腎性貧血の治療目標Hb11~13g/dLとした群とrHuEPOにより目標Hb 9~ 11 g/dLとした群の比較で、QOLはHbが高い群の方がSF-36 のvitalityは有意に改善し、SF-36 の他の項目でも改善傾向を認めた。
	1) 名称	High target hemoglobin with erythropoiesis-stimulating agents has advantages in the renal function of non-dialysis chronic kidney disease patients
04+++	2) 著者	Yoshiharu Tsubakihara, Fumitake Gejyo, Shinichi Nishi, Yasuhiko lino, Yuzou Watanabe, Masashi Suzuki, Akira Saito, Takashi Akiba, Hideki Hirakata, Tadao Akizawa
①参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Ther Apher Dial. 2012 Dec:16(6):529-40.
	4) 概要	透析を受けていない慢性腎臓病患者について腎性貧血の治療介入を行い、ダルベポエチンアルファにより目標Hb $11\sim13$ g/dLとした群とrHuEPO により目標Hb $9\sim11$ g/dLとした群が比較され、目標Hb高値群が低値群に比べ心肥大(LVMI)が抑制された(目標Hb 高値群vs 低値群 ; $-7.8$ g /m2 vs $-0.1$ g/m2)
	1) 名称	Erythropolesis-stimulating agents for anaemia in chronic heart failure patients
	2) 著者	Katherine Ngo, Dipak Kotecha, Julia Ae Walters, Luis Manzano, Alberto Palazzuoli, Dirk J van Veldhuisen, Marcus Flather
14参考文献 5	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	Coohrane Database Syst Rev. 2010 Jan 20: (1): CD007613.
	4)概要	腎性貧血のみを対象にした研究ではないが、貧血を伴う心不全患者を対象とした心血管疾患についてのメタ解析において、エリスロポエチン製剤による治療群では心不全関連の入院を38%、全死亡率を39%抑制した(参考文献5)。

◎ QOL改善 在宅医療における 保存期腎不全 在宅医療における在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っていない 保存期腎不全による腎性貧血患者へのエリスロポエチン製剤注射 腹膜 透析 エリスロポエチン製剤の投与により、 腎不全では投与できない エリスロポエチン製剤が 在宅医療での保存期 エリスロポエチン製剤 提案番号(6桁) 236203

在宅医療の継続 介護負担の軽減 ◎入院予防

貧血改善群でSF-36の有意なvitality改善、それ以外の改善傾向

·Cr倍化の抑制(治療群:60%、非治療群:84%(p=0.0003)

貧血を伴う心不全患者では、心不全関連の入院を38%抑制

死亡を39%抑制 (※対象疾患は異なるデ

整理番号 ※事務処理用		236204	
提案される医療技術名		ポリウレタンフィルムおよびポリウレタンフォームの褥瘡予防の適応拡大	
	申請団体名		日本在宅医療連合学会
	主たる診療科(1つ)	01内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科		23皮膚科	
高乡75K 千十	関連する診療科(2つまで)	33形成外科	
	・ 支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	_	
	追加のエビデンスの有無	有無をリストから選択	
	診療報酬区分		J
	診療報酬番号	J000	
		1-A 算定要件の拡大(適応疾患等の拡大)	0
		1 - B 算定要件の拡大(施設基準)	該当する場合、リストから○を選択
		1-C 算定要件の拡大(回数制限)	該当する場合、リストから○を選択
		2一A 点数の見直し(増点)	該当する場合、リストから○を選択
		2一B 点数の見直し(減点)	該当する場合、リストから○を選択
再	評価区分(複数選択可)	3 項目設定の見直し	該当する場合、リストから○を選択
		4 保険収載の廃止	該当する場合、リストから○を選択
		5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから○を選択
		6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから○を選択
		「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	
提条される医療技術の概要(200子以内) 2		ポリウレタンフィルムは褥瘡の治療に広く使われており大変有用ですが、褥瘡は作らないことが重要です。ポリウレタンフィルムおよびポリウレタンフォームは褥瘡予防に有用であるとの複数のRCTがあり、ポリウレタンフィルムおよびポリウレタンフォームについて褥瘡の予防の適応拡大を要望いたします。	
再評価が必要な理由		日本皮膚科学会の「創傷・褥瘡・熱傷ガイドライン―2:褥瘡診療ガイドライン」では、「皮膚の保護および褥瘡予防のために保湿クリーム (1A) などを用いることを推奨する。また、骨突出部に褥瘡予防を目的にポリウレタンフィルム (1A) 、ポリウレタンフォーム (1A) 、ポリウレタンフォーム (1A) などを使用することを推奨する。」とされています。在宅医療における褥瘡の予防は、患者の予後やQOLのみタンフォーム/ソフトシリコン (1A) などを使用することを推奨する。」とされています。在宅医療における褥瘡の予防は、患者の予後やQOLのみにとどまらず、その後の治療や治療・管理の労力を大きく低減させるものであるため、ポリウレタンフィルムおよびポリウレタンフォームについて褥瘡の予防の適応拡大を要望するものです。	

【計画項目】		
①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		日本皮膚科学会の「創傷・襦瘡・熱傷ガイドライン―2: 褥瘡診療ガイドライン」では、「皮膚の保護および褥瘡予防のために保湿クリーム (1A) などを用いることを推奨する。また、骨突出部に褥瘡予防を目的にポリウレタンフィルム (1A) , ポリウレタンフォーム (1A) , ポリウレタンフォーム (1A) , ポリウレタンフォーム/ソフトシリコン (1A) などを使用することを推奨する。」とされています。在宅医療における褥瘡の予防は、患者の予後やQDLのみにとどまらず、その後の治療や治療・管理の労力を大きく低減させるものであるため、ポリウレタンフィルムおよびポリウレタンフォームについて褥瘡の予防の適応拡大を要望するものです。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		ポリウレタンフィルムおよびポリウレタンフォームは、予防については保険診療の適応となっておりません
診療報酬区分(再	掲)	J
診療報酬番号(再	掲)	J000
医療技術名		ポリウレタンフィルムおよびポリウレタンフォームの褥瘡予防の適応拡大
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率や00Lの改善等の長期予 後等のアウトカム	・高齢者の仙骨部にポリウレタンフィルムを用いた報告では、褥瘡発生率は非貼用群:32%に対して貼用群2.6%と有意な低下を認めた。(参考文献1) ・ポリウレタンフィルムを用いた報告では、持続する発赤の発生率が有意に82%低下した。(参考文献2) ・摘中発生の拇瘡を予防する目的で、ポリウレタンフィルムを仙骨部に用いることにより拇瘡の発生率が有意に51%低下した。(参考文献3) ・理部の網滑予防にポリウンフォームを使用する群と包帯保護を行う計に分けて検討したところ、ポリウレタンフォーム群に対する包帯保護群の相対リスクは13.42であり、ポリウレタンフォームの有効性が示された。(参考文献4) ・心臓手術後にポリウレタンフォーム/ソフトシリコンを仙骨部に用いることにより拇瘡の発生率が有意に低下したとするランダム化比較試験29) がある。(参考文献5)
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す 劇傷・褥瘡・熱傷ガイドライン—2:褥瘡診療ガイドライン る。)

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		第4回 (平成 28 年度) 日本橋瘡学会実態調査委員会報告の表13では、褥瘡有病率は介護老人福祉施設0.77%、介護老人保健施設1.16%、訪問看護ステーション1.93%と報告されている。以上から、要介護3以上の人口(介護保険事業状況報告 (暫定) 令和3年1月末現在のデータを利用)の褥瘡有病率を1%と推定した場合、褥瘡予防をすべき対象者数は2321930人×1%-23219人であり、月に4回ポリウレタンフィルムまたはポリウレタンフォームを貼付するとして算出した。
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	0
変化	見直し後の症例数(人)	23, 219
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	0
変化等	見直し後の回数(回)	1, 114, 512
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度 (専門性	5位置づけ	高度あるいは専門性の高い手技ではございません
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	特にございません
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	特にございません
に記載するこ と)	その他	創傷・褥瘡・熱傷ガイドライン―2:褥瘡診療ガイドライン
⑥安全性 ・副作用等のリ	<b>リスクの内容と頻度</b>	既存の技術であり、安全性に問題ございません 副作用については製品の添付文書を別添資料として添付いたします
⑦倫理性・社会的(問題点があれば		問題なし
	見直し前	点数の見直しは要しません
⑧点数等見直しの場合	見直し後	点数の見直しは要しません
	その根拠	点数の見直しは要しません
Office Code	区分	区分をリストから選択
9関連して減点 や削除が可能と	番号 技術名	該当ございません 該当ございません
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)		
	具体的な内容	該当ございません
	プラスマイナス 予想影響額 (円)	滅 (-)
⑩予想影響額	その根拠	
	備考	上記の医療費削減効果は、影響の具体的な大きさが不明であるため、金額としては算出困難です。
・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		該当ございません
<b>⑫その他</b>		
⑫その他		特にございません

	1		
	1) 名称	仙骨部位へのポリウレタンフィルムドレッシング貼用の褥瘡予防効果	
	2) 著者	伊藤由美子,安田 操,米 順子,高次寬治,久保隆德,佐藤健二	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	褥瘡会誌,2007; 9: 38—42	
	4) 概要	入院した日常生活自立度C2の患者57名を対象に、仙骨部にポリウレタンフィルムを用いたて褥瘡予防効果を検討した。貼用群の方が統計学的に有意に高齢であったにも関わらず、褥瘡発生率は非貼用群:32%に対して貼用群2.6%と有意な低下を認めた。	
	1) 名称	Evaluation of a new pressure ulcer preventive dressing containing ceramide 2 with low frictional outer layer	
	2) 著者	Nakagami G, Sanada H, Konya C, Kitagawa A, Tadaka E, Matsuyama Y	
14参考文献 2	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	J Adv Nurs, 2007; 59: 520—529	
	4) 概要	褥瘡発生のリスクがある寝たきりの高齢者37名を対象に、ポリウレタンフィルムを右または左の大転子にランダムに3週間貼用した。持続する発 赤の発生率が有意に82%低下した。介入群および対照群のいずれにも褥瘡は発生しなかった。	
	1) 名称	Prevention of postoperative pressure ulcers by a polyurethane film patch	
	2) 著者	Imanishi K, Morita K, Matsuoka M, et al	
14参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	J Dermatol, 2006; 33: 236—237	
	4) 概要	外科手術を受けた201名の患者を、術中発生の褥瘡を予防する目的でポリウレタンフィルムを仙骨部に用いる群と用いない群の2群に分け、褥瘡の発生率を検討した。その結果、ポリウレタンフィルムを仙骨部に用いた群では、対照と比較して有意に褥瘡発生率が51%低下した。	
	1) 名称	Preventing pressure ulcers on the heel: a Canadian cost study	
	2) 著者	Torra I Bou JE, Rueda López J, Camañes G, et al	
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Dermatol Nurs, 2009; 21: 268—272	
	4) 概要	構瘡発生リスクの高い130名の患者について、踵部の褥瘡予防にポリウレタンフォームを使用する群と包帯保護を行う群に分けて行われたRXT。ポリウレタンフォーム群に対する包帯保護群の相対リスクは13.42であった。	
	1) 名称	Prophylactic dressing application to reduce pressure ulcer formation in cardiac surgery patients	
	2) 著者	Brindle CT, Wegelin JA	
14参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	J Wound Ostomy Continence Nurs, 2012; 39: 133—142	
	4) 概要	心臓手術後の仙骨部の褥瘡発生率は、対照群11%に対してポリウレタンフォーム/ソフトシリコンを用いた群は2%であった。対照群のポリウレタンフォーム/ソフトシリコンを用いた群に対する相対危険度は3.6であった。	

提案番号(6桁)	申請技術名	申請学会名
236204	ポリウレタンフィルムおよびポリウレタンフォームの褥瘡予防の適応拡大	日本在宅医療連合学会

**包帯保護の相対リスクはポリウレタンフォーム群に対して<u>13.42</u> (参考文献4)** 参考文献1 ◎ポリウレタンフィルムは高齢者の仙骨部褥瘡発生率を<u>2.6%</u>と有意に低減(非貼用群:<u>32%</u>、 ◎踵部の褥瘡予防について、

日本皮膚科学会ガイドライン 創 - 創傷・褥瘡・熱傷ガイドライン―-2:梅瘡診療ガイドライン

CQ4: 褥瘡を予防するにはどのようなスキンケアを行えばよいのか?

部に棒瘡 予防を目的にポリウフタンフィルム(1A), ポリウフタンフォーム(1A), ポリウフタンフォーム 皮膚の保護および褥瘡予防のために保湿クリーム(1A)などを用いることを推奨する. また, 骨突出 /ソフトシリコン(1A)などを使用することを推奨する.

推奨度:[1A=強い推奨,強い根拠に基づく] 保湿クリーム,ポリウレタンフィルム,ポリウレタン フォーム, ポリウレタンフォーム/ソフトシリコン



# |梅瘡子防の利点|

- ・骨髄炎や敗血症等の感染症の予防
- ・体液漏出による低栄養の予防
- ・入院期間延長の防止
- ・円滑な医療連携や在宅復帰
- ・医療や介護の「働き方改革」
- 縟瘡治療や入院増加,延長によるコスト増加の予防

产州人们们间况不自《州外外外科人们///			
整理番号 ※事務処理用		236205	
提案される医療技術名	外来栄養食事指導料2の「当	該保険医療機関以外」に認定栄養ケア・ステーションを含める	
申請団体名		日本在宅医療連合学会	
主たる診療科(1つ)	01内科		
提案される医療: 技術が関係する	06糖尿病内科		
診療科 関連する診療科(2つまで)	03循環器内科		
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		無	
過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する 提案当時の医療技術名	-		
追加のエビデンスの有無		有無をリストから選択	
診療報酬区分		В	
診療報酬番号	B001 • 9		
再評価区分(複数選択可)	1 一 A     算定要件の拡大(適応疾患等の拡大)       1 一 B     算定要件の拡大(施設基準)       1 一 C     算定要件の拡大(回数制限)       2 一 A     点数の見直し(増点)       2 一 B     点数の見直し(減点)       3     項目設定の見直し       4     保険収載の廃止       5     新規特定保険医療材料等に係る点数       6     その他(1~5のいずれも該当しない)       「6     その他」を選んだ場合、右欄に記載		
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 159		R栄養食事指導料2が追加された。当該保険医療機関以外の管理栄養士としては、「日本栄 栄養ケア・ステーション」又は「他の保険医療機関」の管理栄養士とされているが、認定 べきである。	
再評価が必要な理由	ンに加え、2015年度にに認定ケア・ステーションモデア・ステーションと認定栄養ケア・ステーションの総治体、健康保険組合、民間企業、保険薬局などを対象を、栄養ケア活動の身近な地域拠点とすることで、管	栄養ケアを提供する地域密着型の拠点である。都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーショル事業が開始され、2018年に認定制度が正式発足した。現在、都道府県栄養士会の栄養ケ敗は341ヶ所で、登録管理栄養士は4318名にのぼる。地域住民はもちろん、医療機関、自に管理栄養士・栄養士を紹介し、サービスを提供している。認定栄養ケアステーション理栄養士・栄養士がアウトリーチしやすくなり、地域住民もアクセスが容易になる。高齢・ステーションを有効活用するためには、保険適応が不可欠と考える。	

EUT III XIII Z		
①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		診療所における外来栄養食事指導料2において、当該保険医療機関以外の管理栄養士としては、「日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し運営する「栄養ケア・ステーション」又は「他の保険医療機関」の管理栄養士とされているが、認定栄養ケア・ステーションの管理栄養士もこれに加える。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		・外来栄養食事指導料2 (初回250点、2回目以降290点)     ・対象患者: がん患者、摂食機能又は嚥下機能が低下した患者、低栄養患者     ・点数、算定方法はこれまで通り
診療報酬区分(再	再掲)	В
診療報酬番号(再	再掲)	B001 · 9
医療技術名		外来栄養食事指導料2
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率や00Lの改善等の長期 予後等のアウトカム	誤嚥性肺炎の発症予防に寄与する
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載なし(右欄にガイドライン

		1
④普及性の変化 ※下記のように	に推定した根拠	日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し運営する「栄養ケア・ステーション」は48ヶ所だが、これに認定栄養ケア・ステーションを加えた総数は342ヶ所なので、342/48-7倍に増えることになる。令和元年社会医療診療行為別統計(令和元年6月分より)外来栄養食事指導料初回(260点)は、57819回X12月-693,828回/年、2回目以降(200点)は、190600回X12月-2、287,200回/年であった。令和2年度に新設された外来栄養食事指導料2がこれの196と想定し、これが7倍に増加するものと仮定すると外来栄養食事指導料2 初回(250点)は、693828回X0.01X7-48,568回/年、2回目以降(190点)は、2287200回X0.01X7=160,104回/年と予測する。
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数 (人) 見直し後の症例数 (人)	-
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回)	初回(250点) は、693828回X0.01=6,938回/年、2回目以降(190点)は、2287200回X0.01=22,872回/年
	見直し後の回数(回)	初回(250点) は、693828回X0.01X7=48,568回/年、2回目以降(190点)は、2287200回X0.01X7=160,104回/年
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	る位置づけ	外来栄養指導の有効性については十分確立されている。認定栄養ケアステーションの栄養士は管理栄養士であることが必要なので、質的担保はなされていると考えられる。
・施設基準	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	(1)事業所は、その主たる業務を別に定める栄養ケアの業務(以下「指定業務」という。)とし、同業務を適正に実施できる体制を備えていること、(2)事業所は、地理的又は施設・設備的に地域住民からのアクセスが容易で、地域住民に第1号の業務を行ううえで適切な環境を確保できること (3)事業者において事業所の業務を持続的かつ適正に実施できる経済的裏付けがあること
要件を、項目毎に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	(4)事業所に、業務に従事する管理栄養士を1名以上、専任で配置すること。また、専任で業務に従事する管理栄養士を責任者とすること 、(5) 責任者は、指定業務のうち事業所が現に行おうとする業務について、1年以上の実務の経験があること、 (6)責任者及び従事者は、事業所を設 置する都道府県の栄養士会の栄養ケア・ステーションの登録者であること
٤)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	以上の各項をみたしているか否かを日本栄養士会で審議する
⑥安全性 ・副作用等の!	リスクの内容と頻度	問題なし
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		問題なし
8点数等見直し の場合	見直し前 見直し後 その根拠	初回250点、2 回目以降190点 初回250点、2 回目以降190点 点数の見直しは要しない
⑨関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療 技術を含む)	区分 番号 技術名 具体的な内容	区分をリストから選択 なし なし
⑩予想影響額	ブラスマイナス 予想影響額 (円) その根拠 備考	増 (+) 104,070,000円+260,740,800円=364,810,800円 7倍に増えるとして、増加額は初回(250点) 693828回X0.01=6938回/年X250点X6=104,070,000円、2回目以降(190点) 2287200回X0.01=22872回/年X190点X6=260,740,800円 栄誉指導の総額は増えるが、これまで栄養指導ができなかった多くのの診療所での栄養指導が可能となり、誤嚥性肺炎の減少や、がん患者の00に向上、生活習慣病の改善など波及効果は大きいと考えられる。
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		なし
<b>⑫その他</b>		なし
③当該申請団体以 団体名)、代表的	以外の関係学会(共同提案学会名、関連 的研究者等	なし

	1) 名称	在宅高齢者の口腔機能の維持・向上と栄養改善のための多職種連携
	2) 著者	白髭豊
①参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	保健医療科学 2016 Vol. 65 No. 4 p. 401-407
	4)概要	生活習慣病と食事との関係は深く、一人一人に見合う適量の栄養摂取が重要である。しかし、診療所においては、管理栄養士による栄養指導は 人的・経済的コストと 見合わないため、実施は少ないと思われる。その問題を解決するため、長崎在宅Dr. ネットでは、複数の診療所で管理栄養士を共有する。独自の管理栄養士派遣システムを作った。このシステムは順調に稼動し、診療所での栄養指導が実現している。栄養指導の実施により患者にとって生活習慣改善のきっかけが得られたのみならず、 生化学的データ (糖尿病患者におけるHbAlc、高脂血症 患者における総コレステロール値)の改善を確認できた
	1) 名称	外来栄養食事指導の依頼に関する現状調査
	2) 著者	飯野みな美、 桑村淳子。森 明彦
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	JSPEN Vol. 1(1), 42-46:2019
④参考文献 2	4)概要	外来栄養食事指導の依頼に関する現状を知ることを目的とした。A 総合病院の外来を担当している医師 172 名全員を対象にアンケート調査を 行った。殆どの医師が栄養食事指導を必要とする患者に関わる機会を持っていたが、54.3%の医師が管理栄養士へ栄養食事指導を依頼していな かった。このうち 92.9%の医師が管理栄養士に栄養食事指導を任せたいと考えていたが、「依頼に手間がかかる」、「依頼方法が分からない」 という理由で依頼していなかった。栄養食事指導依頼が少ない理由として診療報酬の対象となる疾患の認知度が低い可能性も考え、合わせて調 査をした、栄養食事指導件数が多い順に認知度も高い傾向だった。今後、管理栄養士が栄養食事指導という形で患者の 00L や ADL の維持、改善 に貢献していくには、他職種への情報発信と連携を欠かさず、患者に介入できるシステム作りを行う必要があることが示唆された。
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし
	1) 名称	特になし
⑭参考文献 5	2)著者	特になし
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし

### 栄養ケア・ステーション 日本栄養士会

4

合計48力所

2020年度から以下の算定 2004年から設立

· 外来栄養食事指導料2、

在宅患者訪問栄養食事指導料2

都道府県栄養土会 栄養ケア・ステー ション

スアーション 認定栄養ケア

スアーション

認定栄養ケア

スアーション 認定栄養ケア

登録管理栄養士・栄養士4318名 合計341力所

管理栄養 士の数も増え、外来栄養食事 拠点が7倍に増え、

事指導料2の算定件数が増加

がん患者QOL 在宅患者の栄養改善、 誤 端 端 性 市 炎 し 外来、

# ●2015年度からモデル事業開始 ●2018年認定制度スタート



健診後の食事指導 に関するレシピや献立の考察 栄養ケア・ステーション業務内容 食・栄養に関する相談、

ーツに関する指導・相談、

氷職(

健康

- (訪問型) 食・栄養に関する相談
- 料理数室の企画運営 セミナー・
  研修会への
  講師紹介、
- かかる業務 診療報酬に

日本栄養士会と都道府県栄養士会のステーションに限定)

- 歯科と連携した栄養食事指導
- 栄養成分表示に関する指導・相談 食品
- 地域包括ケアシステムにかかる事業関連業務



在宅患者訪問栄養食

指導料2、

整理番号 ※事務処理用		236206
提案される医療技術名	在宅患者訪問栄養食事指導料20	<b>か「当該保険医療機関以外」に認定栄養ケア・ステーションを含める</b>
申請団体名		日本在宅医療連合学会
主たる診療科(1つ)	01内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科 関連する診療科 (2つまで)	06糖尿病内科	
関連9 の砂原件(2)まで)	03循環器内科	
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		無
過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する 提案当時の医療技術名	-	
追加のエビデンスの有無		有無をリストから選択
診療報酬区分		С
診療報酬番号	C009	
再評価区分(複数選択可)	1 - A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 - B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 - C 算定要件の拡大 (回数制限) 2 - A 点数の見直し (増点) 2 - B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 154		指導料2が追加された。当該保険医療機関以外の管理栄養士としては、「日本栄養士会若し ステーション」又は「他の保険医療機関」の管理栄養士とされているが、認定栄養ケア・。。
再評価が必要な理由	ンに加え、2015年度にに認定ケア・ステーションモア・ステーションと認定栄養ケア・ステーションと認定栄養ケア・ステーションが 治体、健康保険組合、民間企業、保険薬局などを対象 を、栄養ケア活動の身近な地域拠点とすることで、管	・栄養ケアを提供する地域密着型の拠点である。都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーショル事業が開始され、2018年に認定制度が正式発足した。現在、都道府県栄養士会の栄養ケ敗数は341ヶ所で、登録管理栄養士は4318名にのぼる。地域住民はもちろん、医療機関、自に管理栄養士・栄養生名紹介し、サービスを提供している。認定栄養ケアステーション理栄養士・栄養士がアウトリーチしやすくなり、地域住民もアクセスが容易になる。高齢・・ステーションを有効活用するためには、保険適応が不可欠と考える。

		在宅患者訪問栄養食事指導料2において、当該保険医療機関以外の管理栄養士としては、「日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し運営する「栄養ケア・ステーション」又は「他の保険医療機関」の管理栄養士とされているが、認定栄養ケア・ステーションの管理栄養士もこれに加える。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		・在宅患者訪問栄養食事指導料2 (イ 単一建物診療患者が1人の場合 510 点、ロ 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合の場合 460 点、ハ イ及びロ以外の場合 420点) ・対象患者: 在宅での療養を行なっている患者であって、疾病、負傷のために通院による療養が困難な者について医師が特別食を提供する必要性を認めた場合又は、がん患者、摂食機能又は嚥下機能が低下した患者、低栄養患者・点数、算定方法はこれまで通り
診療報酬区分(再	[掲)	С
診療報酬番号(再	[掲)	C009
医療技術名		
医療技術名		在宅患者訪問栄養食事指導料2
	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期 予後等のアウトカム	在宅患者訪問栄養食事指導料2 末期癌患者の00L向上、誤嚥性肺炎の発症予防に寄与する

④普及性の変化 ※下記のよう!	に推定した根拠	日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し運営する「栄養ケア・ステーション」は48ヶ所だが、これに認定栄養ケア・ステーションを加えた総数は342ヶ所なので、342/48=7 倍に増えることになる。令和元年社会医療診療行為別統計(令和元年6月分)より在宅患者訪問栄養食事指導料は、単一建物患者1人の場合、191回以12月=2292回/年、単一建物患者2-9人の場合、15回以12月=180回/年、単一建物患者10人以上の場合、4回以12月=48回/年となる。令和2年度に新設された在宅患者訪問栄養争事指導料2分によれの1%とお足し、これが認定栄養ケア・ステーションにより7倍に増加するものと仮定すると単一建物患者1人の場合、2292X0.01X7=160.4回/年、単一建物患者2-9人の場合、180回X0.01X7=12.6/年、単一建物患者10人以上の場合、48回X0.01X7=3.4回/年になる。
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	単一建物患者1人の場合、2292X0.01=22.9人/年、単一建物患者2-9人の場合、180回X0.01=1.8人/年、単一建物患者10人以上の場合、48回X0.01=0.48人/年
変化	見直し後の症例数(人)	単一建物患者1人の場合、2292X0.01X7=160.4人/年、単一建物患者2-9人の場合、180回X0.01X7=12.6人/年、単一建物患者10人以上の場合、48人X0.01X7=3.4人/年
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	単一建物患者1人の場合、2292X0.01=22.9回/年、単一建物患者2-9人の場合、180回X0.01=1.8回/年、単一建物患者10人以上の場合、48回X0.01=0.48回/年
変化等	見直し後の回数(回)	単一建物患者1人の場合、2292X0.01X7=160.4回/年、単一建物患者2-9人の場合、180回X0.01X7=12.6/年、単一建物患者10人以上の場合、48回X0.01X7=3.4回/年
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門f	る位置づけ	近年、入院医療から外来・在宅医療への流れを示している。 その中で、在宅療養者の栄養食事支援である「訪問栄養食事指導」は、在宅医療 継続の面から果たす割合は大きいと考えられる。爲房ら(文献3)の調査結果では、「食・栄養の問題を抱えている療養者」は82%存在した。 認定栄養ケアステーションの栄養士は日本栄養士会の認可が必要であり、質的担保はなされていると考えられる。
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	(1) 事業所は、その主たる業務を別に定める栄養ケアの業務(以下「指定業務」という。)とし、同業務を適正に実施できる体制を備えていること、(2) 事業所は、地理的又は施設・設備的に地域住民からのアクセスが容易で、地域住民に第1号の業務を行ううえで適切な環境を確保できること (3) 事業者において事業所の業務を持続的かつ適正に実施できる経済的裏付けがあること
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	(医師、看護師等の職種や人数、専門	(4) 事業所に、業務に従事する管理栄養士を1名以上、専任で配置すること。また、専任で業務に従事する管理栄養士を責任者とすること、(5) 責任者は、指定業務のうち事業所が現に行おうとする業務について、1年以上の実務の経験があること、 (6) 責任者及び従事者は、事業所を設 置する都道府県の栄養士会の栄養ケア・ステーションの登録者であること
に記載すること)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	以上の各項をみたしているか否かを日本栄養士会で審議する
⑥安全性 ・副作用等の!	リスクの内容と頻度	問題なし
⑦倫理性・社会的 (問題点があれ)		問題なし
	見直し前	在宅患者訪問栄養食事指導料2 (イ 単一建物診療患者が1人の場合 510 点、ロ 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合の場合 460 点、ハ イ及びロ以外の場合 420点)
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し後	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	その根拠	当該保険医療機関以外の管理栄養士として、認定栄養ケア・ステーションの管理栄養士もこれに加えるべきであるという提案であり、点数の見直しは必要ない ・
9関連して減点	区分	区分をリストから選択
や削除が可能と 考えられる医療 技術(当該医療	技術名	なし なし
技術を含む)	具体的な内容	なし
	プラスマイナス	增 (+) 701, 352円+49680円+12096円=763, 128円
⑩予想影響額	予想影響額(円)	101,382円 149500円 〒12050円 = 705,126円   増加したのは、単一建物患者1-0 場合、180回X0.01X 6 X460X10=49680円    増加したのは、単一建物患者1人以上の場合、48回X0.01X 6 X420X10=12096円/年   単一建物患者2-9人の場合、180回X0.01X 6 X460X10=49680円/    年、単一建物患者10人以上の場合、48回X0.01X 6 X420X10=12096円/年
	備考	** 学者指導の総額は増えるが、これまで栄養指導ができなかった多くのの診療所での栄養指導が可能となり、誤嚥性肺炎の減少や、がん患者の 00(向上、生活習慣病の改善など波及効果は大きいと考えられる。
①算定要件の見 品、医療機器又(	直し等によって、新たに使用される医薬 は体外診断薬	なし
<b>⑫その他</b>		なし
③当該申請団体J 団体名)、代表的	以外の関係学会(共同提案学会名、関連 的研究者等	なし
	1) 名称 2) 著者	在宅療養者の訪問栄養食事指導の実態とその課題 (第1報) 為房恭子、中村富予、達妙美
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Bull. Mukogawa Women's Univ. Nat. Sci., 56, 113-119(2008) 武庫川女子大紀要(自然科学)
	4) 概要	訪問栄養食事指導の利用率は11%であり、栄養改善サービスの利用率は6%とさらに低い。 専門性の高い管理栄養士の指導の要求も示された一方で、医療・介護従事者が認識する 「栄養指導」は、制限食イメージが強く、訪問管理栄養士が目指しているものとかけ離れている ことも利用率の低さを反映していると推察された。適切な栄養管理サービスの提供のために 訪問管理栄養士の教育・研修が重要な課題である 。

	1) 名称	在宅訪問栄養食事指導におけるニーズの実態とその関連因子の検討
	2) 著者	爲房恭子、中村富予、逵妙美
①参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	大阪ガスグループ福祉財団研究・調査報告集 巻: 22 、ページ: 9-14 発行年: 2009年07月
	4)概要	訪問栄養食事指導の認知度は高くなく、その利用率も低い。しかし、満足度は高かった。食や栄養の問題を抱えているとの認識は、在宅療養者は58%、スタッフの82%と乖離していた。 在宅療養者の「食や栄養の問題を抱えている」と「ストレスが大きい」の関連(Y40,02) から、食そのものがストレス原因であり、訪問食事指導の依頼低迷の一因と推察された。ス タッフからは、「どこに頼んでよいかわからない」が示すように在宅療養者を支援している管理 栄養士の怠慢さも本研究で明らかになった。今後は、適切な栄養管理サービスの提供のた めに、訪問管理栄養士の教育・研修が重要な課題であると考えられた。
	1) 名称	在宅療養者の訪問栄養食事指導の実態とその課題(第2報)
	2) 著者	爲房恭子、中村富予、逵妙美
④参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Bull. Mukogawa Women's Univ. Nat. Sci., 57, 33-37(2009) 武庫川女子大紀要(自然科学)
	4) 概要	近年、入院医療から外来・在宅医療への流れを示している。 その中で、在宅療養者の栄養 食事支援である「訪問栄養食事指導」は、在宅医療 継続の面から果たす割合は大きいと考えられる。我々の調査結果では、「食・栄養の問題を抱えている療養者」は82%存在した。また、食・栄 養の問題点は、歯や口腔の問題から発生していると推察された。今回の調査では 「食事・栄養の問題を抱えている」と「ストレスが大きい」 の相関から食事そのものがストレスと なっていると考えられた。
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし

## 栄養ケア・ステーション 日本栄養士会

4

合計48力所

2020年度から以下の算定 2004年から設立

· 外来栄養食事指導料2、

在宅患者訪問栄養食事指導料2

都道府県栄養土会 栄養ケア・ステー ション



スアーション 認定栄養ケア

スアーション

スアーション

認定栄養ケア

認定栄養ケア

登録管理栄養士・栄養士4318名 合計341力所

在宅患者訪問栄養食 管理栄養 士の数も増え、外来栄養食事 事指導料2の算定件数が増加 拠点が7倍に増え、 指導料2、



がん患者QOL 在宅患者の栄養改善、 誤 端 端 性 市 炎 し 外来、

# ●2015年度からモデル事業開始 ●2018年認定制度スタート 健診後の食事指導

栄養ケア・ステーション業務内容

- 食・栄養に関する相談、
  - に関するレシピや献立の考察 氷職( 健康
- ーツに関する指導・相談、
- (訪問型) 食・栄養に関する相談
- 料理数室の企画運営 セミナー・
  研修会への
  講師紹介、
- かかる業務 診療報酬に

日本栄養士会と都道府県栄養士会のステーションに限定)

- 歯科と連携した栄養食事指導
- 栄養成分表示に関する指導・相談 食品
- 地域包括ケアシステムにかかる事業関連業務

1	整理番号 ※事務処理用	236207	
提案される医療技術名		在宅悪性腫瘍等患者指導管理料の適応拡大	
申請団体名		日本在宅医療連合学会	
提案される医療 技術が関係する 診療科	主たる診療科(1つ)	01内科	
	関連する診療科(2つまで)	31麻酔科	
		38その他(診療科名を右の空欄に記載する。)	緩和ケア内科
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		無	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)	リストから選択	
	提案当時の医療技術名	-	
	追加のエビデンスの有無	有無をリストから選択	
	診療報酬区分		С
	診療報酬番号	C108	
再評価区分(複数選択可)		1-A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1-B 算定要件の拡大 (施設基準) 1-C 算定要件の拡大 (D数制限) 2-A 点数の見直し (増点) 2-B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し (減点) 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択      該当する場合、リストから〇を選択      該当する場合、リストから〇を選択      該当する場合、リストから〇を選択      該当する場合、リストから〇を選択      〇      該当する場合、リストから〇を選択      該当する場合、リストから〇を選択      該当する場合、リストから〇を選択      該当する場合、リストから〇を選択      該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 91		在宅悪性腫瘍等患者指導管理料の患者への鎮痛療法となっている部分を「鎮痛または症状緩和」療法とし、使用可能な薬剤にオクトレオチド、ミ ダゾラム、フルニトラゼバム、ハロベリドールを追加する	
再評価が必要な理由			状の緩和に必要となる。イレウス症状の緩和のためのオクトレオチド、必要な鎮静のための 和ケア病棟では通常に用いられており、在宅でも看取りを視野に入れたときには必要となる 在宅での使用が難しくなっている。

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		在宅悪性腫瘍等患者指導管理料の患者への鎮痛療法と ダゾラム、フルニトラゼパム、ハロベリドールを追加 る。症状緩和が不十分で入院となることを避けることが	なっている部分を「鎮痛または症状緩和」療法とし、使用可能な薬剤にオクトレオチド、ミ する 在宅での看取りに必要となるのは、鎮痛薬だけでなく様々な症状の緩和が必要であ が可能になる。	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		末期の悪性腫瘍患者または筋萎縮性側素硬化症もしく 与方法で処方可能	は筋ジストロフィー患者 鎮痛療法として医療用麻薬注射薬のみ 取り出せない形での投	
診療報酬区分 (再掲)		C		
診療報酬番号 (再掲)		C108		
医療技術名		在宅悪性腫瘍等患者指導管理料の算定拡大		
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	症状緩和での改善による在宅患者QOLの向上と在宅看取りの増加		
	ガイドライン等での位置づけ		がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン2020年版 日本緩和医療学会 がん患者の治療 抵抗性の苦痛と鎮静に関する基本的な考え方の手引き2018年版 日本緩和医療学会	

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		2019年度の在宅悪性腫瘍患者指導管理料は社会医療診療行為別統計(令和元年6月)では671回の算定にとどまる 多くは医療用麻薬の鎮痛療法によると思われるが非常に少ない回数にとどまっている これは在宅での注射薬での鎮痛療法が普及していないこと、薬剤の種類や提供方法に制約があるためと考えられる。2016年の銀和ケア病棟での死亡数は約45000人、在宅でのが込患者死亡は約40000人と報告されているが、緩和ケア病棟での死亡数に当る必能を受けると考えた		
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	約8,000人		
変化	見直し後の症例数(人)	粉10,000人		
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回)	約8,000回		
	見直し後の回数(回)	約10,000回		
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		在宅での医療用麻薬使用や症状緩和に関して通常に可能な方法だと思われ、薬剤や投与機器が保険診療上使いやすければ問題はないと思われる		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	機能強化型在宅療養支援診療所		
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	緩和ケアにかかわる研修を修了した医師		
۶)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン2020年版 日本緩和医療学会 がん患者の治療抵抗性の苦痛と鎮静に関する基本的な考え方の手引き 2018年版 日本緩和医療学会		
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		緩和ケア病棟では通常に行われておりガイドラインを遵守した使用であれば問題はないと思われる		
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		緩和ケア病棟では通常に行われておりガイドラインを遵守した使用であれば問題はないと思われる		
⑧点数等見直し	見直し前  見直し後  その根拠	1,500点 1,500点		
の場合	その根拠	技術的には同様(点数の見直しは不要)		
9関連して減点	区分	区分をリストから選択		
や削除が可能と考えられる医療	番号 技術名	該当なし 該当なし		
技術(当該医療技術を含む)	具体的な内容	該当なし		
	プラスマイナス	滅 (-)		
⑩予想影響額	予想影響額(円)	6億円 2000人程度が緩和ケア病棟ではなく在宅で看取りになるとすれば緩和ケア病棟に2週間入院すればかかる費用約70万円×2000に対して2週間の薬剤 費、機器の増加分、訪問診療、往診、訪問看護の費用は40万程度と考えられるため		
	備考	<u>特になし</u>		
109 109 109 109 109 109 109 109		オクトレオチド ミダゾラム セレネース フルニトラゼパム 精密持続注入器(バルーン式 精密持続注入器 同カセット等)		
⑫その他		なし		
⑬当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等		なし		
	1) 名称	許酸オクトレオチドが奏功し在宅ホスピスケアが可能となった胃がん術後がん性腹膜炎の1例		
⑭参考文献 1	2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ページ	村上 望 Palliative Care Reserch 2009,4(2) 321-329		
	4)概要	がん性腹膜炎の増悪に対して酢酸オクトレオチドを持続皮下投与し症状が著明に緩和され在宅に移行できた症例の報告		
①参考文献2	1) 名称	在宅終末期がん患者に対する臨死期における鎮静薬使用実態と在宅療養期間への影響		
	2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ページ	橋本 孝太郎 Palliative Care Reserch 2019,14(3) 187-92		
	4)概要			

⑭参考文献3	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
①参考文献 4	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし

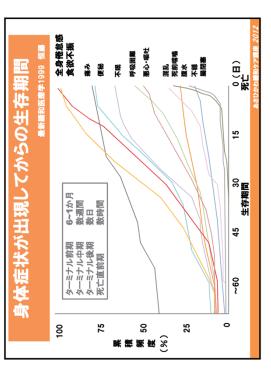
概要図書式

236207

### 申請学会名

### 在宅医療連合学会

## がん患者の身体症状と生存期間



旭川緩和ケア講座2012資料から

## 在宅悪性腫瘍患者指導管理料の適応拡大

目的: 疼痛以外の症状緩和にも処方可能な注射薬剤を増やし 在宅緩和ケアを推進する 内容:「鎮痛療法」となっている部分を「鎮痛または症状緩和」 療法とし、使用可能な薬剤にオクトレオチド、

ミダゾラ ム、フルニトラゼパム、ハロペリドール を追加する

見られる症状であるが、痛み以外の身体症状も 頻度が高く、特に死亡に近づくと様々な緩和す 終末期がん患者で痛みは比較的早期から べき症状が出現する



在宅緩和ケアを行うには、経口摂取が困難に なってくることを考慮すると、医療用麻薬の 注射薬とともに、

イフウスへのオクトフィチド皮下注射投与や、 鎮静薬の注射使用も必要である



緩和ケアのガイドラインや手引きでもこうし た薬剤の使用は認められており、緩和ケア病 棟などで使用されている



ば、緩和ケア病棟等への入院が減少し、在宅 医療用麻薬だけで無く、他の症状緩和注射薬 剤の使用が在宅でも可能になるようにすれ で看取れる患者も増加すると考えられる





100	整理番号 ※事務処理用         236208		
提案される医療技術名		強化型在宅療養支援診療所のグループ内の訪問診療の実績評価	
	申請団体名		日本在宅医療連合学会
	主たる診療科(1つ)	01内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	開油ナスシ赤利(2つまる)	00なし	
12 // 1	関連する診療科(2つまで)	00なし	
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	-	
	追加のエビデンスの有無		有無をリストから選択
	診療報酬区分		С
	診療報酬番号	C001	
再	<b>菲萨</b> 価区分(複数選択可)	1 - A     算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大)       1 - B     算定要件の拡大 (施設基準)       1 - C     算定要件の拡大 (回数制限)       2 - A     点数の見直し (端点)       3     項目設定の見直し       4     保険収載の廃止       5     新規特定保険医療材料等に係る点数       6     その他 (1~5のいずれも該当しない)       「6     その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 175		機能強化型連携型在宅療養支援診療所相互間で、他医療 診療実績がない場合でも、普段その患者を診療している 話相談に応じた医療機関に看取り加算ないし電話初診*	原機関の患者を看取ったり、電話相談に応じたりした時に、当該医療機関に当該患者の訪問 5他医療機関に訪問診療実績と前もっての診療情報提供があれば実際に患者を看取ったり電 4または電話再診料が算定できるようにする。
			な診療連携の評価がないためになかなか実質的な連携が進まない実情がある。連携した他医 よ教急搬送が減り、在宅看取りが増えることが期待される。

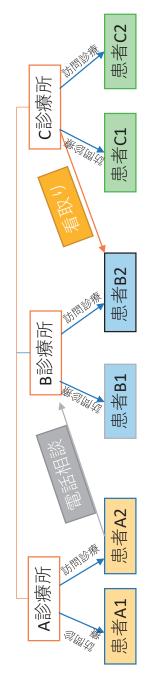
①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		機能強化型連携型在宅療養支援診療所相互間で、普段訪問診療している医療機関が看取り往診や電話再診に応じられない場合、普段訪問診療して いる医療機関側に15日以内(看取り往診の場合)または一ヶ月以内(電話診療の場合)の訪問診療実績と前もっての診療情報提供があれば、実際 に看取り往診した医療機関にそれ以前の診療実績がなくても看取り加算または電話初診・電話再診の算定を認める。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		現在上記のような場合には看取り往診をしても看取り加算は算定できず、電話相談の場合は相談に応じても診療報酬の算定ができない。
診療報酬区分(再	掲)	С
診療報酬番号(再	揭)	0001
医療技術名		連携型強化型在宅療養支援診療所の看取り加算、電話診療の特例
③再評価の根 拠・有効性		現在制度上の裏付けがないため、実際に行われたとしても電話診療は診療報酬請求されず、看取り往診の場合は普段訪問診療している医療機関が ターミナルケア加算と看取り加算を算定して実際に看取り往診した医療機関に一部を支払っているものと思われます。また制度上の裏付けがない ために不要な救急搬送が要請されている例が少なからずあるものと推定されます。
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載なし(右欄にガイドライン等 一般的な連携の推進以上のガイドラインでの記述は期待できない。

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		2019h0008保険点数集計にて一ヶ月の看取り加算件数は8658件で、これはターミナルケア加算の全合計より123件多かった。ターミナルケア加算の算定要件を満たさない看取り加算のうち一部は連携し、すでに訪問診療を行っていた医療機関が算定したものと思われる。今回の提案が認められた場合のかなりの部分は看取り加算を請求する医療機関の移動になるものと思われるが、看取り加算の増加分は不要な看取り目的教念搬送の減少分となるのでその分の医療資源は節約されるものと思われる。電話診療については2019h08保険点数集計にて一ヶ月の電話再診件数数が164739件で、そのうち在宅関連が20%、今回の提案による増加がその1%とすると年間件数が約4000件、半分は初診、半分は再診(一度かけてきた人が再度かけてくる)と仮定した。		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	看取り加算 104,000人、連携医療機関による電話診療0人		
変化	見直し後の症例数(人)	看取り加算 110,000人、電話初診2,000人、電話再診1,000人		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	看取り加算 104,000回、連携医療機関による電話診療0人		
変化等	見直し後の回数(回)	看取り加算 110,000回、電話初診2,000回、電話再診2,000回		
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	一部は実際に行われていることであり、診療報酬の裏付けがないだけ。		
・施設基準 (技術の専門性	制等)	連携型強化型在宅療養支援診療所		
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	現行と変わるところはない		
に記載すること)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	特になし		
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	実際に行われることは何も変わらない。		
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		在宅看取りの推進に寄与するものと思われる。(年間看取り加算104000件は目標の半分程度と思われます)		
⑧点数等見直しの場合	見直し前  見直し後  その根拠	電話初診 0点 電話初診 214点 新型コロナウィルス感染症の臨時的取り扱いに準拠		
Office of the control	区分	区分をリストから選択		
⑨関連して減点 や削除が可能と	番号 技術名			
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	不要な教急搬送が減少するものと思われます。		
	プラスマイナス	増 (+)		
⑩予想影響額	予想影響額(円) その根拠	185,740,000円 看取り加算年間180,000,000円、電話初診 4,280,000円、電話再診 1,460,000円		
	備考	看取り加昇年间180,000,000円、電話初診 4,280,000円、電話刊診 1,400,000円 不要な救急搬送が減少することを考慮すべきです		
10079 ①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		特になし		
⑫その他		特になし		
<ul><li>③当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連団体名)、代表的研究者等</li></ul>		なし		
	1) 名称	特になし		
④参考文献 1	2) 著者 	特になし		
ツッラス用				
	4) 概要	特になし		

	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
④参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
⑭参考文献 5	2) 著者	特になし
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし

問題点:複数の医療機関が連携した強化型在宅療養支援診療所に おいて、実質的に連携した活動があまり評価されていない。

## 連携型強化型在宅療養支援診療所



C診療所に2週間以内 B診療所が訪問している患者B2が在宅看取りになった時、たまたまB診療所の医師が駆けつけら 上記の図でA診療所が訪問診療している患者A2がA診療所医師出張不在のためB診療所の医師に 電話相談しても、以前にB診療所で診療した実績がなければ電話再診料すら算定できない。 れない状況だったため連携しているC診療所の医師に看取りを依頼しても、 の患者B2の訪問診療実績がなければC診療所は看取り加算を算定できない。 (現在はコロナ特例で電話初診が算定できるかもしれないが)



訪問診療した実績があれば、グループ内の他の診療所が電話相談に応じたら電話初診ないし電話 一つの診療所が前月または当月に 看取ったら看取り加算を算定できるようにすると、実質的な連携が進むのではないか 診療情報の共有を前提として、グループ内の患者に対しては、

整理番号 ※事務処理用		236209	
提案される医療技術名		認知症の検査を居宅で実施した場合の算定	
	申請団体名		日本在宅医療連合学会
	主たる診療科(1つ)	01内科	在宅医療
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	11心療内科	
	対圧する砂原料(とうよく)	21精神科	
提案される医療技 医	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	-	
	追加のエビデンスの有無	有無をリストから選択	
	診療報酬区分		D
	診療報酬番号	D285	
再評価区分(複数選択可)		1 - A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 - B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 - C 算定要件の拡大 (施設基準) 2 - A 点数の見直し (増点) 2 - B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 111		臨床心理・神経心理検査は、医師が自ら、又は医師の指示により他の従事者が自施設において検査及び結果処理を行い、かつ、その結果に基づき 医師が自ら結果を分析した場合にのみ算定するとあるのを在宅 (居宅) でも行えるようにしてほしい	
再評価が必要な理由		をする機会は多い。しかし、自分の医療機関施設で行うが現状である。条項に臨床心理・神経心理検査は、医能	している。在宅医が在宅の現場(居宅で)簡易な認知症の検査(臨床心理・神経心理検査) をは、診療報酬で点数(80点)が請求できるが、居宅で時間かけて行っても請求できないの 市が自ら、又は医師の指示により他の従事者が自施で時間が検査及び結果処理を行い、か このみ算定するとあるのを在宅(居宅)でも行えるようにしてほしい

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		高齢化社会が進み、認知症患者の在宅医療が年々急増している。在宅医が在宅の現場(居宅で)簡易な認知症の検査(臨床心理・神経心理検査)をする機会は多い。しかし、自分の医療機関施設で行えば、診療報酬で点数(80点)が請求できるが、居宅で時間かけて行っても請求できないのが現状である。条項に臨床心理・神経心理検査は、医師が自ら、又は医師の指示により他の従事者が自施設において検査及び結果処理を行い、かつ、その結果に基づき医師が自ら結果を分析した場合にのみ算定するとあるので、在宅(居宅)でも行えるようにしていただければ、認知症患者の在宅医療が推進すると思われる	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		認知症または疑い患者、 認知機能検査その他の心理検査 1 操作が容易なものイ 簡易なもの 80点	
診療報酬区分(再	掲)	D	
診療報酬番号(再	掲)	D285	
医療技術名		認知機能検査その他の心理検査	
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	認知症高齢者のスクリー人ングが進み、早期からの治療介入が可能となる	
		ガイドライン等での記載なし(右欄にガイドライン等 _ の改訂の見込み等を記載する。)	

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		認知症検査のための外来受診が減り、在宅訪問で認知 症検査を行うことが増えると考える		
	見直し前の症例数(人)	現状診療報酬請求できず 0人		
変化	見直し後の症例数(人)	簡易検査で条件に合う請求は、1000人位		
	見直し前の回数(回)	現在はHDS-R, MMSEは、10.000回以上はされていると考える		
変化等	見直し後の回数(回)	  検査回数は10.000回としても、40分くらいの時間をかけて検査、分析を行うというところで条件に合う請求は1/10くらいと考える		
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	在宅では、算定は簡易なものに限る また、検査を標準化するために認知症サポート医、かかりつけ医の認知症研修、各自治体医師会での認知症かかりつけ医などどれかの研修を受講 する要件がついてもよいかもしれない		
・施設基準 (技術の専門性	制等)	臨床心理・神経心理検査は、自施設において検査及び結果処理を行いという条文を削除		
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	医師が自ら、又は医師の指示により他の従事者が行う		
٤)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	簡易な検査としてHDS-RまたはMMSEで評価し、カルテに記載する。		
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	特になし		
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば	必ず記載)	特になし		
⑧点数等見直し	見直し前 見直し後	년ㅁ  80		
の場合	その根拠	居宅では施行しても算定できなかった		
9関連して減点	区分	区分をリストから選択		
や削除が可能と	番号 技術名	なし なし		
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	なし		
	プラスマイナス	增 (+)		
①予想影響額	予想影響額(円)	80点×1000件X10=800, 000円		
07.247.24	その根拠 備考	点数が取れることでHDSR、MMSEで時間をかけて評価するDrが増えると考える。 在宅は訪問時間の記録が必要であり評価に時間をかけていることも分かりやすい		
①算定要件の見直 品、医療機器又は	し等によって、新たに使用される医薬 体外診断薬	なし		
⑫その他		なし		
<ul><li>③当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連団体名)、代表的研究者等</li></ul>		なし		
	1) 名称	神経心理学的検査		
⑭参考文献 1	2) 著者	河月 稔		
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	医学検査 Vol. 66 No. J-STAGE-2 認知症予防のための検査特集 2017		
	4)概要	神経心理学的検査とは,高次脳機能を評価するための検査であり認知症診療においては必須の検査である。代表的な検査としては改訂長谷川式簡 易知能評価スケール(Hasegawa's Dementia Scale-Revised; HDS-R)や Mini-Mental State Examination (MMSE) が広く一般に使用され ている		
	1) 名称	特になり		
0441	2) 著者	特になし 		
⑭参考文献 2	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	特になし 		
	4) 概要	特になし		

	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 4	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし

提案番号(6桁)

236209

# 認知症検査を居宅で実施した場合

在直検き



- 現診療報酬:「**自施設**において検査及び結果処理を行い・・・」とあり、**居宅での検査に関して診療報酬の請求ができない状態**にある。
- 查 核 診療が推進される昨今、在宅医が居宅で行う果処置に関して**簡易80点**を認めていただきた 化猫 在と

提案される医療技術名 申請団体名	22小児科 25産婦人科・産科 00なし	アルブミン非結合型ビリルビン 日本周産期・新生児医学会
主たる診療科 (1つ) 提案される医療 技術が関係する	25産婦人科・産科	日本周産期・新生児医学会
提案される医療 技術が関する	25産婦人科・産科	
技術が関係する	ļ	
<b>■ 砂が付 関連する診療科(2つまで)</b>	00なし	
MAE / GIDAKII (2 DO C)		
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		有
過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		その他(平成22年度以前)
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する 提案当時の医療技術名	アルブミン非結合型ビリルビン(昭和57年7月)	
追加のエビデンスの有無	有	
診療報酬区分		D
診療報酬番号	D007-25	
	1 ー A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大)       1 ー B 算定要件の拡大 (施設基準)       1 ー C 算定要件の拡大 (回数制限)       2 ー A 点数の見直し (増点)	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択
	2-B 点数の見直し(減点)	該当する場合、リストから○を選択
再評価区分 (複数選択可)	3 項目設定の見直し	該当する場合、リストから○を選択
	4 保険収載の廃止	該当する場合、リストから○を選択
	5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから○を選択
	6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから〇を選択
	「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	
提案される医療技術の概要 (200字以内)	早産児を中心として生後2週間以後の低ビリルビン血症性のビリルビン脳症が報告されている。低アルブミン血症による非結合型ビリルビンの増加等が原因と考えられている。そのため従来の非抱合型ビリルビンを測定し従来の治療基準では予防することができない。そのため、血清アルブミン非結合型ビリルビン濃度測定の保険適応期間の延長が望まれる。	
文字数: 161		
再評価が必要な理由	2週間以内に経過観察を行う場合に算定する。」とさ	及び他の検査の結果から、核黄疸に進展するおそれがある新生児である患者に対して、生後 れている。一方、近年、早産児を中心として生後2週間以後の低ビリルビン血症にもかかわ われるビリルビン脳症が報告されている。そのため、血清アルブミン非結合型ビリルビン濃

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		神戸大学の中村らの報告によると、核黄疸症例の原業を (70%) を占めていた。さらに、血清ビリルビンの頂信 総ビリルビン低値の核黄疸例であった。	龠文及び会議録を検索・分析したところ、47例の報告があり、うち30週未満児が33例 直を生後2週間以後に認めたものが33例中21例と全体の64%を占めており、この21例中9例は
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		アルブミン非結合型ビリルビンは、診察及び他の検査 経過観察を行う場合に算定が認められている。採取した で酵素法にて測定する。点数:139点/回	D結果から、核黄疸に進展するおそれがある新生児である患者に対して、生後2週間以内に ヒ血液を遠心分離して得た血清をUBテストと反応させ、専用測定器機(UBアナライザー)に
診療報酬区分(再	掲)	D	
診療報酬番号(再	掲)	D007-25	
医療技術名		血液化学検査	
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム		0週未満の早産児を対象にした核養疸発症状況について全国調査をし、5名の慢性ビリルビ 5。計算上、我が国では1年間に在胎30週未満の早産児8.5人が核養疸を発症していることに
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。)	・早産児ビリルビン脳症(核黄疸)診療の手引き 2020年4月、日本医療研究開発機構 (AMED) 難治性疾患実用化研究事業「早産児核黄疸の包括的診療ガイドラインの作成」班

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		核養疸に進展するおそれがある新生児としては、超低出生体重児、極低出生体重児、溶血性疾患などがあり、各年間出生数はそれぞれ3,000人、9,000人である。そのうち生後2週間以降まで黄疸が遷延する人数を約20%とし、各5回の測定を行うと仮定した。周産期センターにおけるUBアナライザーの現在の普及率(約40%)に今後の導入増加を加味(計50%)し、合計回数を算出した。		
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	0人/年		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	見直し後の症例数(人)	2,400人/年		
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回)	0回/年		
×104	見直し後の回数(回)	約6,000回/年		
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度 (専門性	位置づけ	<ul><li>・早産児ビリルビン脳症(核黄疸)診療の手引き</li></ul>		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	新生児の採血は足底採血を含めて周産期医療施設における基本的な検査技術であり、特別な体制は必要としない。現在、アルブミン非結合型ビリ ルビンの測定はUBテスト(試薬)とUBアナライザーが必要であり、それを常備した医療機関においてのみ測定可能である。		
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎 に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	生後2週間以内ではこれまでも測定されているため、追加人員配置は特に必要としない。		
٤)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	「臨床検査のガイドライン」等、臨床検査に関して定める標準的な基準及び手順を遵守すること。		
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	新生児における通常の血液採取であるため、リスクは他の一般的な採血に準ずる。		
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		特に問題なし		
<ul><li>⑧点数等見直し</li><li>の場合</li></ul>	見直し前 見直し後	特になし 特になし		
<b>ジ</b> 海 口	その根拠	特になし		
⑨関連して減点	区分 番号	区分をリストから選択		
や削除が可能と考えられる医療	技術名	特になし 特になし		
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	特になし		
	プラスマイナス	增 (+)		
⑩予想影響額	予想影響額(円)	41,700,000 当該技術の費用(現在の生後2週間以後の費用) 1,390円(139点)×12,000出生/年×生後2週間以降の平均測定回数 5回×UBアナライザー普及		
	その根拠 	(見込み) 50 % (0.5) =41,700,000円 特になし		
i備考 ①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		なし (既に測定機器は市販されている)		
⑫その他		慢性ビリルビン脳症(核黄疸)による健康被害は、さきほどの推定により年間8.5人の発症が推定されている。核黄疸発症者が一人当たり年間5百万の医療経済的損失をもたらすとすると、年間の損失は4250万円となる。この金額が毎年加算されていくこととなる。		
⑬当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等		日本新生児成育医医学会理事長 早川昌弘、日本小児神経学会 岡明理事長、日本小児科学会 岡明理事長		
	1) 名称	なぜ今、黄疸なのか?		
⑭参考文献 1	2) 著者	中村肇		
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	周産期医学、49(2)129-131, 2019		
	4) 概要	早産児慢性ビリルビン脳症(核黄疸)が特に早産児において再び問題になってきている理由について述べられている。 (130ページ)		
	1) 名称 2) 著者	早産児の黄疸管理〜新しい管理方法と治療基準の考案 森岡一朗 他		
⑭参考文献 2				
	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	日本周産期・新生児医学会誌 53、1-9、2017		
	4) 概要	以前から使用されていた黄疸の治療の基準に変わり、在胎週数を基準にした、在胎22週以後の超早産児の出生以後の成熟するまでの基準が提案されている。 (4ページ)		

	1) 名称	早産児の黄疸管理の現状と課題
	2) 著者	中村肇、他
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本未熟児新生児学会雑誌 26 (1) 57-66、2014
	4) 概要	早産児の慢性ビリルビン脳症 (核黄疸) の33例をまとめ、早産児の現時点での黄疸管理の現状と今後の課題、特にアルブミン非結合ビリルビンの 重要性について述べられている (63ページ)
	1) 名称	早産児の慢性ビリルビン脳症(核黄疸)の診療の手引き
	2) 著者	臭村彰久、他
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	早産児の慢性ビリルビン脳症(核黄疸)の診療の手引き http://jsnhd.or.jp/pdf/BilirubinPDF20200413.pdf(2021年3月4日アクセス)
	4) 概要	早産児ビリルビン脳症 (核黄疸) の診断基準から現時点での診療の基準について述べられている。(46-49ページ)
	1) 名称	超早産児の慢性ビリルビン脳症の診断、臨床的特徴と治療について解説して下さい。
	2) 著者	元井洋
④参考文献5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	周産期医学, 48, 1235-1238, 2018
	4) 概要	超早産児の慢性ビリルビン脳症の診断について、臨床的特徴と治療について解説している。核黄疸発症時の推定日齢についても言及している。 (1235ページ、表1)

申請学会名	日本周産期・新生児医学会
申請技術名	アルブミン非結合ビリルビンの測定
提案番号(6桁)	237201

# アルブミン非結合ビリルビンの測定(技術の概要)

ビリルビンは血中でそのほとんどがアルブミンと結合して存在している。その結合定数は10の7乗ほどと言われている。早産児慢性ビリルビン脳症(核黄疸)の原因となるのはアルブミンと結合していない微量の ビリルビン(アンバウンドビリルビン、以下NB)であり、それを測定し、臨床で使用可能なのは日本でのみ可能である。アローズ社製のNB-2が その機械である。試薬を用い、その機械を使用して総ビリルビンとNBを測定し、核黄疸を予防することが大切である。

今までは核黄疸は出生後早期に発症すると考えられており、UB測定 の保険収載も生後2週間以内であった。しかし、最近は生後2週間以後 のUBも核黄疸を引き起こすことがわかってきており、その時期にもUB を測定して高ビリルビン血症の治療をしなければ、早産児の核黄疸の 予防ができない1)。故に、生後2週以内のNB測定の保険収載を、その 期限の撤廃を要望するものである。 1) Akihisa Okumura, Ichiro Morioka, Hiroshi Arai, et al : A nationwide survey of bilirubin encephalopathy in preterm infants in Japan. Brain and Development .42 730-737, 2020

整理番号 ※事務処理用		239201	
提案される医療技術名		食道内多チャンネル・インピーダンスpH測定検査	
申請団体名			日本消化管学会
	主たる診療科(1つ)	04消化器内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	17気管食道外科	
112 775 11	関連する診療性(とうよじ)	18消化器外科	
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和2年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	食道内多チャンネルインピーダンス・ p H測定検査	
	追加のエビデンスの有無	有	
	診療報酬区分	D	
	診療報酬番号	234	
再評価区分(複数選択可)		1 - A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 - B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 - C 算定要件の拡大 (施設基準) 2 - A 点数の見直し (増点) 2 - B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 区 〇 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要(200字以内) 文字数: 190		胃食道逆流の際には食道内のpHが4未満に低下することから、食道内にpHセンサーを留置して逆流を検出する方法がpH測定検査である。しかし、制酸薬の内服下ではpH測定だけでは逆流が検出できない。申請技術は食道内のインピーダンスを測定することにより逆流を検出する新しい技術であり、pHの変化では捉えられない逆流も検出できる。さらに、逆流物の内容(液体、気体など)も評価することができる。	
再評価が必要な理由		薬物療法下では逆流物のpilは弱酸性や中性になってしま 起こされることが明らかになっており、本検査はこうし 逆流イベントと症状との関連性を明らかにすることがで 前回の診療報酬改定では、食道内多チャンネル・インと 食道内川測定検査を加算していただいたが、急数は十久 り、本検査を必要としている患者が検査を受けられなし	も症状が改善しない薬物療法抵抗性胃食道逆流症が少なくないことが問題になっている。 ミうため、pH測定だけでは逆流を捉えることができない。こうした非酸逆流でも症状が引き た非酸逆流も検出することができる。本検査により薬物療法抵抗性胃食道逆流症の病態や さき、手術などの適切な治療法選択に欠かせない検査法である。 ニダンス内削定検査を胃・食道内川測定検査に追記する形で保険収載していただき、胃・ ではなく、カテーテル代の方が診療報酬より高い状況が続いている。こうした状況によ ケケースも少なからずあり、再評価が必要である。また、本検査を行うことができないため われているケースも少なくない。本検査の点数が加算されて本検査が普及することにより不 Eは別項目として増点されることが望ましい。

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	プロトンポンプ阻害薬(PPI)やボノブラザンを投与しても症状が改善しない薬物療法抵抗性胃食道逆流症が少なくないことが問題になっている。 薬物療法下では逆流物の内は弱酸性や中性になってしまうため、内側定だけでは逆流を捉えることができない。こうした非酸逆流でも症状が引き 起こされることが明らかになっており、本検査はこうした非酸逆流も検出することができる。本検査により薬物療法抵抗性胃食道逆流症の病態や 逆流イベントと症状との関連性を明らかにすることができ、手術などの適切な治療法選択に欠かせない検査法である。 2021年4月に発刊された胃食道逆流症(GERD)診療ガイドライン2021(改訂第3版)でも、本検査の有用性が記載されており、診療フローチャートに本 検査の位置づけも明確に記載されている。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	胃食道逆流症患者が対象であり、胃食道逆流症の診断及び治療方法の選択のために実施された場合に算定する検査である。特に、薬物治療抵抗性 胃食道逆流症患者に有用な検査である。 鼻腔および咽頭の局所麻酔を行った後に、カテーテルを鼻腔から挿入して、胃と食道のpHおよび食道内のインピーダンスを測定する。食道内多 チャンネルインピーダンス・pH測定検査を行った場合は所定点数を算定する。
診療報酬区分 (再掲)	D
診療報酬番号 (再掲)	234
医療技術名	食道内多チャンネル・インピーダンスpH測定検査

③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	機能性消化管障害をまとめたRome IVでは、胃食道逆流症状がみられる患者の病態を酸暴露と食道過敏の程度により、逆流性食道炎、非びらん性 GERD (MERD)、過敏性食道 (ref lux hypersensitivity)、機能性胸やけ (functional heartburn)の4つの病態に分けており、これらの鑑別には食道内 多チャンネルインビーダンス・pH測定検査が不可欠である。過敏性食道と機能性胸やけには酸分泌抑制薬が有効ではないケースが多く、過敏性食 道では逆流防止術や機能性胸やけではpain modulatorなどの酸分泌抑制薬以外の治療を考慮する必要がある。このように、正確な病態を評価する ことにより、適切な治療を選択することができ、不必要な酸分泌抑制薬投与を抑制することができる。		
	ガイドライン等での位置づけ	2013年のACGガイドラインで食道内多チャンネルインビーダンス・pH測定検査の有用性が記載されている(Am J Gastroenterol, 2013: 108: 308-328)。機能性消化管障害をまとめたRome IVでは、胃食道逆流症状がみられる患者の病態を酸暴癒と食道過敏の程度により、逆流性食道炎、非びらん性GEFD (NERD)、過敏性食道(reflux hypersensitivity)、機能性胸やけくfunctional heartburn)の4つの無別に分けており、これらの鑑別には食道内多チャンネルインビーダンス・pH測定検査が不可欠である(Gastroenterology, 2016: 150:1368-1379)。胃食道逆流症のコンセンサスレポートでは、PPI抵抗性の胃食道逆流の病態解明には食道内多チャンネルインビーダンス・nH測定検査が必要であるとされている(Gut, 2018: 67: 1351-1362)。日本消化器病学会の胃食道逆流(GERD)診療ガイドライン2021(改訂第3版)では食道内多チャンネルインビーダンス・pH測定検査の有用性が示されている(B03-10)。		
・ ④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		: 社会医療診療行為別調査によると、2018年の「胃食道内24時間pH測定検査」の実施件数は37件であり、2019年は32件であった。したがって、現在はおよそ55件/月の検査が行われていると考えられ、年間の実施件数はおよそ420件である。食道内多チャンネルインピーダンス・pH測定検査は PPI抵抗性GERD患者での頻態評価に有用であり、GERD患者の30%がPPI抵抗性GERDと想定しても、この検査件数は著しく少ない。現在は、「胃食道 内24時間pH測定検査」として、食道内多チャンネルインピーダンス・pH測定検査を行っている施設も少なくないと思われるが、カテーテル代のみで最低25、000円がかかり、検査を行うことにより赤字になってしまう状況であるため、本来は食道内多チャンネルインピーダンス・pH測定検査が必要であるものの、検査を行うことができないケースが少なくないと考えられる。 年間対象患者数はかなく見積もっても1、000人程度と思われるが、胃食道逆流症のおよそ30%がPPIで十分な効果が得られないと仮定すると、本来の対象のと単独分といと推測される。検査回数は概ね1人1回であるが、治療効果判定にも有用であり、複数回実施されることも少なくないため、年間対象患者を1、000人とすると、年間実施回数は1、500回程度になると考えられる。		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	300		
変化	見直し後の症例数(人)	1,000		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	420		
変化等	見直し後の回数(回)	1,500		
(5) 医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度 (専門性等)		日本消化器病学会の胃食道逆流(GERD)診療ガイドライン2021では、『24時間食道内モニタリング、食道インビーダンス・pH検査はGERD診療に有用である。(B03-10)。』と記載されている。検査自体は難しくなく、解析にはある程度の専門性は必要であるが、検査機器およびデータ記録解析装置があれば施行可能である。従来の时測定に比べて多くの項目を評価する必要性があることから、解析は従来のpH測定に比べて時間がかかるが、解析ソフトには自動解析機能もあり、解析者に多大な負担はない。		
・施設基準	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	施設の要件は特にない。		
(技術の専門性 等を踏まえ、れる 要と考えられる 要件を、項目毎 に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	外保連試案2020では、医師1人と看護師1人が必要とされている。 食道内多チャンネルインビーダンス・pH測定検査では自動解析機能があるため、専門性や経験年数などの要件も必要ない。		
と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	特になし。		
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	本検査による危険性はほとんどないが、咽頭・鼻腔刺激や誤嚥の可能性はある。ただし、これらのリスクと頻度は従来のpH検査でも同様であり、 臨床上問題ない。		
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		特になし。		
	見直し前	2,000		
	見直し後	6, 194		
⑧点数等見直し の場合	その根拠	①外保連試案点数(試案にない場合は妥当な点数): 3,642点 ②別途請求が認められていない必要材料と価格(定価): 25,520円 ①十②=6,194点 外保連試案2018掲載ページ: 360ページ 外保連試案1D(連番): 試案1D(E61-1-1610) 技術度: C 医師(術者を含む): 1 看護師: 1 その他: 0 所要時間(分): 1440		
	区分	D		
9関連して減点 や削除が可能と	番号	234		
考えられる医療技術(当該医療	技術名	胃·食道内24時間pH測定検査		
技術を含む)	具体的な内容	胃・食道内24時間pH測定検査が、食道内多チャンネルインピーダンス・pH測定検査に移行する可能性が高い。しかし、依然胃・食道内24時間pH測 定検査も行われており、薬物治療を行っていない患者では同検査も非常に有用であることから、減点や削除は望ましくないと考える。		

	プラスマイナス	增 (+)	
⑪予想影響額	予想影響額(円)	84, 510, 000	
	その根拠	現在かかっている医療費: 8,400,000円/年 胃食道内24時間时測定検査を実施している患者にかかる医療費:検査料20,000円/年 年間実施回数:420回 当該技術導入後の医療費: 92,910,000円/年 食道内多チャンネルインピーダンス・pH測定検査を実施している患者にかかる医療費:検査料61,940円/年 年間実施回数:1,500回 影響額: 92,910,000 - 8,400,000 = 84,510,000円 上記のように予想影響額は大幅なプラスが予想されるが、正確な病態評価により不要なPPI投与を抑制できる。	
	備考	上記のように予想影響額は大きく増加するものの、正確な病態評価を行うことにより不要な酸分泌抑制薬投与を抑制できることから、影響額の増 加は抑えられるものと考える。	
①算定要件の見正 品、医療機器又に	夏し等によって、新たに使用される医薬 は体外診断薬	なし	
⑫その他		特記事項なし	
⑬当該申請団体以 団体名)、代表的	以外の関係学会(共同提案学会名、関連 内研究者等	日本食道学会	
	1) 名称	胃食道逆流症(GERD)診療ガイドライン2021 改訂第3版	
	2) 著者	日本消化器病学会 編	
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	41ページおよび冒頭の診療フローチャート	
	4) 概要	食道内多チャンネル・インビーダンスpH測定検査が有用性と診療での位置づけが記載されている。	
	1) 名称	食道運動障害診療指針	
	2)著者	日本消化管学会 編集 (協力学会:日本食道学会) 	
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	27-33ページ	
	4) 概要	食道内多チャンネル・インピーダンスpH測定検査の原理や検査の実際、pH測定検査との違い、症状と逆流イベントとの関連性評価法などについて、詳細に解説されている。	
	1) 名称	Esophageal Disorders	
	2)著者	Aziz Q, Fass R, Gyawali CP, Miwa H, Pandolfino JE, Zerbib F	
①参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Gastroenterology 2016:150:1368-1379	
	4) 概要	胃食道逆流症(GERD)には逆流性食道炎と非びらん性GERD(MERD)、過敏性食道(reflux hyerpsensitivity)、機能性胸やけ(funtional heartburn)に 分類でき、それぞれの病態には酸曝露と食道の知覚過敏に違いがあることが記載されている。	
	1) 名称	Modern diagnosis of GERD: the Lyon Consensus	
④参考文献 4	2) 著者	Gyawali CP, Kahrilas PJ, Savarino E, Zerbib F, Mion F, Smout AJP, Vaezi M, Sifrim D, Fox MR, Vela MF, Tutuian R, Tack J, Bredenoord AJ, Pandolfino J, Roman S.	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Gut. 2018:67(7): 1351–1362	
	4)概要	胃食道逆流症(GERD)診療における国際ワーキンググループによるコンセンサスレポートであり、プロトンポンプ阻害薬(PPI)抵抗性の胃食道逆流 症の病態解明には食道内多チャンネルインピーダンス・pH測定検査が必要であると記載されている。(1352ページ)	
	1) 名称	Management of Patients With Functional Heartburn	
	2) 著者	Lee YY, Wu JCY	
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Gastroenterology 2018:154:2018-2021	
	4) 概要	胃食道逆流症(GERD)の病態分類と検査所見やプロトンポンプ阻害薬に対する反応性の違い、臨床上のマネージメントの実際について記載されている。	

概要図書式

下記のように本検査の

胃食道逆流症診療ガイドライン2021では、

位置づけが示されている。

検査である。

【ガイドライン上の位置づけ】

日本消化管学会

薬物治療抵抗性胃食道逆流症患者では正確な病態評価に不可欠な

### 239201

## 食道多チャンネル・インピーダンスpH測定検査

### 【技術の概要】

従来のpH測定では弱酸性や中性の逆流は評価することができな かったが、インピーダンス測定を併用することにより、弱酸性や中性の逆流も検出することができる。また、液体や気体など や中性の逆流も検出することができる。 逆流物の性質も評価することができる。

• 薬物治療抵抗性胃食道逆流症

るが、現在は本検査が必要な患者に行われていない状況であり、年 社会医療診療行為別調査によると、年間実施回数は420回程度であ 間対象患者は1,000人以上と推定される。

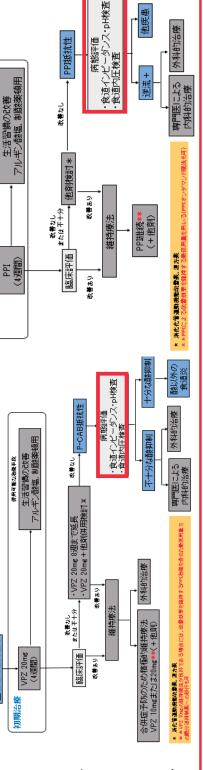
## 【診療報酬上の取扱

- なっているが、同検査も行われていることから、本検 現在は胃・食道内24時間pH測定検査に追加する形と 査は別項目で増点されることが望ましい。
- 外保連試案ID(E61-1-1610)では6,194点と記載されており、 影響額の試算では84,510,000円のプラスとなってしまう 本検査で不必要な酸分泌抑制薬の処方を抑制でき と思われる。 額は軽減できる Ź.

歌書なし 臨床評価 VPZ 20mg (4週間) 教権表し 維持療法 (VPZ20mgオンチマン <療法も可)\*\*\*\* VPZによる改善効果 維持する最低用量 数書表り 他節機計率 ・食道イパーダンス・ pH検査 ・食道内圧検査 数書なし 病態評価 専門医による 生活習慣の改善 アルギン酸塩,制酸薬頓用 中用可能な治療手段 輕症逐渐性負道炎 数書なし VPZ 20mg 臨床評価 NERD VPZICよる改善効果を維持する最 低用量(VPZ20meオンデマンド療 維持療法 PPI倍用量 沃も可) 👬 \* 消化管温取极限收替数, 源方数 数権法の PPI常用量 0期治療 臨床評価 改善表り

> 診療ガイドライ 胃食道逆流症 (GERD)

→ 衣着なし 協議事/価 または不十分 合併症子B5のため積極的維持療法 VPZ 10mgまたは20mg™(+他剤) 歌響表り \* 消化管道數据看收替數, 現方數 フローチャー



**牵用可能及论患中股** 

1	整理番号 ※事務処理用	239202		
提案される医療技術名		ベドリズマブ(生物学的製剤)の外来化学療法加算		
	申請団体名		日本消化管学会	
	主たる診療科(1つ)	04消化器内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	明末ナス公本科(2~ナボ)	18消化器外科		
H2 77K 1-1	関連する診療科(2つまで)	01内科		
	技術又は提案される医療技術に類似した 原療技術の提案実績の有無		無	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	-		
	追加のエビデンスの有無		有無をリストから選択	
	診療報酬区分	G		
	診療報酬番号	1		
再評価区分(複数選択可)		1 - A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 - B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 - C 算定要件の拡大 (回数制限) 2 - A 点数の見直し (増点) 2 - B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから〇を選択  該当する場合、リストから〇を選択  該当する場合、リストから〇を選択  該当する場合、リストから〇を選択  該当する場合、リストから〇を選択  〇  「	
		「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載		
提案される医療技術の概要 (200字以内)		入院中の患者以外の悪性腫瘍等の 患者に対して、抗悪性腫瘍剤等による注射の必要性、副作用、用法・用量、その他の留意 点等について文書で 説明し同意を得た上で、外来化学療法に係る専用室において、悪性腫 瘍等の治療を目的として抗悪性腫瘍剤等が投与された場合に、投与された 薬剤に従い、加算の所定点数を算定する。		
文字数: 150				
再評価が必要な理由		臨床症状を呈します。ベドリズマブ(製品名:エンタマ製剤は2018年7月に潰瘍性大腸炎、2019年5月にクローン療指針でも抗TNFα抗体製剤と同等の位置づけにありま	再燃性の腸管の炎症性疾患で、原因不明で複雑な病態を有し、主として腸管を傷害し種々のイビオ)は、接着因子をターゲットとした新たな作用機序を持つ生物学的製剤で、点滴静注 ・病に対し薬事承認され、既存の薬剤では改善できない患者に使用され、潰瘍性大腸炎の治 す。本剤投与にあたり、外来化学療法を実施するための専用ペッドの使用を必要とするこ 命や薬剤師による薬剤の投与計画(投与タイミング、併用薬の有無等)及び副作用管理がを に追加する必要があると考えます。	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		_	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		_	
診療報酬区分(再	揭)	G	
診療報酬番号(再	揭)	1	
医療技術名		外来化学療法加算	
治癒率、死亡率やGOLの改善等の長期予 後等のアウトカム		潰瘍性大腸炎及びクローン病に対するベドリズマブの:	有効性は臨床試験で証明されている。
③再評価の根 拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す	IBD診療ガイドライン、2020年、日本消化器病学会 軽症~中等症の潰瘍性大腸炎のステロイド抵抗性/依存性に対し、他の生物学的製剤と同様 に第一選択薬 活動期クローン病のステロイド抵抗性/依存性に対し、他の生物学的製剤と同様に第一選択 薬

		·	
④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		再評価によって対象患者数や実施回数が変化するものではない。	
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	_	
変化	見直し後の症例数(人)		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)		
変化等			
見直し後の回数(回) (⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		 炎症性腸疾患の治療に対し、専門性をもつ医師を始め、看護師、薬剤師が必要である	
・施設基準	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	外来化学療法を実施するための専用のベッド	
(技術のまたのでは (技術のまたのでは 等を考え、れる 要といる で記載 に記載 に記載 に記載 に記載	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	・化学療法の経験を有する専任の常動看護師が薬剤投与を実施している時間帯において常時当該治療室に動務していること ・化学療法につき専任の常動薬剤師が勤務していること ・急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機 関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体 制が整備されていること	
2)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	特になし	
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	化学療法加算を算定できるようにすることで副作用等の管理を十分に実施することができる。	
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		同対象疾患に対し、他の生物学的製剤では外来化学療法加算が認められており、妥当であると判断した。	
	見直し前	加算なし	
⑧点数等見直しの場合	見直し後	外来化学療法加算1: ① 15歳未満670点、② 15歳以上450点、又は外来化学療法加算2:① 15歳未満640点、② 15歳以上370点	
0,7%, []	その根拠	他の点滴静注の生物学的製剤(インフリキシマブ) が適応となっている加算から算定	
	区分	区分をリストから選択	
9関連して減点	番号		
や削除が可能と 考えられる医療	技術名		
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容		
	プラスマイナス	增 (+)	
	予想影響額(円)	8.880万円	
⑪予想影響額	その根拠	2021年3月時点のベドリズマブによる投与を受けている患者数は約6,000名 このうち、大学病院(外来化学療法加算要件該当施設)で治療を受けている患者数は約5,000名 このうち、実際に外来化学療法加算を算定する患者数は約80%(インフリキンマブにおける実際の算定割合)の4,000名以下と考えられる。 予想される当該技術に係る年間医療費8,880万円-患者数4,000名×加算370点×6回/年(3週間隔投与) 保験点数による医療費の増加はあるが、外来化学療法加算を設定することで、ベドリズマブによる治療の適正な管理を促し、病状の重症化を抑制することや割作用に対する早期対応が期待できる。よって、病状や副性用の症状が重症化した場合にかかる医療費が期制される可能性がある。 また、初回導入時(2回の訪問が必要)は入院による導入がされているケースもあり、外来化学療法加算により最大入院費用9,300万円(=患者数4,000名×入院加算1,159点×2回)が抑制される可能性がある。	
	備考	外来化学療法加算の算定できる要件が整っている施設で投与した場合、加算分の医療費増額が予想される。	
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬品、医療機器又は体外診断薬		特になし	
⑫その他			
(3当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等		特になし	
		I	

	1) 名称	-
①参考文献 1	2) 著者	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	_
	4) 概要	_
	1) 名称	_
	2) 著者	_
⑩参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4) 概要	_
	1) 名称	_
	2) 著者	_
14参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4) 概要	_
	1) 名称	_
	2) 著者	_
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	_
	4) 概要	_
⑩参考文献5	1) 名称	_
	2) 著者	_
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	_
	4 )概要	

企	AT . The
提出区5	既収載
<b>验名</b>	日本消化管学会
申請学会名	z消化
ш-	
	加算
	の外来化学療法加算
	来化草
ЬΠ	の外
技術名	的製剤)
申請	小
	(生物
	ベマブ
	ベドリズマブ
	*
<b>宾番号</b>	9202
押	23

【概要】外来化学療法加算の対象にベドリズマブを追加する。

【理由】本剤投与にあたり、外来化学療法を実施するための専用ベッドの使用を必要とすることや安全 いつ有効に使用するため専門医や常勤の看護師や薬剤師による薬剤の投与計画(投与タイミング、併用 かつ有効に使用するため専門医や常勤の看護師や薬剤師による薬剤の投与計画 及び副作用管理がを必要とするため 薬の有無等)

## 【対象疾患・患者数】

- ・潰瘍性大腸炎(推定患者数:約22万人)のうち、中等症から重症の患者\*
- ・クローン病(推定患者数:約7万人)のうち、中等症から重症の活動期の患者\*
- ▶ 2021年3月時点のベドリズマブによる投与を受けている患者数は約6,000名

うち、大学病院(外来化学療法加算要件該当施設)で治療を受けている患者数は約5,000名 うち、実際に外来化学療法加算を算定する患者数は<mark>約80%(**インフリキシマブにおける実際の算定割合**)の4,000名</mark>

以下と考えられる。

- 予想される当該技術に係る<u>年間医療費8,880万円</u>=患者数 4,000名×加算 370点×6回/年(8週間隔投与
- 導入時入院による投与を行っているケースもあり、外来化学療法加算により、**最大入院費用9,300万円**(= 患者数 4,000名×入院加算1,159点×2回)が<mark>抑制される</mark>可能性がある。

## 炎症性腸疾患領域において、静脈投与されている生物学的製剤は、インフリキシマブ及びベドリズマブ 6 の2製剤のみであり、インフリキシマブと同様に外来化学療法加算に追加されるのが妥当と考え

【参考の診療報酬(類似事例)】

イ 外来化学療法加算1(2)外来化学療法加算B①15歳未満670点②15歳以上450点ロ 外来化学療法加算B①15歳未満640点②15歳以上370点

<通則>4 外来化学療法加算(4) 外来化学療法加算Bは、次に掲げるいずれかの投与を行った場合に限り算定する。

膿疱性乾癬又は乾癬性紅皮 関節症性乾癬、 尋常性乾癬、 関節リウマチ、クローン病、ベーチェット病、強直性脊椎炎、 の患者に対してインフリキシマブ製剤を投与した場合

些冰头们们圆边不自 (冰水)水的1777				
整理番号 ※事務処理用		240201		
提案される医療技術名		経皮的胃壁腹壁固定法		
	申請団体名		日本消化器内視鏡学会	
	主たる診療科(1つ)	13外科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	間事ナスシ焼料(2つまる)	18消化器外科		
H2 77K 1-1	関連する診療科(2つまで)	04消化器内科		
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	特になし		
	追加のエビデンスの有無		無	
	診療報酬区分		К	
	診療報酬番号	664		
		1-A 算定要件の拡大(適応疾患等の拡大)	該当する場合、リストから○を選択	
		1-B 算定要件の拡大(施設基準)	該当する場合、リストから○を選択	
		1 - C 算定要件の拡大(回数制限)	該当する場合、リストから〇を選択	
		2-A 点数の見直し(増点)	該当する場合、リストから〇を選択	
		2-B 点数の見直し(減点)	該当する場合、リストから〇を選択	
_		3 項目設定の見直し	以当する場合、ケストル・50と医派	
冉	評価区分 (複数選択可)	4 保険収載の廃止	該当する場合、リストから○を選択	
		5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから〇を選択	
		6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから〇を選択	
		「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載		
提案される医療技術の概要 (200字以内)		提案する「経皮的胃壁腹壁固定法」とは「胃瘻造設術(経皮内視鏡的胃瘻造設術)」を実施する前段階で予め経皮的に胃壁と腹壁を固定する術式。これにより瘻孔形成前の胃壁と腹壁の解離を防ぎ、堅固な瘻孔形成を促すことができる。また瘻孔形成前に胃瘻カテーテルの事故抜去があった場合においても汎発性腹膜炎などの重篤な合併症を予防することができる。また瘻孔形成後の胃瘻カテーテル交換も、より安全に行える。		
文字数: 192				
再評価が必要な理由		壁の解離を防ぎ、堅固な瘻孔形成を促すことができる いない状態での早期事故抜去は、腹膜炎をきたす可能 する。また日本静脈経腸栄養学会(現日本臨床栄養代 (強、推奨する・症例集積研究や専門家の意見)にて 切な予防策を講じる」「胃壁固定を行っておけば、胃 門特に、Introducer法で胃瘻を造設する場合には胃壁	ウ」(2017年)では胃壁固定に関して「introduce変法では必須」「瘻孔形成前の胃壁と腹」「pull/push法においても腹水症例(少量)では腹壁固定が必要」「胃壁固定がなされて生があり、胃穿孔に準した対応が必要となる」と記載され学会としてのコンセンサスが存在射学会。編の「静脈経験と養ガイドライン」(第 38) [Minds相載] では桂延度ランクA町「瘻孔が完成する前の胃瘻カテーテルの事故抜去は汎発性腹膜炎に至ることがあるので、適嚢カーテルが抜去されても汎発性腹膜炎とどの重篤な合併症を予防することができる」固定を標準的に実施するべきである」と記載され学会のコンセンサスがある。しかし、現在ていない施設が存在することが文献により明らかにされている。	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	日本消化器内視鏡学会では「消化器内視鏡ハンドブック」(2017年)において胃壁固定に関して「introduce変法では必須」「瘻孔形成前の胃壁と腹壁の解離を防ぎ、堅固な瘻孔形成を促すことができる」「pull/push法においても腹水症例(少量)では腹壁固定が必要」「胃壁固定がなされていない状態での早期事故抜去は、腹膜炎をきたす可能性があり、胃穿孔に準じた対応が必要となる」と記載され学会としてのコンセンサスが存在する。また日本静脈経腸栄養学会、関口本臨床栄養代謝学会)では「静脈通知学力イドライン」(第3版)【Minds掲載】にて「瘻孔が完成する前の胃瘻力テーテルの事故技法以発性腹膜炎に至ることがあるのでとがあるの下り策を譲じる」「胃壁固定を行っておけば、胃瘻カアデールが抜去されても汎発性腹膜炎などの重弦な合併症を予防することができる」「特に、Introduce法で胃瘻を造設する場合には胃壁固定を標準的に実施するべきである」と推奨度ランクAII(「液化提する、疟原側素積研究や専門家の意見)にて記載され学会のコンセンサスがある。しかし、現在は点数評価されておらず、コストを理由として実施していない施設が存在することが文献により明らかにされていることなどから、「経皮内視鏡的胃瘻造設術」の所定点数に、胃壁固定を実施した場合に算定できる「経皮的胃壁腹壁固定法」の加算点数を望む。		
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	対象となる患者は経皮内視鏡的胃瘻造設術の実施患者のうち、日本消化器内視鏡学会又は日本静脈経腸栄養学会(現日本臨床栄養代謝学会)のガイドライン等に基づき胃壁固定を実施することが推奨される患者である。 現在は経皮的胃壁腹壁固定法の実施の有無に関わらず、K664 経皮内視鏡的胃瘻造設術6,070点のみ算定できる。		
診療報酬区分 (再掲)	К		
診療報酬番号 (再掲)	664		
医療技術名	経皮的胃壁腹壁固定法(加算点数)		

		I	
③再評価の根	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	「瘻孔形成前の胃壁と腹壁の解離を防ぎ、堅固な瘻孔形成を促すことができる」(日本消化器内視鏡学会) 「瘻孔が完成する前の胃瘻カテーテルの事故抜去は汎発性腹膜炎に至ることがある。(中略) 胃壁固定を行っておけば、胃瘻カテーテルが抜去されても汎発性腹膜炎などの重篤な合併症を予防することができる」(日本静脈経腸栄養学会 現日本臨床栄養代謝学会)	
拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。) 「消化器内視鏡ハンドブック」(2017年)日本消化器内視鏡学会監修(文献 1) 「静脈経腸栄養ガイドライン」(第 3 版)【Winds掲載】日本静脈経腸栄養学会(現日本臨 床栄養代謝学会)編集 (文献2)	
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	厚生労働省NBDオーブンデータによると2018年度 (2018年4月~2019年3月) のK664経皮内視鏡的胃瘻造設術の施行回数は53,495回である。また (株)アール アンド デイ発行「医療機器・用品年間 NO,1 市場分析偏」の構成比からPull/Push法の実施予測数は17,332回 (構成比32.4%) 及び Introducer法 (原法・変法)の実施予測数は17,332回 (構成比32.4%) 及び Introducer法 (原法・変法)の実施予測数は18,133回 (67.6%) である。Introducer法においては胃壁固定の実施率は100%であると推測されるため、胃壁固定の実施症例数は36,163回と推測される。一方、pull/push法をで胃壁固定の実施で収支軟3より46%と予測されることから7,973症例であると予測される。従って2018年度の経験と内間壁腹壁固定法の実施症例数は44,136症例と予測できる。さらに文献3ではPull/Push法を実施している医療機関で「全症例で胃壁固定を実施していない」と回答した医師の18%が「コストを理由」としていることから、加算点数が認められた場合、Pull/Push法を実施している718症例が新たに胃壁固定が行われる可能性がある。 (Pull/Push法の実施予測数17,332回×全症例で実施していない23%×コストを理由として実施していない18%=718症例)	
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	44, 136人	
変化	見直し後の症例数(人)	44, 854人	
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	44, 136回	
変化等	見直し後の回数(回)		
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度 (専門性等)		前述の通り日本消化器内視鏡学会監修「消化器内視鏡ハンドブック」(2017年)では「introduce法変法では必須」「瘻孔形成前の胃壁と腹壁の 解離を防ぎ、堅固な瘻孔形成を促すことができる」「pull/push法においても「腹水症例(少量)では腹壁固定が必要」「胃壁固定がなされてい ない状態での早期事故抜去は、腹膜炎をきたす可能性があり、胃穿孔に準じた対応が必要となる」と記載され胃壁固定(経皮的胃壁腹壁固定法) が推奨されている。また日本静脈経験栄養学会(現日本臨床栄養代謝学会)縄の「静脈経腸栄養ガイティン」(第 3 新レ 【linds制裁】では推 奨度ランクAII(強く推奨する・症例集積研究や専門家の意見)にて「瘻孔が完成する前の胃瘻カテーテルの事故抜去は汎条性腹膜炎に至ること があるので、適切な予防策を請しる」「胃壁固定を行っておけば、胃瘻カテーテルが抜去される・10条性腹膜炎に空るにと があるので、適切な予防策を請しる」「胃壁固定を行っておけば、胃瘻カテーテルが抜去される・10条性腹膜炎にである」と とができる」「特に、Introducer法で胃瘻を造設する場合には胃壁固定を標準的に実施するべきである」と同じく胃壁固定(経皮的胃壁腹壁固定 法)の実施が強く推奨されている。	
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	経皮内視鏡的胃瘻造設術を実施している標榜科、手術件数、手術体制に同じ	
等を考え、いる 要と考えられる 要件を、項目毎 に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	経皮内視鏡的胃瘻造設術の人的配置の要件に同じ	
لا القائل ا	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	「消化器内視鏡ハンドブック」(2017年)日本消化器内視鏡学会 「静脈経腸栄養ガイドライン」(第3版)【Minds掲載】日本静脈経腸栄養学会(現日本臨床栄養代謝学会)	
: ⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		経皮的胃壁腹壁固定法を実施することによる合併症は53%が経験し、その内訳は血種が27%、出血22%、創部感染16%、固定糸の締め過ぎによる 虚血21%、固定糸の締め過ぎによる痛みが10%であった。(文献3)	
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		問題なし	
<ul><li>⑧点数等見直し の場合</li></ul>	見直し前 見直し後 その根拠	経皮内視鏡的胃瘻造設術 6,070点 経皮内視鏡的胃瘻造設術 6,070点(尚、経皮的胃壁腹壁固定法を実施した場合に1,200点を加算する) 学会のガイドラインにて推奨されているにも関わらず技術が評価されておらず不合理である。	
	区分	区分をリストから選択 特になし	
⑨関連して減点 や削除が可能と	番号 技術名		
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)			
AM CEV)	具体的な内容	なし 	
	プラスマイナス	增 (+)	
⑩予想影響額	予想影響額 (円) その根拠	538百万円 加算点数1,200点が認められた場合、年間症例数44,854症例とした場合、538 百万円の影響額となる。	
(前者) (前)算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		特になし	
⑫その他		なし	

③当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連 団体名)、代表的研究者等		日本静脈経腸栄養学会(現日本臨床栄養代謝学会) 編集の「静脈経腸栄養ガイドライン」(第3版)では推奨度ランクAII(強く推奨する・症例集積研究や専門家の意見)にて胃壁固定(経皮的胃壁腹壁固定法)の実施が強く推奨されている。 前、本提家に関しては日本臨床栄養代謝学会(旧日本静脈経腸栄養学会)の承認を受け、由本消化器内視鏡学会との共同提案を進めていたが、日本臨床栄養代謝学会が令和4年度の同学会のすべての提案を中止したことに伴い、本提案は日本消化器内視鏡学会のみの提案となった経緯がある。
	1) 名称	消化器内視鏡ハンドブック (2017年)
	2) 著者	日本消化器内視鏡学会監修
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	消化器内視鏡ハンドブック改訂第2版 2017年5月22日 : 324-325,328
	4) 概要	「introduce変法では必須」「瘻孔形成前の胃壁と腹壁の解離を防ぎ、堅固な瘻孔形成を促すことができる」「Introducer現法・胃壁固定が必要」(P324)「pull/push法においても「腹水症例(少量)では腹壁固定が必要」(P325)「胃壁固定がなされていない状態での早期事故抜去は、腹膜炎をきたす可能性があり、胃穿孔に準じた対応が必要となる」(P328)と配載され胃壁固定(経皮的胃壁腹壁固定法)が推奨されている。
	1) 名称	静脈経腸栄養ガイドライン一静脈・経腸栄養を適正に実施するためのガイドライン—(第3版) 【Minds掲載】
4参考文献 2	2) 著者	日本静脈経腸栄養学会 編集 (現日本臨床栄養代謝学会)
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	静脈経腸栄養ガイドライン(第3版),2014年1月15日第 1 版第 2 刷:55-56
	4) 概要	推奨度ランクAIII(強く推奨する・症例集積研究や専門家の意見)にて「瘻孔が完成する前の胃瘻カテーテルの事故抜去は汎発性腹膜炎に至ることがあるので、適切な予防策を講じる」(P55) 「胃壁固定を行っておけば、胃瘻カテーテルが抜去されても汎発性腹膜炎などの重篤な合併症を予防することができる」「特に、Introducer法で胃瘻を造設する場合には胃壁固定を標準的に実施するべきである」(P56)と記載
	1) 名称	経皮内視鏡的胃瘻造設術の胃壁固定に関する全国アンケート調査ー鮒田式胃壁固定具開発から20年を経過して一
	2) 著者	鮒田昌貴
①参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	在宅医療と内視鏡治療. 2011 ; Vol. 15No. 1:19-27
	4) 概要	・Pull法/Push法で経皮的胃壁腹壁固定法を全症例実施していない理由としてコストの問題と回答した割合は18% ・経皮的胃壁腹壁固定法を実施したことで「ヒヤリハット」を回避できた経験 経験あり45% ・「ヒヤリハット」の具体例 瘻孔形成期間中の自己抜去69% 瘻孔形成期間中のカテーテルのトラブルによる事故抜去20%
	1) 名称	-
	2) 著者	-
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4) 概要	-
	1) 名称	-
	2) 著者	-
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4) 概要	-

### 申請技術名 4号(6桁)

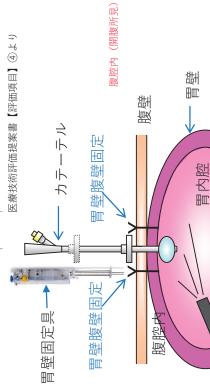
## (経皮内視鏡的胃瘻造設術 経皮的胃壁腹壁固定法 240201

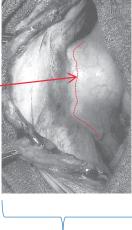
加算点数)

### 医療技術の概要

る。また瘻孔形成前に胃瘻カテーテルの事故抜去があった場合においても汎発性腹膜炎などの重篤な合併症を予防することができる。**現状の診療報酬上の取り扱い**では技術料が認められておらずコストを理由として実施しない施設が18%存在 術(6,070点)」を実施する前段階で予め経皮的に胃壁と腹壁を固定する術式。これ 提案する**医療技術名「経皮的胃壁腹壁固定法**」とは「k664**経皮内視鏡的胃瘻造設** により瘻孔形成前の胃壁と腹壁の解離を防ぎ、堅固な瘻孔形成を促すことができ することが文献3により明らかになっている。

<b>直設力法</b>	施行数	構成比	月至回 左 天 施率子測	月室回た天 施数予測
Pull/Push法 1	17,332	32.4%	46%	7,973
Introducer法(原法・変法)	36,163	%9'.29	100%	36,163
L)	3,495	53,495 100.0%	83%	44,136





胃壁と腹壁の癒着部

(文献3:根本心報告) BARD ポンスキー20Fr

胃壁腹壁固定 64歳男性

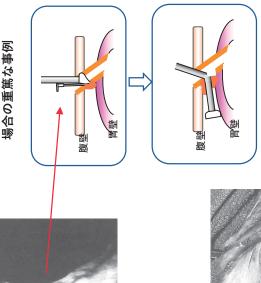
(3点) ワンステップボタン3.4cm 24Fr 鮒田式胃壁固定具による胃壁腹壁固定 (文献3:根本シ報告) 開腹所見 52歳女性

## 日本消化器内視鏡学会

## 【経皮的胃壁腹壁固定法の有無に関する比較と有用性】

胃壁腹壁固定を行っていない

## 一部大網組織での未熟な癒着部



腹腔鏡下所見

経皮的胃壁腹壁固定法を実施したこと で「ヒヤリハット」を回避できた経験 アンケート調査結果抜粋(文献3) 2010年1月~7月 経験あり45%

瘻孔形成期間中の自己抜去69% 瘻孔形成期間中のカテーテルのトラブ 「ヒヤリハット」の具体例 ルによる事故抜去20%



「消化器内視鏡へンドブック」(2017年)日本消化器内視鏡学会監修では胃壁固定に関して「introduce変法では必須」「瘻孔形成前の胃壁と腹壁の解離を防ぎ、堅固な瘻孔形成を促すことができる」(文献1.P324)「pull/push法においても「腹水症例(少量)では腹壁固定が必要」(同P325 表4)「胃壁固定がなされていない状態での早期事故抜去は、腹膜炎をきたす可能性があり、胃穿孔に準じた対応が必要となる」(同P328)と記載。(文献1) 「学会ガイドライン」

静脈経腸栄養ガイドライン」(第3版)日本静脈経腸栄養学会(現日本臨床栄養代謝学会)【Minds掲載】編集では推奨度ランクA皿(強く推奨する・症 例集積研究や専門家の意見)にて「瘻孔が完成する前の胃瘻カテーテルの事故抜去は汎発性腹膜炎に至ることがあるので、適切な予防策を講じる」「<mark>胃 壁固定を行っておけば、胃瘻カテーテルが抜去されても汎発性腹膜炎などの重篤な合併症を予防することができる」</mark>「特に、Introducer法で胃瘻を造設 する場合には胃壁固定を標準的に実施するべきである」と記載 (文献2,P55,P56)

整理番号 ※事務処理用		242201	
	提案される医療技術名	小児食物アレルギー負荷検査	
	申請団体名		日本小児アレルギー学会
	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	09アレルギー内科	
112 775 1 1		00なし	
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)	令和2年度	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	小児食物アレルギー負荷検査	
	追加のエビデンスの有無	有	
	診療報酬区分	D	
	診療報酬番号	291-02	
		1 - A 算定要件の拡大(適応疾患等の拡大)	該当する場合、リストから○を選択
		1-B 算定要件の拡大(施設基準)	該当する場合、リストから○を選択
		1 - C 算定要件の拡大(回数制限)	0
		2-A 点数の見直し(増点)	該当する場合、リストから○を選択
		2-B 点数の見直し(減点)	該当する場合、リストから○を選択
再	評価区分(複数選択可)	3 項目設定の見直し	該当する場合、リストから○を選択
		4 保険収載の廃止	該当する場合、リストから○を選択
		5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから○を選択
		6 その他(1~5のいずれも該当しない)	0
		「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載 算定要件の拡大(年齢)	
	る医療技術の概要(200字以内)	従来の小児食物アレルギー負荷検査 (D291-02) に準拠し、問診及び血液検査等から、食物アレルギーが疑われるまたは耐性獲得 (治癒) の可能性のある9歳未満の小児を対象に年2回を上限に、原因食物の特定、耐性獲得の確認目的に実施する。検査実施にあたって、その危険性、必要性、方法及びその他留意事項を患者又は家族等に説明のうえ交付するとともに、写しを診療銭に添付する。	
文字数:	180		
再評価が必要な理由		食物アレルギーの診断には負荷試験が必須である1)2)。しかし現行の算定要件 (9歳未満、年2回まで)では、本来負荷試験を必要とする患者に十分供給できない状況にあり、我が国の食物アレルギー診療実態(実際には9歳以上の小児や一人当たり年3回以上負荷試験が実施されている状況)と大きく乖離している45)。アレルギー疾患対策基本法(2016年施行)に基づくアレルギー対応基本指針(2017年策定)3)に掲げられる"アレルギー疾患に保る医療の質の向上及び提供体制の整備"は対策の柱であり、本再評価の方針に合致している。不十分な負荷試験の供給状況は、患者らに不要な除去が強いることになり、患者および家族の00Lは大きく損なわれる。また不要な特異的1gE検査等を繰り返す原因になり、医療費の増大を誘導する。	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	【根拠】 1. 年齢制限(9歳未満を16歳未満へ)の拡大 現行適応でない9歳以上16歳未満の食物アレルギー患者が少なくない。小中学生の食物アレルギー有病率は4.6%(2016年文部科学省調査)であ り、当該年齢の食物アレルギー患者は200,000-300,000万人いる。これら患者の一部は耐性獲得(治癒)や診断確定のために、負荷試験の実施を 必要とする。現行算定できない9歳以上の小児を対象とした負荷試験が令和元年の日本小児アレルギー学会調査において約10,000回/年実施され ていることが判明している4)。また厚生労働科学研究補助金研究班による令和元年全国調査においては、実施負荷試験のうち9歳以上の負荷試験 実施率が18,31に及んだ5)。 2. 回数制限(2回/年を3回/年へ)の拡大 患者一人当たりの必要な年間負荷試験数が2回では十分でない。これは食物アレルギー患者の一人当たりの除去品目数が複数食品ある点1)、また 負荷試験の安全性を高めるために、負荷量を多段階(少量、中等量、日常摂取量)で実施することがガイドラインで推奨されている点1)で、一人 当たりの必要とする負荷試験回数が増加てきている。令和元年の日本小児アレルギー会調査において、食物アレルギー患者一人当たりの年間 負荷試験実施回数を3回以上も制限なく実施してきている。令和元年の日本小児アレルギー会調査において、食物アレルギー患者一人当たりの年間 負荷試験実施回数を3回以上も制限なく実施してらないる能のは40%(164施限)に上った4)。また厚生労働科学研究補助金研究班による令和元年全 国調査においては、負荷試験実施者のうち一人あたり年間3回以上実施した割合は16.6%に及んだ5)。 【有効性】 負荷試験の結果陰性が確認されれば、患者らの食の000が劇的に改善するだけでなく、完全除去を避け少量でも摂取を開始することで耐性獲得 (治癒)を誘導することも示されている。また耐性獲得(治癒)すれば診療は終了となり、以降の血液検査等の実施も不要となり医療費抑制に寄 与する。また学校給食等における社会的対応の負担も大幅に軽減される。		
②現在の診療報酬上の取扱い - 対象とする患者 - 医療技術の内容 - 点数や算定の留意事項	1. 対象患者:9歳未満の小児かつ年間2回まで2. 技術内容:事前にリスク評価をしたうえで、原因食物もしくは原因被疑食物を単回もしくは複数回に分割して摂取させ、症状の誘発の有無を確認する。3. 点数や算定の留意事項:1000点		
診療報酬区分 (再掲)	D		
診療報酬番号 (再掲)	291-02		
医療技術名	小児食物アレルギー負荷検査		

・					
第一名教社			1. 年齢制限の拡大 現在適応外の9歳以上16歳未満の食物アレルギー患者は20-30万人存在する。引き続き検査結果をもって除去診断されている患者もいまだ少なくない。これら患者に正しい診断を与えるため、負荷試験の実施が必要である。 2. 回数制限の拡大 患者一人当たりの除去品目数や負荷試験のアナフィラキシーリスクを回避するために多段階的に実施される傾向があることから、現行の年間2回の制限を遵守しながら適正な診療を進めるには限界がある。 【有効性】負荷試験の陰性率は一般的に80%程度であり、これら負荷陰性患者は除去食が緩和もしくは終了となる。患者らの00には劇的に改善し、家庭だけでなく、社会対応(学校等)での対応の軽減にも大きく寄与する。また摂取が進むことで、アナフィラキシーリスクが低減したり、血液検査等を繰り返す必要がなくなったりして、医療費抑制効果が大きい。		
### 2015 1 日本のです		ガイドライン等での位置づけ	第7章(P100-110)がすべて食物経口負荷試験に関する記述である。ガイドラインにおける食物負荷試験の位置づけは、食物をアレルギーの最も確実な診断法であるとの記述されている。※本がカドラインは2021年状に改訂予定であり、同内容で収載される予定である。 ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載する。) (名   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東		
# 日本の主義を表示の 表面 しまって、		推定した根拠	日本小児アレルギー学会調査において、9歳以上16歳未満の食物アレルギー患者の診療数は約2万人であり、このうち既に約1万人に対して負荷 試験が実施されていた4)。学童期の食物アレルギーは耐性化(治癒)率が高くないことや、学業優先のため負荷試験実施時期が夏季休暇などに限 られること等を鑑みると、当該年齢の負荷試験は約15,000回/年が実施されると想定される。 2. 年間回数の上限を2回から3回へ変更した場合 日本小児アレルギー学会調査において、約70,000回/年の負荷試験が実施されていた4)。本調査の回答者が我が国の負荷試験の大多数を担ってい ると考えられるため、現状で我が国における負荷試験実施数は多く見積もって80,000回/年であると考えられる。制限を年3回(現状の1.5倍)へ		
度化	年間 対象 老物の	見直し前の症例数(人)			
京阪保持術の成態度   一学の学生に対した日本   一学の学生に対している。また実図アレターの設定している。		見直し後の症例数(人)			
「別の会事におけるの歴史である。     「別の会事におけるの歴史である。     「別の会事におけるの歴史である。     「別のの理解である。     「別のの理解である。    「別のの理解である。    「別のの理解を関係を対している。    「別のの理解を関係を対している。    」	年間実施回数の	見直し前の回数(回)			
「原産技術の原熟後 - 学売等に対してもの間づけ - 発展の	変化等	見直し後の回数(回)			
- 施設基準 (保持係 - 手所件数、接着や手側の体 標榜診酔料: 小児科、急変時の緊急事態に対するための体制 制等) 19年以上の小児食物アレルギーの診断及び治療の経験を有する小児科の索動医師が1名以上在籍している 医性 2 項目格 [上記載すること] 2 類 10年以上の小児食物アレルギーの診断及び治療の経験を有する小児科の索動医師が1名以上在籍している 医物 2 での他 (運用等 2 の地 ) 2 を物 2 での他 (運用等 2 の地 ) 2 を 2 の地 (運用等 2 の地 ) 2 を 2 の地 (運用を 2 の地 ) 2 を 2 の地 (運用を 2 の地 ) 2 を 2 の地 (運用を 2 の地 ) 2 を 2 の地 (関連などまどまどまどまどまどまどまどまどまどまどまどまどまどまどまどまどまどまどま	・学会等における位置づけ		食物アレルギー診療ガイドライン2016において、食物アレルギーの診断は食物経口負荷試験に基づくと位置づけられている。また米国アレルギー 免疫学会、欧州アレルギー免疫学会のガイドライン等においても、同様に位置づけられている。 2. 難易度(専門性等) 小児食物アレルギー負荷試験が保険収載されたのは2006年であり、すでに15年が経過している。この中で重大な医療過誤などは指摘されていな		
要と考えられる 最神を、項目向 に記載すること と) ・ 図画	(技術の専門性	(標榜科、手術件数、検査や手術の体	標榜診療科:小児科、急変時の緊急事態に対するための体制		
を他 (選申すべきガイドライン等その他の 実物アレルギー診療ガイドライン2016 (2018年改訂版) (日本小児アレルギー学会刊行) 要称 (選申すべきガイドライン等その他の 実際) (日本小児アレルギー学会刊行) 要称 (選申すべきガイドライン等その他の 実際) (日本小児アレルギー学会刊行) 要称 (日本小児アレルギー学会刊行) 要称 (日本の上の) (日本小児アレルギー学会刊行) 要称 (日本の上の) (日本小児アレルギー学会刊行) 要求 (日本の上の) (日本小児アレルギー学会刊行) 要求 (日本の上の) (日本小児アレルギー学会刊行) 要求 (日本の上の) (日本小児アレルギー会の) (日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日	要と考えられる 要件を、項目毎	(医師、看護師等の職種や人数、専門	10年以上の小児食物アレルギーの診断及び治療の経験を有する小児科の常勤医師が1名以上在籍している		
伊産管理や負荷量を調整することでリスク管理は可能であるし、負荷試験を行わなくとも誤食によるアナフィラキシー誘発リスクはそれと   「問題点があれば必ず記載		(遵守すべきガイドライン等その他の	食物アレルギー診療ガイドライン2016《2018年改訂版》(日本小児アレルギー学会刊行)		
問題点があれば必ず記載		スクの内容と頻度	負荷試験にはアナフィラキシー誘発リスクがある。合併症の管理、特に気管支端息の管理が悪い患者に発症リスクが指摘される。しかし事前の合併症管理や負荷量を調整することでリスク管理は可能であるし、負荷試験を行わなくとも誤食によるアナフィラキシー誘発リスクはそれ以上にある。		
子の根拠   東東点なし   区分   区分   区分をリストから選択   なし   三   技術 (当版版	⑦倫理性・社会的 (問題点があれば	妥当性 必ず記載)	負荷試験なので症状を誘発する可能性があるため、事前に十分な説明と同意を求めることがガイドラインで明示されている。		
図別連して減点	<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前見直し後	1,000点(16歳未満、年3回まで)		
を利助係が可能と 考えられる医療 技術(当該医療 技術(当該医療 技術(当該医療 技術(一)					
技術 (当該医療 技術を含む)    現場	や削除が可能と				
予想影響額 (円)   259,600,000   [支出増加]	技術(当該医療				
【支出増加】 齢制限が拡大された場合:9歳以上16歳未満の食物アレルギー患者の診療数は約20,000人で、既に約10,000回/年の負荷試験が実施されて 学童期は除去品目が絞られている傾向があり、次項2.の年回数制限拡大の変更があっても最大15,000回/年の実施が想定される(15,000 1,000。毎150,000、000円支出増)。 年回数上限が拡大された場合:約80,000回/年の負荷試験が実施されており、制限拡大にともない最大120,000回の負荷試験が実施が想定さ (増加分40,000回×10000島=400,0000,0000回の食用支出増)。合計して550,000,000円の支出増が予想される。 【支出削減】 査費用の削減:負荷試験で陰性が確認されると、原因食物の除去解除(治癒)または制限緩和が与えられる。除去解除になれば、以降の血 検査の必要性がなくなる。負荷試験における陰性率を80%とすると、予測増加負荷試験数5,000回×0,8=44,000金品項目が解除となり、移 要となる。検査は年間2回が標準とされ、1食品あたり2-3個の検査項目があるので、44,000食品×2回×3項目=264,000項目の検査が不 る。検査費(特異的1gE抗体検査)は1項目あたり110点のため、264,000×110点=290,400,000円の削減効果が得られる。					
<ul> <li>動制限が拡大された場合:9歳以上16歳未満の食物アレルギー患者の診療数は約20.000人で、既に約10,000回(年の負荷試験が実施されて、学童期は除去品目が絞られている傾向があり、次項2.の年回数制限拡大の変更があっても最大15,000回/年の実施が想定される(15,000目,000,000回入生の負荷試験が実施されており、開に対したされてより、開放が拡大された場合:約80,000回/年の負荷試験が実施されており、制限拡大にともない最大120,000回の負荷試験が実施が想定される(15,000目が拡大された場合:約80,000回(中の負荷試験が実施されており、制限拡大にともない最大120,000回回の負荷試験が実施が想定される。(増加分40,000回へ1000点=400,000,000億円支出地)。合計して550,000,000可の支出地が予想される。除去解除になれば、以降の血「支出削減」査費用の削減:負荷試験で陰性が確認されると、原因食物の除去解除(治癒)または制限緩和が与えられる。除去解除になれば、以降の血検査用の削減:負荷試験における陰性率を80%とすると、予測増加負荷試験数55,000回×0.8=44,000食品項目が解除となり、核要となる。検査は年間2回が標準とされ、1食品あたり2-3個の検査項目があるので、44,000食品、2回×3項目=264,000項目の検査が不る。検査費(特異的1gE抗体検査)は1項目あたり110点のため、264,000×110点=290,400,000円の削減効果が得られる。</li> <li>①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬</li> </ul>		予想影響額(円) 			
① 算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 か」	⑩予想影響額	その根拠	齢制限が拡大された場合:9歳以上16歳未満の食物アレルギー患者の診療数は約20,000人で、既に約10,000回/年の負荷試験が実施されていた。 学童期は除去品目が絞られている傾向があり、次項2.の年回数制限拡大の変更があっても最大15,000回/年の実施が想定される(15,000回× 1,000点=150,000,000の円支出増)。2. 年回数上限が拡大された場合:約80,000回/年の負荷試験が実施されており、制限拡大にともない最大120,000回の負荷試験が実施が想定される(増加分40,000回×1000点=400,000,000,000億円支出増)。合計して550,000,000円の支出増が予想される。 【支出制減】 査費用の削減:負荷試験で陰性が確認されると、原因食物の除去解除(治癒)または制限緩和が与えられる。除去解除になれば、以降の血液など検査の必要性がなくなる。負荷試験における陰性率を80%とすると、予測増加負荷試験数55,000回×0.8=44,000食品項目が解除となり、検査が不要とな。検査は年間2回が標準とされ、1食品あたり2~3個の検査項目があるので、44,000食品×2回×3項目=264,000項目の検査が不要とな		
		備考	_		
	①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬		なし		

<b>⑫その他</b>		なし	
③当該申請団体 団体名)、代表	以外の関係学会(共同提案学会名、関連 的研究者等	日本アレルギー学会、日本小児科医会、日本臨床栄養学会	
	1) 名称	<b>食物アレルギー診療ガイドライン2016 《2018年改訂版》</b> (日本小児アレルギー学会)	
	2)著者	監修 藤澤隆夫、伊藤浩明、海老澤元宏	
①参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	食物アレルギー診療ガイドライン2016 《2018年改訂版》第7章 100-110ページ	
	4)概要	数が国の食物アレルギー診療全般に対するガイドラインである。第3章(p35-46) 疫学・自然歴において、学童期の食物アレルギー患者数の概数が 示されている。第7章食物経口負荷試験(p100-110)において、食物アレルギーの確定診断に負荷試験が最も確実な診断方法であると記述されてい る。また負荷試験の定義、目的、リスク評価、方法、環境整備などが示されている。	
	1) 名称	厚生労働科学研究班による 食物経口負荷試験の手引き2020	
①参考文献2	2) 著者	厚生労働科学研究費補助金(免疫・アレルギー疾患政策研究事業)食物経口負荷試験の標準的施行方法の確率(研究代表者海老澤元宏)	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	全頁	
	4) 概要	・ 食物経口負荷試験の実施に関する手順書である。負荷試験を行う上で、概念から準備、実践方法まで詳細に記述されている。また実施医療機関の 層別化を行い、対象症例を選択することで負荷試験のリスク管理に取り組んでいる。	
	1) 名称	アレルギー疾患対策基本法(法律第98号(平成26年6月27日))およびアレルギー疾患の推進に関する基本的な指針(厚生労働省告示第76号(平成29年3月21日))	
	2) 著者		
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	_	
⑭参考文献 3	4) 概要	この法律は、アレルギー疾患を有する者が多数存在すること、アレルギー疾患には急激な症状の悪化を繰り返し生じさせるものがあること、アレルギー疾患を有する者の生活の質が着しく損なわれる場合が多いこと等アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状及びアレルギー疾患を付き活時に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患が致の一層の天実を図るため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし、並びにアレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めることにより、アレルギー疾患対策を終合的に推進することを目的とする。	
	1) 名称	社会保険委員会調査報告	
	2) 著者	今井孝成、相原雄幸、岡藤郁夫、南部光彦、望月博之、本村知華子、山口公一(日本小児アレルギー学会社会保険委員会)	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本小児アレルギー学会誌、2019年、33巻、2号、263-271ページ	
⑭参考文献 4	4) 概要	2019年2月に日本小児アレルギー学会会員を対象に実施されたWeb調査であり、702名の会員、419施設が回答した。現在の小児アレルギー診療の会保険に関する課題(小児食物アレルギー負荷試験含む)に関して調査を行った。我が国の小児アレルギー診療を支える医師のほとんどが回答たと考えられるため、本結果は現時点での小児アレルギー診療の実態を精緻に示していると言える。 我が国の小児食物アレルギー負荷試験数は80,000件/年、9歳以上16歳未満の食物アレルギー診療患者数10,000人など、今回の申請に当たって、	
	1)名称	全国経口食物負荷試験実施状況調査	
	2) 著者	厚生労働科学研究費補助金(免疫・アレルギー疾患政策研究事業)食物経口負荷試験の標準的施行方法の確立(研究代表者海老澤元宏)	
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	現在印刷中であり、ページが確定していない	
	4) 概要		

## 提案番号(6桁) 申請技術名

## 2 4 2 2 0 1 小児食物アレルギー負荷検査

### 技術の概要を設

被疑食物を摂取させ**診断確定**する唯一の手法

アレルギーが確定しているか疑われる食品を単回または複数回に分割して 摂取させ、症状の有無を確認する検査である。

参考文献 1:食物アレルギー診療ガイドライン2016 (日本小児アレルギー学会), p100

### 対象疾患

## (食物アレルギー

## 既存検査法との比較|確定診断を与える唯一の検査方法



特異的IgE抗体の存在は、特異的IgE抗体検査、皮膚ブリックテストなどで確認することができる。(中略)抗原特異的IgE抗体が存在することは、当該食物アレルゲンへの「感作」を示しているものの、それが必ずしも発症に関わる真のアレルゲンであるとは限らない。

参考文献1:食物アレルギー診療ガイドライン2016(日本小児アレルギー学会), p85

### 有効性

## 結果の再現性が良く、正診率が高い



食物アレルギーの最も確実な診断方法であり、確定診 断および耐性獲得の確認を主な目的として実施する。 参考文献1:食物アレレルギー診療カイトライン2016 (日本ハ児アレルヸー学会), p100 食物負荷試験を実施し、診断及び食べられる量を確定することが重要である。

参考文献2:食物経口負荷試験の手引き2020 (厚生労働科学研究費補助金 免疫・アレルギー疾患政策研究事業), p13

診療報酬上の 取り扱い

年齡制限緩和:9歳未満 → **16歳未満** 回数制限緩和:2回/年 → **3回/年** 

### 7.补州鼎田

## 日本小児アレルギー学会

### 年齢制限の緩和根拠

申請根拠

- ・ 算定外年齢(9歳以上)の患者が、十分に負荷検査を受けられていない。
- 9歳以上の児に対して 約10,000回/年、負荷検査が実 施されている(図1, 図2) <sup>1,2</sup>。

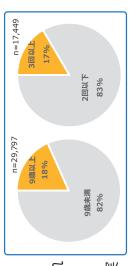


図1 9歳以上、3回/年以上の負荷検査実施状況

⋖

9歳以上も制限なく実施

9歳以上は制限しつつ、

応じて実施

9歳以上は実施しない

## 回数制限の緩和根拠、

・患者一人あたりの除去食品数が多く、かつ負荷レベルの多段階化が進んだことで、現行の制限回数(2回/年)では十分に負荷検査が受けられない。

**過** 200

100

0

a開業医師(n=210) a勤務医師(n=209) 図2 9歳以上の負荷試験実施状況

: スロ/年を超えて、負荷検査が 実施されている(図1, 図3) 1,2)。

### アレルギー疾患対策基本法 | 13E | 15E | 15E

同法では、アレルギー患者の医療の充実と均てん化が謳われている。前記の通り、食物経口負荷検査の実施状況は不十分である。 充実を阻む一因は算定要件

(年齢・回数) にあると考えられ

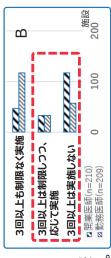


図3 一人あたりの年間負荷試験実施状況

° ++-

1)参考文献5:令和2年厚生労働科学研究補助金研究班報告2)参考文献4:日本小児アレルギー学会誌, 2019; 33: 263-272.

	产涨入市市 医皮术目 (外外的)大型人市市/			
3	<b>E理番号</b> ※事務処理用	243201		
	提案される医療技術名	静脈麻酔		
	申請団体名	日本小児栄養消化器肝臓学会		
	主たる診療科(1つ)	22小児科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	31麻酔科		
12 //(11		20小児外科		
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		平成30年度	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	静脈麻酔		
追加のエビデンスの有無		有		
診療報酬区分			L	
	診療報酬番号	001–2		
再	評価区分(複数選択可)	1 — A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1 — B 算定要件の拡大 (施設基準) 1 — C 算定要件の拡大 (回数制限) 2 — A 点数の見直し (増点) 2 — B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 ○ ○ 該当する場合、リストから○を選択	
提案され 文字数:	る医療技術の概要 (200字以内) 136	静脈注射用麻酔剤を用いた全身麻酔であり、意識消失 療等、侵襲的治療や画像の撮像などの理由で無動を要 している。	を伴うものをいう。小児の上下部消化管内視鏡、小児のMRI検査や心臓カテーテル検査・治する際に必要となる深鎮静は、多くの病院で麻酔科医以外の医師が施行し静脈麻酔2を算定	
	再評価が必要な理由	加えて2020年改定で静脈麻酔3の増点が実施されたが、	-が、以後も小児領域での鎮静に関連する登録医療事故は減少傾向を示していない。これに 現場の状況から手術室外の静脈麻酔に麻酔科医が関与するようになったとは考えにくい。 て、より充実した人的資源や観察機器を充当することにより鎮静関連事故を抑止することが	

① 再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		2010年以降の登録事故データを検討すると、原因は必ずしも静脈麻酔薬だけでなく、不十分な患者モニタリング(年齢が高くても事故は発生する)に関連する事案が複数報告されている。臨床現場では検査手技に主眼が置かれてしまうため、状況の改善には患者モニタリングに対する人的リソースの権保が最優先と考える。人的リソースの機能減し現状主担当科医師。看護師などのスタッフであり、現状急変時応援以外の事任的麻酔科医の配置は困難である。静脈麻酔2の増点や加算年齢区分の見直しにより検査配属分の人件費を確保することが最も現実的と考えられる。		
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		静脈麻酔 1 短時間のもの 120点 2 十分な体制で行われる長時間のもの(単純な場合) 600点 3 十分な体制で行われる長時間のもの(複雑な場合) 1,100点(麻酔科医のみ算定可能) <通則>未熟児、新生児の場合100分の200、乳児の場合100分の50、幼児(3歳未満)の場合100分の20がこれに加算される。さらにL001-2 静脈麻酔については3歳以上6歳未満の幼児について100分の10が加算される。		
診療報酬区分(再	[揭]	L		
診療報酬番号(再	[掲)	001-2		
医療技術名		静脈麻酔		
③再評価の根	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	深鎖静時の有害事象として、2014年から2016年にかけて小児科専門医研修施設を対象に調査(回答数341施設)を行ったところ、そのうち25%で有害 事象を経験している(添付資料 1)。これに加えて、2020年からの日本医療機能評価機構の登録事故症例を分析すると、登録症例数、全報告数に対 する鎖静関連事故症例の比率の双方が減少傾向を示していない(添付資料 2)。すなわち、近年の静脈麻酔に対する増点は鎖静関連医療事故を滅 少させるに至っていないことが推測される。		
拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。) 蘇生が行える医師が検査・処置・手術に一切携わらず麻酔時間を通して麻酔に専念して実 施することが安全のために最も肝要である(参考文献3)。これに加えて、呼気炭酸ガス モニターの利用が推奨されている(参考文献1)。		

③普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		静脈麻酔2の増点により、加算算定数自体も増加することが推測される。影響を20%のコスト増加と見積もった。		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	令和元年社会医療診療行為別統計を基にした推定では、静脈麻酔2を要する侵襲的検査の年間件数は約3.2万件と推定する。		
変化	見直し後の症例数(人)	3.2万件(成人、小児合わせての延べ数)		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	3.2万件(成人、小児合わせての延べ数)		
変化等	見直し後の回数(回)	3.6万件(全国的な麻酔科医不足に伴う算定数増加などを想定している。)		
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	上記のように、国内外でガイドラインが作成されており、検査中の小児患者の安全を確保するためにモニタリングを行うことの必要性は明らかである。既定の研修を受けることで、二次心肺蘇生あるいは小児二次救命蘇生は可能である。検査環境にはほかにもスタッフが従事しているので、異常が発見されれば協力して問題に対応することができる。大切なことは、鎮静中を通して監視する体制を作り、絶えずそれを遵守することである。現行の点数では人件費を満たすことができておらず、リスクを伴う検査時の人的配置について評価の強化が必要である。		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	1. 酸素飽和度モニターおよび呼気二酸化炭素モニター等の、十分なモニタリングに必要な装置を処置の場に整備していること 2. 5分間隔のモニタリング記録を診療録として残していること 3. 心肺蘇生行為に関する講習を受講し、静脈麻酔を担当する医師が検査・処置に加わらず、患者の全身管理を行うこと。		
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎 に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	二次心肺蘇生あるいは小児二次救命蘇生が可能である医師が検査中を通して付き添うこと。		
ج)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	静脈麻酔中のバイタルサインを監視し、記録すること。		
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		人員の訓練要件及び、具体的な最低限度のモニタリング装置としてSp02モニターと呼気二酸化炭素モニターを例として明記することで、必要な観察機器や鎮静の質が担保され医療事故を減少させ得る。なお、深鎮静自体も患者にとって侵襲を伴う行為である。また、体動が制御され、術者によってより良い条件下に検査が行え、取得された検体や画像の精度の向上が見込まれることから、診断精度の上昇が期待される。		
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		小児消化管内視鏡、心臓カテーテル検査やMRIといった、本来健康な小児に対して行われる検査において、鎮静関連医療事故により未来ある患児 を傷害する事故が今なお減少傾向を示していないことは、社会に重大な医療不信をもたらす深刻な問題である。小児を対象とした、観察基準や医師の資格要件などを明記した増点により、小児領域の深鎮静における安全を担保することは実社会の要請に沿う倫理的にも妥当な内容である。		
⑧点数等見直し	見直し前 見直し後	静脈麻酔2 600点 1から2歳の加算率100分の20、3から5歳の加算率100分の10、6歳以降なし 静脈麻酔2 (15歳未満) 800点 1から2歳の加算率100分の20、3から9歳の加算率100分の10、9歳以降なし。(観察・医師要件あり)		
の場合	その根拠	2018年外保連私案(添付資料3)より推計。加算を足しても純粋な人件費分程度に相当することから点数としては妥当である。		
○明本! ナポよ	区分	L		
<ul><li>⑨関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療</li></ul>	番号 技術名	001-2 静脈麻酔		
技術(当該医療技術を含む)	具体的な内容	第77000年8日 第定要件を満たさない、不十分な観察や人的資源による小児静脈麻酔の減少が期待できる。		
	プラスマイナス	增 (+)		
⑩予想影響額	予想影響額(円) その根拠 備考	31, 200, 000円 増点で24, 000, 000円、小児加算の増点と対象範囲の拡大により2, 000, 000円。例数増加による総コスト増を20%見込み最終額を算出した。 必要な観察機器を完備せざる診療施設が多く存在するため、一時的な算定減が生じる可能性がある。		
①算定要件の見直 品、医療機器又は		酸素飽和度と呼気二酸化炭素モニターを例示した、十分なモニタリングの利用が算定要件に追加される。算定要件と増点を組み合わせることでより安全な小児期深鎮静プロトコールの音及効果が期待できる。		
⑫その他		特記事項なし		
③当該申請団体以 団体名)、代表的	.外の関係学会(共同提案学会名、関連 研究者等	日本小児科学会、日本小児科医会、日本外来小児科学会、日本てんかん学会、日本児童青年精神医学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児アレルギー学会、日本小児栄養消化器肝臓学会、日本小児感染症学会、日本小児教急医学会、日本小児血液・がん学会、日本小児呼吸器学会、日本小児循環器学会、日本小児心身医学会、日本小児神経学会、日本小児腎臓病学会、日本小児精神神経学会、日本小児内分泌学会、日本新生児成育医学会、日本先天代謝異常学会、日本小児看護学会		
	1) 名称	MRI検査時の鎮静に関する共同提言(2020年2月23日 改訂版)		
	2)著者	日本小児科学会・日本小児麻酔学会・日本小児放射線学会		
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本小児科学会雑誌 124巻 4 号 771~805 (2020年)		
	4) 概要	深鏡静を要する代表的な画像検査である駅I検査について、鏡静合併症とその予防策を概認した3学会による共同提言の最新版である。観察機器に関する勧奨がアップデートされ、換気モニターとしての呼気二酸化炭素モニターの勧奨が明文化された。		
	1) 名称 2) 著者	小児患者に対して診断・治療手技時に使用する鎮静時のモニタリングと全身管理に関するガイドライン 米国小児科学会・米国小児歯科学会		
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	American Academy of Pediatrics 2019; e20191000		
	4)概要	2019年改訂版。鎮静時の合併症を軽減させるように設計された構造化鎮静プロトコルが実施されることで、その発生率を低下させたという根拠が ガイドライン策定にあたり収集されている。		
	1) 名称	非麻酔科医の鎖静ガイドライン		
⑭参考文献3	2) 著者	米国麻醉科学会		
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Anesthesiology 2002: 96: 1004-17		
	4) 概要	一次心肺蘇生あるいは小児一次救命蘇生が行える医師が検査・処置・手術に一切携わらず麻酔時間を通して麻酔に伴うバイタルサインの監視・記 蘇等に専念して実施することが安全のために最も肝要である。		

	1) 名称	日本における小児の処置関連鎮静:単一施設による1,436例の検討		
	2) 著者	Shuji Kuga. Tomoki Maeda and Kenji Ihara		
14参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Pediatrics International (2020) 0, 1-5		
	4)概要	大分県の特定機能病院からの大規模な症例集積研究である。国内施設からの貴重なデータであり、低酸素血症や嘔吐などの何らかの合併症が 16.3%で発生していた。リスク要因を症例対象研究により検討している。年齢はリスクファクターに含まれず、合併症群と非合併症群で年齢分布 に有意な差は無かった。		
	1) 名称	外来における処置関連鎮静のトレンド : 2007-2018年		
	2) 著者	Kamat PP, McCracken CE, Simon HK et.al.		
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Pediatrics. Volume 145, number 5, May 2020:e20193559		
	4)概要	来国の、小児鎮静に関する大規模な多施設共同研究グループからの報告である。重要な陰点として、3か月未満の鎮静が減少し、14歳以上の高 年齢鎮静患児が有意に増加トレンドを示している。基礎疾患や発達障害などにより、小児科による鎮静処置を要する学童や若年成人が増加してい ることが示唆されるデータである。		

概要図書式

提案番号(6桁)

243201

L001-2 静脈麻酔2の調整

< 医療安全>

静脈麻酔3は小児の鎮静関連医療事 故を減少させない

(添付2 事故統計)

深鎮静に専従できる る麻酔科医の不足

(参考文献1、5)

モニタリングの 強化勧奨

(参考文献1、2)

「危険な赤字手技」 としての小児深鎮静 (添付3 外保連試算)



基礎点増点・加算上限年齢の緩和

+200点

6歳→9歳

と同時に

モニター機器要件・医師要件の追加



費用負担を抑制しつつ、 麻酔科医が立ち会えない多くの状況でも より安全な小児深鎮静を確立する。

< 年齡要件>

学童鎮静の 需要増加

(参考文献5)

散発する学童の 医療事故

(添付2 事故統計)

鎮静合併症は年齢 依存性ではない?

(参考文献4)

	产水区和肝温度不已(水区水平及1777				
1	整理番号 ※事務処理用	244201			
	提案される医療技術名		小児科外来診療料		
	申請団体名		日本小児科医会		
	主たる診療科(1つ)	22小児科			
提案される医療 技術が関係する 診療科	眼球ナス外体科(2つナス)	20小児外科			
10 100 1-1	関連する診療科(2つまで)	01内科			
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有		
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和2年度		
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	小児科外来診療料			
追加のエビデンスの有無			有		
診療報酬区分		В			
診療報酬番号		001-2			
再	(評価区分(複数選択可)	1 - A 算定要件の拡大(適応疾患等の拡大) 1 - B 算定要件の拡大(施設基準) 1 - C 算定要件の拡大(回数制限) 2 - A 点数の見直し(増点) 2 - B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択		
	る医療技術の概要 (200字以内) 200	①初診と再診料の点数の増額。②1000点以上の高額に 点以上の検査と処置・手術(肘内障整復術等)の出来7	なる検査の費用の出来高算定。③、高額の薬剤等の費用の出来高算定。④急性増悪時の550 高算定。⑤第2章第2部在宅 救急搬送料の包括外への見直し。 ⑥診療情報提供料 (I) の 更。⑧時間外対応加算を届出の医療機関は初診料と再診料の時間外加算の減額規定の見直		
文字数: 200 再評価が必要な理由		る診療所の減少による医療提供体制の崩壊を防ぐため、 ① 初期診療での迅速検査やアレルギー検査のニスプ 的診者数が自ずと制限されるため、診療単価の増額を取 料、小児かかり口診療料)のいづれでも初診時と再 等、は採算が合わず、算定対象とはならない場合とし ず、出来高算定と変更が必要である。④急性増悪時の見 を、第第部在宅度療、604枚急騰送料、1位包括外への の の の の の の の の に で さ の の に と が の に と に と に と に と に と に と に と に を は に を に と に と に を に と に を に と に を に を に を	向上、院内感染対策での衛生材料費の増加、予約管理により特合室での密を避けるため、受める。つまり、A項目基本診療料(初診料と再診料)、B項目医学管理料(小児科外来診療 診時の増額が必要。②1000点以上の高額な検査(アレルギー検査、食物アレルギー負荷試験 て出来高算定への見直し。③院内処方の医療機関では高額の処方や長期処方の採算が取れ 505点以上の検査を処置・手術(附内障整復術等)の出来高算定、及び、⑤重症児の緊急撤 直しが必要である。医師同乗の場合は、その間の診療ができなくなるため、その対応に対す 進として、病診連携には診療情報が重要であり、診療情報提供料の算定がどの機関でも 包括外への見直しが必要である。⑦小児特定疾患カウンセリング料が包括されたことによい が制限されるので、出来高算に見直す必要がある。例小児かかりけ診療料を届け出てい 外で診療した時に時間外類が原外が多のと		

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	①処方箋交付する場合 初診料599点 再診料406点 処方箋交付しない場合 初診料716点 再診料524点 →処方箋を交付する場合 初診料699点 再診料506点 処方箋交付しない場合 初診料816点 再診料624点に増点。(乳幼児感染予防特例加算に相当する分)②当管理料の算定対象としない場合として、1000点以上の高額な検査(アレルギー検査、食物アレルギー負荷試験等)を指定する。③高点数の変剤等の費用の出来高算定。④急性増悪時の550点以上の検査と処置・手術(肘内障整復術等)は包括外で出来高算定。⑤第2部在宅医療 0004教急搬送料は包括外で出来高算定。⑥息009診療情報提供料(I)の包括外で出来高算定。⑦小児特定疾患カウンセリング料の算定時は、当管理料の算定対象としない場合と指定する。⑧時間外対応加算を届け出している場合は、A000初診料の注7及び注8、A001再診料の注5及び注6、A002外来診療料注8及び注9にある時間外加算、休日加算、深夜加算の除外規定を免除。	
	B001-2 小児科外来診療料で処方箋交付している医療機関でも、処方箋の交付がない場合は処方箋交付しない場合としての算定となる。1000点 以上の高額な検査(アレルギー検査、食物アレルギー負荷試験等)、急性増悪時の検査と処置・手術、0004救急搬送料、診療情報提供料(I)、 B001 4小児特定疾患カウンセリング料は包括内で算定。当該管理料を算定時は初診料、再診料の時間外加算、休日加算、深夜加算の滅額規定がある。	
診療報酬区分 (再掲)	В	
診療報酬番号 (再掲)	001-2	
医療技術名	小児科外来診療料	

「		治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	患者一人ごとの診療単価が改善して診療所の経営が安定する。採算性の合わない検査や医学管理料、重症児の対応時の検査や処置・手術、救急搬送料への評価が行われることにより、質の高い医療が期待できる。高額な処方と長期処方を行った場合も適正な評価が行われる。小児かかりつけ診療料を届出ている医療機関で、小児科外来診療料を算定する場合、時間外や夜間に対応した場合に小児科特例の加算対象とならないのは、時間外対応加算を届け出ている医療機関には適正ではない。以上の課題が改善される。	
本書を他の変化 ※下記のように確定した根拠  あることから書及及は大きくは変わりないと考えられる。  本語のように確定した根拠  東江 「前の正例数(人) ・ 日本の主角に発生される。 ・ 日本の主角に発生される。 ・ 日本の主角に表現の正式の主角に表現の正式の主角に表現を大きなのよう。 ・ 日本の主角に表現の主角に関連して、一般を発展する。 ・ 日本の主角に表現の主角に関連して、一般を発展を大きなのよう。 ・ 日本の主角に表現の主角に関連して、一般を発展を大きなの主ない。 ・ 日本の主角に表現の主角に対して、一般を発展を大きなの主ない。 ・ 日本の主角に表現の主角に対して、一般を発展を大きなの主ない。 ・ 日本の主角に表現の主義に対して、の様性を対した。 ・ 日本の主角に表現の主義に対して、の様性を対した。 ・ 日本の主角に表現の主角に対して、の様性を対した。 ・ 日本の主角に表現の主義に対して、の様性を対した。 ・ 日本の主角に表現の主義に対して、の様性を対した。 ・ 日本の主角に表現の主義に対して、の様性を対した。 ・ 日本の主角に表現の主義に対して、の様性を対して、の様性を対した。 ・ 日本の主角に表現の主義に対して、の様性を対して、の様性を対して、の様性を対して、の様性を対して、対象を行なし、対象を行なし、対象と行なし、対象と行なし、対象と行なし、対象と行なし、対象と行なし、対象と行なし、対象と行なし、対象と行なし、対象と行なし、対象と行なし、対象と行なし、対象と行なし、対象に対して、 ・ 日本の主角に重要に対して、・ 日本の主角に表現の主角に対して、 日本の主角に表現の主角に対して、 ・ 日本の主角に出現の主角に対象を対して、 ・ 日本の主角には、 日本の主角に対して、 日本		ガイドライン等での位置づけ	〇平成19年度小児科外来診療料の出来高置き換え調査報告書によると、出来高と包括算定及び院外処方と開外処方とに開発があり、計算では、アレルギー疾患等)や包括群の変異は少ない。包括群での疾患の偏り(端息、アレルギー疾患等)や包括群での検査の自制が考えられる。今後、迅速検査、アレルギー検査の音及抗アレルギー剤の長期投与等により、包括群の優位性の確保は難しい。また、平成12年度と平成14年度16行った調査結果と比較しても包括群は出来高群に比較して優位性は後退している。〇令和2年からのコロナ禍で、衛生材料費や迅速検査等の材料費、医療廃棄物の処理費用が増えており、益々の任哲算定の優位性はなくなる。当該管理料の算定をしない医療機関が増える可能性があり、結果的に、小児かかりつけ診療料を届け出る医療機関が増えるいことになり、かかりつけ機能や医療機能の分化を目指した、今後の医療体制の発展に支障が生しる。〇「新型コロナウイルス感染症における小児科医業経営実態調査」では、令和2年3月と4月は前年度に比べて、3月で総件数は一22.1%、総点数一25.7%6、4月は総件数~35.0%6	
要化 現立し後の症例数(人) 鬼方茎交付あり、初診732万件 再診525万件 鬼方茎交付なし、初診271万円 再診108万件 年間実施回数の 東心等 現立し後の回数 (回) 鬼方茎交付あり、初診716万回 再診982万回 鬼方茎交付なし、初診271万円 再診108万件 年間実施回数の 東心等 現立し後の回数 (回) 鬼方茎交付あり、初診716万回 再診982万回 鬼方茎交付なし、初診294万回 再診187万回 まってきない。 地方茎交付あり、初診716万回 再診982万回 鬼方茎交付なし、初診294万回 再診187万回 まる まってきない はまっている場合における心理づけ まる まってきない まっている まった とのまったい ときない ときない とりまったい とりまたい とりまったい とりまたい		推定した根拠	しかし、包括算定は採算性が低下し、専門的な診療を行う医療機関は出来高算定を選択されている傾向にある。平成30年に小児抗菌薬適正使用支援加算や初診料機能強化加算(小児かかりつけ診療料)が導入されたものの、重症患者やエコーなどの画像検査や内分泌検査などの専門的な診療を行う診療所では出来高制の方を選択されるケースがある。診療のスタイルに合わせて包括制と出来高制の選択が可能である。しかし、今回のコロナ禍で受診控えでの来院患者数の減少の上に、迅速検査等での診断を普段より積極的に行うことで検査材料費の増加や衛生物品等の医療廃棄物	
関連し後の庭例数(A) 処方箋文付あり、初診725万件 再診25万件 利診207万件 再診10万件  年間実施回数の 変化等  現画し後の回数(回) 処方箋文付あり、初診776万回 再診982万回 処方箋文付なし、初診294万回 再診187万回  更直し後の回数(回) 処方箋文付あり、初診776万回 再診982万回 処方箋文付なし、初診294万回 再診187万回  「医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		見直し前の症例数(人)	処方箋交付あり:初診732万件 再診525万件 処方箋交付なし:初診277万件 再診108万件	
要化等    関連し後の回数(回)	変化	見直し後の症例数(人)	処方箋交付あり:初診732万件 再診525万件 処方箋交付なし:初診277万件 再診108万件	
型直と後の回数 (回)		見直し前の回数(回)	処方箋交付あり:初診776万回 再診982万回 処方箋交付なし:初診294万回 再診187万回	
	見直し後の回数(回) 処方箋交付あり:初診776万回 再診982万回 処方箋交付なし:初診294万回 再診187万回		処方箋交付あり:初診776万回 再診982万回 処方箋交付なし:初診294万回 再診187万回	
- 施設基準 (技術の専門性 等を指まえ、必要と考えられる 制等)  - 発と消える。 (技術の専門性 等を指まえ、必要と考えられる (表別)  - 大田 (	<ul><li>・学会等における位置づけ</li></ul>		日本小児科医会が、2年ごとに行っている診療所小児科の医業経営実態調査であり、報告書が作成されて会員に周知されている内容である。また、全国都道府県の小児科医会社会保険委員会全国大会で内容について発表し、意見交換することで、周知できている。また、医会と学会で作成した小児科医療についての要望書を作成し、日本小児科医会長と日本小児科学会長から、厚生労働大臣宛に発出されている。	
要件名、項目 要件名、項目 に記載するこ と) (監験生数等) その他 (選守すべきガイドライン等その他の 要件) (影変全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度 日常的な診療行為であり、安全性は変わらない。 (問題点があれば必ず記載) 日常的な診療行為であり、安全性は変わらない。 (問題点があれば必ず記載) 特記事項なし ただし、6歳未満で医療費の補助のない地域では、一部負担金が増額する可能性がある。 見直し前 処方箋交付する場合 初診料599点 再診料406点 処方箋交付しない場合 初診料716点 再診料524点 処方箋交付する場合 初診料699点 再診料506点 処方箋交付しない場合 初診料516点 再診料524点 処方箋交付する場合 初診料699点 再診料506点 処方箋交付しない場合 初診料516点 再診料624点 当該管理料を算定しない場合として、「1000点以上の高額の検査(例、アレルギー検査、食物アレルギー負荷試験等)」、及び、「小児 カウンセリング料を算定したい場合とした。同じを指定と時」を指定といました。 裏面し後 電子の根拠 平成26年度、平成28年度での医素経営実能調査から、包括と出来高の比較で、レセプト平均点数の差は出来高の方が平成26 点で28年度は70点、平成30年度での医素経営実能調査から、包括と出来高の比較で、レセプト平均点数の差は出来高の方が平成26 点で28年度は70点、平成30年度での医素経営実能調査から、包括と出来高の比較で、レセプト平均点数の差は出来高の方が平成26 に関連すると、平成28年度は70点、平成30年度での医素経営実能調査から、包括と出来高の比較で、レセプト平均点数の差は出来高の方が平成26 に関連して減点 を対象が可能と を対象が可能を を対象が可能と		(標榜科、手術件数、検査や手術の体	地方厚生局長等に届け出た小児科(小児外科を含む)を標榜する保険医療機関(従前通り)	
と)	等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	(医師、看護師等の職種や人数、専門	特記事項なし	
・副作用等のリスクの内容と頻度  □ 常的な診療行為であり、安全性は変わらない。  (問題点があれば必ず記載)  見直し前  処方箋交付する場合 初診料599点 再診料406点 処方箋交付しない場合 初診料716点 再診料524点  処方箋交付する場合 初診料699点 再診料506点 処方箋交付しない場合 初診料816点 再診料524点  処方箋交付する場合 初診料699点 再診料506点 処方箋交付しない場合 初診料816点 再診料624点  当該管理料を算定しない場合として、「1000点以上の高額の検査 (例、アレルギー検査、食物アレルギー負荷試験等)」、及び、「小児の場合を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を		(遵守すべきガイドライン等その他の	特記事項なし	
(問題点があれば必ず記載)  ただし、6歳未満で医療費の補助のない地域では、一部負担金が増額する可能性がある。  処方箋交付する場合 初診料599点 再診料406点 処方箋交付しない場合 初診料716点 再診料524点  処方箋交付する場合 初診料699点 再診料506点 処方箋交付しない場合 初診料816点 再診料524点  出該管理科を算定しない場合として、「1000点以上の高額の検査(例、アレルギー負荷試験等)」、及び、「小児カウセリング料を算定した時」を指定する 高額の薬剤の費用、急性増悪時の550点以上の検査と処置・手術(肘内障整復術等)、C004救急搬送料、B009診療情報提供料(I)は包ま定時間外対応加算を届け出している場合は、A000初診料の注7及び注8、A001再診料の注5及び注6、A002外未診療料注8及び注9にある時間外目加算、深夜加算の除外規定を免除  平成26年度、平成28年度、平成30年度での医業経営実態調査から、包括と出来高の比較で、レセプト平均点数の差は出来高の方が平成26点、平成28年度は70点、平成30年度は69点であった。出来高の医療機関はアレルギーなどの専門的な診療をするなど検査等に積極的な影でいる傾向があると推測されている。乳幼児感染予防特例加算100点分の増点を希望する。  ②関連して減点  や削除が可能と  (5) その他(右欄に記載。)  該当なし  (5) ままなし  (5) ままなし  (5) ままなし			日常的な診療行為であり、安全性は変わらない。	
②点数等見直しの場合  ②点数等見直しの場合  ②点数等見直しの場合  ②点数等見直しの場合  ②点数等見直しの場合  ②点数等見直しの場合  ②点数等見直しを  ②点数等見直し後  ②直し後  ②直し後  ②直し後  ②直し後  ②回数  ②回数  ②回数  ②回数  ②回数  ②回数  ②回数  ②回				
当該管理料を算定しない場合として、「1000点以上の高額の検査(例、アレルギー検査、食物アレルギー負荷試験等)」、及び、「小児力・ウンセリング料を算定した時」を指定する 高額の薬剤の費用、急性増悪時の550点以上の検査と処置・手術(肘内障整復術等)、C004救急搬送料、B009診療情報提供料(I)は包また 高額の薬剤の費用、急性増悪時の550点以上の検査と処置・手術(肘内障整復術等)、C004救急搬送料、B009診療情報提供料(I)は包また 実施 では では では いっぱい では		見直し前	処方箋交付する場合 初診料599点 再診料406点 処方箋交付しない場合 初診料716点 再診料524点	
その根拠 点、平成28年度は70点、平成30年度は69点であった。出来高の医療機関はアレルギーなどの専門的な診療をするなど検査等に積極的な診 ている傾向があると推測されている。乳幼児感染予防特例加算100点分の増点を希望する。 図分 その他(右欄に記載。) 該当なし を削除が可能と 番号		見直し後	当核管理料を算定しない場合として、「1000点以上の高額の検査(例、アレルギー検査、食物アレルギー負荷試験等)」、及び、「小児特定疾患 力ウンセリング料を算定した時」を指定する 高額の薬剤の費用、急性増悪時の550点以上の検査と処置・手術(肘内障整復術等)、C004教急搬送料、B009診療情報提供料(I)は包括外で算 定 時間外対応加算を届け出している場合は、A000初診料の注7及び注8、A001再診料の注5及び注6、A002外来診療料注8及び注9にある時間外加算、休	
<ul> <li>⑨関連して減点</li> <li>や削除が可能と</li> </ul> (数当なし)		その根拠	平成26年度、平成28年度、平成30年度での医業経営実態調査から、包括と出来高の比較で、レセプト平均点数の差は出来高の方が平成26年度は27 点、平成28年度は70点、平成30年度は69点であった。出来高の医療機関はアレルギーなどの専門的な診療をするなど検査等に積極的な診療を行っている傾向があると推測されている。乳幼児感染予防特例加算100点分の増点を希望する。	
や削除が可能と   <u>電子                                  </u>	@BB#1	区分	その他(右欄に記載。) 該当なし	
	や削除が可能と			
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む) 具体的な内容				

	<b>ポニュフノ</b> ナフ	增 (+)	
	プラスマイナス 予想影響額 (円)	項 (十) 29.900.000.000	
⑩予想影響額	その根拠	令和元年 社会医療診療行為別統計 令和元年6月審査分 医科診療 第19表 医科診療(診療所総数-2一般医療)によると、小児科外来診療料で、処方鑑交付する場合、初診時(572点):実施件数は61万件で、回数は65万回、点数は3.6億点、再診時(383点):実施件数は43万件で、回数は82万回、点数は3.1億点である。処方箋交付しない場合、初診時(682):実施件数は23万件で、回数は24万回、点数は1.7億点、再診時(483点):実施件数は9万件で、回数は10万回、点数は1.8億点である。令和元年67回のデータを元に、年間の算定点数を計算すると、今和元年67回のデータを元に、年間の算定点数を計算すると、今和元年67回の第一の表に、年間の算定点数を計算すると、今和元年7回の第一次を元に、年間の第定点数を計算すると、今和元年7回の第一次を元に、全間の第定件数と回数を令和元年と同程度と仮定した費用を計算すると、1172億円となる。提案する増点額を「処方箋を付する場合 初診料699点 再診料506点 成分箋交付しない場合 初診料816点 再診料506点 無診料506点 大田元年67回程度と仮定した費用を計算すると、1172億円となる。提案する増点額を「処方箋を交付する場合 初診料819点 再診料506点できる。	
	備考	○小児科標榜の医療機関は7割程度で、それ以外に内科等でも算定されている。○令和2年のコロナ禍で受診者数は激減し、レセプト数からも小児科は一番影響を受けている。令和2年の算定件数と回数はまだ公表されていない。コロナ禍以前の来院患者数に戻らない可能性がある。○令和元年と今回の 安望額の比較では、59億円の増額が予想されたが、実際は算定件数が下がったことから推測よりも減額になっている。○今和元年と今回の 要望額の比較では、299億円の増額予想であるが、コロナ禍での経営損失を補填するには必要な金額である。○小児科の外来で使用される医薬品は割削の件数では500点以下で、その内、100点未満の件数は57%ある。○「1000点以上の商額の検査(例、アレルギー検査、食物アレルギー負荷試験等)」、及び、「小児特定疾患カウンセリング料を算定した時」急性増悪時の550点以上の検査と処置・手術(肘内障整復術等)、2004教急搬送料、8098診療情報提供料(I)の件数を予想することは禁止し、○時間外対応加算を届け出している医療機関は、令和元年度の調査で、時間外対応加算を算定しているのは44.8%で、内訳は加算1で37.8%、加算2で42.8%、加算3で2.0%であった。A000初診料の注7及び注8、A001再診料の注5及び注6、A002外来診療料注8及び注9にある時間外加算、休日加算、深夜加算の除外規定を免除を受ける件数も推測が難しい。	
①算定要件の見直 品、医療機器又は	し等によって、新たに使用される医薬 体外診断薬	特記事項なし	
⑫その他		特記事項なし	
⑬当該申請団体以 団体名)、代表的	外の関係学会(共同提案学会名、関連 研究者等	日本小児科学会	
	1) 名称	令和元年度診療所小児科の医業経営実態調査 報告書	
	2) 著者	令和2年1月(公社)日本小児科医会社会保険委員会	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	報告書 令和2年1月 50-56ページ	
①参考文献 1	4) 概要	小児科外来診療料の採用率は回答者全体で79.0 (前回調査平成29年度74.3) %、常動医1眼の小児科無償診療所で80.7 (77.3) %と前回の調査より増加した。平成9年度における小児科外来診療料導入後初の調査では、その採用率は64%であったが、平成12年からの調査では75%前後を推移し、日本小児科医会社会保険委員会による平成19年度のレセプト置き換え調査 (同一レセプトを出来高と包括で点の数を置き換えて比較する)では、出来高と包括の信息報をでは、日本の地域が、日本の地域が、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは	
	1) 名称	平成19年度診療所小児科の医療経営実態調査 小児科外来診療料の出来高置き換え調査報告書	
①参考文献2	2) 著者	(社) 日本小児科医会 医療経営委員会、社会保険委員会 報告書	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	報告書 平成19年度 37-46ページ	
	4)概要	出来高と包括算定及び院外処方と院内処方の4群で比較した場合、初診と再診を合わせるとトータルで出来高と包括での差異は少ない。包括群で の疾患の偏り(端島、アレルギー疾患等)や包括群での検査の自制が考えられる。今後、迅速検査、アレルギー検査の普及抗アレルギー剤の長期 投与等により、包括群の優位性の確保は難しい。また、平成12年度と平成14年度に行った調査結果と比較しても包括群は出来高群に比較して 優位性は後退している。	
	1) 名称	成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針	
	2) 著者	令和3年2月9日 閣議決定	
(1)参表文献?	3)雑誌名、年、月、号、ページ	報告書 令和3年2月 10-12ページ	
④参考文献3	4)概要	子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医機能の普及とともに小児初期救急センターや小児救急医療拠点病院、小児救命救急センター等の整備とともに、休日・夜間における小児の症状等に関する保護者等の相談に対し小児科医・看護師等が電話で助言を行う「子ども医療電話相談事業 (#8000事業)」の整備を支援する事などにより、小児医療体制の充実を図る。	
	1)名称 2)著者	新型コロナウイルス感染症における小児科医業経営実態調査 日本小児科医会 社会保険委員会	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本小児科医会ニュース 2020年 No70 19-21ページ	
①参考文献4	4) 概要	令和2年3月と4月は前年度に比べて、3月で総件数は-22.1%、総点数-25.7%、4月は総件数-35.0%、総点数-38.2%と受診控えによる収入の減少がみられた。 緊急事態宣言8都道府県では3月は争点数字-35.5% (総件数-31.0%) で緊急事態宣言なしの他県 (39県) より12%減少し、4月は総点数-50.8% (総件数-45.7%) で緊急事態宣言なしの他県よりも15%減少していた。 水来受診の動向については99.2%が「外来患者が減った」と回答し、約半数 (47.5%) では40%以上患者数が減少していた。 新型コロナ感染拡大により患者数が激減し、感染防止 (施設整備や備品の購入) の徹底によるコスト増も重くのしかかり小児科診療所は厳しい経 営状況に陥っている。特に緊急事態宣言発令後は、さらに受診抑制がかかり医業収入の減少が加速した。	
	1) 名称	社団法人 日本小児科医会 小児医療の今後を考える委員会報告書	
	2) 著者	日本小児科医会小児医療の今後を考える委員会	
④参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	報告書 平成19年4月1日 14-18ページ	
	4) 概要	IV、今後小児科医会が取り組むべき事業 基本的には、小児医療の進歩をすべての子ども達が地域の隔てなく享受できるように、また、社会全体で、子供を産み育んで行ける社会的基盤整備が可能となるような視点で、小児科医のみならず、医療従事者、保育従事者、学校関係者等々広く子どもに携わる人たちが連携して行けるような取り組みが必要であると考える。 1、子育て支援事業 (1) 地域における子育て支援対策 (2) 出生前・乳幼児期の子育て支援、(3) 学校期の子育て支援対策(4) 思春期までの一貫性のあるシステムつくり 2、地域支援事業(1) 小児教急(2) 地域医療連携システム(3) 感染症・予防接種対策(4) こころの問題・虐待問題 3、小児科医の教育、研修事業 4、その他 小児給付率 医療費助成制度の整備 自治体への働きかけ	
		5 - 10 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	

提案	提案番号(6桁)	申請技術名			申請学会名	
244201		小児科外来診療料	診療料		日本小児科医会	
			★ ·	(対照表) 小児科外来診療料	改定要望事項	
項目	名			現行	改定要望	
対象	対象患者			入院中以外の患者(6歳未満の乳幼児に限る)	(S)	
処方	処方箋交付する場合	加	初診時	2669点	699点	
			再診時	406点	506点 高小旧传统 5 叶井阳47 佐一七	< h
処方	処方箋の交付しない場合	よい場合	初診時	716点	816点       計划児際架予的特例加昇に相当する労	田当りの分
			再診時	524点	624点	
算定	算定要件			厚生労働大臣が定める施設基準に適合し 外科を含む)を標榜する保険医療機関	しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科	科(小児
算定	算定対象とはならない場合	らない場合		小児かかりつけ診療料、在宅療養指 導管理料、厚生労働省が定める薬剤 を投与している場合	小児特定疾患カウンセリング料(追加)	
厚生	厚生労働省が定める薬剤	りる薬剤		パリズマビブを投与している患者 (投与当日に限る)	厚生労働省が定める検査(追加) 1000点以上の検査(例)アレルギー検査、食物アレルギー負荷試験等)	アレルギー
	初診、再診 休日加算、	初診、再診での時間外加算、 休日加算、深夜加算	\加算 <b>、</b>	減算の規定あり	時間外対応加算を届出ている医療機関は免除	
印	地域連携小	地域連携小児夜間休日診療料	1診療料	出来高		
指 t	院内トリアージ加算	7ージ加算		出来高		
<u> </u>	夜間休日救	夜間休日救急搬送医学管理料	5管理料	出来高		
、丑	診療情報提	診療情報提供料(肛)(皿)	(皿	出来高	診療情報提供料(I)(追加)	
米幅	急性增悪時	ᆅ		包括内	550点以上の検査、処置、手術(肘内障整復術等)は出来 高算定	りは出来
	7	救急搬送診療料	診療料	包括内	出来高	
	在七区点	往診料		出来高		
初診料	※ 機能強化加算	と加算		不可		
小児	小児抗菌薬適正使用支援加算	吏用支援加拿	姍	月に1回 施設基準あり		

·	§理番号 ※事務処理用	244202	
	提案される医療技術名	小児かかりつけ診療料	
	申請団体名	日本小児科医会	
	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	88 to 7.50 to 7.10 to	20小児外科	
百岁75代十十	関連する診療科(2つまで)	01内科	
	・ 支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)			令和2年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	小児かかりつけ診療料	
追加のエビデンスの有無 有		有	
診療報酬区分			В
診療報酬番号		001–2–11	
再評価区分(複数選択可)		1-A 算定要件の拡大 (適応疾患等の拡大) 1-B 算定要件の拡大 (施設基準) 1-C 算定要件の拡大 (回数制限) 2-A 点数の見直し (増点) 2-B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 に対する場合、リストから〇を選択 〇 に対する場合、リストから〇を選択 〇 に対する場合、リストから〇を選択 に対する場合、リストから〇を選択 に対する場合、リストから〇を選択 に対する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 189		①初診時と再診時の点数の増額。②1000点以上の高点数になる検査(食物アレルギー負荷試験等)の費用を出来高算定。③高額の薬剤等の費用の 出来高算定。④急性増悪時の550点以上の検査と処置・手術(肘内障整復術等)の出来高算定。⑤第2章第2郡在宅 救急搬送料の包括外への見直 し。⑥診療情報提供料(I)の算定。⑦小児特定カウンセリング料を当管理料の算定対象としない場合として出来高算定。	
		る診療所の減少による医療提供体制の崩壊を防ぐための ①初期診療での迅速検査やアレルギー検査のニーズの所 路者数が制限されるため、診療単価の増額を求める。 かかりつけ診療料)のいづれでも初診時と再診時の増む び処置は包括外への見直しが必要である。 19時の19550点以上の検査や処置・手術(肘内障整復等	司上、院内感染対策での衛生材料費の増加、予約管理により待合室での密を避けるため、受 のまり、A項目基本診療料(初診料と再診料)、B項目医学管理料(小児科外来診療料、小児 類が必要。②1000点以上の高点数の検査(アレルギー検査、食物アレルギー負荷試験等)及 )医療機関では高点数の処方や長期処方の採貨が取れず、出来高算定が必要である。④緊急 )の算定や⑤重症児の緊急機送への評価の算定が必要である。医師同乗の場合は、その間 なめる。⑥小児特定疾患カウンセリング料が包括されたことにより、採算性が合わず、心身

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	①処方箋交付する場合 初診時631点 再診時438点 処方箋交付しない場合 初診時748点 再診時556点 一処方箋交付する場合 初診時731点 再診時538点 処方箋交付しない場合 初診時848点 再診時656点に増点。②1000点以上の高点数の検査(アレルギー検査、食物アレルギー負荷試験等)を当管理料の算定対象としない場合として指定する。③高点数の薬剤等の費用の出来高算定。④急性増悪時の550点以上の検査と処置・手術(肘内障整復術等)は包括外で出来高算定。⑤第2部在宅医療 C004救急搬送料は包括外で出来高算定。⑥小児特定疾患カウンセリング料の算定時は、当管理料の算定対象としない場合と指定する。	
	処方箋交付していない医療機関が院内処方を行わない場合の算定要件が変更され、処方箋を交付する場合の点数に減額された。1000点以上の高点 数の検査(アレルギー検査、食物アレルギー負荷試験)、急性増悪時の検査と処置・手術、0004救急搬送料、B001 4小児特定疾患カウンセリング 料は包括内で算定。	
診療報酬区分 (再掲)	В	
診療報酬番号 (再掲)	001-2-11	
医療技術名	小児かかりつけ診療料	

	治癒率、死亡率やQQLの改善等の長期予 後等のアウトカム	患者一人ごとの診療単価が改善して診療所の経営が安定する。アレルギー検査などの高額な検査を出来高算定することで、患者さんが説明に納得していただけて、子どもたちの未来にとっても小児科の未来にとっても、良い影響があり、包括制を選択していても、躊躇なく必要な検査が実施  うされるようになる。医学管理料、重症児の対応時の検査や処置・手術、救急搬送料への評価が行われることにより、質の高い医療が期待できる。 高額な処力を長期処力を行った場合も適正な評価が行われる。以上の課題が改善される、アレルギー検査などの検査を行うために、出来高制を選択していた医療機関が包括制を選択しやすくなるため、要件のハードルに見合った採算性と判断する医療機関が増えて、小児かかりつけ診療料を選択する医療機関が増えることが期待される。		
③再評価の根 拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載する。)	○医会と学会で作成した小児科医療についての要望書に、上記の内容が記載されコンセンサスを得ている。 ○平成19年度小児科外来診療料の出来高置き換え調査報告書によると、出来高と包括算定及び院外処方と院内処方の4群で比較した場合、初診と再診を合わせるとトータルで出来高と包括質定での検査の自制が考えられる。今後、迅速検査、アレルギー検査の普及抗アレルギー剤の長期を得きにより、包括群での疾患の値といまた、平成12年度と平成14年度に行った調査結果と比較しても包括群は出来高群に比較して優位性は後退している。○令和2年からのコロナ禍で、衛生材料費や迅速検査等の材料費、医療廃棄物の処理費用が増える可能性があり、結束的医療機能の分化を目指した。今後の医療体制の発展に支障が生える可能性があり、結果的に、小児かかりつけ診療料を届け出る医療機関が増えないことになり、かかりつけ機能や医療機能の分化を目指した。今後の医療体制の発展に支障が生じる。○「新型コロナウイルス感染症における小児科医薬経営薬腸調査」では、令和2年3月と4月は前年度に比べて、3月で総件数は一22.1%、総点数一25.7%、4月は総件数一35.0%、総点数一38.2%と受診控えによる収入の減少がみられた。○小児かかりつけ診療料の施設基準の届出を行っていない施設が、届出を行っていない理由として挙げたものは、次のとおりである。「専ら小児科または小児外科を担当するで調予防接種の実施」「超重症児・準超重症児への宅宅医療」「幼児性康診査の実施」「乳幼児に対する定期予防接種の実施」「超重症児・準超重症児への宅宅医療」「幼稚園の園医・保育所の猟肝医の就任」のうち3つ以上に該当という届出要件を満たせないから」が30.0%で最も多かった。「他に、「経営上のメリットが少ないから」が14.0%、「他院への通院状况等、把握しなければならない項目が多く、業務負担が重いから」が24.0%、「患者や患者家族に小児かかりつけ診療料の意義を理解してもらうのが困難だから」が24.0%、「読者や患者家族に小児かかりつけ診療料の意義を理解してもらうのが困難だから」が24.0%、「読みの見ちでわない場合の算定要件が見直されたから」が4.0%と採算性に関わる理由もあった。	
④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		平成28年に導入された医学管理料であり、施設要件等で届出を出す医療機関は平成元年7月で1529件である。また、医会の医業経営調査では8割の 医療機関が小児科外来診療料を選択されているところであるが、包括算定が採算性が低下し、迅速検査や専門的な診療を行う医療機関は出来高算 定を選択されている傾向にある。平成30年に小児抗菌薬適正使用支援加算や初診料機能強化加算(小児かかりつけ診療料)が導入されたものの、 重症患者やエコーなどの画像検査や内分泌検査などの専門的な診療を行う診療所では出来高制の方を選択されるケースがある。診療のスタイルに 合わせて包括制と出来高制の選択が可能である。しかし、今回のコロナ禍で、出来高算定を選択する医療機関が増える可能性がある。すべての小 児科診療所でもかかりつけ医としての役割を担っているものの、全齢等の制約があり、施設要件を満たせる医療機関は限られている。かかりつけ 医・かかりつけ医機能の推進にとって、小児かかりつけ診療料の普及は重要である。 処方箋交付あり:初診5.6万件 再診5.3万件 処方箋交付なし:初診2.1万件 再診1.2万件		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	(の症例数 (人) 処方箋交付あり:初診5.6万件 再診5.3万件 処方箋交付なし:初診2.1万件 再診1.2万件		
平向対象名数の 変化 見直し後の症例数(人) 処方箋交付あり:初診5.6万件 再診5.3万件 処方箋交付なし:初診2.1万件 再診1.2万件		箋交付なし:初診2.1万件 再診1.2万件		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	処方箋交付あり:初診6.1万回 再診10.6万回 処フ	5美交付なし:初診2.3万回 再診2.3万回	
変化等	見直し後の回数(回)	処方箋交付あり:初診6.1万回 再診10.6万回 処フ	5箋交付なし:初診2.3万回 再診2.3万回	
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	日本小児科医会が、2年ごとに行っている診療所小児科の医業経営実態調査であり、報告書が作成されて会員に周知されている内容である。また、全国都道府県の小児科医会会長宛にアンケート調査も行い、意見伺いして集約した。2人ごとの日本小児科医会社会保険委員会全国大会で容について発表し、意見交換することで、周知している。また、医会と学会で作成した小児科医療についての要望書を作成し、日本小児科医と日本小児科学会長から、厚生労働大臣宛に発出されている。		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと	して地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関(従前通り)	
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	特記事項なし		
に記載すること)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	特記事項なし		
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		日常的な診療行為であり、安全性は変わらない。		
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		特記事項なし ただし、6歳未満で医療費の補助のない地域では、一部	収益切全が増殖する可能性がある	
(山庭派3,004108	見直し前		処方箋交付しない場合 初診時748点 再診時556点	
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し後	加方箋交付する場合 初診時731点 再診時538点 処方箋交付しない場合 初診時848点 再診時656点 当該管理料を算定しない場合として、「1000点以上の高点数の検査(例、アレルギー検査、食物アレルギー負荷試験)」、及び、「小児特定疾患 カウンセリング料を算定した時」を指定する 高額の薬剤の費用、急性増悪時の550点以上の検査と処置・手術(肘内障整復術等)、C004教急搬送料は包括外で算定 (注)小児科外来診療料で、時間外対応加算を届け出している場合は、A000初診料の注7及び注8、A001再診料の注5及び注6、A002外来診療料注8 及び注9にある時間外加算、休日加算、深夜加算の除外規定があるが、その規定の免除が必要である。		
	その根拠	令和2年12月に実施された乳幼児感染予防対策特例加算100点に相当する増点を要望する。また、「1000点以上の高点数の検査(例、アレルギー検 査、食物アレルギー負荷試験)」、「小児特定疾患カウンセリング料を算定した時」、高点数の薬剤の費用、急性増悪時の550点以上の検査と処 置・手術(肘内障整復術等)、C004救急搬送料、B009診療情報提供料(I)を出来高算定にすることで、必要な検査を躊躇なく実施することができ、患者と家族にきちんと根拠を持って説明する事ができて、患者満足度が上がる。包括制を選択する医療機関が増えて、小児かかりつけ診療料を届け出る医療機関が増える。		
9関連して減点	区分	В		
や削除が可能と	番号	001-2	i	
1人門 (コ欧区派	技術名	小児科外来診療料		
技術を含む)	具体的な内容	小児科科外来診療料を届け出ている医療機関で小児か	かりつけ診療料を算定する分、小児科外来診療料の算定する件数は減る。	
		L		

	プラスマイナス	增 (+)
	予想影響額(円)	2,500,000,000円
⑩予想影響額	その根拠	令和元年 社会医療診療行為別統計 令和元年6月審査分 医科診療 第19表 医科診療 (診療所総数-2-般医療)によると、小児かかりつけ診療料で、処方箋交付する場合、初診時 (602点):実施件数は5.6万件で、回数は6.1万回、点数は3679万点、再診時 (413点):実施件数は5.2万件で、回数は10.6万回、点数は4361万点である。処方箋交付しない場合、初診時 (712):実施件数は2.1万件で、回数は2.3万回、点数は1628万点、再診時 (523点):実施件数は2.3万回、点数は1179万点である。今和元年の場合、初診時の(712):実施件数は2.1万件で、回数は2.3万回、点数は1628万点、再診時(523点):実施件数は2.3万回、点数は179万点である。令和元年度改定で「処方箋交付する場合、初診時(631点)、再診(438点)。処方箋交付しない場合、初診時(748点)、再診時(536点)に変更になったことから、令和2年の年間の算定件数と回数を令和元年の同程度と仮定した費用を計算すると、137億円となる。提案する増点額を「処方箋の交付の有無に関わらず、初診720点 再診530点。」とした場合は、推定163億円となり、令和2年の予想額と比べて年間26億円の増額で対応できる。
	備考	○令和2年のコロナ禍で受診者数は激減し、レセプト数からも小児科は一番影響を受けている。令和2年の算定件数と回数はまだ公表されていない。○令和元年と令和2年の比較では、7億円の増額が予想されたが、実際は算定件数が下がったことから減額になっている。○令和元年と今回の要望額の比較では、25億円の増額予想であるが、コロナ禍での経営損失を補填するには必要な金額である。○小児科の外来で使用される医薬品は9割の件数では500点以下で、その内、100点未満の件数は57%ある。必要な費用の推定は難しい。○「1000点以上の高額の検査(例、アレルギー検査、食物アレルギー負荷試験等)」、及び、「小児特定疾患カウンセリング料を算定した時」急性増悪時の550点以上の検査と処置・手術(肘内障整復術等)、C004救急搬送料、B009診療情報提供料(I)の件数を予想することは難しい。
⑪算定要件の見直 品、医療機器又は	・ 這し等によって、新たに使用される医薬 は体外診断薬	特記事項なし
⑫その他		特記事項なし
⑬当該申請団体以 団体名)、代表的	以外の関係学会(共同提案学会名、関連 内研究者等	日本小児科学会
	1) 名称	令和元年度診療所小児科の医業経営実態調査 報告書
	2) 著者	令和2年1月(公社)日本小児科医会社会保険委員会
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	報告書 令和2年1月 50-56ページ
⑭参考文献 1	4)概要	小児科外来診療料の採用率は回答者全体で79.0 (前回調査平成29年度74.3) %、常勤医1眼の小児科無償診療所で80.7 (77.3) %と前回の調査より増加した。平成9年度における小児科外来診療料導入後初の調査では、その採用率は64%であったが、平成12年からの調査では75%前後を推移し、日本小児科医会社会保険委員会による平成19年度のレセプト置き換え調査(同一レセプトを出来高と包括で点数を置き換えて比較する)では、出来意と包括の両者に明確な優位性は認められなくなってきていた。平成23年度道は、回答者全体で80.6%、常勤医18.0%診療所では84.5%と増加していた。しかし、医療技術、外来迅速検査の進歩などで、出来高に対する包括の優位性の幅は狭くなってきているためか、その後、回答者全体で10.6%、平成27年度77.6%、平成27年度78.5%、平成29年度77.3%とわずかに減少傾向を示していたが、今回の調査で再び増加した。これは平成25年度77.6%、平成27年度79.7%、平成29年度77.3%とわずかに減少傾向を示していたが、今回の調査で再び増加した。これは平成28年度改定で導入された小児かかりつけ診療料が、平成30年度改定で導入された小児かかりつけ診療料が、平成30年度改定により、要件緩和されたためと、新たに導入された小児抗菌薬訂正しよう支援加算及び、初診料機能強化加算によるところが大きいと考えられた。 月平均レセプト点数は回答者全体で809点、常勤医1名の小児科無床診療所で800点とほぼ変わりなかった。小児科外来診療料採用の有無で比較すると、回答者全体で81791 (前回調査795) 点、出来高847 (前回調査832) 点といずれも包括より出来高の方が、回答者全体で69点、常勤医1名の小児科無床診療所で56点多かった。
	1) 名称	成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針
<b>①参考文献</b> 2	2) 著者	令和3年2月9日 閣議決定
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	報告書 令和3年2月 10-12ページ
	4) 概要	子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医機能の普及とともに小児初期救急センターや小児救急医療拠点病院、小児救命救急センター等の整備とともに、休日・夜間における小児の症状等に関する保護者等の相談に対し小児科医・看護師等が電話で助言を行う「子ども医療電話相談事業(#8000事業)」の整備を支援する事などにより、小児医療体制の充実を図る。
	1) 名称	新型コロナウイルス感染症における小児科医業経営実態調査
	2) 著者	日本小児科医会 社会保険委員会
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本小児科医会ニュース 2020年 No70 19-21ページ
⑭参考文献 3	4) 概要	令和2年3月と4月は前年度に比べて、3月で総件数は-22.1%、総点数-25.7%、4月は総件数-35.0%、総点数-38.2%と受診控えによる収入の減少がみられた。 緊急事態宣言8都道府県では3月は総点数-35.5%(総件数-31.0%)で緊急事態宣言なしの他県(39県)より12%減少し、4月は総点数-50.8%(総件数-45.7%)で緊急事態宣言なしの他県よりも15%減少していた。 外来受診の動向については92.9%が「外来患者が減った」と回答し、約半数(47.5%)では40%以上患者数が減少していた。 新型コロナ感染拡大により患者数が激減し、感染防止(施設整備や備品の購入)の徹底によるコスト増も重くのしかかり小児科診療所は厳しい経営状況に陥っている。特に緊急事態宣言発令後は、さらに受診抑制がかかり医業収入の減少が加速した。
	1) 名称	令和2年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和2年度調査)の報告案について
①参考文献 4	2) 著者	中医協 検-2-2 3.3.24
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	かかりつけ医機能等の外来医療に係る評価等に関する実施状況調査 (その 1 ) 3.3.24 220-299
	4)概要	【図394】 小児かかりつけ診療料の施設基準の届出を行っていない施設が、届出を行っていない理由として挙げたものは、次のとおりである。「専ら小児科または小児外科を担当する常勤医師の配置に係る届出要件を満たせないから」及び「「在宅当番医等への参加による月1回以上の休日・夜間の診療」「市町村の乳幼児健康診査の実施」「乳幼児に対する定期予防接種の実施」「超重症児・準超重症児への在宅医療」「幼稚園の園医・保育所の震託医の試任」のうち3つ以上に該当という届出要件を満たせないから」が30.0%で最も多かった。最大の理由をみると、「専ら小児科または小児外科を担当する常勤医師の配置に係る届出要件を満たせないから」が26.3%で最も多かった。他に、「経営上のメリットが少ないから」が14.0%、「他院への適能状況等、比種しなければならない項目が多く、業務負担が重いから」が24.0%、「患者や患者家族に小児かかりつけ診療料の意義を理解してもらうのが困難だから」が24.0%、「院内処力を行わない場合の算定要件が見直されたから」が4.0%と探算性に関わる理由もあった。 【図402】 小児かかりつけ医機能を推進する上での課題として挙げたものは、「24時間対応を行うことが難しい・負担が大きい」が最も多く、小児かかりつけ診療料の届出施設が88.6%、未届出施設が78.0%を占めていた。その他、「加算等による医療機関側へのメリットが少ない」が40.0%あった。
	1) 名称	社団法人 日本小児科医会 小児医療の今後を考える委員会報告書
	2) 著者	日本小児科医会小児医療の今後を考える委員会
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	報告書 平成19年4月1日 14-18ページ
④参考文献5	4)概要	Ⅳ、今後小児科医会が取り組むべき事業 基本的には、小児医療の進歩をすべての子ども達が地域の隔てなく享受できるように、また、社会全体で、子供を産み育んで行ける社会的基盤整備が可能となるような視点で、小児科医のみならず、医療従事者、保育従事者、学校関係者等々広く子どもに携わる人たちが連携して行けるような取り組みが必要であると考える。 1、子育て支援事業 (1)地域における子育て支援対策 (2)出生前・乳幼児期の子育て支援、(3)学校期の子育て支援対策(4)思春期までの一貫性のあるシステムつくり 2、地域支援事業(1)小児救急(2)地域医療連携システム(3)感染症・予防接種対策(4)こころの問題・虐待問題 3、小児科医の教育、研修事業

